



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表..... 1

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人当真良明から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年 5月31日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	具	志 堅		透
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成 29 年度包括外部監査結果報告書

貸付金（貸付金の管理・回収も含む）に関する財
務事務の執行について

目次

第1部 包括外部監査の概要	5	第1 沖縄県土地開発基金貸付金	46
1 監査の種類	5	第2章 企画部の貸付金	51
2 監査人及び補助者	5	第1 地域総合整備資金貸付金	52
3 選定した特定の事件	5	第2 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金	60
4 監査対象事件の選定理由	5	第3 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金	66
5 監査の方法	6	第3章 環境部の貸付金	72
6 監査の対象年度	6	第1 公共関係事業資金貸付金	73
7 監査の実施期間	6	第4章 子ども生活福祉部の貸付金	80
8 利害関係	6	第1 母子福祉資金貸付金	81
9 監査の視点	6	寡婦福祉資金貸付金	
10 指摘・意見・コメントについて	7	父子福祉資金貸付金	
11 各貸付金の一覧表について	7	第2 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金	101
第2部 総論	10	第3 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金	110
第1章 自治法上の貸付金及び債権について	10	第5章 農林水産部の貸付金	117
1 自治法上の貸付金の意義	10	第1 沖縄県農業改良資金貸付金	118
2 自治法上の「債権」の意義と分類	10	第2 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金	131
3 公債権と私債権の区分の基準	11	第3 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金	145
4 貸付金の行政上の機能	12	第4 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金	158
5 貸付金(私債権)の管理等についての処理基準(法令の定め)	12	第5 沖縄県就農支援資金貸付金	168
第2章 監査の結果と意見	16	第6章 商工労働部の貸付金	174
1 県の貸付金の概要	16	第1 商工労働部の貸付金の概要	175
2 県の貸付金の現状と問題点(1) — 「滞納金」と「回収率」	18	第2 沖縄県単融資制度資金貸付金	177
3 県の貸付金の現状と問題点(2) — 債権放棄、免除、不納欠損について	27	第3 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金	198
4 県の貸付金の現状と問題点(3) — 遅延損害金・違約金の調定について	32	第4 沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金	210
5 県の貸付金の現状と問題点(4) — その他	36	第5 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金	220
6 民法改正と貸付金管理	40	第6 沖縄県中小企業高度化資金貸付金	237
第3部 各論(個別貸付金の監査)	45	第7 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金	251
第1章 総務部の貸付金	45		

第7章 保健医療部の貸付金	256
第1 沖縄県医師修学資金等貸付金	257
第2 沖縄県看護師等修学資金貸付金	262
第8章 土木建築部の貸付金	271
第1 沖縄県住宅供給公社貸付金	272
第2 都市モノレール整備資金貸付金	278
都市モノレール建設事業資金貸付金		
都市モノレール事業資金貸付金		
第9章 教育委員会の貸付金	287
第1 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金	288
第2 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金	293
沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金		
第4部 監査結果のまとめ	303

凡例

- ▽ 法令名
 - 自治法＝地方自治法
 - 施行令＝地方自治法施行令
- ▽ 沖縄県の条例・規則・マニユアル
 - 財務規則＝沖縄県財務規則
 - 標準マニユアル＝適切かつ能率的な債権管理のための標準マニユアル
- ▽ 文献
 - 藤田・総論＝藤田宙靖「行政法総論」(青林書院、平成25年10月)
 - 松本・逐条＝松本英昭「新版逐条地方自治法・第9次改訂版」(学陽書房、平成29年10月)
 - 債権管理＝東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編「自治体のための債権管理マニユアル」(ぎょうせい、平成20年7月)

第1部 包括外部監査の概要

1 監査の種類

自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2 監査人及び補助者

包括外部監査人	堂真 良明 (弁護士)
同補助者	田村 ゆかり (弁護士)
同補助者	中尾 義孝 (弁護士)
同補助者	横井 理人 (弁護士)
同補助者	伊川 孝枝 (弁護士)
同補助者	今福 聡 (弁護士)

3 選定した特定の事件

「貸付金（貸付金の管理・回収も含む）に関する財務事務の執行について」

4 監査対象事件の選定理由

県においては、総務部、企画部、環境部、子ども生活福祉部、農林水産部、商工労働部、保健医療部、土木建築部、教育委員会等において、産業振興、社会福祉、学業支援等の政策目的の実現のために貸付を行っている。

県の貸付金の額は、平成28年度沖繩県歳入歳出決算書の「平成27年度沖繩県一般会計歳入歳出決算書」の歳入のうちの諸収入の「貸付金元利収入」の調定額によれば金125億4337万2190円となっており、歳入合計額（調定額）7701億2656万1306円の約1.628%であり予算中の相当額を占めている。

なお、上記平成28年度沖繩県歳入歳出決算書付属の財産に関する調書の「債権」の平成28年度末現在高は計268億3569万5000円となっており（当該額には他の債権が含まれるもののは大半は貸付金残高である）、上記の「貸付金元利収入」の調定額の約2.14倍となっている（この差異からは相当額の滞納貸付金の存在が懸念される）。

貸付金は、一定額の貸付と償還を繰り返すことにより、多数の県民及び事業者等に繰り返し資金を提供することが可能である。他方、貸付金は渡しまりの補助金や助成金等と異なり、返還・回収を前提とした金員の交付であり、貸付資金が滞り回収され、回収が完了して初めて制度が継続的に機能するものである。従って、貸付金の管理・回収状況などの現状については不連続的・断片的に機能するものである。記が必要である。

県の包括外部監査の監査アーマーについては、貸付金については、平成11年度において監査ア

ーマとして選定されているが、それから18年経過していること、社会経済情勢の変化に伴い政策目的等にも変化があると考えられることから、貸付金制度について横断的・網羅的に検証することは有意義であると考えて、本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

5 監査の方法

- 1) 対象関係部局へ根拠条例、要綱、契約書、台帳、マニュアル等の関係書類の提出依頼
- 2) 関係書類、証憑の検討
- 3) 関係部局への調査票（貸付金調査票）による調査（アンケート調査）の実施
- 4) 関係部局等へのヒアリングの実施
- 5) 関係部局への補充の質問
- 6) その他、監査人が必要と認めて実施する手続

6 監査の対象年度

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）。

但し、必要があれば他の年度についても監査の対象とした。

7 監査の実施期間

平成29年7月から平成30年3月20日まで

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査対象事件について、自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

9 監査の視点

貸付金の趣旨及び目的に沿った事務の執行が行われているかという視点から、以下の問題意識をもって監査を実施する。

- 1) 貸付金は各政策目的を達成するために有効に機能しているか
- 2) 貸付要綱等で、貸付の目的、対象事業、貸付先及び貸付の条件は明確になっているか
- 3) 貸付の審査手続は適正に実施されているか
- 4) 貸付金の管理は効率的にこなされているか
- 5) 免除、履行期限の延長が適正になされているか
- 6) 不納欠損処理、債権放棄が適切になされているか
- 7) 貸付先の指導、監督は適切になされているか

(8) 資料の作成、保存状態は適切か

(9) 貸付金の開示は適切にこなされているか

(10) 貸付先に対する情報が適切に入手され、管理に活用されているか

(11) 有効性、効率性、経済性の観点から見直すべきものがないか

10 指摘・意見・コメントについて

本監査報告書における「指摘」、「意見」及び「コメント」の意義は次のとおりである。

- (1) 指摘 当該事項については適法性・妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えるものである。
- (2) 意見 当該事項については、直ちに適法性・妥当性に問題があるとは考えないが、是正の検討をすることが合理的と考えられるものである。
- (3) コメント 指摘、意見に該当しないもので参考となりうると考えるものである。

11 各貸付金の一覧表について

貸付金名	沖縄県看護専門学校等修学資金貸付金
担当部署(部及位置)	保健医療部保健医療事務課
貸付開始年度	昭和47年度
根拠規定(法律、条例、要綱等)	沖縄県看護専門学校等修学資金貸付条例施行規則
マニュアル、手引き等	沖縄県看護専門学校等修学資金債権管理マニュアル(平成28年度作成)
貸付金の目的	沖縄県看護専門学校等修学資金債権管理マニュアル(平成28年度作成)第4条第2項第2号に基づき、当該修学資金貸付金の貸付に際して、当該修学資金貸付金の債権管理を行うこととする。
貸付対象	看護職員を養成する大学、学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者、将来関係内において看護職員の業務に従事しようとする者
財源(債、国、その他のいずれか)	県一般財源及び施設整備費総合基金(H24～H27は施設整備基金)
貸付の方法	県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか
貸付条件	前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法
返済猶予の県の債権管理方法	返済猶予が年度貸付であるか否か
返済内部保証等の担保事項の有無及び内容	在学5年毎毎年度外部保証において、本取金が多額であることから、適切な債権管理を行うとともに償還に努める必要がある旨の覚書が付けられた。
貸付業務及び債権管理業務に充当する職員数	1人
広域の連携及び内務債権管理業務に関する簡明図表の有無	県内養成校への通知、H.P掲載なし

貸付の条件	①看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者 ②県内養成校において、当該修学資金貸付金の債権管理を行うこととする者 ③世帯所得(同一世帯の合計)の合計が500万円未満の者 ④県外での就職が条件となっていない者
利息の有無	無
利息の利率(年)	無
連延損害金規定の有無	無
連延損害金の利率(年)	無
借入人の選否	要
契約担保の選否	要
債権管理方法	養成校修学生については貸付を受ける期間に準ずる期間内に、修学債権修学生について10年以内の期間内に、且県内は半年度毎に第1回返済により返済
償還方法(元1年償還/半年償還)	有
償還元金規定の有無	有
償還元金規定の利率	無
借入者の保証責任規定の有無	無

本取資金の貸付業務及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	子算額(円)	132,384,000	131,428,000	144,300,000	131,348,000
貸付実績(円)	66,400,000	66,400,000	66,400,000	66,400,000	66,400,000
貸付実績(件)	152,273,406	131,283,406	144,063,406	131,147,404	134,205,404
貸付件数(件)	300	284	284	243	249
回収すべき金額(当年度分) A	9,888,000	6,175,000	3,717,083	8,307,250	7,103,166
回収済み金額(当年度分) B	8,697,200	5,050,200	3,428,083	8,084,250	7,043,166
回収すべき金額(過年度分) C	9,377,732	10,044,732	10,717,732	10,471,732	10,233,732
回収済み金額(過年度分) D	823,800	451,800	535,000	481,000	290,000
回収差(B+C) / (A+D)	47,86	33,97	33,97	45,50	42,30
貸付件数(件)	997,878,033	1,120,171,533	1,259,130,232	1,358,037,203	1,479,477,032
貸付件数(件)	3,010	0	3,424	0	2,832
未納件数(件)	0	0	0	0	0
債権放棄(件)	0	0	0	0	54,000
債権放棄(円)	6,100,800	2,700,534	0	29,386,732	0
免状件数(件)	17	8	8	0	0
免状件数(円)	0	0	0	0	0

それぞれの貸付金ごとに、「一覧表」を作成した。その読み方は以下のとおりである。

「貸付の方法」とは、県が貸付対象者に直接に貸付を行ういわゆるゆる直接貸付と、県以外の金融機関や団体を通じて貸付を行う間接貸付の違いである。間接貸付とは、例えば、「沖縄県労働者住宅建設資金貸付金」(第3部第6章の第7)では、労働者に対し住宅の新築等に必要資金を貸付する貸付金であるが、同貸付金は県から直接に借入申込者に資金を貸付するのではなく、県は資金を沖縄県労働者住宅建設資金貸付金の自己資金を加えて、借入申込者に対して貸付を行っている。このように、いったん他の団体等を通して行う貸付の方法を間接貸付とした。間接貸付においては、借入希望者ではなく、金融機関や県以外の団体が貸付を受けることになるので、「貸付対象」についても、借入申込者ではなく、当該金融機関や県以外の団体を記載した(例えば、「沖縄県労働者住宅建設資金貸付金」であれば、「貸付対象」欄には「労働者」ではなく「沖縄県労働者住宅建設資金貸付金」と記載している。)

「当該貸付が単年度貸付であるか否か」に関して、「単年度貸付」とは、当該年度中に貸付した貸付金の償還を当該年度末に受けるが、翌年度に再び貸付を行うような貸付金をいう。

「回収すべき金額(当年度分)」は、当年度に償還期限が到来する債権の合計額であり、「回収済み金額(当年度分)」は、「回収すべき金額(当年度分)」のうち、当年度に償還を受けて回収することができた金額を記載した。したがって、過年度に貸付を実行した貸付金であっても、償還期限が当年度であれば、「回収すべき金額(当年度分)」に計上されている。例えば、平成26年4月に100万円の貸付を実行した貸付金であっても、償還期限が平成27年4月であれば、平成27年度の「回収すべき金額(当年度分)」に100万円を計上しており、仮にこの貸付金が平成27年4月に償還を受けて回収ができたのであれば平成27年度の「回収済み金額(当年度分)」に100万円が計上される。

「回収すべき金額(過年度分)」は、当年度より前に償還期限が到来した債権の合計額であり、「回収済み金額(過年度分)」は、「回収すべき金額(過年度分)」のうち、当年度に償還を受けて回収することができた金額を記載した。先ほどの例で説明すると、平成26年4月に貸付が実行され、償還期限が平成27年4月であったにもかかわらず、同月に償還を受けることができ

す平成28年4月に償還を受けて回収できた場合には、平成27年度の「回収すべき金額（当年度分）」に100万円が計上され、平成28年度の「回収すべき金額（過年度分）」に100万円、平成28年度の「回収済み金額（過年度分）」に100万円が計上されることになる。

「総貸付残高」及び「総貸付件数」は、当該貸付金の年度末時点における貸付残高の総額及び貸付件数の総数である。総貸付件数については、各貸付金債権の数であるから貸付人数とは必ずしも一致しない。例えば、「沖繩県定時制課程修学奨励貸付金」（第3部第9章の第2）は、修学奨励金の貸付を受けた学生は、貸付を受けた次年度についても貸付を受けることから、1人の学生が卒業するまでに数件の貸付を受けることになる。

「不納欠損額」及び「不納欠損件数」、「債権放棄」、「免除額」及び「免除件数」については、不納欠損処理された貸付金のうち、債権放棄や免除で処理された貸付金については項目を区別して記載した。

「債権放棄」は、回収の見込みがない貸付金について、議会の議決を経て放棄した債権の金額及び件数である（財務規則第52条参照）。

「免除額」及び「免除件数」は、条例等の個別の規定に基づいて債務を免除した金額及び件数である（財務規則第52条参照）。

なお、「本貸付金の貸付実績及び回収状況等」にはいずれも原則として元金のみの金額を記載しており、利息や遅延損害金は含まない。

第2部 総論

第1章 自治法上の貸付金及び債権について

1 自治法上の貸付金の意義

自治法第237条第1項は「この法律において財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定し、また、自治法第240条第1項は、「この章において債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定している。

このように、地方自治体が財産として管理の対象としている「債権」は、金銭の給付を目的とする金銭債権であり、「貸付金」はこの金銭債権の一種である。

以上のように、今回の監査対象である「貸付金」は「債権」の一種であることから、まず「債権」について説明する。

2 自治法上の「債権」の意義と分類

前記のとおり、地方自治体が財産として管理の対象としている「債権」は、金銭の給付を目的とする金銭債権であるが、これには貸付金の外、地方税、分担金、使用料、手数料等の法律又は条例に基づく収入金に係る債権や、物品の売却代金、貸付料等の契約に基づく収入金に係る債権などがある。

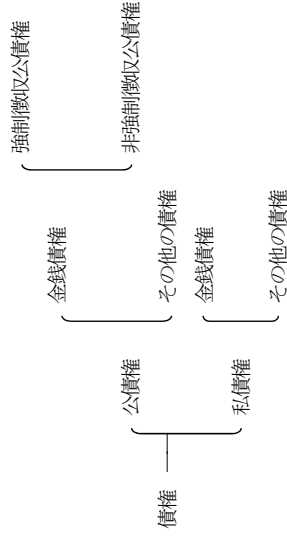
このような自治法上の「債権」は、一般に、公法上の原因に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）と、私法上の原因に基づいて発生する債権（以下「私債権」という。）に分類される¹。

また、公債権は、i) 地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（以下「強制徴収公債権」という。）と、ii) 滞納処分の例によることができなないもの（以下「非強制徴収公債権」という。）に区分できる。

¹ なお、このような「公法」と「私法」を区別する考え方については学説的には対立がある。「わが国実定法の全体が大きく公法体系と私法体系という二つのそれぞれ独自の法体系に区分されているという考え方を出発点とする、伝統的な考え方を、ここでは「公法私法二元論」（または単に「二元論」と呼び、これに対し、このようなものとしての統一的な公法体系なるものは実定法上存在しない、と主張する立場を、仮にここでは、「公法私法一元論」（または単に「一元論」と名付けることにしよう。「一元論」の立場であっても、勿論、例えば租税の賦課徴収、警察執務等々、多くの行政活動において、純然たる私人間の法関係と異なる、命令・強制という内容を持った法関係が存在することに自体を否定するわけではない。しかし、この立場から見ると、このような特殊の法規範は、実定法が個別的にそのように定められたからこそ、その限りで存在するだけのことであって、伝統的な理論のように、これら個別的な実定法規範の背後に、統一的・包括的な公法体系というものがあって、それが例えば水山の一角が海面に出るように、個々具体的に規範規定となって現れているという考え方は、何ら根拠の無いドグマにすぎない、ということになるのである。」（藤田・総論・38頁）

なお、強制徴収公債権は、①地方税（自治法第223条）、②分担金（同法第224条）、③加入金（同法第226条）、④過料（同法第228条第2項、第3項等）、⑤法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入（同法付則第6条等）、の5つに限定されている（自治法第231条の3第3項）。

なお、以上の分類を図で示すと次のとおりである。



以上のような、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」という3種類の債権は、債権管理の方法及び消滅時効等についてそれぞれ異なった取扱いをしていることから、債権管理を進めていくうえではこの点に留意する必要がある。

3 公債権と私債権の区分の基準

上記のとおり、自治法上の債権は公債権と私債権に分かれ、公債権は公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権であり、私債権は私法上の原因（契約、不法行為、事務管理、不当利得）に基づいて発生する債権である。

問題は、公債権と私債権の区別の基準であるが、公債権は行政庁の処分によって発生（相手方の同意を要件としない）するのに対し、私債権は、原則として両当事者の合意²に基づいて発生する。

すなわち、公債権は、相手方の同意を要件とせず、行政庁の一方的な意思決定により発生する債権である。例えば、地方税は、住民の同意を要せず、地方公共団体の賦課決定により発生することなどが典型例である。

自治体が扱っている債権の中には、合意によって債権が発生したものなのか、処分によって発生したものなのか、判然としないものもある。その場合の区別の基本的な考え方としては、法令が「申請」、「許可」などの行政行為的な文言を使用しているか否かという形式的な文言によつ

² 正確に言えば、合意（契約）以外に、事務管理、不当利得、不法行為などの私法上の法律原因によって発生する。

て判断されるべきではなく、実質的に判断し、行政庁に優越的地位を認めるものか、相手方（国民、市民等）とが対等な関係であることを前提とする法律関係であるかどうかがメルクマールとなる。

4 貸付金の行政上の機能

貸付金は、一定額の貸付と償還を繰り返すことにより、多数の県民及び事業者等に繰り返し資金を提供することが可能である。他方、貸付金は渡りきりの補助金や助成金等と異なり、返還・回収を前提とした金員の交付であり、貸付資金が報酬に回収され、回収が完了して初めて制度が継続的に機能するものである。従って、貸付金の管理・回収状況などの現状については不連続の検証が必要である。

また、貸付金については、公益上の必要性が存在することを前提に制度化されるものであるが、自治体の歳入を原資とするものであるから、適正・公平・効率的に運用しなければならぬ。制度そのものの存在意義やそのような行政手法の有効性についても適時に検討することが必要である。

5 貸付金（私債権）の管理等についての処理基準（法令の定め）

(1) 法令の定め

債権管理・貸付金管理についての法的規律は自治法及び施行令に規定されている。これらは地方自治体（及び職員）が債権管理・貸付金管理を行う際の基本原則・行為規範を定めるものであるから、地方自治体（及び職員）は、当然にこれらの規定を順守する必要がある。

以下、自治法及び施行令の規定を概観する。

(2) 地方公共団体の長がなすべき行為（義務的行為）

以下の規定は、「～しなければならない。」との規定となっており、普通地方公共団体の長に対する義務付規定であり、普通地方公共団体の長はこの規定に従って債権管理を行う必要がある。従って、これらの規定に反する場合は、違法の評価を受ける場合がある。

項目	条項	内容
督促、強制執行、保全及び取立て	自治法第240条第2項	普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところによりその督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
督促	施行令第171条	普通地方公共団体の長は、債権（中略）について、履行期限までに履行しない者があるときは、

		期限を指定してこれを督促しなければならぬ。	
強制執行等	施行令第171条の2	普通地方公共団体の長は、債権について・・・(中略)・・・督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。 ① 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。 ② 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。 ③ 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。	
ウ			
エ	履行期限の繰上げ	普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。	
オ	債権の申出	普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知つた場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。	
カ	債権の保全	前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。	

(3) 地方公共団体の長のなしうる行為(裁量的行為)

以下の規定は、「～することができる。」との規定となっており、普通地方公共団体の長に権限を認める規定で当該措置を講ずるか否かは普通地方公共団体の長の判断に委ねられている。しかし、当然ながら地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならぬ。」(自治法第2条第14項)ものであるから、債権の管理・回収の場面においても漫然と処理することは許されず、常に最適な処理を目指す必要がある。

項目	条項	内容
ア	徴収停止、履行期限の延長、債務の免除	普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
イ	徴収停止	普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。 ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。 ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。 ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
	履行延期の特約等	普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨

	ウ	<p>けない(第1項)。</p> <p>①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。</p> <p>②債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>③債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>④損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。</p> <p>⑤貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。</p> <p>普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする(第2項)。</p>
免除	施行令第171条の7	<p>普通地方公共団体の長は、前条の規定により、①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、②履行期限の特約又は処分をした債権について、③当初の履行期限(当初の履行期限後に履行期限の特約又は処分をした場合は、最初に履行期限の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、④債務者</p>

エ		<p>が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると認められないときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる(第1項)。</p> <p>前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行期限の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行期限の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない(第2項)。</p> <p>前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない(第3項)。</p>
---	--	---

第2章 監査の結果と意見

1 県の貸付金の概要

(1) 県の貸付金の概要—全貸付金一覧表
 県が有する貸付金の概要を示すと、次の【全貸付金一覧表】のとおりである。

【全貸付金一覧表】

所管部	貸付金の名称	現在貸付金総額	滞納件数	滞納総額
総務部	1 沖縄県土地開発基金貸付金*	415,027,000	-	-
	2 地域総合振興基金貸付金	3,345,434,000	-	-
	3 沖縄県市町村振興資金貸付金	2,206,975,582	-	-
	4 沖縄県市町村振興資金貸付金	138,886,286	-	-
	5 公共福祉事業資金貸付金	220,000,000	-	-
	6 母子福祉資金貸付金*	1,395	419	125,194,811
	7 奨励給付金貸付金	1,113,122,961	-	-
	8 父子福祉資金貸付金	-	-	-
	9 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金	17	6	2,127,143
	10 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金	1	-	-
農林水産部	11 沖縄県農業改良資金貸付金	465,070,507	108	388,774,507
	12 沖縄県沿岸漁業振興資金貸付金	95	30	45,793,269
	13 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金	39,820,666	22	29,890,666
	14 中央研究所青果物販売促進事業資金貸付金	166,709,479	-	-
	15 沖縄県就業支援資金貸付金	100,605,000	-	-
	16 沖縄県果樹産出促進資金貸付金*	9	-	-
商工労働部	17 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金	52,579,288	9	52,579,288
	18 沖縄県小規模企業者等設備貸付金貸付金	90,807,000	-	-
	19 沖縄県中小企業機械貸付金貸付金	1,461,922,000	-	-
	20 沖縄県中小企業高度化資金貸付金	4,465,163,430	17	3,155,781,930
	21 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金	4,100,000	-	-
	22 沖縄県医師研修資金等貸付金	464,270,000	-	-
保健医療部	23 沖縄県看護師等研修資金貸付金	3,967	96	9,936,800
	24 沖縄県市民保健公社貸付金	1,479,427,103	-	-
	25 都市モノレール整備資金貸付金	2	-	-
	26 都市モノレール建設事業資金貸付金	4	-	-
	27 都市モノレール事業資金貸付金	6	-	-
	28 沖縄県人材育成基金付戻貸付金	6	-	-
教育委員会	29 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励資金貸付金*	2,786,000	1	126,000
	30 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励資金貸付金	22	1	168,000
合計	6,500	709	3,810,392,394	

注1 平成28年度末(平成29年3月31日)時点に基づいた数字である。また、原則として元金の数字である。

注2 平成29年3月21日に金額確認されているため、年度末現在の「現在貸付金総額」及び「現在貸付金残高」は0円となるが、貸付の準備を把握するために平成28年度の年終中の残高を記載している。

注3 単年度貸付であるため制度的・形式的に平成28年度の年終中の貸付件数の合計、貸付金額の合計額を記載している。

注4 また、単年度貸付のため制度的・形式的に「延滞件数」及び「延滞総額」は0円である。滞納件数及び滞納総額については、元金の他、利息も含んでいる。

(2) 全貸付金一覧表による全貸付金の概要

上記の全貸付金一覧表により、県の貸付金の概要を説明すると次のとおりである。

まず、県が管理する貸付金制度の数は30件である。各部門ごとの内訳は、総務部1件、企画部3件、環境部1件、子ども生活福祉部5件、農林水産部5件、商工労働部6件、保健医療部2件、土木建築部4件、教育委員会3件である。

次に、平成28年度末現在の「現在貸付件数」は合計で6,500件である。

このうち、貸付件数が多い貸付金は、保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金の3,967件、子ども生活福祉部の母子福祉資金貸付金・奨励給付金・父子福祉資金貸付金(以下、本

章ではこの3貸付金をまとめて「母子・奨励・父子福祉資金貸付金」という。)を合計した1,395件、その次が企画部の沖縄県市町村振興資金貸付金貸付金の276件と続いている。

平成28年度末現在の「現在貸付金残高」は合計で372億8685万0614円である。

このうち貸付残高が多い貸付金は、商工労働部の沖縄県単機貸付金貸付金の115億4236万9000円、その次が土木建築部の都市モノレール建設事業資金貸付金の49億2300万0000円(なお、モノレール関係の貸付金を合計すると、86億3293万4500円となる)、企画部の地域総合整備資金貸付金の33億4543万4000円、商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金の44億6516万3430円と続いている。

その他、貸付金残高が10億円を超える貸付金は、企画部の沖縄県市町村振興資金貸付金貸付金(22億0697万5562円)、子ども生活福祉部の母子・奨励・父子福祉資金貸付金(合計11億1312万2961円)、商工労働部の沖縄県中小企業機械貸付金貸付金(14億6192万2000円)、保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金(14億7942万7103円)、土木建築部の都市モノレール整備資金貸付金(23億1000万0000円)、都市モノレール事業資金貸付金(13億9993万4500円)がある。

次に、滞納件数と滞納総額であるが、その詳細は次頁で検討することとする。

2 県の貸付金の現状と問題点 (1) 「滞納金」と「回収率」

(1) 滞納金について

ア 滞納金の発生状況について

前記全貸付金一覧表のとおり、県の貸付金についての平成28年度末の「滞納件数」の合計は709件、同年度末の「滞納総額」は38億1039万2394円である。その内容を整理すると次のとおりである。

① まず、滞納発生の有無から見ると、監査対象貸付金30件のうち滞納の生じている貸付金は12件(母子・奨励・父子福祉資金貸付金は3件と数える)である。

次に、金額の面から滞納額を基準に、滞納額1000万円以上の貸付金について滞納額の順序で整理すると次のとおりとなる。

- ① 商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金 31億5578万1930円
- ② 農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金 3億8877万4507円
- ③ 子ども生活福祉部の母子・奨励・父子福祉資金貸付金 1億2519万4811円
- ④ 商工労働部の沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金 5257万9268円
- ⑤ 農林水産部の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金 4579万3269円
- ⑥ 農林水産部の沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金 2989万0666円

【回収率等一覧表】

所管部	貸付金の名称		過年度分					当年度分				
			H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H27	H28	
総務部	1 沖縄県土地開発基金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	168,173,450	-	-	-	415,027,000
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	168,173,450	-	-	-	415,027,000
		回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
企画部	2 地域総合整備資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	495,979,000	270,776,000	270,776,000	395,116,000	395,119,000
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	495,979,000	270,766,000	270,776,000	395,116,000	395,119,000
		回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
	3 沖縄県市町村振興資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	1,083,342,126	1,114,721,657	1,024,923,240	808,910,211	647,595,368
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	1,083,342,126	1,114,721,657	1,024,923,240	808,910,211	647,595,368
		回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
4 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	142,335,169	76,502,613	72,313,709	57,203,610	48,043,313	
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	142,335,169	76,502,613	72,313,709	57,203,610	48,043,313	
	回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	
環境部	5 公共間年事業資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	-	-	300,000,000	-	-
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	300,000,000	-	-
		回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
子ども生活福祉部	6 母子福祉資金貸付金・若年福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金	回収すべき金額 (A)	294,910,131	222,349,519	206,555,517	171,797,891	143,848,256	158,213,349	120,304,086	115,097,595	103,913,443	96,106,515
		回収済金額 (B)	30,923,375	31,066,206	32,518,840	31,679,696	23,769,507	132,937,030	104,552,262	102,779,845	94,082,476	86,733,462
		回収率 (B/A)	0.10	0.14	0.16	0.18	0.17	0.84	0.87	0.89	0.91	0.9
	9 沖縄県介護福祉士等研修基金貸付金	回収すべき金額 (A)	1,754,000	1,917,000	2,011,000	1,828,143	2,062,143	586,000	154,000	535,135	1,076,271	744,000
		回収済金額 (B)	226,000	25,000	388,000	140,000	185,000	197,000	35,000	329,992	702,271	494,000
		回収率 (B/A)	0.13	0.01	0.19	0.08	0.09	0.34	0.23	0.62	0.65	0.66
	10 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	229,054,336	229,054,332	229,054,332	50,000,000	50,000,000
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	229,054,336	229,054,332	229,054,332	50,000,000	50,000,000
		回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
		回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
農林水産部	11 沖縄県農業改良資金貸付金	回収すべき金額 (A)	628,886,394	628,234,802	634,586,205	626,545,481	627,805,639	14,976,000	25,475,000	6,273,000	9,887,000	6,044,000
		回収済金額 (B)	29,256,494	36,333,375	26,794,255	37,482,005	27,636,500	9,542,000	7,509,000	1,728,000	5,142,000	1,499,000
		回収率 (B/A)	0.05	0.06	0.04	0.06	0.04	0.64	0.29	0.28	0.53	0.25
	12 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金	回収すべき金額 (A)	89,067,515	84,993,651	82,199,943	77,838,979	72,186,787	26,323,000	24,441,500	19,347,000	19,360,000	17,006,000
		回収済金額 (B)	9,142,404	8,220,359	3,489,635	4,804,363	3,868,330	24,851,000	23,823,500	18,291,000	18,820,000	17,006,000
		回収率 (B/A)	0.10	0.10	0.04	0.06	0.05	0.94	0.97	0.95	0.97	1
	13 沖縄県林業・木材産業改良資金貸付金	回収すべき金額 (A)	48,295,000	47,086,000	44,270,325	42,327,991	43,825,160	8,863,000	6,596,000	6,596,000	8,249,334	6,596,000
		回収済金額 (B)	1,209,000	2,097,000	1,942,334	1,910,000	1,646,000	8,863,000	6,596,000	6,596,000	11,556,000	6,596,000
		回収率 (B/A)	0.03	0.04	0.04	0.05	0.04	1	1	1	1.4	1
	14 中央卸売市場青果物販売促進対策事業貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	167,899,007	167,647,669	167,611,997	166,791,901	166,709,479
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	167,899,007	167,647,669	167,611,997	166,791,901	166,709,479
		回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
	15 沖縄県就農支援資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	115,729,418	24,325,589	25,310,000	27,208,000	39,711,000
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	115,729,418	24,325,589	25,310,000	27,208,000	39,711,000
		回収率 (B/A)	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1

次頁に続く

(1) また、件数の面から滞納件数の多い貸付金を整理すると次のとおりである。

- ① 子ども生活福祉部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金 419 件
- ② 農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金 108 件
- ③ 保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金 96 件
- ④ 農林水産部の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金 30 件
- ⑤ 商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金 17 件
- ⑥ 農林水産部の沖縄県林業・木材産業改良資金貸付金 22 件
- ⑦ 商工労働部の沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金 9 件

イ 滞納額が示す課題

上記全貸付金一覧表からもわかるとおり、県の貸付金の滞納については、貸付金の種類によって、滞納件数、滞納額がはなはなりの偏りがある。

このことは貸付金の性質が異なることから、ある程度やむを得ない面もあるが、今後の貸付金の管理・回収のためには、改めて認識すべきである。

特に、滞納額の大きい、①商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金 (31 億 5578 万 1930 円)、②農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金 (3 億 8877 万 4507 円)、③子ども生活福祉部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金 (1 億 2519 万 4811 円)、④商工労働部の沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金 (6257 万 9268 円)、⑤農林水産部の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金 (4579 万 3269 円)、⑥農林水産部の沖縄県林業・木材産業改良資金貸付金 (2989 万 0666 円) については、現在の滞納状況を認識した上で、その改善のための具体的対策を講じるべきである。

- (2) 回収率 (償還率) について
- ア 回収率一覧表について

県の各貸付金の回収率 (償還率) であるが、各貸付金の回収率は次頁以下の【回収率等一覧表】のとおりである。

教育委員会	28	沖縄県人材育成資金貸付振替貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	68,698,000	85,500,000	86,131,000	86,131,000	75,889,000	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	68,698,000	85,500,000	86,131,000	86,131,000	75,889,000	
		回収率 (B/A)							1	1	1	1	1	
	29	沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金	回収すべき金額 (A)	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	-	-	-	-	-	-
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		回収率 (B/A)	0	0	0	0	0	0						
	30	沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	168,000	168,000	-	-	-	-	-	-
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		回収率 (B/A)				0	0							

注：90%以上の回収率は緑色で、20%未満の回収率はピンク赤で、20%～90%未満は黄色で表示している。

商工労働部	16	沖縄県県民融資制度資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000	
		回収率 (B/A)							1	1	1	1	1	
	17	沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金	回収すべき金額 (A)	111,693,372	75,733,372	61,689,322	58,989,322	57,839,268	-	-	-	-	-	-
		回収済金額 (B)	2,963,000	2,135,050	2,700,000	1,150,054	260,000	-	-	-	-	-	-	-
		回収率 (B/A)	0.03	0.03	0.04	0.02	0							
	18	沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	9,931,500	8,791,500	7,656,500	6,406,500	7,072,500	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	9,931,500	8,791,500	7,656,500	6,406,500	7,072,500	
		回収率 (B/A)							1	1	1	1	1	
	19	沖縄県中小企業機械類貸付金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	460,888,000	454,002,000	370,286,000	442,685,000	317,106,000	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	460,888,000	454,002,000	370,286,000	442,685,000	317,106,000	
		回収率 (B/A)							1	1	1	1	1	
	20	沖縄県中小企業高度化資金貸付金	回収すべき金額 (A)	6,940,194,552	7,107,857,579	6,622,049,119	3,345,842,363	3,289,167,260	574,178,000	384,025,327	332,506,000	331,938,313	234,048,000	
		回収済金額 (B)	131,142,253	133,092,016	798,158,756	124,601,416	133,385,330	275,372,720	281,291,771	364,582,000	384,012,000	234,048,000		
		回収率 (B/A)	0.02	0.02	0.12	0.04	0.04	0.48	0.73	0.8	0.8	0.8	1	
	21	沖縄県労働者住宅建設資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	4,386,900	3,078,200	2,422,100	2,317,000	2,262,700	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	4,386,900	3,078,200	2,422,100	2,317,000	2,262,700	
		回収率 (B/A)							1	1	1	1	1	
保健医療部	22	沖縄県医師修学資金等貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	-	2,740,000	10,230,000	3,510,000	-	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	2,740,000	10,230,000	3,510,000	-	
		回収率 (B/A)								1	1	1	1	
23	沖縄県看護師等修学資金貸付金	回収すべき金額 (A)	9,377,732	10,044,732	10,717,732	10,471,732	10,233,732	9,888,000	6,175,000	3,717,083	8,307,250	7,103,166		
	回収済金額 (B)	523,800	451,800	535,000	491,000	290,000	8,697,200	5,650,200	3,428,083	8,064,250	7,043,166			
	回収率 (B/A)	0.06	0.04	0.05	0.05	0.03	0.88	0.82	0.92	0.97	0.99			
土木建築部	24	沖縄県住宅供給公社貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		回収率 (B/A)												
	25	都市モノレール整備資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		回収率 (B/A)												
	26	都市モノレール建設事業資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	160,000,000	160,000,000	160,000,000	160,000,000	160,000,000	
		回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	160,000,000	160,000,000	160,000,000	160,000,000		
		回収率 (B/A)							1	1	1	1		
27	都市モノレール事業資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	回収率 (B/A)													

次頁に続く

回収率等一覧表を簡単に説明すると、「回収率 (B/A)」は「回収すべき金額 (A)」で「回収済金額 (B)」を除いたものであるが、「回収すべき金額 (A)」、「回収済金額 (B)」の意義は、次のとおりである。

まず、「過年度分」については、「回収すべき金額 (A)」は、当年度より前に償還期限が到来した債権の合計額であり、「回収済金額 (B)」は、「回収すべき金額 (A)」のうち、当年度に弁済を受けて回収することができた金額である。

次に、「当年度分」については「回収すべき金額 (A)」は、当年度に償還期限が到来する債権の合計額であり、「回収済金額 (B)」は、「回収すべき金額 (A)」のうち、当年度に弁済を受けて回収することができた金額を記載した。したがって、過年度に貸付を実行した貸付金であっても、償還期限が当年度であれば、「回収すべき金額 (A)」に計上されている。

以上に基づき回収率を算定したものが回収率等一覧表である。

イ 各貸付金の回収率

各貸付金の回収率を把握しやすくするために回収率等一覧表においては回収率に応じて色分けしている。回収率等一覧表の中で緑色の部分は90%以上の回収率、ピンク色の部分は20%未満の回収率、黄色の部分は20%～90%未満の回収率である。

大まかに言えば、緑色 (90%以上の回収率) は基本的に回収率問題のない貸付金、ピンク色 (20%未満) は回収率に大きな問題のある貸付金、黄色 (20%～90%未満) は回収率にやや問題のあるものということができる。

なお、当年度分においては回収率が20%未満の貸付金はないが、過年度分において、回収率が20%未満の貸付金 (回収率に大きな問題のある貸付金) は次のとおりである (順不同)。

- ①子ども生活福祉部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金
- ②子ども生活福祉部の沖繩県介護福祉士等修学資金貸付金
- ③農林水産部の沖繩県農業改良資金貸付金
- ④農林水産部の沖繩県沿岸漁業改善資金貸付金
- ⑤農林水産部の沖繩県林業・木材産業改善資金貸付金
- ⑥商工労働部の沖繩県中小企業設備近代化資金貸付金
- ⑦商工労働部の沖繩県中小企業高度化資金貸付金
- ⑧保健医療部の沖繩県看護師等修学資金貸付金
- ⑨教育委員会の沖繩県高等学校定時制課程修学奨励貸付金
- ⑩教育委員会の沖繩県高等学校通信制課程修学奨励貸付金

ウ 回収率が示す課題

(1) 当年度分と過年度分の差異—早期対応の重要性

まず、回収率一覧表において注目されるのは、全体的傾向として当年度分の回収率と過年度分

の回収率に大きな差異が存在することである。

当年度分の回収率においては、回収率は100%のものも多く回収率の問題のある貸付金は少ないが、過年度分においては、回収率20%未満で回収率に大きな問題のある貸付金が多数存在する。

このことは、貸付金の償還については、時間が経過すればするほど回収が困難となること、滞納初期の早期段階での対応が重要であることを示していると言える。

すなわち、貸付金の回収においては早期の対応がポイントとなることから、各貸付金の管理・回収においては、滞納初期段階に注力して効率的な回収を図るべきである。

意見1

貸付金の回収においては早期の対応がポイントとなることから、各貸付金の管理・回収においては、滞納初期段階に注力して効率的な回収を図るべきである。

(1) 過年度分だけでなく当年度分も回収率が悪い貸付金—機能的に回収率の悪い債権

次に、過年度分の回収率が20%未満の債権グループなかでも、当年度分の回収率を比較して見ると、当年度分の回収率が90%以上となっている貸付金 (緑色) と、20%～90%未満 (黄色) に止まっている貸付金がある。

貸付金の回収の面からは前者は問題は少ないが、後者の場合問題が大きい。後者の貸付金としては次のような貸付金である。

- ①子ども生活福祉部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金 (ただし、平成27年度と平成28年度は、当年度分の回収率は90%以上に改善されている。)
- ②子ども生活福祉部の沖繩県介護福祉士等修学資金貸付金
- ③農林水産部の沖繩県農業改良資金貸付金
- ④商工労働部の沖繩県中小企業高度化資金貸付金 (ただし、平成28年度は100%回収率)
- ⑤保健医療部の沖繩県看護師等修学資金貸付金 (ただし、平成26年度以降は90%以上の回収率)

これらの貸付金は、過年度分の回収率20%未満と著しく悪く悪い上に、当年度の回収率にも問題がある貸付金であり、いわゆる機能的に回収率が悪い状況にあるものと言える。

確かに、これらの貸付金はその性質上から滞納が生じやすい性質の貸付金であるという側面を有している。しかし、少なくとも当年度分の回収率についてはより一層の向上を図る必要がある (現に、いくつかの貸付金については、貸付方法の工夫等により当年度分の回収率が向上している)。

これらの貸付金については、回収率の向上のための対策を重点的に検討し実施する必要がある。

意見2

過年度分の回収率だけでなく当年度分の回収率も悪い貸付金については、回収率の向上のための対策を重点的に検討し実施すべきである。

(3) 県の貸付金の管理・回収に関する取り組み状況

ここで、貸付金の管理・回収についての現在の県の取り組み状況を簡単に概観する。

ア 「第7次沖縄県行財政改革プラン」(平成26年3月)

県では、県の行財政改革のマスタープランとして、平成26年3月に、第7次沖縄県行財政改革プランを策定している(対象期間は平成26年度から平成29年度までの4年間)。同プランにおいては、これまでの県の行財政改革の経緯を振り返った後、「行財政改革の必要性」として同プラン制定の趣旨を次のように述べている。

「このようなか、沖縄県が初めて策定した沖縄振興開発計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」(以下「ビジョン基本計画」という。)が平成24年度にスタートし、沖縄振興特別推進交付金等を活用した沖縄独自の政策を展開していく必要があります。県政を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、「沖縄21世紀ビジョン」の実現を目指し、質の高い行政サービスを提供していくためには、最適な組織体制を構築し、人員や予算などの限られた行政資源を政策効果が最大限に発揮できるように適切に配分していく必要があります。こうしたことから、行政の無駄を省く事はもちろんのこと、あらゆる分野で改革を推進し、沖縄県の自立発展のために、引き続き、行財政改革に取り組んで参ります。」(4頁)

イ 「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」(平成27年8月策定)

県では、県の債権管理に関する基本方針として、平成27年8月10日に、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定している。同方針においては、「I 方針策定に際しての基本的考え方」として次のように述べている。

「債権管理の目的が「歳入の確保」にあることは言うまでもないが、他方で債権管理に関する事務であつても、自治法の定める『最少の経費で最大の効果を上げる。』と云う地方自治運営の基本原則を踏まえたものでなければならぬ。今回策定した『沖縄県における今後の債権管理に関する方針』(以下「方針」という。)においては、従前のように「債権の回収だけに主眼を置く。』のではなく、「明らか回収が不能と認められる債権については、放棄と云う手続きを講じて債権を消滅させる。』という考え方を導入するとともに、滞納発生時に迅速な対応が可能となるよう債権発生時における対策についても取り組むこととする。本方針は、県税を除く県が保有するすべての債権について、適用する。」(1頁)

ウ 「標準マニュアル」の策定(平成28年9月)

(7) 県では、県の債権管理に関する標準マニュアルとして、平成28年9月に、「標準マニュアル」を策定している。その目的、基本的考え方、構成及び位置づけについては、次のように記載されている(1頁～2頁)。

「1 目的

この標準マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針(平成27年8月策定。以下「県方針」という。)に基づき、沖縄県が保有するすべての債権(県税並びに企業局所管債権及び病院事業局所管債権を除く。)について、適切な債権管理の徹底と滞納発生時の未然防止、債権回収の強化など未収債権の縮減に向けた全庁統一的な債権管理体制を整備し、取組を推進するために必要な手続等を定めるものである。

2 債権管理の基本的考え方

債権管理に関する事務は、法令等の定めるところに従い、次の基本的な考え方を踏まえて行うものとする。

(1) 地方自治運営の基本原則である『最少の経費で最大の効果を挙げる。』

(2) 「債権の回収」による歳入の確保という観点から取組を強化

(3) 「回収不能な債権は適切な手続によって消滅させる。」という視点から適切な処理を実施

~~~~~中略~~~~~

### 5 債権管理の強化に向けた取組

『2 債権管理の基本的な考え方』に基づき、債権管理体制を整備し、歳入確保のための回収強化を第一としながら回収不能な債権を適切に処理するとともに、債権発生時における取組を強化することで、債権管理全体の適正化を図ることとする。

#### (1) 債権管理体制の充実強化

ア 債権管理を行う担当者(班長等の監督者を含む。)は、債権管理に関する基礎的知識の習得に努むとともに、個々の債務者に係る情報を収集整理して台帳を整備し、督促や催告等の初動対応を迅速かつ効果的に行い、滞納の早期解消を図るものとする。

イ 各債権の管理を所管する所属長(部長等及び総括監督を含む。)は、必要に応じて債権管理に係る事務処理体制の見直し、人材育成研修、所属職員による業務応援体制(強化月間等)の整備、総務部との連携強化を行うものとする。

#### (2) 債権回収の強化

ア 法令の規定に基づき督促を徹底し、債務者が督促後も債務を履行しないときは早期折衝に着手し履行を促すとともに、履行に応じない場合は、財産調査等を行った上で、適切な対応を行うこととする。

イ 資力を有しながら履行しない債務者に対しては、訴訟提起など強制徴収手続をとり、早期の債権回収を図ることとする。

ウ 債権回収会社（以下「サービサー」という。）への委託等による取組については、これまでの実績や効果を十分に検証しながら継続の可否を検討するとともに、新たな管理手法の導入についても随時検討することとする。

(3) 回収の見通しが立たない債権に対する適切な措置

ア 債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められる事案や、全額回収の可能性が低く長期間管理し続けるための合理的理由がない事案については、法令の規定に基づき、徴収停止、履行延期の特約等、免除、債権放棄などの徴収緩和の措置をとることとする。

イ 法令の規定に基づく緩和的措置の判断については、接触時における事情聴取や必要な財産調査の結果を踏まえ、時機を逸することなく適用の可否を判断することとする。

(4) 滞納の発生抑制に関する取組強化

債権発生時に徴する担保や公正証書の作成など、運用改善で滞納発生の抑制に効果が期待される取組を強化することとする。」

(4) 以上のように、県においては、「第7次沖縄県行政改革プラン」を背景に「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」及び「標準マニュアル」を策定しており、債権の管理・回収についての一応の体制整備は進められている。

しかし、前記の滞納金額の状況、回収率の状況から明らかとなり、一部の貸付金については、多額・多額かつ長期の滞納状況が続いている貸付金も未だ存在している。

従って、県としては、上記の標準マニュアルの整備とともに、一方で体制強化による回収率の向上、他方で次の3にのべる最終処理の促進（債権放棄、免除、不納欠損処理の活用）を進めて、長期滞納貸付金の縮小・解消に努める必要がある。

### 3 県の貸付金の現状と問題点（2）—債権放棄、免除、不納欠損について

(1) 債権放棄、免除、不納欠損の意義

ア 不納欠損処理

不納欠損とは、既に測定された歳入が徴収しえなくなっことを表示する決算上の取扱いをいう（行委昭27、6、12 地自行発161 行政課長回答）。県の不納欠損については財務規則第52条が定めているが、不納欠損については次のように整理できる。

(1) 債権が弁済及びこれに準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したときに行う場合

例えば、貸付金について時効が完成し債務者から援用があつたとき、法人の破産、民事再生、

会社更生、特別清算等の法的な手続が完了したことにより、債権が消滅した場合などである。この場合は、債権そのものが消滅しているのだから、債権管理の対象から外す手続として不納欠損処理が必要である。

なお、この場合は、法的に債権が消滅しているのだから、債権放棄（議会の議決）、免除等の手続は必要がない。

(4) 債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不納若しくは著しく困難であると認められるときに、債権放棄（議会の議決）、免除等の手続を経て行う場合

例えば、時効が完成しているが債務者の援用のない債権、債務者の財産状態が極端に悪く、事実上、償還不能若しくは償還困難と認められる場合などである。この場合は、不納欠損処理をするためには、免除、債権放棄（議会の議決）などの手続を経る必要がある。

イ 債権放棄及び免除の意義

自治法第96条第1項第10号は「法律若しくはこれに基づく政令又は条例で特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」については、議会の議決を要求している。

まず、権利の「放棄」（債権放棄）とは、権利者の意思行為により権利を消滅させることである（松本・逐条・372頁）。よって、単に権利を行使しない場合は、ここにいう権利の放棄に含まれない。この議会の議決を経て権利を放棄するものが権利放棄（債権放棄）である。

次に、同規定は「法律若しくはこれに基づく政令又は条例で特別の定めがある場合」には個々の権利放棄について個別の議決を要しないと規定している。この法律若しくはこれに基づく政令又は条例に「特別の定めがある場合」として議会の議決を経ないで権利放棄する場合の例が免除である（免除とは、債権を無償で消滅させる債権者の行為であり、法的には債権放棄の一種である。）。

その具体的な例としては、地方税については、地方税について条例の定めるところにより減免する場合（地方税法第61条、同第72条の62等）、自治法及び施行令の規定による債権に係る免除（自治法第240条第3項、施行令第171条の7）、その他条例で定める場合として、例えば、普通地方公共団体の支給する奨学資金その他の貸付金につき一定の条件のもとに返還義務を免除する場合等が考えられる（松本・逐条・372頁参照）。

ウ 自治法第240条第3項及び施行令第171条の7の免除

上記のとおり「法律若しくはこれに基づく政令」に「特別の定めがある場合」の主な例が自治法及び施行令の規定による債権に係る免除である。

自治法第240条第3項は、「地方公共団体の長は・・・政令の定めるところにより・・・当該債権に係る債務の免除をすることができる。」と規定し、これを受けて、施行令第171条の7が免除の要件を規定している。

施行令第171条の7第1項によれば、免除をすることができるのは、①債務者が無資力又はこ

れに近い状態にあるため、②履行延期の特約又は処分をした債権について、③当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、④債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができるとの見込みがないと認められるとき、という要件に該当する場合には限られる（施行令第171条の7第1項参照）。

このように施行令第171条の7に規定する免除の要件はかなりの厳格であり、実際上適用される例は少ない（使えない規定）と言われている。

なお、この施行令第171条の7の免除以外にも、個別の法令や条項で免除規定が置かれる場合があり、これは「特別の定めがある場合」に該当し、議会の議決を経ることなく免除が可能である。

(2) 債権放棄、免除、不納欠損の現状

ア 県の貸付金についての債権放棄、免除、不納欠損について取り纏めたものが下記の【債権放棄、免除、不納欠損の一覧表】である。

【債権放棄・免除・不納欠損の一覧表】（平成24年度～平成28年度合計）

| 所管部          | 貸付金の名称                                | 債権放棄 |               | 免除  |             | 不納欠損 |             |
|--------------|---------------------------------------|------|---------------|-----|-------------|------|-------------|
|              |                                       | 件数   | 金額            | 件数  | 金額          | 件数   | 金額          |
| 総務部          | 1. 沖縄県土庫期間貸付金                         | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 2. 沖縄県総合振興基金貸付金                       | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
| 企画部          | 3. 沖縄県市町村振興基金貸付金                      | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 4. 沖縄県交通力政策実現特別基金貸付金                  | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
| 総務部          | 5. 公立関係事業基金貸付金                        | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 6. 母子福祉基金貸付金・整備基金貸付金・文字<br>7. 福祉基金貸付金 | 1    | 1,205,567     | 531 | 119,220,495 | 48   | 25,220,838  |
| 子ども生活<br>福祉部 | 8. 沖縄県介護福祉士等研修基金貸付金                   | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 9. 沖縄県介護福祉士等研修基金貸付金                   | 0    | -             | 30  | 23,477,297  | 0    | -           |
|              | 10. 沖縄県高齢者福祉基金貸付金                     | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 11. 沖縄県高齢者福祉基金貸付金                     | 0    | -             | 0   | -           | 2    | 2,376,000   |
|              | 12. 沖縄県高齢者福祉基金貸付金                     | 0    | -             | 0   | -           | 4    | 2,267,000   |
| 農林水産部        | 13. 沖縄県農林水産基金貸付金                      | 0    | -             | 0   | -           | 2    | 9,600,000   |
|              | 14. 沖縄県農林水産基金貸付金                      | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 15. 沖縄県農林水産基金貸付金                      | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 16. 沖縄県農林水産基金貸付金                      | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 17. 沖縄県農林水産基金貸付金                      | 0    | 5,000,000     | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 18. 沖縄県中小企業振興近代化基金貸付金                 | 0    | -             | 0   | -           | 8    | 44,906,000  |
| 劳工労働部        | 19. 沖縄県中小企業振興近代化基金貸付金                 | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 20. 沖縄県中小企業振興近代化基金貸付金                 | 4    | 2,145,972,000 | 0   | -           | 2    | 455,450,000 |
|              | 21. 沖縄県労働者住宅建設基金貸付金                   | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 22. 沖縄県労働者住宅建設基金貸付金                   | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
| 医療保健部        | 23. 沖縄県医師会等基金貸付金                      | 1    | 54,000        | 11  | 16,750,000  | 0    | -           |
|              | 24. 沖縄県医師会等基金貸付金                      | 0    | -             | 0   | -           | 1    | 2,992       |
|              | 25. 那覇市エドール福祉基金貸付金                    | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
| 土木建設部        | 26. 那覇市エドール福祉基金貸付金                    | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 27. 那覇市エドール福祉基金貸付金                    | 0    | -             | 0   | -           | 0    | -           |
|              | 28. 沖縄県人財開発基金貸付金                      | 0    | -             | 30  | 5,880,000   | 0    | -           |
| 教育委員会        | 29. 沖縄県高等学校校舎増築補助基金貸付金                | 0    | -             | 32  | 7,728,000   | 0    | -           |
|              | 30. 沖縄県高等学校校舎増築補助基金貸付金                | 7    | 2,152,231,587 | 745 | 211,303,859 | 67   | 539,842,770 |
|              | 合計                                    |      |               |     |             |      |             |

注1 債権放棄は元金・利息のみの金額であり、免除については連約金免除のみの件数及び金額であり、不納欠損は元金、利息及び測定済違約金を含んでいる。  
注2 沖縄県中小企業設備近代化基金貸付金の不納欠損件数は8件、48測定。

イ 上記の一覧表のとおり、県の貸付金についての債権放棄、不納欠損の件数は極めて僅少である。平成24年度から平成28年度までの5年間の合計が、債権放棄は7件、不納欠損処理は67

件に止まっている（免除については745件あるが、これらのは大半は個別法令に基づきものである）、施行令第171条の7に基づく免除はほとんどないと思われる）。

なお、金額の面では、債権放棄が2億円余、不納欠損が5億円余の金額となっているが、債権放棄については平成26年度に商工労働部の中企業高度化資金貸付金について、債務者企業等が特別清算を行ったことに伴う25億4597万2000円（4件）の債権放棄を行ったこと、不納欠損については平成25年度と同じく中企業高度化資金貸付金について債務者企業の消滅時効援用に約4億5545万円の不納欠損処理を行ったことから、多額となっているが、これらを除くと、債権放棄の額、不納欠損の額はいずれも僅少である。

(3) 県の取り組みの現状

ア 平成25年度包括外部監査報告書の指摘

不納欠損処理、債権放棄については平成25年度包括外部監査報告書でも次のように指摘して不納欠損処理の促進を求めている。

「(2) 不納欠損処理が進んでいないこと

不納欠損処理については、沖縄県財務規則（以下「財務規則」という。）第52条が定めるところである。これについては、規則要件のうち、同条第1項第1号の要件充足の場合に、不納欠損処理されている例がほとんどである。

しかし、この要件は、時効の援用を必要としているため、職員に不納欠損処理に向けた困難を強いられるか、あるいは実行不可能な職務を強いっている結果となり、不納欠損処理を進めるのが難しい側面が生じている。

県の「平成25年度予算編成方針」の中でも、その歳入の項目で、「(5) 未収金の解消、県税や貸付金、使用料等に係る未収金については、『新沖縄県行財政改革プラン』に基づき、債権管理マニュアル、民間事業者を活用した対策の強化等により解消に努めること。」と謳われているように、未収金の回収については、一定の努力を目標に掲げているなどしている。

もちろん、未収金回収には努力するべきであるが、それが、必要な不納欠損処理を抑制することがあってはならない。」（6頁）

イ 標準マニュアルの考え

県においても、最終処理の促進の重要性についての認識を示している。平成25年度包括外部監査報告書の指摘を受ける形で、標準マニュアルにおいてもその第1章第1節の5において「(3) 回収の見通しが立たない債権に対する適切な措置」と題して、次のように規定している。

「ア 債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められる事案や、全額回収の可能性が低く長期間管理し続けるための合理的理由がない事案については、法令の規定に基づき、徴収停止、履行延期の特約等、免除、債権放棄などの徴収緩和の措置をとることとなる。

イ 法令の規定に基づく緩和的措置の判断については、接触時における事情聴取や必要な財産

調査の結果を踏まえ、時機を逸することなく適用の可否を判断することとする。」  
との方針を示している（標準マニュアル・3頁）。

また、この方針を受けて、第3章第6節を「回収不能債権の消滅手続（私債権）」と題し、「回収が困難な私債権のうち資力回復等の見込みがなく管理し続ける合理的な理由が存しない債権については、回収不能債権とみなし、処理方針の決定に基づき債権を消滅させる手続きを講じることとする。免除や時効の援用等の法的手続によって消滅させる手立てがない債権については、債権放棄によって債権を消滅させるものとする。」との考え方を示している（同27頁）。

その上で、具体的な債権放棄の要件について、例えば、「債務者の資力が不明な場合」については「最初の納入期限から5年（時効期間が10年の債権にあっては10年）を経過するまでの間、財産調査を続行してもなお資力が不明で、かつ回収の見込みがない場合」（ただし、債権発生が東方施行日（平成27年9月1日）前の債権については「最初の納入期限」を「東方施行日」に読み替える）と規定しており（同27頁）、表面的には債権放棄による処理は容易になったかに見える。

(4) 最終処理促進の必要性—債権放棄、免除、不納欠損の活用

ア 上記債権放棄、免除、不納欠損一覧表を見れば明らかとなり、債権放棄の数は平成24年度から平成28年度の5年間でわずか7件であり極めて少ないと言わざるを得ない（ちなみに、貸付金の平成28年度末の貸付金件数は前記全貸付金一覧表にあり6500件である）。

今回の監査においても、標準マニュアルの策定により最終処理促進の傾向はあるものの、標準マニュアルの規定よりは異なり、債権放棄や時効援用の指示については、まだまだ実際上のハードルが高く、利用が進んでいない状態である。

イ しかし、県の貸付金の中には、滞納期間が20年以上、30年以上の長期に及ぶ貸付金が少なからず存在する。後の各論の各貸付金の部分で説明しているところであるが、昭和50年代（35年以上経過）、昭和60年代（30年以上経過）からの滞納金も少なからず存在する。

例えば、①農林水産部の沖繩県農業改良資金貸付金、②農林水産部の沖繩県沿岸漁業改善資金貸付金、③農林水産部の沖繩県林業・木材産業改善資金貸付金、④子ども生活福祉部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金、⑤商工労働部の沖繩県中小企業設備近代化資金貸付金、⑥商工労働部の沖繩県中小企業高度化資金貸付金、⑦保健医療部の沖繩県看護師等修学資金貸付金、などは多数の長期滞納債権が存在する。

ウ 確かに、債務の免除・債権放棄は、自治体の財産を最終的に消滅させて将来の回収の可能性を完全に否定する行為であるとともに、運用の仕方によっては、債務者間の公平を害する恐れもあることから、厳正かつ公正に行う必要がある（債権管理・171頁、172頁参照）。

しかし他方、現実には価値のない多額の債権を帳簿上計上しておくのは、自治体の財産状態の正確な把握を妨げることもなる。また、回収の見込みがない債権者に対して漫然と債権管理を

することは、無用に事務量の増大を招き、債権管理の効率化の阻害要因となる。

そこで、回収見込みのない債権については、積極的に債務の免除・放棄の規定を活用して欠損処理を進めることが、自治体の財産管理の効率化のためには必要である。

長期滞納債権の最終処理を進めるためには、回収を実現するか、債権放棄や時効援用の指示等を行い不納欠損処理をするかのいずれかしか途はない。回収の見込みがない債権者に対して漫然と債権管理をすることは、先に述べたとおり、自治体の財産状態の正確な把握を妨げ、また無用に事務量の増大を招き、債権管理の効率化の阻害要因となるだけである。

従って、十分に回収の努力を尽くした上で、回収の見込みがない債権については、研究会等によりその手法を共有するなどして、債権放棄等による最終処理を一層促進すべきである。

また、最終処理促進のための制度的対応として、債権管理条例の制定についても早急に検討すべきである。

#### 意見3

回収の努力を尽くした上で、回収の見込みがない長期滞納債権については、研究会等によりその手法を共有するなどして、債権放棄、免除、不納欠損処理等による最終処理を一層促進すべきである。

#### 4 県の貸付金の現状と問題点（3）—遅延損害金・違約金の調定について

##### (1) 調定の意義

自治法第230条は、地方自治体の歳入の収入方法について「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならぬ。」と規定している。

歳入の「調定」とは、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する内部的意志決定の行為である（松本・逐条・849頁参照。なお、施行令第154条）

なお、財務規則第35条は「収入書類の作成及び調定」と題し次のように規定している。

- |                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第35条 収入徴収者は、収入金があるときは、調定調書を科目ごとに作成し、これにより調定しなければならない。                              |
| 2 収入徴収者は、法令の規定又は当該収入金の性質により事前に調定することができないときは、出納機関から送付を受けた事後に調定することができる。            |
| 3 収入徴収者は、第1項において、同一の収入科目に複数の納入義務者から収入しようとするとき、又は同一の納入義務者から複数の収入科目で収入しようとするときは、それぞれ |

れ内訳書、明細書を添付することによって、同一の調定調書をもって集合して調定することができ。

(2) 遅延損害金・連約金の調定について

ア 県の貸付金の中には、これまで何度か説明してきたように、長期間の滞納状況が続いている貸付金が少なからず存在し、これに伴い遅延損害金・連約金が発生している貸付金も多い。これらの、遅延損害金・連約金も県の債権（貸付金）の一部であるから、当然に調定が必要である。

イ 標準マニュアルにおける遅延損害金・連約金の調定についての定め

標準マニュアルにおいても遅延損害金・連約金の調定については、次のように規定されている。「元本が完結に至らない限り、延滞金等は日々変動していく性質のものであるため、調定にかかる実務においては、原則、元本が完結となった時点で調定を行うものとする。」（29頁）と規定している。

すなわち、標準マニュアルにおいても、少なくとも元本が完結となった時点の調定を行うべきとされている。

ウ 元金完済後未調定の遅延損害金・連約金の存在

しかし、県の各貸付金の中には元金完済後においても遅延損害金・連約金について調定していない事案が存在する。具体的には、次の【元金完済後未調定貸付金一覧表】の各貸付金である。なお、これらのうち、農林水産部の沖縄県農業改良貸付金、沖縄県沿岸漁業改善貸付金、沖縄県林業・木材産業改善貸付金については、いわゆる事後調定（収納がなされた場合に限り調定する）がなされている。

【元金完済後未調定貸付金一覧表】

| 所管部      | 貸付金の名称                  | 元金完済後に損害金・連約金の調定を行っているか。 |
|----------|-------------------------|--------------------------|
| 総務部      | 1 沖縄県土地開発基金貸付金          | -                        |
|          | 2 地産総合型貸付金              | -                        |
|          | 3 沖縄県市町村振興貸付金           | -                        |
|          | 4 沖縄県交通方法変更に記念特別事業貸付金   | -                        |
| 企画部      | 5 公共団体系貸付金              | -                        |
|          | 6 母子福祉貸付金               | -                        |
|          | 7 養老福祉貸付金               | 調定している                   |
| 子ども生活福祉部 | 8 父子福祉貸付金               | -                        |
|          | 9 沖縄県分譲福祉等修学資金貸付金       | 調定していない                  |
|          | 10 沖縄県分譲福祉財源活性化基金貸付金    | -                        |
|          | 11 沖縄県農業改良資金貸付金         | 調定していない                  |
| 農林水産部    | 12 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金       | 調定していない                  |
|          | 13 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金    | 調定していない                  |
|          | 14 中央卸売市場青果物販売促進対策事業貸付金 | -                        |
|          | 15 沖縄県視覚支援資金貸付金         | 調定している                   |
|          | 16 沖縄県果樹園地管理近代化資金貸付金    | -                        |
| 商工労働部    | 17 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金    | 調定している                   |
|          | 18 沖縄県小規模企業者等設備貸付金      | -                        |
|          | 19 沖縄県中小企業機械類貸付金        | -                        |
|          | 20 沖縄県中小企業高度化資金貸付金      | 調定していない                  |
| 保健医療部    | 21 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金      | -                        |
|          | 22 沖縄県医師会等貸付金           | -                        |
|          | 23 沖縄県看護師等修学資金貸付金       | 調定していない                  |
| 土木建設部    | 24 沖縄県住宅供給公社貸付金         | -                        |
|          | 25 都市モビリティ整備資金貸付金       | -                        |
|          | 26 都市モビリティ建設事業資金貸付金     | -                        |
|          | 27 都市モノレール事業資金貸付金       | -                        |
| 教育委員会    | 28 沖縄県人材育成資金貸付金         | -                        |
|          | 29 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金  | -                        |
|          | 30 沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金  | -                        |

（注）上記一覧表の中の-の表示は元々損害金・連約金が発生していない貸付金であることを表す。

エ 平成25年度包括外部監査報告書の指摘

遅延損害金・連約金の事後調定の問題については、平成25年度包括外部監査報告書においても取り上げられていた。同報告書は次のように述べている。

「1）現時点での取扱

連約金等については、これを定期的に調定している部署はないようである。これを一切調定しない部署、返済金を元金に先充当して元金完済後に調定している部署、法的措置を執る場合のみ調定している部署、定まった取扱いはなく、とりあえず調定を保留している部署と、様々であった。

(1) 統一した取扱の指針の必要

連約金等が発生しているのであれば、本来は調定することを要するところ、現状は、担当者の裁量によって、実質的に債権放棄がなされていると見られる。現状は、担当者が一律に統一した取扱いを決定する必要がある。

なお、財産状態を適正に反映した会計書類を作成すべきであるという観点からすると、徴収可能性の低い違約金を測定しないということ自体には一定の合理性があるといえる。

ただ、部局の担当者レベルで、特段の法的根拠もなく「測定しない」という判断をしていることは問題である。条例で定めるべき事項である可能性が高いものの、少なくとも、県全体の方針として、いかなる場合に測定しないことが許されるのかという点と、測定しない場合にとどのような措置を執るべきかという点（例えば、別帳簿での管理を要求するのが一般的である。）について、早急に検討した上で、統一した取扱の指針を設けるべきである。」

オ 遅延損害金・違約金の未測定の合規性一元金完済後に速やかに測定すべきこと

確かに、遅延損害金・違約金は、「元本が完結に至らない限り、延滞金等は日々変動していく性質のものであるため」（標準マニュアル・29頁）、これを厳密に日々測定することは困難である。

しかし、元金完済後は、遅延損害金・違約金の発生は終了し、「日々変動していく性質のものである」という問題も生じない。

この点を踏まえて、標準マニュアルにおいても遅延損害金・違約金の測定については、「測定にかかると実務においては、原則、元本が完結となった時点で測定を行うものとする。」と明記しているものである。

既に発生している遅延損害金・違約金を実際に収入するまで測定せずに放置することは、県の会計の透明性・正確性を害することになり適切ではないことは明らかである。

よって、遅延損害金・違約金については、少なくとも元本が完結となった後、速やかに測定を行うべきである。

#### 意見 4

遅延損害金・違約金については、標準マニュアルに規定するとおり、少なくとも元本が完結となった後、速やかに測定を行うべきである。

#### カ 事後測定について

前記のとおり、一部の貸付金については、元金完済後に事後測定を行っている例も見られる。確かに、他府県においても、遅延損害金・違約金の測定を事後測定で行う例も見られること、また、実務的には、事後測定の利便性も理解できないではない。

しかし、既に発生している遅延損害金・違約金を実際に収入するまで測定せず事後測定で処理することは、県の会計の透明性・正確性を害する点では同じである。

また、「いわゆる事後測定は、本条の規定から見ると原則としては、法律上特別の徴収方法がとられている場合に限り認められる方法と言わなければならないが、即納させる場合に測定しないことと、極めて単純な蔵入については、その性質上から特別に是認されると考えられる。」

（松本・逐条・849頁）とされている。

よって、法的にも、貸付金の遅延損害金・違約金の事後測定は、「即納させる場合のように調定のいとまがなく、かつ、極めて単純な蔵入」の場合に該当せず、事後測定が許される場合にも当たらないと考えられる。

よって、貸付金の遅延損害金・違約金については、事後測定ではなく、上記のとおり少なくとも元本が完結となった後、速やかに測定を行うべきである。

#### 5 県の貸付金の現状と問題点（4）—その他

(1) 沖縄都市モノレール株式会社に対する貸付金について  
沖縄都市モノレール株式会社（以下「モノレール社」という。）に対する貸付金（以下「モノレール関連貸付金」という。）は、①都市モノレール整備資金貸付金（23億1000万円）、②都市モノレール建設事業資金貸付金（49億2300万円）、③都市モノレール事業資金貸付金（13億9993万4500円）であり、合計86億3283万4500円で、県の貸付金の中では多額の貸付金の一つである。

前記の【全貸付金一覧表】のとおり、モノレール関係の貸付金については、現段階では延滞等が生じていない。

しかし、第3部第8章で説明しているように、これは一連の金融支援協定を締結して償還期限の変更（リスケ）を行ったためであり、当初の償還期限からすると実質的には延滞が生じているとも見做しうる。

モノレール関係の貸付金は、特殊な性格（モノレール社の株主構成・貸付期間等からすると実質的には出資の側面も伺える）を有するものであるが、金額も大きく、かつ、長期に亘るものであるから、県の財政に与える影響も大きい。

モノレール関連の貸付金の回収可能性は、今後のモノレール社の経営状態・財務状態に左右されるものであることから、同社の経営状態・財務状態の推移がどのように推移していくかが重要となる。

従って、県においては、今後ともモノレール社の経営状況を的確に把握し、モノレール関連貸付金の管理・保全に努める必要がある。

(2) サービサーの利用について

ア サービサーの利用の現状

サービサー（債権回収会社）とは、債権管理回収に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づき、法務大臣による債権管理回収業の許可を受けた株式会社である。サービサーは、委託を受けまたは譲り受けて、債権の管理回収を行う民間の専門業者のことである。

地方自治体の有する債権については、サービサー法第2条第1項第1号アの委任を受けて政令

(債権管理回収業に関する特別措置法施行令) 第1条第1項第3号が、「都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合」を加えており、都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合の有する「貸付債権」がサービサーの取扱債権となることが認められている。

県の貸付金のうちで、貸付金の回収等の業務をサービサーに委託（一部委託を含む）しているのは次の【サービサー委託貸付金一覧表】とおりであり、県の貸付金30件のうち8件（母子・寡婦・父子福祉貸付金は3件と数える）の貸付金でサービサーを利用している。

【サービサー委託貸付金一覧表】

| 所管部   | 貸付金の名称                     | サービサーの利用の有無 |
|-------|----------------------------|-------------|
| 総務部   | 1 沖縄県土地開発基金貸付金             | 無し          |
|       | 2 地価総合整備基金貸付金              | 無し          |
|       | 3 沖縄県市町村振興基金貸付金            | 無し          |
|       | 4 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金   | 無し          |
| 環境部   | 5 公民間事業基金貸付金               | 無し          |
|       | 6 母子福祉基金貸付金                | 有り          |
|       | 7 寡婦福祉基金貸付金                | 有り          |
|       | 8 父子福祉基金貸付金                | 有り          |
| 農林水産部 | 9 沖縄県介護福祉士等修学基金貸付金         | 無し          |
|       | 10 沖縄県介護福祉士等修学基金貸付金        | 無し          |
|       | 11 沖縄県農業改良基金貸付金            | 有り          |
|       | 12 沖縄県自治体漁業改善基金貸付金         | 有り          |
|       | 13 沖縄県林業木材産業改善基金貸付金        | 有り          |
|       | 14 中央卸売市場青果物部地産地消推進対策事業貸付金 | 無し          |
|       | 15 沖縄県農業支援基金貸付金            | 無し          |
| 商工労働部 | 16 沖縄県高齢者福祉基金貸付金           | 無し          |
|       | 17 沖縄県中小企業設備近代化基金貸付金       | 有り          |
|       | 18 沖縄県中小規模企業等設備貸付基金貸付金     | 無し          |
|       | 19 沖縄県中小企業機械器具貸付基金貸付金      | 無し          |
|       | 20 沖縄県中小企業高度化基金貸付金         | 有り          |
|       | 21 沖縄県労働者住宅建設基金貸付金         | 無し          |
| 保健医療部 | 22 沖縄県医師研修学資金等貸付金          | 無し          |
|       | 23 沖縄県看護師研修学資金貸付金          | 無し          |

|       |                         |    |
|-------|-------------------------|----|
| 土木建設部 | 24 沖縄県住宅供給公社貸付金         | 無し |
|       | 25 都中モ/レーン整備基金貸付金       | 無し |
|       | 26 都中モ/レーン建設事業基金貸付金     | 無し |
|       | 27 都中モ/レーン事業基金貸付金       | 無し |
| 教育委員会 | 28 沖縄県人材育成基金貸付預賞貸付金     | 無し |
|       | 29 沖縄県高等学校臨時職員研修学奨励貸付金  | 無し |
|       | 30 沖縄県高等学校通信部職員研修学奨励貸付金 | 無し |

イ 個人の公金取扱いの制限と例外

(7) 自治法第234条は「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない」と規定し、原則として私人の公金の取扱いを禁止している。

これは、公金はその性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保が要請されるので、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止したものである（松本・逐条・1074頁）。

**第243条** 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

(4) 例外—法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合

しかし、上記自治法第234条は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、例外として私人の公金取扱いを許容しており、これを受けて、施行令第168条が、許容される場合、要件、手続等を規定している。

施行令第168条により私人への公金の徴収・収納の委託が認められているのは、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄付金、貸付金の元利償還金に限られるところであるが、「貸付金の元利償還金」も含まれていることから、「貸付金の元利償還金」についてもサービサーへの委託が可能である。

なお、委託が可能なのは「貸付金の元利償還金」に限ることから、遅延損害金や違約金等についての委託は認められないことに注意が必要である。

ウ サービサーへの委託についての検討

前記のとおり現在県の貸付金30件のうちサービサーを利用しているのは8件である。今後もしサービサーの利用が増加していくものと見込まれるが、サービサーの利用については収納率の向上の観点とともに公金債権回収についての特質を踏まえて検討する必要がある。

まず、地方自治体の貸付金は、民間の貸付金と異なり、純粋な経済的行為ではなく、一定の政策的目的の下に制度化され実施されているものである。従って、地方自治体の貸付金（公金）に

については、一方で効率的回収を目指すとともに、他方で、①法令順守、②公平性の確保、③福祉的配慮、等の要請を考慮して行う必要がある。

#### エ 県の考え方

サービサーへの委託については、標準マニュアルでは次のように述べている（債権管理マニュアル・29頁～30頁）。

#### 「3 サービサーの活用

従来、貸付金の回収において、長期に亘って滞納状態にある接触頻度が低い事案を中心に、サービサーの活用が図られているところである。

サービサーへの委託は、当初一定の効果が現れていたものの、財産調査や強制徴収手続きに関する権限がサービサーには付与されていないこともあり、その効果は徐々に薄れてきている。このため各債権所管課においては、次のような場合にサービサーの活用を図り、より効率的かつ効果的な未収債権の回収を目指すこととする。

(1) 滞納初期である1年未満の集中的な催告を行うときの初動対応として、サービサーの効果が期待できる場合

(2) 県の債権管理業務に係るマンパワー不足を補う必要がある場合

(3) サービサーが有する回収業務に関するノウハウや情報等が活用できる場合

以上のように、県の貸付金については、従前は「長期に亘って滞納状態にある接触頻度が低い事案を中心」にサービサーの活用がなされていたこと、「その効果は徐々に薄れてきている」こと、等の現状認識を示しつつ今後は、より一層のサービサーの活用を図り「より効率的かつ効果的な未収債権の回収を目指す」としている。

オ サービサーへの委託の有効性と限界

貸付金の回収についてのサービサーの利用については、①貸付金の担当部署については人員不足、マンパワーの不足の部署が多く見られることから、サービサーの利用の必要性があること、②委託債権についての回収率についても、一定程度の回収率が認められること、③委託費についても成功報酬制度（回収額の30%）が取られており過度な費用負担ともなっていないこと等の有効性も認められる。

しかし、他方で、問題点も存在する。

すなわち、サービサーへの委託が最終処理の先延ばしを助長している可能性もある。

貸付金の中には、20年以上、30年以上の長期延滞債権についても、回収の目的がつかないまま、惰性的にサービサーへ委託している傾向が見られる。全く回収可能性がない長期延滞債権については、本来、適時に最終処理をして実体に応じた適正な財務状態にすべきであるが、サービサーに委託していることで、最終処理を当面棚上げにすることができるとになり、結果的に最終処理の先延ばしの道具になっている可能性がある。

従って、債権管理担当者としては、漫然とサービサーに委託するのではなく、まず、回収可能性等を十分に検討し、最終処理すべき貸付金以外の貸付金のみをサービサーへの委託の対象とすべきである。

#### 意見5

サービサーに委託する場合、回収可能性等を十分に検討し、最終処理すべき貸付金以外の貸付金のみをサービサーへの委託の対象とすべきである。

## 6 民法改正と貸付金管理

### (1) 民法の改正

平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立した。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものである。

改正民法は、一部の規定を除き、平成32年（2020年）4月1日から施行される（民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）。今回の民法改正の対象は多岐にわたるが、貸付金の管理との関連では、①消滅時効期間の見直し、②個人保証の制限についての改正が重要である。

### (2) 消滅時効

ア 債権の消滅時効期間の見直し

改正前（現行）の民法では、債権は原則として、「権利を行使することができる時」から「10年間」行使しないときに消滅するとしている（現行民法第166条、第167条第1項）。

しかし、今般の民法改正では、現行の民法の定めに加えて、「債権者が権利を行使することができることを知った時」から「5年間」行使しないときにも、債権が消滅するものとしている（改正民法第166条第1項第1号）。

すなわち、消滅時効期間については、改正前の原則10年から原則5年に変更している（通常の契約関係においては、債権者が権利を行使することができることを契約上知っていることが通常であるため、今回の改正は、特例な場合を除き、実質的には消滅時効の期間を5年間に短縮するものである）。

イ 自治体の貸付金の消滅時効期間

以上のことは、本件監査の対象となっている県の貸付金全般についても当てはまるものであり、平成32年（2020年）4月1日の改正民法施行後に発生する県の貸付金は、原則として消滅時効期間は5年となる。

この点は、貸付金の管理においては従前とは重大な変更が生じることになるので、今後、債権



管理担当者等に対する十分な周知・研修と注意が必要である。

(3) 個人保証の制限

ア 民法の保証制度は、社会的に重要な役割を果たしているが、他方で個人的な情義等から保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれる事例も多い。

そこで、今後の民法改正では、事業のための貸金等債務を主債務とする保証契約（または根保証契約）を個人事業者が結ぶ場合には、公正証書による保証意思の表示が必要とされた（改正民法第465条の6）。

ただし、この規制は保証人が、①主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等、②主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等、③主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者、である場合には適用されないものとされている。

【改正民法の第三者保証の制限の概要】

|    | 第三者保証の制限<br>(原則)                                                                                                        | 備考                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則 | 公正証書の作成<br>事業用融資の保証契約は、保証人があらかじめ保証人本人から直接その保証意思を確認して公正証書を作成しなければ、効力を生じない。                                               | 公正証書の作成手続の特徴<br>・代理人による囑託は不可。必ず保証人本人が出頭しなければならぬ。<br>・手数料は、1通1万1000円を予定<br>・契約締結日前一か月以内に作成されたもの                                                                                                                         |
| 例外 | (例外)<br>①主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等<br>②主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等<br>③主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者 | 「主債務者の配偶者」とは<br>・主債務者が行う事業に現に従事しているとは、文字どおり、保証契約の締結時においてその個人事業主が行う事業に実際に従事しているといえることが必要。単に書類上事業に従事しているとされているだけでは足りず、また、保証契約の締結に際して一時的に従事したというのでは足りない。<br>・主債務者が法人である場合に、その代表者等の配偶者が例外となるわけではない。<br>・例外となる配偶者は、法律上の配偶者に |

|  |       |
|--|-------|
|  | 限られる。 |
|--|-------|

イ 保証人に対する情報提供義務

次に、同じく保証人保護の観点から、主債務者や債権者から個人保証人への情報提供義務が導入された（改正民法第458条の2、第458条の3、第465条の10）。

(1) 主債務者の保証契約締結時の情報提供義務

まず、個人保証人が委託を受けて保証または根保証をする場合（主債務が事業のためのものに限る）、保証契約を結ぶ時に主債務者から保証人に対して、主債務者の財産状況、他の債務の有無などの情報を提供しなければならない（改正民法第465条の10）。

(4) 主債務者の期限の利益喪失時の債権者の情報提供義務

次に、主債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知しなければならない。債権者がこの義務を怠った場合は、債権者は、期限の利益を喪失した時からその後を通知するまでに生じた遅延損害金については、保証債務の履行を請求することができない（第465条の10）。

なお、果は保証契約の債権者の立場であるから、上記(イ)の「主債務者の期限の利益喪失時の債権者の情報提供義務」の規律が適用されることになる。

【保証人に対する情報提供義務】

| 対象             | (ア)主債務者による保証人への情報提供義務<br>個人に対して事業上の債務の保証を委託する場合                                         | (イ)主債務者の期限の利益喪失時の債権者の情報提供義務<br>保証人が個人である保証一般                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 提供すべき情報        | ① 財産及び収支の状況 ② 主債務以外の債務の有無 ③ 担保額 ④ その債務の履行状況 ⑤ 担保として提供されるもの（例えば、ある土地に抵当権を設定するのであれば、その内容） | 主債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知しなければならない     |
| 情報提供義務違反の場合の措置 | 保証人は、保証契約を取り消すことができる。ただし、次の要件を満たすことが必要。                                                 | 2か月以内に通知をしなかったときは、債権者は、期限の利益を喪失した時からその後を通知するまでに生じた遅延損害金については、保証債務の履行 |

|  |               |
|--|---------------|
|  | を請求することができない。 |
|--|---------------|

ウ 県の貸付金で保証人に対する改正民法が適用される貸付金  
 県の貸付金のうち、今般の民法改正の影響を受ける可能性のある貸付金を整理すると次の【情報提供義務・第三者保証制限対象貸付金一覧】のとおりである。  
 今後、改正民法が施行される平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後に生じる貸付金については、上記の第三者保証の制限、債権者の情報提供義務の規律に十分留意して管理すべきである。

【情報提供義務・第三者保証制限対象貸付金一覧】

| 所管部      | 貸付金の名称                   | 保証人の要否         | 主債務者期限の利益喪失時の情報提供義務 | 事業用貸付金についての第三者保証の制限 |
|----------|--------------------------|----------------|---------------------|---------------------|
| 総務部      | 1 沖縄県土地開発基金貸付金           | ×              | ×                   | ×                   |
|          | 2 地総総合整備資金貸付金            | ○              | ○                   | ○                   |
|          | 3 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金      | ×              | ×                   | ×                   |
|          | 4 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金 | ×              | ×                   | ×                   |
| 環境部      | 5 公共関係事業資金貸付金            | ×              | ×                   | ×                   |
|          | 6 母子福祉資金貸付金              | ○(保証人不要貸付金もあり) | ○(保証人ない場合不要)        | ▲                   |
| 子ども生活福祉部 | 7 募福社資金貸付金               | —              | —                   | —                   |
|          | 8 父子福祉資金貸付金              | ×              | ×                   | ×                   |
|          | 9 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金       | —              | —                   | —                   |
|          | 10 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金     | ×              | ×                   | ×                   |
| 農林水産部    | 11 沖縄県農業改良資金貸付金          | —              | —                   | —                   |
|          | 12 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金        | ○              | ○                   | ▲                   |
|          | 13 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金     | ○              | ○                   | ▲                   |
| 商工労働部    | 14 中央卸売市場青果物販売促進対策事業貸付金  | ×              | ×                   | ×                   |
|          | 15 沖縄県就農支援資金貸付金          | —              | —                   | —                   |
|          | 16 沖縄県車庫増設資金貸付金          | ×              | ×                   | ×                   |
| 商工労働部    | 17 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金     | —              | —                   | —                   |
|          | 18 沖縄県小規模企業等経営改善資金貸付金    | —              | —                   | —                   |

|    |                     |   |   |   |
|----|---------------------|---|---|---|
| 19 | 沖縄県中小企業機械貸付資金貸付金    | × | × | × |
| 20 | 沖縄県中小企業高度化資金貸付金     | ○ | ○ | ◎ |
| 21 | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金     | — | — | — |
| 22 | 沖縄県医師修学資金等貸付金       | ○ | ○ | × |
| 23 | 沖縄県看護師等修学資金貸付金      | ○ | ○ | × |
| 24 | 沖縄県住宅供給公社貸付金        | × | × | × |
| 25 | 都市モノ・レール整備資金貸付金     | × | × | × |
| 26 | 都市モノ・レール建設事業資金貸付金   | × | × | × |
| 27 | 都市モノ・レール事業資金貸付金     | × | × | × |
| 28 | 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金    | × | × | × |
| 29 | 沖縄県高等学校定期制課程修学奨励貸付金 | ○ | ○ | × |
| 30 | 沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金 | ○ | ○ | × |

(注) 上記のうち、「事業用貸付」についての第三者保証の制限「欄」の○は適用対象となるもの、×は適用対象とならないもの、▲は個別の債務者の属性によりいずれの場合もありうるもの、◎は通常は適用対象となるもの、を示している。

第3部 各論（個別貸付金の監査）

第1章 総務部の貸付金

第1節 沖縄県土地開発基金貸付金

第1 沖縄県土地開発基金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                                        |                                                                                         |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 貸付金名                                   | 沖縄県土地開発基金貸付金                                                                            |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 担当部署名（部及び課）                            | 総務部財政課                                                                                  |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 貸付開始年度                                 | 昭和48年度                                                                                  |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 根拠規定（法律、条例、要綱等）                        | 沖縄県土地開発基金条例<br>沖縄県土地開発基金管理規則<br>沖縄県土地開発基金造成費補助金交付要綱                                     |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| マニユアル、手引き等                             | 無                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 貸付金の目的                                 | 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の購入に必要な経費として、沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社に貸し付ける。         |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 貸付対象                                   | 沖縄県土地開発公社<br>沖縄県町村土地開発公社                                                                |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 財源（県、国、その他のいずれか）                       | 県及び国                                                                                    |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 貸付の方法<br>（県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか） | 県が土地開発公社、町村土地開発公社へ直接貸し付ける                                                               |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か                       | 単年度貸付ではない。                                                                              |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容                   | 平成23年度の会計実地検査において、基金の運用益を基金に繰り入れることなく一般会計に計上していたことについて指摘を受けた。平成23年度以降、基金の運用益は基金に積立てている。 |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数                   | 2名                                                                                      |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 広報の有無及び内容                              | 無                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                      | 無                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 貸付の条件                                  | 沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社からの借入申込に基づき、事業計画書、資金計画書及び資金繰表等について審査し、適当と認められたとき                  |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 利息の有無                                  | 有                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 利息の利率（年）                               | 0.86%（平成25年度）                                                                           |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 遅延損害金規定の有無                             | 有                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 遅延損害金の利率                               | 日歩0.027%                                                                                |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 保証人の要否                                 | 否                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 物的担保の要否                                | 否                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 担保価値の把握方法                              | —                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 償還方法（ex1年根拠半年賦償還）                      | 1年以上10年以内（3年以内根拠可）                                                                      |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 償還猶予規定の有無                              | 無                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 償還免除規定の有無                              | 無                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 期限の利益喪失規定の有無                           | 無                                                                                       |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                       | 平成24年度                                                                                  | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
| 予算額（円）                                 | 6,098,571,781                                                                           | 6,285,034,272 | 5,876,090,319 | 5,884,174,209 | 5,892,279,314 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 申請件数（件）                                | 0                                                                                       | 2             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 貸付実績                                   |                                                                                         |               |               |               |               |        |        |        |        |        |
| 貸付金額（円）                                | 0                                                                                       | 415,027,000   | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 貸付件数（件）                                | 0                                                                                       | 2             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 回収すべき金額（当年度分）A                         | 188,173,850                                                                             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 回収済み金額（当年度分）B                          | 188,173,850                                                                             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 回収すべき金額（過年度分）C                         | 0                                                                                       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 回収済み金額（過年度分）D                          | 0                                                                                       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 回収差（B+D）/（A+C）                         | 100                                                                                     | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 総貸付残高（円）                               | 188,173,850                                                                             | 415,027,000   | 415,027,000   | 415,027,000   | 415,027,000   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 総貸付件数（件）                               | 1                                                                                       | 2             | 2             | 2             | 2             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 不納欠損額（円）                               | 0                                                                                       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 不納欠損件数（件）                              | 0                                                                                       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 債権放棄（円）                                | 0                                                                                       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 債権放棄（件）                                | 0                                                                                       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 免除額（円）                                 | 0                                                                                       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 免除件数（件）                                | 0                                                                                       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

(2) 本貸付金の概要

沖縄県土地開発基金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、県と沖縄県土地開発公社又は沖縄県町村土地開発公社（以下両公社を合わせて「土地開発公社」という。）が締結した金銭消費貸借契約に基づき、県が土地開発公社に貸し付けた貸付金をいう。

本貸付金は、昭和48年に設置された沖縄県土地開発基金（以下「本基金」という。）から拠出されている。本基金の原資は、国及び県の積立金で、これまでに国が32億円、県が31億円余りを積み立てており、運用益を含めて、現在63億2101万5563円が積み立てられている。

近年では、沖縄県立那覇国際高等学校、沖縄県立博物館・美術館、国立劇場おきなわを整備する際、本基金から沖縄県土地開発公社に対する貸付が実施されている。

なお、沖縄県土地開発公社は、国・地方公共団体からの要請及び委託に基づいて沖縄県の公共事業用地（道路、公園、河川・ダム、学校、空港など）の買収を行うための公社で、昭和47年に設立されている。沖縄県町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、県内42町村の共同出資によって昭和49年に設立されている。

(3) 根拠規定

本基金を設置するため、昭和48年に沖縄県土地開発基金条例が施行されており、基金の管理に必要な事項を定めるため、沖縄県土地開発基金管理規則が制定されている。

沖縄県土地開発基金管理規則第3条では、「基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の購入に必要な経費の財源に充てるため」と規定されており、同条に基づいて、基金から土地開発公社に対して貸付が行われている。

(4) 目的

本貸付は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の購入に必要な経費の財源に充てることを目的としている。

(5) 貸付対象

貸付対象は土地開発公社である。

(6) 財源

本貸付金の財源は国及び県が積み立てた本基金である。

(7) 貸付の方法

県が土地開発公社に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付に際しては、土地開発公社が県に対し、借用証書を差し入れた上で貸し付けを行っている。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項

平成23年度会計実地検査において、本基金の運用益を本基金に繰り入れることなく一般会計に計上していたことについて指摘を受けた。指摘の後は、本基金の運用益は本基金に積み立てている。

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 2名

現時点において貸付残高は0円であるため、現在は本貸付金の業務に従事する職員も、主に他の業務に従事している。

(12) 広報の有無及び内容 無

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

土地開発公社からの借入申込に基づき、事業計画書、資金計画書及び資金繰表等について審査し、適当と認めたときは、貸付決定し、土地開発公社に対して土地開発基金貸付金融通通知書を交付する。

土地開発公社は、土地開発基金交付請求書に土地開発基金貸付金融通通知書の写しを添えて県に提出し、土地開発基金貸付金借用証書を提出する（沖縄県土地開発基金管理規則第6条、第7条）。

(2) 利息の有無及び内容

有利子、利率については総務部長が定めるとされている（沖縄県土地開発基金管理規則第4条）。

最も新しい平成25年度貸付の利息が年0.86%である。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

最も新しい平成25年度貸付の違約金は日歩0.027%である。

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否 否

(6) 償還方法

据置期間は3年以上、償還期間は1年以上10年以内とされている（沖縄県土地開発基金管理規則第4条）。

(7) 償還猶予規定 無

- (8) 償還免除規定 無  
 (9) 期限の利益喪失規定 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等    | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 予算額(円)              | 6,098,571,788 | 6,285,033,275 | 5,876,080,919 | 5,884,174,209 | 5,892,278,314 |
| 申請件数(件)             | 0             | 2             | 0             | 0             | 0             |
| 貸付実績                |               |               |               |               |               |
| 貸付金額(円)             | 0             | 415,027,000   | 0             | 0             | 0             |
| 貸付件数(件)             | 0             | 2             | 0             | 0             | 0             |
| 回収すべき金額(当年度分) A     | 168,173,150   | 0             | 0             | 0             | 415,027,000   |
| 回収済み金額(当年度分) B      | 168,173,150   | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収すべき金額(過年度分) C     | 0             | 0             | 0             | 0             | 415,027,000   |
| 回収済み金額(過年度分) D      | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率 $(B+D) / (A+C)$ | 100           | -             | -             | -             | 100           |
| 総貸付残高(円)            | 168,173,150   | 415,027,000   | 415,027,000   | 415,027,000   | 0             |
| 総貸付件数(件)            | 1             | 2             | 2             | 2             | 0             |
| 不納欠損額(円)            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損件数(件)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(件)             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)              | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

(2) 予算額

本基金の積立額である63億2101万5563円が予算額となっている。

(3) 貸付実績及び貸付件数

平成以降において9件、110億9509万9000円の貸付けが行われた。

(4) 回収すべき金額及び回収率(当年度分)

平成24年度から平成28年度の回収すべき金額(当年度分)については全て償還期限通

りに償還がされており、回収率は100%である。

(5) 回収すべき金額及び回収率(過年度分)

これまでの貸付金は全て回収しており、未回収金は存在しない。

(6) 総貸付残高および総貸付件数

平成29年3月31日時点の貸付残高は0円である。

(7) 不能欠損額及び件数 無

(8) 債権放棄額及び件数 無

(9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

昭和48年以降現在までに、32件の貸付け実績があるところ、これまでの貸付けは全て約定通り償還されており、指摘及び意見はないが、本貸付金及び本基金の必要性について若干のコメントを行う。

本貸付金の予算額は本基金の積立金と同額であり、現時点では63億2101万5563円もの巨額の予算が組まれている。他方で、ここ10年間は平成25年度の1件(貸付の手続上は2件とカウントされているもの、いずれも北中城村宇屋宜原の米軍用地返還地を公民館用地として取得するための支払資金に充当するための貸付けであり、同一目的の貸付けである)の貸付けがなされたに過ぎず、その1件の貸付額も4億円余りと予算額に比べて低額であった。そこで、そもそも本貸付金及び本基金が必要ではないか、仮に本貸付金及び本基金が必要であるとしても、現在よりも予算額を減らすべきではないか、との疑問がある。

この点、道路用地、公園用地、学校用地の取得といった恒常的に行われている用地取得については、県から土地開発公社に交付する委託費や、土地開発公社の金融機関からの借り入れなどで資金を賄うことができ、結果として本基金からの貸付けを要する事態は少ない。これに対し、在日米軍施設が返還されるような、短期間に多数の施設を整備する必要があるときには、上述の委託費や金融機関からの借り入れでは足りず、本基金からの貸付けが行われることとなる。実際にも米軍改港住宅地区(那覇新都心、那覇新都心開発整備事業の対象とされた土地は214ヘクタール)が返還された際には、高校や博物館・美術館の整備のため、本基金から92億円以上が土地開発公社に貸し付けられている。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画(平成25年4月)では、嘉手納飛行場以南の土地1048ヘクタールが返還されることが予定されており、この返還が実現した場合、大規模な整備が必要になる可能性が高い。かかる事態を考えると、本貸付金及び本基金の必要性にも一定程度合理性があるものと考えられる。

第2章 企画部の貸付金

第1 地域総合整備資金貸付金

第2 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金

第3 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金

第1 地域総合整備資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                                    |                                                                                |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                               | 地域総合整備資金貸付金                                                                    |
| 担当部署(部及び課)                         | 企画部 地域・離島課                                                                     |
| 貸付開始年度                             | 平成27年度                                                                         |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                    | 地域総合整備資金貸付要綱(総務省自治体財政局地方債課)                                                    |
| マニュアル、手引き等                         | ふるさと融資の手引き(平成29年1月一般財団法人地域総合整備財団)                                              |
| 貸付金の目的                             | 地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与すること                 |
| 貸付対象                               | 法人格を有する民間事業者                                                                   |
| 財源(県、国、その他のいずれか)                   | 県                                                                              |
| 貸付の方法(県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか) | 県が、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)を通じて貸し付ける(貸付主体は県であり、貸付実行や償還に係る事務を財団に委託している。)          |
| 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法        | 民間事業者(借入人)から、毎決算期ごとに、決算書類等を県に提出するとともに、貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の償還状況について報告を受けている。 |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か                   | 否                                                                              |
| 過去の内部監査等の指摘事項の内容及び内容               | 無                                                                              |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数               | 1名                                                                             |
| 広報の有無及び内容                          | 県及びふるさと財団のHP掲載、パンフレット等                                                         |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                  | 無                                                                              |

※ 当該貸付業務を支援するために、ふるさと財団が設けられており、同財団との間で貸付の検討段階から情報を共有し、相談・支援を受けている。

|                   |                                                                                                                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付の条件             | ① 公益性、事業採算性等の観点から実施される事業であること<br>② 事業の開始に伴い、事業地域内において10人以上の新たな雇用の確保が見込まれること<br>③ 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上<br>④ 用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること |
| 利息の有無             | 無                                                                                                                                           |
| 利息の利率(年)          | 無                                                                                                                                           |
| 遅延損害金の定め          | 有                                                                                                                                           |
| 遅延損害金の利率(年)       | 1%                                                                                                                                          |
| 保証人の募集            | 要                                                                                                                                           |
| 物的担保の要否           | 否                                                                                                                                           |
| 担保価値の把握方法         | —                                                                                                                                           |
| 償還方法(ox1年据置半年賦償還) | 据置期間15年以内半年賦償還                                                                                                                              |
| 償還猶予規定の有無         | 無                                                                                                                                           |
| 償還免除規定の有無         | 無                                                                                                                                           |
| 期限の利益喪失規定の有無      | 有                                                                                                                                           |

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 予算額(円)          | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 1,000,000,000 | 0             |
| 申請件数(件)         | 1             | 1             | 1,000,000,000 | 0             | 0             |
| 貸付実績            | 貸付金額(円)       | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 0             |
|                 | 貸付件数(件)       | 1             | 1             | 1             | 0             |
| 回収すべき金額(当年度分)A  | 495,679,000   | 270,760,000   | 270,776,000   | 305,116,000   | 305,119,000   |
| 回収済み金額(当年度分)B   | 495,679,000   | 270,760,000   | 270,776,000   | 305,116,000   | 305,119,000   |
| 回収すべき金額(過年度分)C  | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額(過年度分)D   | 100,000       | 100,000       | 100,000       | 100,000       | 100,000       |
| 回収率 (B+D)/(A+C) | 2,757,295,000 | 3,229,445,000 | 3,955,689,000 | 3,650,555,000 | 3,345,454,000 |
| 総貸付件数(件)        | 8             | 9             | 8             | 8             | 7             |
| 不納付金額(円)        | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納付件数(件)        | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(件)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

(2) 本貸付金の概要

地域総合整備資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、地方公共団体（都道府県及び市町村）、民間事業者、民間金融機関等が連携して、地域振興のために協力していくことを目的として設けられた全国的な制度である。

一般財団法人地域総合整備財団（以下、所謂「ふるさと財団」という。）が設立され、同財団が全国の地方公共団体の貸付対象事業の総合的な調査・検討、貸付実行、最終償還に至るまでの事務を一手に受託している。

これまでの活用例として、平成25年度に、那覇空港ビルディング株式会社に対し、那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事業のために7億4000万円、平成26年度に、オリオンビール株式会社に対し、リゾートホテルの建設事業のために11億円を貸し付けたこと等がある。

(3) 根拠規定

平成2年に制定された、地域総合整備資金貸付要綱（以下「本要綱」という。）である。県は、本要綱を受けて、沖縄県地域総合整備資金貸付規程（以下「本規程」という。）を制定している。

(4) 目的

本要綱第1条において、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的としている。

(5) 貸付対象・条件

ア 貸付対象

法人格を有する民間事業者等である（本要綱第4条）。

例えば、株式会社（金融業を営む者は除く）、一般財団法人、一般社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人（NPO法人）、協同組合、農業協同組合、農事組合法人、第三セクター（100%国・地方公共団体出資除く）等が対象になる。

イ 貸付条件

(ア) 貸付対象費用

本要綱第2条

1 貸付の対象となる費用は次に掲げるものとする。

- 一 設備の取得等に係る費用
- 二 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。）

(イ) 貸付対象事業

本要綱第3条

1 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- 二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び指定都市にあっては10人以上、市町村にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- 三 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1千万円以上のもの
- 四 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

(ウ) 貸付限度額・融資比率

県の貸付限度額は42億円、融資比率は貸付対象費用から補助金を控除した額の35%である。

貸付対象費用

|                    |                    |      |
|--------------------|--------------------|------|
| 貸付対象費用から補助金を控除した額  |                    | 補助金  |
| 本貸付金<br>黄色部分の35%以内 | 民間金融機関等借入金<br>借入必須 |      |
|                    |                    | 自己資金 |

(6) 財源

県の起債<sup>1</sup>で賄われる（後記(8)「貸付業務の流れ」を参照）。

起債同意された一般事業（地域総合整備資金貸付分：充当率100%）に係る地方公共団体の利子負担分の75%（用地取得費に係る部分は50%）については、地方交付税によって措置される。県は残り25%を負担する。

(7) 貸付の方法

県が、法人格を有する民間事業者等に対して、直接貸し付ける。

ただし、貸付実行や償還に係る事務処理については、ふるさと財団との間で貸付事務包括委託契約（無償）を締結して、貸付業務を行っている。

<sup>1</sup> 「起債」とは、地方自治法230条に基づき、普通地方公共団体が地方債を起すこと（発行すること）をいう。地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外資から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう（財務省HPより）。本貸付金のように、地方公共団体がそれ以外の団体への出資金及び貸付金の財源として起す地方債は転貸債といわれ、実質公債費比率には算定されない。

(8) 貸付業務の流れ

ア 借入申込みから貸付決定まで

民間事業者等は、県に対し、借入申込みをするが、総合的な調査・検討はふるさと財団が行う。

県は、ふるさと財団の調査・検討結果を踏まえて貸付決定を行う。予算措置及び総務省の起債同意の手続は、貸付決定までに行う必要がある。

イ 貸付実行から償還まで

県は、民間事業者等による民間金融機関等からの借入と事業費の支払い完了を確認し、ふるさと財団を通して、民間事業者等に対し、貸付けを実行する。

民間事業者等は、ふるさと財団を通して、県に償還金を償還する。県のふるさと融資の事業債の償還とは連動しない。



(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

沖縄県及びふるさと財団ホームページ、パンフレット

(11) 債権管理業務に関する研修等の有無

無

ただし、本件貸付金の貸付業務を支援するために、「ふるさと財団」が設立されており、県は、同財団との間で貸付けの検討段階から情報を共有し、相談・支援を受けている。

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

証書貸付（本要綱第11条）

(2) 契約内容の変更に関する規定

無

(3) 利息の有無

無利子（本要綱第6条）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き

無

(5) 遅延損害金の有無

年14%（本要綱第12条）

(6) 保証人の要否・内容

民間金融機関等確実な保証人の連帯保証が必須（本要綱第10条）

(7) 物的担保の要否・内容

否

(8) 償還方法

元金均等半年賦償還（本要綱第9条）

(9) 償還猶予規定の有無

無

(10) 償還免除規定の有無

無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有（本要綱第13条第1項、2項）

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等



(1) 一覧表

| 貸付金の貸付基準及び回収状況等 | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 予算額(円)          | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 0             | 0             |
| 申請件数(件)         | 1             | 1             | 1             | 1             | 0             |
| 貸付実績            | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 0             | 0             |
| 貸付金額(円)         | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 0             | 0             |
| 貸付件数(件)         | 1             | 1             | 1             | 1             | 0             |
| 回収すべき金額(当年度分)A  | 465,979,000   | 270,776,000   | 270,776,000   | 305,116,000   | 305,119,000   |
| 回収済金額(当年度分)B    | 465,979,000   | 270,776,000   | 270,776,000   | 305,116,000   | 305,119,000   |
| 回収すべき金額(過年度分)C  | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済金額(過年度分)D    | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率 (B+D)/(A+C) | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        |
| 総貸付残高(円)        | 2,757,205,000 | 3,226,445,000 | 3,959,669,000 | 3,650,553,000 | 3,345,434,000 |
| 総貸付件数(件)        | 8             | 9             | 8             | 8             | 7             |
| 不納欠損額(円)        | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損件数(件)       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄件数(件)       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

(2) 予算額

果は、民間事業者等からの借入申込みをうけて起債を行い、貸付原資を調達する。この起債額が予算となる。そのため、借入申込みがなければ、予算も計上されない。

(3) 貸付実績

貸付件数は、平成7年度が10件と最多で、平成16年度以降は1件又は0件となっている。

本貸付金は無利子だが、金融機関の連帯保証が必須であり、金融機関に対する履行保証料の支払が必要となる。昨今の金融機関の低金利により、本貸付金を利用して金融機関に対し履行保証料を支払うよりも、金融機関から融資を受けてその利息を支払うほうが、借入人の金銭的負担が低減される場合があるとのことであった。

そのため、長期にわたり本貸付金の需要が低迷しているのではないかと推察される。平成27年度より、県が民間事業者等に連帯保証料の補助を行う場合、県に対し地方交付税措置(補助金の75%)が講じられることになったが、県では同制度を活用した補助制度は導入していない。平成29年6月時点でふるさと財団に確認したところ、全国でも導入事例は少なく、都道府県ではゼロ、市町村では4件しかない。本貸付金は、市場における資金調達の補完的な融資であるという側面があり、低金利等の資金調達環境が比較的良好な現在においては、他の施策・事業との優先関係も踏まえた場合、保証料補助の導入にまでは、なかなか踏み切れない自治体が多いのではないかと推察されるようである。

(4) 回収実績

本貸付金の回収率は100%であり、約定償還されている。

地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)  
年度別申請・貸付件数・額 一覧

平成28年度末現在

| 年度  | 申請・貸付件数(件) | 金額(円)         | 年度  | 申請・貸付件数(件) | 金額(円)          |
|-----|------------|---------------|-----|------------|----------------|
| H2  | 2          | 588,000,000   | H16 | 1          | 990,000,000    |
| H3  | 2          | 1,300,000,000 | H17 | 1          | 152,000,000    |
| H4  | 3          | 3,027,000,000 | H18 | 1          | 585,000,000    |
| H5  | 3          | 2,849,000,000 | H19 | 1          | 80,000,000     |
| H6  | 3          | 956,000,000   | H20 | 0          | 0              |
| H7  | 10         | 2,014,000,000 | H21 | 1          | 1,400,000,000  |
| H8  | 6          | 4,029,000,000 | H22 | 0          | 0              |
| H9  | 3          | 1,937,000,000 | H23 | 0          | 0              |
| H10 | 3          | 3,445,000,000 | H24 | 1          | 795,000,000    |
| H11 | 3          | 3,039,000,000 | H25 | 1          | 740,000,000    |
| H12 | 1          | 300,000,000   | H26 | 1          | 1,000,000,000  |
| H13 | 2          | 622,000,000   | H27 | 0          | 0              |
| H14 | 1          | 322,000,000   | H28 | 0          | 0              |
| H15 | 3          | 1,502,000,000 | 累計  | 53         | 31,672,000,000 |

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数

過去5年度間には無いが、約20年ほど前の貸付案件(第三セクター)に対する残元利金6734万1946円)で1件存在する。

(7) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金は、過去10年間、各年度の貸付実績が1件又は0件と、需要が乏しい。貸付対象費用の下限が2500万円以上で(平成27年度より前)、新規雇用10人以上を創出しなければならぬ等、規模が大きき事業への利用が想定されており、活用できる民間事業者等に限られているうえ、平成26年度以前は民間事業者等において民間金融機関に支払う履行保証料を全額負担しなければならなかったこと等から利

用はあまり進んでいないかたかと推測される。

しかし、平成27年度の制度改正により、貸付対象費用の下限が2500万円から1000万円に引き下げられたうえ、県が、民間事業者等の負担する連帯保証の履行保証料の補助を行う場合には、国から地方交付税措置（補助金の75%）される仕組みを導入しうる等、積極的な活用が期待されている。県は、民間事業者等の現状やニーズ等を把握するとともに、平成27年度の改正点を踏まえ、本貸付金の需要拡大の可能性を模索されたい。

## 第2 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

|                         |                                                                           |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 貸付名称                    | 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金                                                         |
| 担当部署名(部及び課)             | 企画部、市町村課                                                                  |
| 貸付開始年度                  | 昭和50年度                                                                    |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)         | 地方自治法第241条<br>沖縄県市町村振興資金貸付基金条例<br>沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則                    |
| マネーアル、手引き等              | 一 市町村及び市町村が組織する一部事務組合の振興を推進すること<br>二 市町村及び市町村が組織する一部事務組合(以下「市町村等」という。)    |
| 貸付金の目的                  | 一 市町村及び市町村が組織する一部事務組合の振興を推進すること<br>二 市町村及び市町村が組織する一部事務組合(以下「市町村等」という。)    |
| 貸付対象                    | 財源(県、国、その他のいずれか)                                                          |
| 貸付の方法                   | (県が直接貸すか、金融機関や他の団体を通じて貸すか)                                                |
| 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の取組方針 | 一 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合                                                      |
| 当該貸付が、年度貸付であるか否か        | 否                                                                         |
| 貸付の目的                   | 一 市町村及び市町村が組織する一部事務組合の振興を推進すること                                           |
| 貸付業務及び債権管理業務に充当する職員数    | 一 名                                                                       |
| 広報の有無及び内容               | 市町村当初予算編成説明会、地方債事務取扱説明会等で概要説明及び周知を行っている。                                  |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無       | 無                                                                         |
| 貸付の条件                   | 一 市町村等につき一社会団年度1億円                                                        |
| 利息の有無                   | 有                                                                         |
| 財務機構貸付金(原則)×70%         | 有                                                                         |
| 繰上返済金の産出                | 有                                                                         |
| 繰上返済率(%)                | 0%                                                                        |
| 返済上の難否                  | 否                                                                         |
| 担保の有無                   | 否                                                                         |
| 担保の種類                   | 無                                                                         |
| 償還方法(S&L法標準半年賦償還)       | 一 元利均等半年賦償還                                                               |
| 償還元金種別の有無               | 無                                                                         |
| 償還元金種別の有無               | 無                                                                         |
| 期限の利益喪失規定の有無            | 無                                                                         |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等         | 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                 |
| 子数額(円)                  | 1,700,000,000 500,000,000 400,000,000 400,000,000 400,000,000 700,000,000 |
| 子数件数(件)                 | 47 14 7 7 7 10                                                            |
| 貸付実績                    | 貸付金額(円) 1,251,900,000 404,300,000 218,900,000 133,200,000 418,000,000     |
| 返済件数(件)                 | 48 26 11 12 8                                                             |
| 回収すべき金額(当年度分) A         | 1,083,342,128 1,114,721,657 1,024,923,240 808,910,211 647,595,388         |
| 回収済金額(当年度分) B           | 1,083,342,128 1,114,721,657 1,024,923,240 808,910,211 647,595,388         |
| 回収済率(当年度分) C            | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 回収すべき金額(前年度分) D         | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 回収済金額(前年度分) E           | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 回収済率(前年度分) F            | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 回収済率(B+E)/(A+F)         | 4,628,108,038 3,917,686,381 3,111,663,111 2,435,952,930 2,208,957,502     |
| 返済済率(G)                 | 100 100 100 100 100                                                       |
| 返済済率(H)                 | 452 411 305 253 219                                                       |
| 返済済率(I)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(J)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(K)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(L)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(M)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(N)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(O)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(P)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(Q)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(R)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(S)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(T)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(U)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(V)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(W)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(X)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(Y)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |
| 返済済率(Z)                 | 0 0 0 0 0                                                                 |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、市町村の振興を目的として、県が市町村や消防組合等に対し貸付けを行う制度である。

対象事業は、例えば、市町村道路や農道・林道の新設、改良及び舗装、清掃施設の整備や、義務教育学校等の校舎、児童福祉施設等の新築及び増設等がある。

平成28年度現在の貸付団体は約30団体であり、県内半数以上の市町村に貸し付

けている。合併市町村振興事業に対する貸付額が最も多い。

(3) 根拠規定

地方自治法第241条第1項に基づき、昭和50年に制定された、沖縄県市町村振興資金貸付基金条例（以下「本条例」という。）及び沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的

本条例第1条において、市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の振興を推進することを目的としている。

(5) 貸付対象・条件

ア 貸付対象

市町村等である（本規則第1条）。

イ 貸付条件

(ア) 貸付対象事業

本条例第3条

- 1 資金は、次に掲げる事業のうち、知事が定めるものに貸し付けるものとする。
  - 一 公共施設の整備のため必要な事業
  - 二 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業
- 2 資金は、前項に規定するもののほか、知事が特に必要があると認める事業に貸し付けることができる。

(イ) 貸付対象市町村等の要件

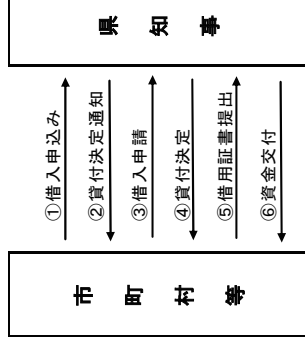
本規則第4条

- 1 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、次に掲げる要件を備えていないければならない。
  - 一 事業の計画が適正であること
  - 二 償還の見込みが確実であること
  - 三 財務の経理が明確であること
  - 四 地方債の償還について延滞がないこと

(6) 財源

県が全額負担している。

(7) 貸付業務の流れ



(8) 貸付の方法

県が、市町村等に対して、直接貸し付ける。

(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数  
1名

(10) 広報の有無及び内容

市町村当初予算編成説明会、地方債事務取扱説明会等での概要説明及び周知活動  
(1) 貸付業務及び債権管理業務に関する研修等の有無 無

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

証書貸付（本規則第6条）

(2) 契約内容の変更に關する規定 無

(3) 利息の有無

本規則第5条

4 資金の貸付条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる

一 貸付利率

ア 条例第3条第1項第1号に規定する事業に要する資金  
貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手續に關する規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率

イ 条例第3条第1項第2号に規定する事業に要する資金  
基準利率に2分の1を乗じて得た利率

ウ 条例第3条第2項に規定する事業に要する資金

例：離島、辺

|                                                                                         |                   |                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------|
| (ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合<br>を乗じて得た利率                                                          | 基準利率に2分の1         | 地又は過疎地域の振興に必要な事業 |
| (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合<br>エ 条例第3条第2項に規定する事業のうち実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業に要する資金 | 基準利率              |                  |
| (ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合<br>を乗じて得た利率                                                          | 基準利率に4分の1         |                  |
| (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合<br>オ 条例第3条第2項に規定する事業のうち合併市町村振興事業に要する資金                               | 基準利率に2分の1を乗じて得た利率 |                  |

基準利率(財政融資資金貸付利率7/10)

| 貸付期間       | 据置期間 | 1年以内   |
|------------|------|--------|
| 5年以内       | 無    | 0.007% |
| 5年超 6年以内   |      | 0.007% |
| 6年超 7年以内   |      | 0.007% |
| 7年超 8年以内   |      | 0.007% |
| 8年超 9年以内   |      | 0.007% |
| 9年超 10年以内  |      | 0.007% |
| 10年超 13年以内 |      | 0.042% |
| 13年超 15年以内 |      | 0.140% |

離島・辺地・過疎(基準金利の1/4)

| 貸付期間       | 据置期間 | 1年以内   |
|------------|------|--------|
| 5年以内       | 無    | 0.001% |
| 5年超 6年以内   |      | 0.001% |
| 6年超 7年以内   |      | 0.001% |
| 7年超 8年以内   |      | 0.001% |
| 8年超 9年以内   |      | 0.001% |
| 9年超 10年以内  |      | 0.001% |
| 10年超 13年以内 |      | 0.010% |
| 13年超 15年以内 |      | 0.035% |

- (4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無  
(5) 遅延損害金の有無  
年10%(本規則第16条)  
(6) 保証人の要否・内容 否

- (7) 物的担保の要否・内容 否  
(8) 償還方法  
元利均等年賦償還(本規則第5条第4項第3号)  
(9) 償還猶予規定の有無 無  
(10) 償還免除規定の有無 無  
(11) 期限の利益喪失規定の有無  
有り(本規則第14条第1項)

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        | 平成29年度 | 平成30年度      |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|-------------|
| 申請数(件)           | 1,700,400,000 | 47            | 309,000,000   | 14            | 409,000,000   | 7      | 700,000,000 |
| 貸付実績             |               |               |               |               |               |        |             |
| 貸付金額(円)          | 1,251,900,000 | 404,300,000   | 218,900,000   | 133,200,000   | 418,000,000   | 0      | 0           |
| 貸付件数(件)          | 1,251,900,000 | 26            | 1,114,724,657 | 1             | 1,024,923,240 | 12     | 8           |
| 回収すべき金額(当年度分)A   | 1,083,342,126 | 0             | 1,114,724,657 | 0             | 808,910,211   | 0      | 647,695,368 |
| 回収済み金額(当年度分)B    | 1,083,342,126 | 0             | 1,114,724,657 | 0             | 808,910,211   | 0      | 647,695,368 |
| 回収すべき金額(前年度分)C   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0           |
| 回収済み金額(前年度分)D    | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0           |
| 回収率(%)E=(B+C)/A  | 100           | 0             | 100           | 0             | 100           | 0      | 100         |
| 総貸付件数(件)         | 3,628,108,038 | 3,917,686,381 | 3,111,663,141 | 2,435,952,920 | 2,206,957,562 | 0      | 0           |
| 不納欠損額(円)         | 453           | 411           | 386           | 323           | 0             | 0      | 276         |
| 不納欠損率(%)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0           |
| 債権放棄(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0           |
| 債権放棄率(%)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0           |
| 残高(円)            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0           |
| 残高率(%)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0      | 0           |
| 予算額              |               |               |               |               |               |        |             |

(2) 予算額  
基本的には5億円程度であったが、平成24年度は17億と一時的に増額され、平成25年度に再度5億円に減額された後、平成28年度に7億円に増額されている。

平成24年度は、本貸付金を利用して各市町村が地方債の借換えを行う予定になっていたことから、一時的に増額された。

平成28年度は、平成27年度に本規則が改正され、貸付事業の活性化を推進するため貸付限度額が8000万円から1億円に引き上げられたことから、今後の申請件数の増加や、高額借入の申請に対して対応できるよう増額された。

(3) 貸付実績

平成24年度は48件だが、平成28年度は8件であり、過去5年間で6分の1にまで減少している。

なお、前年度に申請された案件が、翌年度又は翌々年度に貸付決定されることから、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度は申請件数よりも貸付件数が多くなっているが、実態としては申請件数と貸付件数はほぼ同数とこのことである。

(4) 回収実績

本貸付金の回収率は、100%である。

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (7) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント 無

第3 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                           |                                                                                                   |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                      | 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金                                                                            |
| 担当部署名(部及び課)               | 企画部 市町村課                                                                                          |
| 担当開始年度                    | 昭和54年度                                                                                            |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)           | 地方自治法第241条<br>沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例<br>沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則                                  |
| マニユアル、手引き等                | —                                                                                                 |
| 貸付金の目的                    | 沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和55年7月30日の交通方法変更の際に際し、県民の被る有形無形の損失を補填するため、交通方法変更を永く記念し、かつ、将来にわたって広く全県民の福祉に寄与すること |
| 貸付対象                      | 市町村及び市町村が組織する一部事務組合(以下「市町村等」という。)                                                                 |
| 財源(県、国、その他のいすれか)          | 昭和54年から昭和57年に交付された国庫交付金20億円                                                                       |
| 貸付の方法                     | 県が、市町村等に対し、直接貸し付ける。                                                                               |
| 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の取組管理方法 | —                                                                                                 |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か          | 否                                                                                                 |
| 過去の内閣委員等の指摘事項の有無及び対応      | —                                                                                                 |
| 貸付業務及び債権管理業務に後事する職員数      | 1名                                                                                                |
| 広報の有無及び内容                 | 市町村当初予算編成説明会、地方債事務取扱説明会等で概要説明及び周知                                                                 |
| 貸付業務に助する教育・研修の有無          | 無                                                                                                 |
| 貸付の条件                     | 1.市町村等につき一会計年度1億円                                                                                 |
| 利息の有無                     | 有                                                                                                 |
| 財政融資資金貸付利率>70%(原則)        | —                                                                                                 |
| 利息の利率(年)                  | —                                                                                                 |
| 運転資金の定め                   | 有                                                                                                 |
| 運転資金の利率(年)                | 10%                                                                                               |
| 保証人の要否                    | 否                                                                                                 |
| 物的担保の有無                   | 否                                                                                                 |
| 担保価値の押入れ方法                | —                                                                                                 |
| 償還方法(ex1.年賦 半年賦償還)        | 元利均等年賦償還                                                                                          |
| 償還期予定の有無                  | 1年以内償還期間有り                                                                                        |
| 償還免除規定の有無                 | 無                                                                                                 |
| 期限の利益喪失規定の有無              | 無                                                                                                 |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等           | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                                                |
| 予算額(円)                    | 200,000,000 200,000,000 200,000,000 200,000,000 200,000,000                                       |
| 申請件数(件)                   | 3 0 0 0 0                                                                                         |
| 貸付実績                      | 貸付金額(円) 91,500,000 66,000,000 17,800,000 0 0                                                      |
|                           | 貸付件数(件) 3 3 2 0 0                                                                                 |
| 回収すべき金額(当年度分) A           | 142,335,169 76,502,613 72,313,709 57,203,610 48,043,313                                           |
| 回収済み金額(当年度分) B            | 142,335,169 76,502,613 72,313,709 57,203,610 48,043,313                                           |
| 回収済み金額(満年度分) C            | 0 0 0 0 0                                                                                         |
| 回収済み金額(満年度分) D            | 0 0 0 0 0                                                                                         |
| 回収率 (B+D) / (A+C)         | 100 100 100 100 100                                                                               |
| 総貸付残高(円)                  | 309,149,531 298,646,918 244,133,209 186,929,599 138,886,286                                       |
| 総貸付枚数(件)                  | 80 63 17 36 21                                                                                    |
| 不納欠損額(円)                  | 0 0 0 0 0                                                                                         |
| 不納欠損件数(件)                 | 0 0 0 0 0                                                                                         |
| 債権放棄(円)                   | 0 0 0 0 0                                                                                         |
| 債権放棄(件)                   | 0 0 0 0 0                                                                                         |
| 免除額(円)                    | 0 0 0 0 0                                                                                         |
| 免除件数(件)                   | 0 0 0 0 0                                                                                         |

(2) 本貸付金の概要

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和53年7月30日の沖縄県の交通方法変更を記念して、県民の被る有形無形の損失を補填し、将来にわたって広く全県民の福祉に寄与することを目的として、県が市町村や消防組合等に貸付けを行う制度である。

昭和 54 年から昭和 57 年にかけて国から県に交付された総額 20 億円（国庫交付金 5 億円×4 年）を運用して行われている。

対象事業は、道路事業、交通安全事業、街路事業、区画整理事業等である。沖縄県では、人口、自動車台数あたりの道路延長が全国平均の約 5～6 割程度と他県と異なる道路状況の課題が未だに解消されていないことから、本貸付金が市町村の道路交通安全対策施設事業の支援に果たす役割は大きく、今後の需要拡大を見込んで、平成 27 年度に貸付限度額の引上げが行われており、積極的な活用が期待されている。

(3) 根拠規定

昭和 54 年に制定された、沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例（以下「本条例」という。）及び沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的

沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和 53 年 7 月 30 日の交通方法変更の際に、県民の被る有形無形の損失を補填するため、交通方法変更を永く記念し、かつ、将来にわたって広く全県民の福祉に寄与することを目的としている。

(5) 貸付対象・条件

ア 貸付対象

市町村及び市町村が組織する一部事務組合である（以下「市町村等」という。）（本条例第 1 条）

イ 貸付条件

(ア) 貸付対象事業

本規則第 3 条 別表

| 事業名      | 事業内容                                                                  |
|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 道路事業   | 1 道路法第 3 条第 4 号に規定する道路の新設、改良及び舗装並びに道路の排水施設に関する事業<br>2 道路の維持管理等に必要なる事業 |
| 2 交通安全事業 | 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項第 2 号に規定する施設その他の交通安全施設に関する事業            |
| 3 街路事業   | 道路法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する道路上の並木及び街燈等の整備に関する事業                           |
| 4 区画整理事業 | 土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する事業その他の区画整理事業                                    |
| 5 その他    | その他の交通安全対策施設事業で知事が特に必要であると認める事業                                       |

(イ) 貸付対象市町村の要件

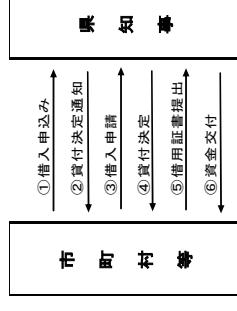
本規則第 4 条

- 1 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
  - 一 事業の計画が適正であること
  - 二 償還の見込みが確実であること
  - 三 財務の経理が明確であること
  - 四 地方債の償還について延滞がないこと

(6) 財源

昭和 54 年から昭和 57 年にかけて、国が県に交付した総額 20 億円（国庫交付金 5 億円×4 年）である。

(7) 貸付業務の流れ



(8) 貸付の方法

県が、市町村等に対して、直接貸し付ける。

(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

市町村当初予算編成説明会、地方債事務取扱説明会等で概要説明及び周知を行っている。

(11) 債権管理業務に関する研修等の有無 無

2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

証書貸付（本規則第7条）

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

本規則第6条

1 条例第4条に規定する資金の貸付けの条件は、この規則において別に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 貸付利率

ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率に2分の1を乗じて得た利率

イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率

2 前項の規定にかかわらず、前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令第22条の規定により算定した額以上となる市町村又は実質公債費比率が18パーセント以上35パーセント未満となる市町村が行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。

一 貸付利率

ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1を乗じて得た利率

イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率

3 前2項の規定にかかわらず、合併市町村が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度の間に、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行

う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。

一 貸付利率 無利子

基準利率（財政融資資金貸付利率7/10）

| 貸付期間       | 据置期間 | 無      | 1年以内   |
|------------|------|--------|--------|
| 5年以内       |      | 0.007% | 0.007% |
| 5年超 6年以内   |      | 0.007% | 0.007% |
| 6年超 7年以内   |      | 0.007% | 0.007% |
| 7年超 8年以内   |      | 0.007% | 0.007% |
| 8年超 9年以内   |      | 0.007% | 0.007% |
| 9年超 10年以内  |      | 0.007% | 0.007% |
| 10年超 13年以内 |      | 0.042% | 0.042% |
| 13年超 15年以内 |      | 0.140% | 0.140% |

離島・辺地・過疎（基準金利の1/4）

| 貸付期間       | 据置期間 | 無      | 1年以内   |
|------------|------|--------|--------|
| 5年以内       |      | 0.001% | 0.000% |
| 5年超 6年以内   |      | 0.001% | 0.000% |
| 6年超 7年以内   |      | 0.001% | 0.000% |
| 7年超 8年以内   |      | 0.001% | 0.000% |
| 8年超 9年以内   |      | 0.001% | 0.000% |
| 9年超 10年以内  |      | 0.001% | 0.000% |
| 10年超 13年以内 |      | 0.010% | 0.010% |
| 13年超 15年以内 |      | 0.035% | 0.030% |

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無

(5) 遅延損害金の有無

年10%（本規則第17条）

(6) 保証人の要否・内容 否

(7) 物的担保の要否・内容 否

(8) 償還方法

元利均等年賦償還（本規則第6条）

(9) 償還猶予規定の有無 無

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（本規則第15条第1項）。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

第3章 環境部の貸付金  
第1 公共関係と事業資金貸付金

(1) 一覧表

|                   | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      | 平成29年度      |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等   |             |             |             |             |             |             |
| 予算額(円)            | 200,000,000 | 200,000,000 | 200,000,000 | 200,000,000 | 200,000,000 | 200,000,000 |
| 申請件数(件)           | 3           | 0           | 0           | 0           | 0           | 2           |
| 貸付実績              |             |             |             |             |             |             |
| 貸付金額(円)           | 91,500,000  | 66,000,000  | 17,800,000  | 0           | 0           | 0           |
| 貸付件数(件)           | 3           | 0           | 2           | 0           | 0           | 0           |
| 回収予定金額(当年度分) A    | 142,335,160 | 76,502,613  | 72,313,209  | 57,203,610  | 48,043,313  | 0           |
| 回収済金額(当年度分) B     | 142,335,160 | 76,502,613  | 72,313,209  | 57,203,610  | 48,043,313  | 0           |
| 回収予定金額(前年度分) C    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済金額(前年度分) D     | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B+D) / (A+C) | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         |
| 貸付残高(円)           | 309,149,531 | 298,646,218 | 244,133,209 | 186,929,599 | 138,886,296 | 0           |
| 未納金額(円)           | 80          | 68          | 4           | 0           | 0           | 24          |
| 不納欠損件数(件)         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄金額(円)         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄件数(件)         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

(2) 予算額

平成24年度から平成26年度まで2億円であり、平成28年度は7億円に増額された。

平成28年度は、平成27年度に本規則の改正を行い、貸付事業の活性化を推進するため貸付限度額が8000万円から1億円に引き上げられたこと等から、今後の申請件数の増加や、高額借入の申請に対しても対応できるように予算額が増額された。既に、平成28年度に約2億8600万円の貸付決定を行っており(貸付の実行は未済)、平成29年度に約3億以上の貸付決定を行う予定がある(申請件数も4～5件見込まれている)。

(3) 貸付実績

貸付件数は、平成24年度に3件、平成25年度に0件と漸減している。27年度に0件、平成28年度に申請された案件が、翌年度又は翌々年度に貸付決定されることから、前年度に申請された案件が、翌年度又は翌々年度に貸付決定されることか

ら、平成25年度、平成26年度は申請件数よりも貸付件数が多くなくなっているが、実態としては申請件数と貸付件数はほぼ同数とのことである。

(4) 回収実績

本貸付金の回収率は、100%である。

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (7) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント 無



# 第1 公共関係と事業資金貸付金

## 1 概要

### (1) 一覧表

|                    |                              |        |             |             |             |             |
|--------------------|------------------------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 貸付金名               | 公共関係と事業資金貸付金                 | 平成25年度 | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      | 平成29年度      |
| 担当部署名(部及び課)        | 環境部 産業廃棄物課                   | -      | 300,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 |
| 貸付開始年度             | 平成28年度                       | -      | -           | -           | -           | -           |
| 期限設定(法律、条例、要綱等)    | 無 契約書に依り                     | -      | -           | -           | -           | -           |
| モニタリング事項等          | 公共関係による産業廃棄物管理最終処分場整備に係る事業資金 | -      | -           | -           | -           | -           |
| 貸付金の目的             | 公共関係による産業廃棄物管理最終処分場整備に係る事業資金 | -      | -           | -           | -           | -           |
| 貸付対象               | 公共関係と事業資金貸付金                 | -      | -           | -           | -           | -           |
| 貸付条件               | 公共関係と事業資金貸付金                 | -      | -           | -           | -           | -           |
| 貸付の目的              | 公共関係による産業廃棄物管理最終処分場整備に係る事業資金 | -      | -           | -           | -           | -           |
| 貸付の条件              | 公共関係による産業廃棄物管理最終処分場整備に係る事業資金 | -      | -           | -           | -           | -           |
| 貸付の利率(年)           | 無                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 返済保証金種別の有無         | 無                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 返済保証金の利率(年)        | 無                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 保証人の有無             | 否                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 物的担保の有無            | 否                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 担保価額の把握方法          | 無                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 償還方法 (※) (半根拠半年根拠) | 無                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 償還免除規定の有無          | 無                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 期限の利益喪失程度の有無       | 無                            | -      | -           | -           | -           | -           |
| 本貸付金の貸付基額及び回収状況等   |                              | 平成25年度 | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      | 平成29年度      |
| 本算額(円)             | 貸付金額(円)                      | -      | 300,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 |
| 申請件数(件)            | 貸付件数(件)                      | -      | -           | -           | -           | -           |
| 回収すべき金額(当年度分) A    | 貸付金額(円)                      | -      | 300,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 |
| 回収済み金額(当年度分) B     | 返済済金額(円)                     | -      | 300,000,000 | 300,000,000 | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(繰年度分) C    | 返済済金額(繰年度分) D                | -      | -           | -           | -           | -           |
| 回収済み金額(繰年度分) D     | 返済済金額(繰年度分) C                | -      | -           | -           | -           | -           |
| 回収額(B+C) / (A+C)   | 返済済率(%)                      | -      | 100         | 100         | 100         | 100         |
| 総貸付件数(件)           | 返済済率(%)                      | -      | 100         | 100         | 100         | 100         |
| 総貸付件数(円)           | 返済済率(%)                      | -      | 110,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 |
| 不納欠損額(円)           | 返済済率(%)                      | -      | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損率(%)           | 返済済率(%)                      | -      | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(円)            | 返済済率(%)                      | -      | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄率(%)           | 返済済率(%)                      | -      | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)             | 返済済率(%)                      | -      | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除率(%)             | 返済済率(%)                      | -      | 0           | 0           | 0           | 0           |

### (2) 本貸付金の概要

公共関係と事業資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、県と神縄県環境整備センター株式会社(以下「本株式会社」という。)が締結した金銭消費貸借契約に基づき、県が本株式会社へ貸付けた貸付金をいう。

本株式会社は、県が平成16年に策定した「公共関係と整備基本構想」に基づいて平成25年3月6日に設立された第三者として、現在名護市安和区において管理型最終処分場(下記

施設概要'参照)(以下「本件処分場」という。)の建設を進めている。なお、公共関係により第三者が産業廃棄物最終処分場を運営している例は、熊本県や鹿児島県等に多数存在する。

本貸付金は、本株式会社が進める本件処分場整備に関する資金として貸付が行われている。県と本株式会社の間では、平成27年2月5日、平成28年3月7日及び平成29年3月13日に金銭消費貸借契約が締結されている。

本貸付金の平成28年度末の貸付残高は2億2000万円であり、貸付残件数は、平成28年3月7日及び平成29年3月13日の金銭消費貸借契約に基づき2件である。

### (本件処分場施設概要)

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 施設の種類 | 管理型最終処分場          |
| 施設規模  | 約9万m <sup>2</sup> |
| 理立年数  | 15年               |
| 施設形態  | 被覆型(覆蓋付き)         |
| 年間埋立量 | 4,173トン/年         |
| 受入廃棄物 | 産業廃棄物・一般廃棄物・災害廃棄物 |

### (3) 根拠

本貸付金の根拠は、平成27年2月5日、平成28年3月7日及び平成29年3月13日に締結された県と本株式会社間の金銭消費貸借契約である。

### (4) 目的

平成27年2月5日付金銭消費貸借契約(以下「平成26年度契約」という。 )によると、「公共関係による管理型最終処分場建設用地の土地売買、鉱業権の補償及び鉱区内作業道路移転の補償の資金」としての貸付とされ、平成28年3月7日付金銭消費貸借契約(以下「平成27年度契約」という。 )及び平成29年3月13日付金銭消費貸借契約(以下「平成28年度契約」といい、平成26年度契約・平成27年度契約・平成28年度契約をまとめて「本件各契約」という。 )によると、「公共関係による管理型最終処分場整備に係る事業資金」としての貸付とされている。

### (5) 貸付対象

貸付対象は、本株式会社である。

### (6) 財源

本貸付金については、全額県が負担している。

1 本株式会社ホームページより引用

(7) 貸付の方法

県が本株式会社に対して直接貸付けている。

- (8) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否
- (9) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無
- (10) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名
- (11) 広報の有無及び内容 無
- (12) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 契約締結の有無

本件各契約を県と本株式会社が締結し、その契約に基づいて貸付が行われている。

- (2) 利息の有無及び内容 無
- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無
- (4) 保証人の要否 否
- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否
- (6) 償還方法

本貸付金は、貸付期間の満了日までに、県が納入通知書を発行し、その通知書により、本株式会社が一括償還するとされている（本件各契約書第4条）。

なお、貸付期間はそれぞれ、以下のとおりである（本件各契約書第2条）。

- ア 平成26年度契約：平成27年2月25日～平成27年3月31日
- イ 平成27年度契約：平成28年3月29日～平成33年3月31日
- ウ 平成28年度契約：平成29年3月31日～平成36年3月31日
- (7) 償還猶予規定の有無及び内容 無
- (8) 償還免除規定の有無及び内容 無
- (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

|                     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|---------------------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等    |        |        |             |             |             |
| 予算額（円）              | -      | -      | 300,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 |
| 申請件数（件）             | -      | -      | 1           | 1           | 1           |
| 貸付実績                |        |        |             |             |             |
| 貸付金額（円）             | -      | -      | 300,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 |
| 貸付件数（件）             | -      | -      | 1           | 1           | 1           |
| 回収すべき金額（当年度分）A      | -      | -      | 300,000,000 | 0           | 0           |
| 回収済み金額（当年度分）B       | -      | -      | 300,000,000 | 0           | 0           |
| 回収すべき金額（過年度分）C      | -      | -      | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額（過年度分）D       | -      | -      | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 $(B+D) / (A+C)$ | -      | -      | 100         | 0           | 0           |
| 総貸付残高（円）            | -      | -      | 0           | 110,000,000 | 220,000,000 |
| 総貸付件数（件）            | -      | -      | 0           | 1           | 2           |
| 不納欠損額（円）            | -      | -      | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数（件）           | -      | -      | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄（円）             | -      | -      | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄件数（件）           | -      | -      | 0           | 0           | 0           |
| 免状額（円）              | -      | -      | 0           | 0           | 0           |

(2) 予算額

以下の通り、平成26年度から平成28年度において毎年度予算計上の上、貸付が行われている。

- 平成26年度 3億円（平成26年度契約）
- 平成27年度 1億1000万円（平成27年度契約）
- 平成28年度 1億1000万円（平成28年度契約）

(3) 貸付実績

上記の予算額全額について貸付が行われており、総額5億2000万円の貸付が行われている。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成24年度から平成28年度の回収すべき金額（当年度分）については平成26年度契約についてのみであるが、償還期限通りに償還がされており、回収率は100%である。

なお、平成26年度契約は貸付時において一時的な資金としての貸付であることを確認しており、その償還については、貸付時の予定通り、沖縄振興開発金融公庫から本株式会社への出資金が充てられている。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

平成26年度契約の償還は償還期限通りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。

(6) 総貸付残高及び件数

平成28年度末における総貸付残高は2億2000万円（2件）である。

(7) 不納欠損額及び件数 無

- (8) 債権放棄額及び件数 無  
 (9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無  
 (2) 意見 無  
 (3) コメント  
 ア 貸付の経緯

本貸付金については、当初計画段階では県は貸付を予定していなかったが、その後、県が貸付を行うことになった経緯が存在する。下記の通り、本株式会社設立と同時期の平成25年3月に作成された投資計画及び資金調達計画においては、本株式会社は県からの借入を予定していなかった。

平成25年3月  
【投資計画】

| 項目         | 金額        | 株式会社      |
|------------|-----------|-----------|
| 土地購入費      | 150,000   | 4,725     |
| 最終90分補助対象分 | 4,454,024 | 69,424    |
| 補助対象外      | 533,000   | 12,800    |
| 建設費        | 1,720,000 | 1,040,000 |
| 借入         | 3,416,000 | 91,725    |
| 税引当        | 15,000    | 3,750     |
| 土地取得経費     | 146,884   | 4,418     |
| 借入         | 3,115     | 0.15      |
| 経費         | 28,145    | 2,325     |
| 借入         | 18,000    | 0.55      |
| 合計         | 3,523,947 | 100.00    |

【資金調達計画】

| 項目    | 金額        | 株式会社   |
|-------|-----------|--------|
| 借入    | 415,750   | 7.71   |
| 補助対象分 | 2,520,000 | 71.11  |
| 補助対象外 | 1,362,750 | 41.31  |
| 出資    | 1,050,000 | 31.11  |
| 借入    | 1,198,217 | 35.71  |
| 貸付    | 250,000   | 7.51   |
| 出資    | 410,000   | 12.21  |
| 合計    | 3,526,717 | 100.00 |

単立登録：150,000円

しかし、その後、資金需要が高まり、最終的には、本株式会社は県からの長期借入金2億2000万円を必要とするに至った。このような資金需要の高まりの背景には、本件処分場建設地の用地取得に関する計画の甘さが考えられる。

本件処分場建設地の用地取得に関連する一連の経緯は次の表の通りである。

|            |                                                                                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19年3月15日 | 公共関係と事業推進会議会長から県知事に最終立地候補地（名護市安和、本部町嶮本部、浦添市伊奈武瀬）が報告された。                                                                                                                     |
| 平成19年3月～7月 | 最終立地候補地の地元自治体が県知事あてに建設反対の意見書提出。                                                                                                                                             |
| 平成22年度     | 上記最終立地候補地の名護市安和について不動産価格を3,000円/㎡と確認し、事業計画として土地購入費150,000,000円（50,000㎡×3,000円/㎡）を策定。                                                                                        |
| 平成22年度     | 本件処分場建設地（安和第2）が立地候補地に加えられた。                                                                                                                                                 |
| 平成23年8月    | 本件処分場建設地（安和第2）の地権者が鉱業権に基づく施業案の採掘の最低レベルを標高0mから海拔▲10mへ変更する旨沖繩総合事務局へ申請（平成23年10月に認可）。                                                                                           |
| 平成24年度     | 本件処分場建設地（安和第2）の地権者に対し、事業計画を説明するとともに、鉱業権に係る補償は、原則として交渉外である旨伝える。                                                                                                              |
| 平成25年9月    | 本件処分場建設地（安和第2）への建設について県、名護市安和区、名護市及び本株式会社の四者で基本合意締結。地権者との正式交渉開始。しかし、鉱業権補償の範囲について合意に至らず（県側は標高0mまでの鉱業権補償を行う方針・地権者側は海拔▲10mまでの鉱業権補償を要求）、地権者及び本株式会社各々不動産鑑定評価依頼を行った上で交渉を行うこととなった。 |
| 平成25年10月   | 地権者側が依頼した不動産鑑定士が鑑定評価書提出（鉱業権補償を含めた価格）                                                                                                                                        |
| 平成25年11月   | 本株式会社が依頼した不動産鑑定士が鑑定評価書提出（鉱業権補償を含めた価格）                                                                                                                                       |
| 平成26年1月    | 上記鑑定評価書に基づき交渉するも、交渉難航し、一旦交渉中断。                                                                                                                                              |
| 平成26年4月    | 交渉再開                                                                                                                                                                        |
| 平成26年6月    | 本株式会社が地権者間で、鉱業権補償を含め総額449,593,000円で土地売買契約締結                                                                                                                                 |

平成19年度の最終立地候補地選定段階から、最終立地候補地（名護市安和）を含む、本件処分場建設地（安和第2）付近一帯が採石場跡地であることは判明していた。そうすると、県として、本件処分場建設地（安和第2）に鉱業権が設定されている可能性が高いことは容易に想像できたと考えられる。さらに、上記経緯の通り、平成22年度に本件処分場建設地（安和第2）を立地候補地に加えた時点や平成23年度に本件処分場の地権者が採掘レベル変更の申請を行った時点等、県として、本件処分場建設地（安和第2）に鉱業権が設定されているかを確認する機会も平成25年3月以前にそれなりに存在する。

そうであれば、県としては、平成25年3月の本株式会社設立段階で、本件処分場建設地における鉱業権の有無を確認し、地権者との用地取得交渉において鉱業権補償の点が問題となることも踏まえた資金調達計画を立てておくべきであった。その上で、他の資金需要との調整や各種の資金調達方法を検討しておくべきであったと考えられる。

本貸付金については、今後、償還が予定されている。県においては、上記のような経緯で本貸付金が必要となったことを踏まえ、慎重に本貸付金の管理・償還にあたることを望ましいと考える。

イ 本件処分場における処分料金の価格設定

本株式会社は現在建設中の本件処分場について平成31年供用開始を目指している。そして、その供用開始後の収益を本貸付金の償還に充てることも予定されている。供用開始後の収益確保については、本件処分場における処分料金の価格設定が重要となる。現時点では本件処分場の施設運営に係る費用等が不確定なこともあり、価格設定はなされおらず、今後検討が予定されている。

この価格設定については、県内処分場における価格との比較、県外への搬出費用との比較等様々な要素を加味した上で設定することになる。もし、価格設定の誤りから本件処分場の利用が進まなかった場合、本貸付金の償還の滞りや収益性の下方修正による更なる県からの貸付の検討が必要となる上、本株式会社設立趣旨の没却にも繋がりがかねない。これらのことを念頭に、県としては株主及び債権者として本株式会社に対して、積極的に意見を述べ、本件処分場における処分料金の価格設定過程を注視すべきであると考えらる。

以上

**第4章 子ども生活福祉部の貸付金**

**第1 母子福祉資金貸付金**

寡婦福祉資金貸付金

父子福祉資金貸付金

**第2 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金**

**第3 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金**

第1 母子福祉資金貸付金

募婦福祉資金貸付金

父子福祉資金貸付金

概要

1 一覧表

Table with columns for loan names (貸付金名), loan start years (貸付開始年度), and interest rates (利率). It includes details for child welfare, women's welfare, and father's welfare funds, and a financial summary table at the bottom.

2 本貸付金の概要

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び募婦福祉資金貸付金(以下合わせて「本貸付金」という。)は別々の貸付金としてそれぞれ管理されているが、根拠法令も同一であり、取扱いとして一元化されているため、本監査においても一体として監査を行った。本貸付金は、母子家庭、父子家庭及び募婦に対し、その生活の安定と向上のために

必要な措置を講じ、もって母子家庭、父子家庭及び募婦の福祉を図ることを目的とした貸付金であり、母子及び父子並びに募婦福祉法(以下「福祉法」という。)において定められた制度である。

本貸付金の平成28年度末の貸付残高は、11億1312万2961円であり、貸付残件数は、1,395件である。本貸付金は、12種類あり、それぞれの貸付対象者・貸付限度額等は以下のとおりである(下記「貸付金種別一覧表」参照)。

貸付金種別一覧表

Table with columns: 貸付金種別 (Loan Type), 貸付対象等 (Loan Purpose), 貸付限度額 (Loan Limit), 貸付を受ける期間 (Loan Term), 償還期限 (Repayment Term), 利率 (Interest Rate). It lists 12 different loan categories with their respective details.

これまでの本貸付金貸付金の利用状況の累計は次の表の通りである。

基準日：平成29年3月31日

|        | 契約総件数<br>(過年度分<br>を含む) | 完済済み件<br>数(過年度<br>分を含む) | 貸付中の契約件数(基準日時点で貸付残高があるもの) |       |     |     | 小計  |       |
|--------|------------------------|-------------------------|---------------------------|-------|-----|-----|-----|-------|
|        |                        |                         | 継続貸付中                     | 償還期間中 |     | 滞納者 |     |       |
|        |                        |                         |                           | 措置期間中 | 償還中 |     |     | 支払猶予中 |
| 事業開始資金 | 825                    | 767                     | 0                         | 0     | 7   | 0   | 44  | 51    |
| 事業継続資金 | 683                    | 674                     | 0                         | 0     | 2   | 0   | 7   | 9     |
| 修学資金   | 9355                   | 8651                    | 118                       | 41    | 340 | 11  | 221 | 572   |
| 技能習得資金 | 324                    | 246                     | 19                        | 8     | 24  | 2   | 14  | 40    |
| 修業資金   | 324                    | 276                     | 8                         | 6     | 21  | 2   | 4   | 27    |
| 就職支度資金 | 20                     | 13                      | 0                         | 1     | 3   | 0   | 6   | 9     |
| 医療介護資金 | 117                    | 109                     | 0                         | 0     | 1   | 0   | 4   | 5     |
| 生活資金   | 325                    | 246                     | 3                         | 6     | 55  | 0   | 31  | 86    |
| 住宅資金   | 387                    | 335                     | 0                         | 0     | 0   | 0   | 2   | 2     |
| 転宅資金   | 140                    | 101                     | 0                         | 3     | 15  | 0   | 18  | 33    |
| 就学支度資金 | 2729                   | 2366                    | 0                         | 145   | 136 | 4   | 63  | 203   |
| 結婚資金   | 13                     | 13                      | 0                         | 0     | 0   | 0   | 0   | 0     |

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠は、福祉法である。そして、諸手続等については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(以下「本施行令」という。)及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(以下「本細則」という。)が存在する。そして本貸付金の取り扱いについては、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱(以下「本要綱」という。)、沖繩県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアル(以下「個別マニュアル」という。)並びに母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付審査基準(以下「本審査基準」という。)が存在する。

なお、個別マニュアルは平成25年度包括外部監査報告書(以下「平成25年度報告」という。)を受け、平成29年3月に改訂したマニュアルであり、平成29年度から運用が開始されたものである。

(4) 目的

本貸付金の目的は、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることである(福祉法第1条)。

(5) 貸付対象

貸付対象は「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童」(福祉法第13条)、「母子・父子福祉団体」(福祉法第14条)、「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童」(福祉法第31条の6)及び「寡婦又は寡婦が民法第877条の規定により扶養している二十歳以上である子その

他これに準ずる者」(福祉法第32条)である。

(6) 財源

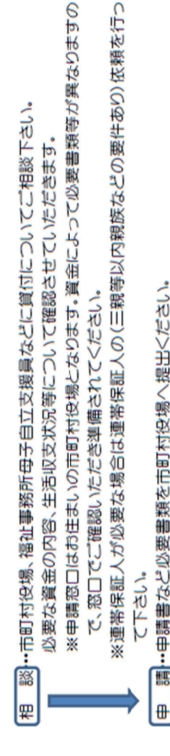
本貸付金については、都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰入れる金額の2倍に相当する金額を、当該繰入れが行われる年度において、無利子で、国が当該都道府県に貸付けるものとされている(福祉法第37条)。そのため、県債を発行する形で国から3分の2の原資を調達し、県が特別会計により3分の1を拠出している。

(7) 貸付の方法

県が貸付対象者に対して直接貸付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付業務については下記図のような流れで行われている。



(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容

ア はじめに

本貸付金については、平成11年度包括外部監査報告(以下「平成11年度報告」という。)及び平成25年度報告において複数の監査意見を受けている。そして、過去の定期監査においてたびたび収入未済額の多額さについて指摘を受けている。

平成11年度報告及び平成25年度報告における指摘事項とそれに対する措置状況を詳述する。

イ 平成11年度報告

1 「貸付のごあんない」(中部福祉事務所地域福祉班・平成29年5月)より引用

#### (7) 指摘事項

平成11年度報告においては、下記の指摘事項が報告されている。

- ・延滞債権額の把握については、償還期限が未到来の分も含めて把握すべきである。
- ・コンピュータによる債権管理システム導入も検討されたい。
- ・延滞債権については、不納欠損処分することも是認されて良いのではないかと。

#### (4) 措置状況

上記の指摘事項に対して、本監査において措置状況を確認したところ全て措置が講じられていた。

#### ウ 平成25年度報告

#### (7) 指摘事項

平成25年度報告においては、下記の指摘事項が報告されている。

- ・未収金の回収が極めて困難でありながら、時効援用権者の所在不明等により時効の援用が不可能な案件については、財務規則第52条第1項第2号に基づく債権放棄の方法により不納欠損処理を行うことを検討すべきである。

・違約金の調定については、担当者の裁量によって調定を行う場合と行わない場合とが存在するため、より具体的な基準を設ける等して運用を見直すべきである。

- ・「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」は、現場実務に則ったより現実的な内容に改定すべきである。

・回収可能性の高い悪質滞納者に対しては支払督促等の積極的な回収手段を進める一方で、回収可能性の存在しない滞納者については債権放棄を検討する等、よりメリハリのある回収方法を進めていくべきであろう。

- ・南部福祉保健所（現：南部福祉事務所）においては、督促状によっても債権回収の実績が上がらないとして、財務規則第50条第1項の規定にもかかわらず、納入期限後20日以内の督促状の発送を行っていない。しかしながら、財務規則に規定がある以上、これを行うべきである。

・特に回収が困難な一部の未収金については、未収金回収の専門部署で一括管理することが望ましいと考えられる。

#### (4) 措置状況

上記の指摘事項に対して、本監査において措置状況を確認したところ、債権放棄の実施や、違約金の調定については実施が適切になされていた他、個別マニュアルの改定も行われていた。督促状の発送については、平成28年度まで一部福祉事務所で行われていないが平成29年度においては財務規則に則った対応がとられている。

メリハリのある回収方法の実施についてはサーバーへの委託等改善している点も見

受けられるが、問題が残っている部分も一部存在すると考えられる。なお、未収金の専門部署での一括管理については実施しない方針を県として決定している。

#### (4) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

本貸付金の業務に従事する職員としては出先機関（各福祉事務所等）を含め、正職員7名、嘱託員8名、母子・父子福祉協力員14名がいる。計29名が本貸付金の業務に従事する職員である。

#### (4) 広報の有無及び内容

本貸付金については、県ホームページにおいて広報を行っている。

#### (4) 債権管理業務に関する個別研修の有無

本貸付金については、各福祉事務所の担当者を県庁に集めて行う償還対策会議を毎年2月頃に開催し、市町村担当者説明会を毎年6月頃開催し、各福祉事務所主催の市町村説明会を毎年7月頃に開催している。そして、担当者連絡会議を毎年2～3回程度開催している。

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

本貸付金を受けようとする貸付対象者は、申請書に必要書類を添えて県に提出しなればならない（本細則第2条、第3条、第20条、第21条、第23条、第24条）。提出を受けた県は、審査をなし、貸付を決定した場合、貸付決定通知書を貸付対象者に対して交付する。決定書の交付を受けた借受人は、借付書及び連帯保証人に係る誓約書を県に対して提出しなければならぬ（本細則第6条、第22条、第25条、本要綱第4）。

貸付審査の内容については本審査基準が定めている。本審査基準においては、所得又は収入が一定額以上で経済状態が安定している者は、既に自立しているものと判断し、貸付の対象から除外することや、本貸付金の返済に滞納のあるものは貸付の対象にしないといった申請者の取り扱いに関する事項の他、連帯保証人は原則として三親等以内の親族であることといった連帯保証人の取り扱いに関する事項等が定められている。

### (2) 利息の有無及び内容

本貸付金の利息は、貸付金毎に定められている。具体的には基本的に無利子であるが、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金（児童にかかるとした場合）以外の資金で、保証人を立てない場合は年1%の利息が発生する（本施行令第8条第4項、第31条の6第4項、第37条第4項）。

### (3) 遅延損害金規定の有無及び内容

ア 本貸付金の遅延損害金については、償還期間内に貸付金を償還しない等の場合にお

いて年5%の違約金（遅延損害金）を徴収する旨規定されている（本施行令第17条、第31条の7、第38条）。ただし、平成27年3月31日までは年10.75%の違約金（遅延損害金）である（改正前本施行令第17条）。

本施行令第17条（準用規定：第31条の7、第38条）  
都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

イ 上記本施行令第17条ただし書の「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」にあたる具体的事由（以下「違約金免除事由」という。）については、本要綱第20の1が以下のとおり定めている。

- ・災害、交通事故及び負傷等の緊急事由が発生したことによるとき
  - ・支払猶予事由に該当すべき者が悪意によらないで、その申請手続きを怠っていたとき
  - ・生活保護法の規定による被保護者となったときまたはこれと同等の生活状態になったとき
  - ・死亡、身体又は精神に著しい障害を受けたとき
  - ・納入通知書（元利金）が借受人等に到着しなかつたとき
  - ・違約金が少額で、これを徴することが事務効率及び経費等から不合理と認められるとき
  - ・その他知事が適当と認めたとき
- ウ 本貸付金の違約金については、個別マニュアルに従い、原則として元金の償還が完了した時点で調定を行っている。平成25年度報告を受け、原則として違約金の調定を行うよう運用が改善されている。

県は、元金の償還が完了した時点で借受人と協議を行い、上記違約金免除事由に該当するかの確認を行い、該当するようであればその事由を証明する書類とともに、違約金免除申請書の提出を促している。県は借受人からの違約金免除申請書を受けて、違約金免除決定を行っている（本細則第15条）。上記違約金免除事由のうち「違約金が少額で、これを徴することが事務効率及び経費等から不合理と認められるとき」については、1度の調定額（例えば、月賦の場合1月あたりの調定額）における違約金が500円未満の場合とし、この事由に該当した場合は、違約金免除申請書なく、内部的な決裁のみで免除としている。

違約金免除事由がない借受人については、どの程度であれば違約金の償還が可能かの

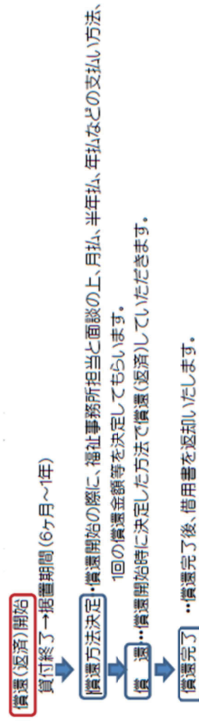
確認を行い、支払可能な範囲で分納計画を立て、それに基づき償還を行っている。

#### (4) 保証人の要否

本貸付金においては、貸付金の種類に応じて保証人の要否が区別されている。具体的には、修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合は、保証人を立てなければならない（本施行令第9条、第31条の7条、第38条）。その他の貸付金については、保証人が絶対に求められないものではないが、保証人を立てない場合は年1%の利息が発生するというように、利息の面で差異が設けられている（本施行令第8条第4項、第31条の6第4項、第37条第4項）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

#### (6) 償還方法



本貸付金の償還の流れについては上記①の通りである。本貸付金には、貸付金種別一覧表（第4章第1の1②）のとおり、据置期間が設定されており（各貸付金について6ヶ月または1年）、この据置期間経過後、償還が開始する。償還開始の際には借受人と福祉事務所担当者が面談を行う。償還期間について、連帯保証人が65歳以下で償還完了すること（本要綱第2）及び法定の償還期間内（本施行令第8条第1項、同条第2項、第31条の6第1項、同条第2項、第37条第1項、同条第2項）であること等を確認しながら償還方法を協議し、償還方法を決定し、償還を行っていく。もし、面談ができない場合には、貸付時に確認した償還計画に基づいて償還を行っている。

貸付金の償還は納入通知書または口座振替により行われている。

#### (7) 償還猶予規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還猶予規定が存在する。

本施行令第19条第1項（準用規定：第31条の7、第38条）

都道府県は、次に掲げる場合には、第8条第1項の規定にかかわらず、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第

<sup>2</sup> 「貸付のごあんない」（中部福祉事務所地域福祉班・平成29年5月）より引用



一号に掲げる場合において、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

一 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき。

二 母子修学資金又は母子就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金の貸付けにより修学又は入学をした者が中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は母子修業資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。

#### (8) 償還免除規定の有無及び内容

本貸付金においては、免除規定も存在する。

福祉法第15条（準用規定：第31条の6第5項、第32条5項）

1 都道府県は、第13条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、第13条第1項第4号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

本施行令第20条（準用規定：第31条の7、第38条）

法第15条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、第8条第4項若しくは第9条第1項の保証人又は当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合であつて、当該保証人又は当該借主が当該母子福祉資金貸付金の未済額を償還することができると認められるときとする。

本施行令第22条（準用規定：第31条の7）

法第15条第2項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 死亡したとき。
- 二 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

#### (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

本貸付金においては、期限の利益喪失規定として一時償還請求の定めが存在する。

本施行令第16条（準用規定：第31条の7、第38条）

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、第8条第1項の規定にかかわらず、当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 第13条第一号又は第二号のいずれかに該当するとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が母子・父子福祉団体でなくなつたとき。

四 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が貸付けの対象となつた事業を廃止したとき。

五 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、貸付けの対象となつた事業が主として法第14条各号に掲げる者を使用するものでなくなつたとき。

六 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による都道府県知事の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

#### 3 福祉事務所の具体的取り組み

県内の各福祉事務所のうち中部福祉事務所に対し、ヒアリングを行った。以下、中部福祉事務所におけるヒアリングによる調査結果に基づいて記載する。

##### (1) 職員等

中部福祉事務所において本貸付金に関わる職員は以下のとおりである。

ア 地域福祉班蔵入担当：1名

イ 自立支援員：5名

正職員2名（1名は上記地域福祉班蔵入担当と兼務、もう1名は貸付担当と兼務）、非常勤職員3名（月に16日間勤務）の計5名が自立支援員（以下「支援員」という。）である。支援員5名は、それぞれ担当地域があり、担当地域内の借受人に対する貸付時の対応から償還完了まで、全てを対応している。貸付に関する一連の行為全てを担っている関係で、貸付対応が多い場合、債権管理・償還業務に比べ、貸付対応の業務割合が

増える。

平成 28 年度から非常勤職員が 1 名増員されており、支援員 1 人あたりの担当地域の見直しを行った。

ウ 母子・父子福祉協力員：4 名

非常勤職員 4 名（月に 4 日間勤務）である。支援員の補助が業務であり、支援員の指示に従い、自宅訪問等を行っている。業務としては、貸付業務には関与せず、償還業務のみに従事している。

(2) 債権管理の具体的取り組み

ア 記録の管理

記録は借受人毎に紙媒体で保管・管理しており、基本台帳をはじめ、償還方法調書、電話・訪問等について時系列のメモを記した連絡票、督促状、催告文書（支援員作成のもの）等が綴られている。

記録の内、基本台帳等主要な記録については、全庁管理のシステム（以下「本システム」という。）上にもアップロードしている。本システムは平成 11 年度報告を受けた措置として導入されたものである。本システム上にアップロードされた記録については、本庁や他福祉事務所から閲覧が可能となる。償還状況等については、収入計算書として毎月各福祉事務所から本庁へ報告している。

イ 書面による請求

財務規則第 50 条第 1 項に則り、納入期限後 20 日以内の督促状の発送を行っている（個別マニュアルにも督促状の発送については財務規則同様の記載がある）。そして、催告についても個別マニュアル記載の納入期限から 1 年を経過するまでの間、月 1 回の頻度で主として電話連絡によって行っている。書面として発送する場合の催告状については財務規則及び本要綱に様式はないもの本システム上からダウンロードした統一様式を利用しており、内容としては滞納額全額や滞納金額の内訳が記載されている。催告状の送付は借受人だけでなく保証人に対しても行っている。

ウ 自宅訪問

償還状況等に応じて、支援員から借受人に対して自宅訪問や福祉事務所への来所を求めている。支援員が訪問するか、来所を求めらるかについて明確な基準はなく、支援員の判断でケースバイケースに対応している。分割納付や猶予の申請等については支援員が借受人と面談の上説明を行っていることが多い。

(3) 債権回収の具体的取り組み

ア 個別マニュアル

個別マニュアルは平成 29 年度に運用を開始している。個別マニュアルは、標準マニユ

アルに沿う形の内容となっている。

個別マニュアルにおいては、適切かつ能率的な債権管理を行うため、債務の履行状況等に応じて債権の類型を下記の 5 つに区分している。個別マニュアルに改定する前の「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」（以下「旧マニュアル」という。）は、債権の類型を 8 つの類型に区分し、詳細に債権への対応を定めていたが、平成 25 年度報告により、現場実務に則ったより現実的な内容に改定すべきである、との意見が出され、個別マニュアルに改定されたという経緯が存在する。平成 28 年度においては旧マニュアルに則り 8 つの類型に区分した債権分類に基づいて統計資料が作成されている。

(7) 正常債権（滞納無し～1ヶ月以内）

履行に問題の見られない債権

(4) 準正常債権（1ヶ月以上～2年以内）

一時的に償還が滞っているが、誓約書による分割履行や償還指導等で正常に戻る可能性が高い債権。又は処理方針決定のために諸調査を行っている債権

(9) 緩和的措置債権（1年～3年）

全部履行が困難とする相当な理由があり、履行延期の特約等（分割履行）により履行期限を緩和するなどの対応によって完結を目指すべき債権

(5) 回収不能債権（処理方針決定（2年以内）～免除・時効期限）

回収不能又はそれに近い状態にある者で、徴収停止、履行延期の特約（無資力等）、債権放棄等を検討すべき債権

(6) 法的回収債権（処理方針決定（2年以内）～債権回収）

履行のための資力等に問題がない又は資力等が不明な事案で、折衝等によって完結に至る目途が立たず、強制的手続によって徴収すべき債権

イ 奨励月間の取り組み

各福祉事務所では奨励月間として年に 2 回償還強化のための取組を行っている（平成 28 年度においては、平成 28 年 10 月及び平成 29 年 2 月に実施）。中部福祉事務所では、長期滞納者、指導を要する短期滞納者（連絡があまりとれない滞納者、昼間の訪問で面談できない滞納者）に対して、夜間訪問や夜間電話で状況確認を行い、償還方法、計画の相談を行っている。

ウ 不納欠損処理の取り組み

時効期間については、本システム上で全貸付金について把握できる。現状、中部福祉事務所では、少額であっても回収を行うという方針のもと債権管理を行っている。償還可能な範囲で償還を受けることで、時効中断措置は講じられているものの、償還率には金額として小さいためあまり反映されず、不納欠損の対象ともならないという貸付も少

なからず存在する。

長期滞納の上、適切な時効管理を行わなかったために時効期間が経過している貸付も存在する。現在、時効期間が経過している貸付については、回収に関する活動と並行して、不納欠損処理に向けた準備も行っており、公用申請による借受人及び保証人の所在調査、自宅訪問による財産状況把握と償還意思の確認等を行っている。

エ 違約金の調定

違約金の回収については、個別マニュアルに則り、元金完済後に行っている。元金を完済した借受人との面談等は支援員が行っている。中部福祉事務所においては、違約金免除事由が存在するものの、違約金免除申請書の提出がなされずに手続が進められていない貸付が若干存在するが、原則として違約金免除とするか、償還計画を立て調定するかの手続が行われている。

4 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

|                              | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等             |               |               |               |               |               |
| 予算額(円)                       | 195,924,000   | 164,754,000   | 164,932,000   | 212,856,000   | 202,671,000   |
| 申請件数(件)                      | 353           | 292           | 296           | 352           | 320           |
| 貸付実績                         | 146,700,083   | 130,978,524   | 130,636,293   | 160,807,254   | 165,789,380   |
| 回収すべき金額(当年度分) A              | 158,213,209   | 120,304,058   | 115,097,543   | 103,913,316   | 96,106,572    |
| 回収済み金額(当年度分) B/A             | 138,937,030   | 104,552,262   | 102,779,843   | 94,082,476    | 86,733,462    |
| 回収率(当年度分) B/A                | 88.02         | 86.91         | 89.30         | 90.54         | 90.25         |
| 回収すべき金額(過年度分) C <sup>1</sup> | 294,910,131   | 222,349,519   | 206,555,517   | 171,797,891   | 143,848,256   |
| 回収済み金額(過年度分) D <sup>1</sup>  | 30,923,375    | 31,066,206    | 32,518,840    | 31,679,696    | 23,769,507    |
| 回収率(過年度分) D/C                | 10.49         | 13.97         | 15.74         | 18.44         | 16.52         |
| 回収率(B+D)/(A+C)               | 36.16         | 39.58         | 42.06         | 45.61         | 46.05         |
| 総貸付残高(円)                     | 1,197,747,542 | 1,037,372,013 | 1,023,071,108 | 1,057,553,953 | 1,113,122,961 |
| 総貸付件数(件)                     | 1,764         | 1,404         | 1,349         | 1,398         | 1,395         |
| 不納欠損額(円) <sup>1</sup>        | 8,844,108     | 0             | 12,040,657    | 2,952,506     | 1,383,657     |
| 不納欠損件数(件) <sup>1</sup>       | 17            | 0             | 12            | 21            | 8             |
| 償還放棄(円) <sup>1</sup>         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 償還放棄件数(件) <sup>1</sup>       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)                       | 29,468,916    | 24,389,632    | 27,437,930    | 21,088,256    | 16,665,711    |
| 免除件数(件)                      | 189           | 101           | 122           | 69            | 74            |

注1 元金、利息及び調定済違約金を含む金額

注2 元金、貸付利息の金額

注3 違約金免除のみの金額

(2) 予算額

本貸付金は以下の通り、平成24年度～平成28年度において毎年度予算確保が行われている。

- 平成24年度 1億9592万4000円
- 平成25年度 1億6475万4000円
- 平成26年度 1億6493万2000円
- 平成27年度 2億1285万6000円
- 平成28年度 2億267万1000円

(3) 貸付実績

本貸付金は、上記の予算額の内、下記の全額について毎年度貸付が行われている。

- 平成24年度 1億4670万93円
- 平成25年度 1億3097万8523円
- 平成26年度 1億3063万6255円
- 平成27年度 1億6080万7254円
- 平成28年度 1億6578万9380円

(4) 回収すべき金額及び回収率(当年度分)

|         | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度     |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 回収すべき金額 | 158,213,349 | 120,304,086 | 115,097,592 | 103,913,443 | 96,106,515 |
| 回収済み金額  | 134,937,030 | 104,552,262 | 102,779,843 | 94,082,476  | 86,733,462 |
| 回収率(%)  | 85.02       | 86.91       | 89.30       | 90.54       | 90.25      |

注 元金、利息及び調定済違約金を含む金額

当年度分の回収率については上記表のとおり、近年90%を超えている。

(5) 回収すべき金額及び回収率(過年度分)

|         | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 回収すべき金額 | 294,910,131 | 222,349,519 | 206,555,517 | 171,797,891 | 143,848,256 |
| 回収済み金額  | 30,923,375  | 31,066,206  | 32,518,840  | 31,679,696  | 23,769,507  |
| 回収率(%)  | 10.49       | 13.97       | 15.74       | 18.44       | 16.52       |

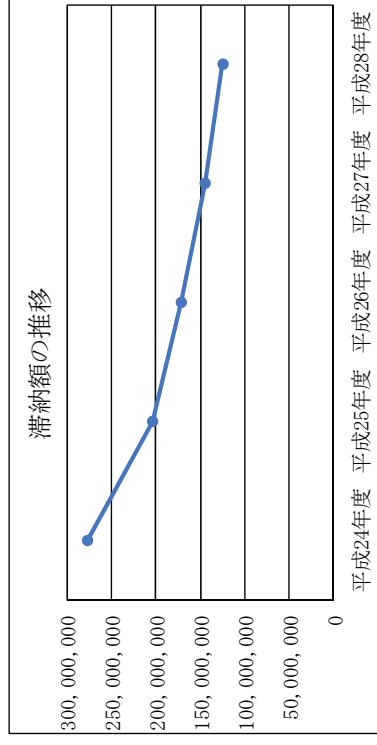
注 元金、利息及び調定済違約金を含む金額

過年度分の回収率については上記表のとおり、極めて低く推移している。

(6) 滞納額の推移

|         | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 滞納者数(人) | 752         | 558         | 497         | 438         | 419         |
| 滞納額(円)  | 277,923,032 | 204,590,446 | 172,257,374 | 145,399,181 | 125,194,811 |

※違約金を除く



本貸付金の滞納額(違約金を除く)は上記表及びグラフのとおりであり、年々減少傾向にある。

(7) 不納欠損額及び件数

本貸付金の不能欠損処理については「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金の不納欠損金の整理に関する基準」（以下「本処理基準」という。）が存在し、本処理基準に基づき不納欠損処理が行われている。

本処理基準が不納欠損金の整理の対象となる場合として定めている主要なものには以下の場合であり、財務規則第 52 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号が根拠としてあげられる。そして、下記表が過去 5 年の年度別の不納欠損処理状況である。

ア 時効援用による債権消滅

本貸付金は 10 年の消滅時効にかかるところで、時効完成後に借受人、連帯借受人、連帯保証人のすべての時効の援用のあるとき。

イ 破産

借受人、連帯借受人及び連帯保証人のすべてが破産宣告を受け、免責が確定したとき。

ウ 相続放棄

借受人、連帯借受人及び連帯保証人のすべてが死亡し、それらの相続人すべてが財産相続を放棄しまたは限定承認をした場合に相続財産以上に債務があり未納となるとき。

< 年度別：不納欠損処理状況 >

|        | 平成24年度                          | 平成25年度 | 平成26年度              | 平成27年度             | 平成28年度    |
|--------|---------------------------------|--------|---------------------|--------------------|-----------|
| 不納欠損額  | 8,844,108                       | 0      | 12,040,657          | 2,952,506          | 1,383,567 |
| 不納欠損件数 | 17                              | 0      | 21                  | 8                  | 2         |
| 不納欠損理由 | 破産 4 件<br>時効援用 12 件<br>相続放棄 1 件 |        | 破産 6 件<br>時効援用 15 件 | 破産 1 件<br>時効援用 7 件 | 破産 2 件    |

注 元金、利息及び測定済滞約金を含む金額

本処理基準により、上記ア～ウの場合には、各福祉事務所長と県担当課が協議を行った上で、不納欠損処理を行うかの最終的な検討をなしている。

(8) 債権放棄額及び件数

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 債権放棄額（円）  | 0      | 0      | 0      | 0      | 1,205,567 |
| 債権放棄件数（件） | 0      | 0      | 0      | 0      | 1         |

注 元金及び利息の金額

債権放棄については、平成 25 年度報告を受け、準備がなされた結果、平成 28 年度に 1 件行われている。この 1 件は、借受人本人が破産手続に基づく免責許可決定を受け、その後連帯保証人に対する請求をなしたが、連帯保証人が所在不明となり、徴収の外部委託を行っても所在不明状態が継続したという案件であり、議会の議決を通して放棄された。

平成 28 年度以前には債権放棄が行われた貸付は存在しない。

(9) 免除額及び件数

|         | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 免除額（円）  | 29,668,916 | 24,389,682 | 27,437,930 | 21,058,256 | 16,665,711 |
| 免除件数（件） | 159        | 107        | 122        | 69         | 74         |

本貸付金の免除については、元金の償還免除と連約金免除が存在する。

元金の償還免除については、借受人が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたために貸付金を償還することができなくなったと認められ、かつ連帯借受人、連帯保証人も償還することができない場合に議会の議決を経て行われることになっている（福祉法第 15 条等）。しかし、福祉法に基づく元金の償還免除は行われたことがない。上記免除額、免除件数については、全て連約金免除である。連約金免除については、上記 2 (8) で述べた通りである。

5 サービサーに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

県では、平成 26 年度より、滞納中または今後滞納の可能性があり、自主回収が困難と考えられるものについて株式会社神縄債権回収サービズ（以下「サービサー」という。）に対し、債権回収を委託している。

委託件数は、平成 26 年度 63 件、平成 27 年度 84 件、平成 28 年度 78 件である。

(2) 契約の締結

県は、本貸付金の管理・回収について平成 26 年 7 月 14 日にサービサーと契約を締結し、その後平成 27 年度以降、毎年 4 月 1 日付で、サービサーと未収金回収業務委託の本契約を締結している。

(3) 委託期間

委託期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間である（上記基本契約契約書（以下「本契約書」という。）第 25 条）。

(4) 委託料

委託料は、未収金のうち収納があった金額の 30% 及びこれに対する消費税相当額とされている（本契約書第 13 条、未収金回収業務委託に関する覚書第 2 条）。

(5) 費用の負担

委託業務の事務処理に要する費用は、サービサーの負担とする（本契約書第 6 条）。

(6) 委託業務の範囲

委託業務の範囲は次の通りである（本契約書第 2 条）。

ア 主債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）が返済すべき未収金の管理

及び回収を行うこと。

- イ 債務者等の所在、実情、信用状態等を調査すること。
- ウ 債務者等の収入及び資産の処分等による現在及び将来の返済能力、債務者等の資産及び負債の状況を総合的に把握すること。
- エ 債務者等から希望があれば、債務整理の相談・アドバイスを行うこと。

(7) 分割返済等の申し出の取り扱い

債務者等から分割返済または延納等返済条件の変更の申し出がある場合には、サービサーは、県の承諾を得て申し出を承認するものとする（本契約書第5条）。

(8) 委託業務の報告

委託業務について、サービサーは、その進捗状況の報告書を作成し、原則として四半期ごとに県に送付する。また、債務者等からの苦情、トラブル等についても、併せて報告する（本契約書第15条）。

(9) 回収実績

平成26年度から平成28年度までの回収実績は以下の表のとおりである。年間収納金額は37万2286円から200万1852円、回収率は1.5%から5.6%である。

| 年度     | 委託債権状況 |            |      | 回収状況   |           |        | 委託料 |         |     |
|--------|--------|------------|------|--------|-----------|--------|-----|---------|-----|
|        | 委託件数   | 債権額        | 取崩件数 | 取崩率(%) | 金額        | 取崩率(%) | 金額  | 取崩率(%)  | 金額  |
| 平成26年度 | 63     | 24,658,114 | 22   | 37.2   | 293       | 1.5    | 301 | 120,013 | 301 |
| 平成27年度 | 84     | 35,054,303 | 40   | 5      | 2,001,852 | 5.6    | 301 | 648,597 | 301 |
| 平成28年度 | 78     | 32,813,391 | 29   | 4      | 1,324,137 | 4.1    | 301 | 430,537 | 301 |

(10) サービサーに委託することについて

ア 活用の継続

本貸付金は、貸付件数が多く、支援員は貸付対応にも追われることから、県による自主回収には限界がある。一方、サービサーに委託した場合、サービサーは債権管理及び回収を専門的に取り扱っていることから、回収可能性が高まる。実際、サービサーに委託する案件は、県が自主回収困難と判断した債権であるにもかかわらず、回収率が5%に及び年度も存在する。また、サービサーの報酬は完全歩合制によるため、費用対効果の面でもサービサーへの委託の継続に問題はない。

イ 債権回収以外におけるサービサーの利用

本貸付金の回収において吟味しなければならぬ点は、滞納者の償還能力の有無である。本貸付金の性質上、償還能力が無いために滞納している借受人が多い。しかし一方で、一定の資産や所得がありながら償還を怠っていると思われる滞納者も存在する可能性がある。このような滞納者に対して、支援員は債権回収に係る専門家ではないため、積極的な回収措置をとることが難しいという現状が存在する。そして本貸付金は私債権であり、財産調査においてもあくまでも任意の情報提供が基本となり、借受人の状況確認さえも難しいという場合も見受けられる。

そこで、サービサーについて、回収のみならず財産調査についても積極的に利用すべきと考える。現在においても、委託業務の範囲内に償還能力、債務者等の資産及び負債の状況等の把握が含まれているのであるから、それらを積極的に活用し、県としても借受人の状況把握をなし、把握した滞納者の状況を踏まえて、県としての処理方針を検討するべきである。

## 6 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 借用書の記載事項の不備—期限の利益喪失規定

本貸付金については、期限の利益喪失規定として一時償還請求ができる旨定めがある（本施行令第16条）。具体的には借受人が償還金の償還を怠った場合には、残債務の償還を一括して請求することができるものとされている。そして、本細則においても、一時償還を請求することができることを前提に、その書式が定められている（母子父子寡婦福祉資金一括償還請求書（第21号様式））。

しかしながら、本貸付金貸付時に借受人が署名する借用書（本細則第12号様式）には、一時償還請求（期限の利益喪失）について明示的な記載がない。例えば、借用書では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに従い、相違なく償還します。」との記載及び特約事項として連約金についての記載があるにとどまる。仮に、上記「母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等」に一時償還の定めが含まれるとしても、借受時に一時償還について説明の上で本施行令や本細則の交付を借受人は受けていないのであり、県と借受人の合意内容に一時償還が含まれていると考えられるかについては疑義が残る。

そのため、速やかに借用書に「借受人が償還金の返還を怠った場合等、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条）において準用する場合を含む。）に該当した場合は、沖縄県が文書にて通知することにより、借受人が期限の利益を喪失し、借入額元金と同日までの利息合計額から既払額を控除した額について直ちに沖縄県に一時償還しなければならぬ。」といった趣旨の記載を加え、一時償還請求について、貸付決定前に説明し、一時償還請求が疑義無く可能となるようにすべきである。

指摘1

借用書に一時償還請求についての記載を加えるべきである。

イ 連約金免除の手続

本貸付金の連約金免除について、連約金免除事由に該当する場合における連約金免除手続は、連約金免除申請書の提出を受けた上で県が連約金免除決定を出すことになって

いる（本細則第15条）。しかし、違約金免除事由のうち「違約金が少額で、これを徴することが事務効率及び経費等から不合理と認められるとき」については、1度の調定額（例えば、月賦の場合1月あたり調定額）における違約金が500円未満の場合とし、この事由に該当した場合は、違約金免除申請書なく、内部的な決裁のみで違約金免除と  
している。

県の内部的な決裁のみで違約金免除とする現在の運用は本細則に反しており、是正すべきである。なお、是正の方向性については、申請を求めるとして処理が事務手続の煩雑さを招くという側面もあると考えられるため、本細則の見直しも含めて検討されたい。

#### 指 摘 2

違約金免除手続において、免除申請なく、免除決定がなされている本細則に反する運用については、本細則の見直しも含めて是正を検討すべきである。

#### (2) 意見

##### ア 訴訟等の検討

本貸付金においてはサービサへの委託を通じた債権回収が行われている。しかし、支払督促や訴訟といった積極的な回収手段に及んだことはない。滞納者の中に一定の資産や所得がありながら償還を怠っている滞納者も存在する可能性があり、償還している借受人の公平性の観点や県の債権管理として問題がある。なお、個別マニュアルにおいては、督促、催促及び財産調査を行ってもなお滞納が解消されない場合、当初の納入期限から2年以内に処理方針の決定を行い、資力（換価価値のある財産）があり、履行意思が無い場合、施行令第171条の2の規定に基づき保証人に対する請求、債務名義のある債権に係る強制執行及び訴訟手続による履行の請求等の強制徴収の手続をとるものとする」と定めている。

そこで、回収可能性のある滞納者に対しては、サービサーや外部専門家への委託を通して財産状況を把握し、適切な回収を行うために支払督促や訴訟といった積極的な回収手段に及ぶか検討すべきである。

#### 意見 1

滞納者に対する財産調査の結果に基づいて、回収可能性のある滞納者に対しては、訴訟等を検討すべきである。

#### (3) コメント

ア サービサーに求める報告事項について（サービサーへの委託と県の連携）  
県はサービサーへの委託債権について、サービサーから報告を受けることになっている。しかし、サービサーからの報告は委託債権の全体的報告であり、個別具体的な貸付

それぞれについての報告は現在なされていない。

しかし、サービサーへ委託した債権についてもあくまでも県が管理している債権である。そして、県としての債権管理を適切に行うためにも県は、委託債権の個別具体的な状況についてサービサーから報告を受けなければならない。

そこで、サービサーから委託債権に関する個別具体的な報告を求めることができよう県とサービサーの契約内容の見直しを検討すべきである。その上で、県は、サービサーから受けた個別具体的な貸付に関する報告を、担当する各福祉事務所に報告し、各福祉事務所は、その報告を受けた上で債権管理についての対応を検討すべきである。

#### イ 最終処理に向けた取り組みについて

本貸付金においては、平成28年度末時点で10年以上滞納となっている債権が181件（滞納者数）、7446万5402円（滞納額・違約金を除く）存在する。このような長期滞納債権の中には、滞納者と連絡がとれなくなり回収が極めて困難な債権も少なくない。回収が極めて困難な債権については償還免除や債権放棄による処理も視野にいれるべきところ、本貸付金は、元金について償還免除が行われたことはなく、債権放棄も平成28年度に初めて行ったに過ぎない。

しかし、本要綱においては、福祉法第15条による償還免除のほか、施行令第171条の6の規定による「履行延期の特約」及び施行令第171条の7の規定により、当初の履行期限から10年を経過した後においてなお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができない見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる、という施行令に基づいた償還免除についての記載がある。そして、債権放棄についても個別マニュアルで記載がなされている。

そこで、償還免除及び債権放棄に関する参考資料の集積を行い、各支援員が償還免除及び債権放棄を検討するために必要な情報の共有を図る体制を構築し、長期滞納債権の内、回収が見込めない債権の処理については償還免除や債権放棄といった処理の検討を進めるべきである。

## 第2 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

|                                 |                                                                     |            |            |            |            |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 貸付金名称                           | 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金                                                    |            |            |            |            |
| 担当部署                            | 子ども生活福祉部福祉政策課                                                       |            |            |            |            |
| 貸付開始年度                          | 平成5年度                                                               |            |            |            |            |
| 借入期間                            | 3年                                                                  |            |            |            |            |
| 借入限度                            | 1名                                                                  |            |            |            |            |
| 貸付金の目的                          | 県内の介護福祉士等の養成及び確保を図ること                                               |            |            |            |            |
| 貸付対象                            | 県及び県                                                                |            |            |            |            |
| 担保                              | 県が直接貸付ける。                                                           |            |            |            |            |
| 貸付の方法                           | （県が直接貸付すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸付すのか）                                     |            |            |            |            |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸付する場合の借入限度 | -                                                                   |            |            |            |            |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か                | 否                                                                   |            |            |            |            |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容            | 無                                                                   |            |            |            |            |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数            | 1名                                                                  |            |            |            |            |
| 広報の有無及び内容                       | 無                                                                   |            |            |            |            |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無               | 無                                                                   |            |            |            |            |
| 貸付の条件                           | 将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対して、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学中の間の修学資金の貸付を行う。 |            |            |            |            |
| 借入の有無                           | 無                                                                   |            |            |            |            |
| 借入の利率（年）                        | -                                                                   |            |            |            |            |
| 返済開始金納付の有無                      | 有                                                                   |            |            |            |            |
| 返済開始年度（年）                       | 1年度                                                                 |            |            |            |            |
| 返済人の選定                          | -                                                                   |            |            |            |            |
| 借入担保の課否                         | 否                                                                   |            |            |            |            |
| 担保価値の押当方法                       | -                                                                   |            |            |            |            |
| 償還方法（年）                         | 分納納付                                                                |            |            |            |            |
| 償還利率（年）                         | -                                                                   |            |            |            |            |
| 償還免除規定の有無                       | 有（沖縄県介護福祉士等修学資金貸付条例第9条、第10条）                                        |            |            |            |            |
| 償還免除規定の内容                       | 有（沖縄県介護福祉士等修学資金貸付条例第11条、第12条）                                       |            |            |            |            |
| 借入の利益喪失規定の有無                    | 無                                                                   |            |            |            |            |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                | 平成24年度                                                              | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     |
| 予算額（円）                          | -                                                                   | -          | -          | -          | -          |
| 申請件数（件）                         | -                                                                   | -          | -          | -          | -          |
| 貸付実績                            | 貸付金額（円）                                                             | -          | -          | -          | -          |
|                                 | 貸付件数（件）                                                             | -          | -          | -          | -          |
| 回収すべき金額（当年度分）A                  | 586,000                                                             | 154,000    | 535,135    | 1,076,271  | 744,000    |
| 回収済金額（当年度分）B                    | 197,000                                                             | 35,000     | 329,992    | 702,271    | 494,000    |
| 回収率（当年度分）                       | 33.62                                                               | 22.73      | 61.67      | 65.25      | 66.40      |
| 回収すべき金額（前年度分）C                  | 1,754,000                                                           | 1,917,000  | 2,014,000  | 1,828,143  | 2,042,143  |
| 回収済金額（前年度分）D                    | 226,000                                                             | 25,000     | 385,000    | 140,000    | 185,000    |
| 回収率（前年度分）                       | 12.88                                                               | 1.30       | 19.29      | 7.66       | 8.97       |
| 総貸付実績（円）                        | 26,911,143                                                          | 26,488,133 | 13,354,063 | 11,816,583 | 11,139,583 |
| 総貸付件数（件）                        | 34                                                                  | 34         | 19         | 17         | 17         |
| 不納付件数（件）                        | 0                                                                   | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 債権放棄件数（件）                       | 0                                                                   | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 債権放棄率（件）                        | 0                                                                   | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 総回収率（円）                         | 10,368,000                                                          | 0          | 12,416,068 | 693,229    | 0          |
| 総回収率（件）                         | 13                                                                  | 0          | 16         | 11         | 0          |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、沖縄県介護福祉士等修学資金貸付条例（以下「本条例」という。）に基づく貸付金である。手続等については、沖縄県介護福祉士等修学資金貸付条例施行規則（以下「本規則」という。）に定めがある。

本貸付金は、平成5年度に開始し、平成17年度まで貸付を行っていた。平成18年度以降、貸付を行っておらず、債権管理のみを行っている。本貸付金の貸付対象者は、介護福祉士等を養成する施設等（専門学校等）に在学する者であり、貸与生には月額3万

6000円（年額43万2000円）が養成施設在学中（1～3年）貸与される（本条例第4条、本規則第6条）。

本貸付金の目的は、県内の介護福祉士等の養成及び確保である。このような目的から本貸付金は、一定期間県内において介護福祉士等の業務に従事したとき、修学資金の償還を免除するなど、償還免除を前提とした制度設計が行われていることが特徴としてあげられる。

平成28年度末時点の総貸付件数は17件、貸付金残高は1113万9583円である。

#### (3) 根拠規定

本貸付金の根拠は、本条例である。そして、本条例の施行に関し必要な事項は、本規則が定めている（本条例第14条）。

#### (4) 目的

本貸付金は、県内の介護福祉士等の養成及び確保を図ることを目的としている（本条例第1条）。

#### 本条例第1条

この条例は、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の養成施設等に在学する者で、将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し修学資金を貸与することにより、県内の介護福祉士等の養成及び確保を図ることを目的とする。

#### (5) 貸付対象

本貸付金の貸付対象は、介護福祉士等を養成する施設等（専門学校等）に在学する者である（本条例第3条）。

#### (6) 財源

国及び県が2分の1ずつ拠出することになっていた。

#### (7) 貸付の方法

県が直接貸与生に貸付を行っていた。

#### (8) 貸付業務の流れ

本貸付金は、修学資金の貸与を受けようとする者が申請し、貸与の適否を県が判断し、貸与をする場合には、修学資金貸与決定通知書を申請者に通知し、貸与を行うという流れで貸付業務が行われていた（本規則第4条、第5条）。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(12) 広報の有無及び内容 無

本貸付金については、平成 17 年度で貸付を終了しているため、現在広報は行っていない。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

貸付を受けようとする者は、養成施設等に在学する者で、将来県内（本規則第 3 条で定める国立施設については、県内外を問わない。）において介護福祉士等の業務に従事しようとするものでなければならぬ（本条例第 3 条）。

(2) 利息の有無及び内容 無（本条例第 4 条第 2 項）

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金は償還期間内に貸付金を償還しない等の場合における遅延損害金として、年 14.5%の延滞利子の支払いを定めている（本条例第 13 条）。しかし、これまで延滞利子（遅延損害金）を測定したことはない。

### 本条例第 13 条

貸与生は、正当な事由がなく、返還すべき日までに修学資金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(4) 保証人の要否

本貸付金においては、2 名の連帯保証人を求めている（本条例第 6 条、本規則第 9 条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

本貸付金は、本条例第 8 条第 1 項各号の事由が生じた時に、償還義務が生じ、その償還事由が生じた日の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間以内に償還することとされている（本条例第 8 条第 1 項柱書）。償還猶予を受けた場合、猶予期間と貸与を受けた期間を合算した期間が償還期間の上限となる。貸与を受ける期間は、養成施設等の正規の修学期間以内が原則とされている（本条例第 5 条）。そのため、貸与生が貸与を受けた期間は 1 ～ 3 年間で原則であり、償還期間も猶予期間が無い貸与の場合、同様の期間となる。

本条例第 8 条の規定により、償還義務が生じた者は、償還すべき事由が生じた日から起算して 20 日以内に修学資金返還計画書を県に提出しなければならない（本規則第 11 条）。この返還計画書の提出を受けて、県は測定し、請求をなすという手続の流れになっている。

### 本条例第 8 条第 1 項

貸与生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（前条第 2 項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。）に相当する期間（次条又は第 10 条の規定により返還義務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）以内に、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 前条第 1 項の規定により修学資金の貸与が取り消されたとき。

(2) 養成施設等を卒業した日から 1 年を経過する日（規則で定める特別の事情がある場合にあっては、規則で定める日。以下同じ。）までに県内において介護福祉士等の業務に従事しなかったとき。

(3) 県内において介護福祉士等の業務に従事しなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護福祉士等の業務に従事しなくなったとき。

### (7) 償還猶予規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還猶予規定が存在する。

介護福祉士等の養成施設等に引き続き在学している貸与生は当然猶予となり（本条例第 9 条第 1 号）、「県内において介護福祉士等の業務に従事している」（本条例第 10 条第 1 号）場合や、「その他やむを得ない事由」（本条例第 10 条第 2 号）がある場合、裁量猶予となっている。なお、猶予に至る手続については、当然猶予の場合も、裁量猶予の場合も、県が貸与生から返還猶予申請書の提出を受け、申請内容を審査し、要件に適合すると判断した場合、猶予決定を出し、返還猶予決定通知書により貸与生に通知するという手続をとることとなっている（本規則第 12 条、第 13 条）。

### 本条例第 9 条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、修学資金の返還義務の履行を猶予するものとする。

(1) 第 7 条第 1 項の規定による貸与の取消し後も引き続き養成施設等に在学しているとき。

(2) 養成施設等を卒業後、更に他種の養成施設等において修学しているとき。

### 本条例第 10 条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、修学資金の返還義務の履行を猶予することができる。

(1) 県内において介護福祉士等の業務に従事しているとき。



(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還免除規定が存在する。

本貸付金の目的は、貸与生が県内に介護福祉士等として定着することにあるため、養成施設等を卒業後1年以内に県内で介護福祉士等として就労し、引き続き7年間以上当該業務に従事した貸与生については、当然免除として、本貸付金の償還を全額免除することとされている(本条例第11条)。

そして、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等の業務に従事したときなどには、裁量免除により県は本貸付金の償還を全部または一部免除することができるとされている(本条例第12条)。

なお、免除に至る手続は、当然免除の場合も、裁量免除の場合も、県が貸与生から返還免除申請書の提出を受け、申請内容を審査し、要件に適合すると判断した場合、免除決定を出し、返還免除決定通知書により貸与生に通知するという手続をとることとなっている(本規則第15条, 第17条)。

本貸付金は、貸与生が介護福祉士等として県内に定着し貸与生の償還を免除することを原則とした制度設計がなされている。

本条例第11条

1 知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内において介護福祉士等の業務に従事し、引き続き7年間当該業務に従事したとき。

(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において介護福祉士等の業務に従事した場合又は中高年離職者(養成施設等の入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のもの)が介護福祉士等の業務に従事した場合であつては、引き続き3年間当該業務に従事したとき。

(3) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内において介護福祉士等の業務に従事した者のうち、ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事したものである場合は、規則で定める期間当該業務に従事したとき。

(4) 前3号に規定する介護福祉士等の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事できなくなったとき。

2 前項第1号から第3号までの規定の適用について、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、介護福祉士等の業務に従事することができなかった期間がある場

合は、当該期間に、当該業務に従事していた期間とみなす。ただし、前項第1号から第3号までの期間の計算については、これを算入しないものとする。

本条例第12条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等の業務に従事したとき。

(2) 死亡又は心身の故障により返還債務を履行することができなくなったとき。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等  | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額(円)            | -          | -          | -          | -          | -          |
| 申請件数(件)           | -          | -          | -          | -          | -          |
| 貸付実績              | -          | -          | -          | -          | -          |
| 貸付金額(円)           | -          | -          | -          | -          | -          |
| 貸付件数(件)           | -          | -          | -          | -          | -          |
| 回収すべき金額(当年度分) A   | 586,000    | 154,000    | 535,135    | 1,076,271  | 744,000    |
| 回収済金額(当年度分) B     | 197,000    | 35,000     | 329,992    | 702,271    | 494,000    |
| 回収率(当年度分) C       | 33.62      | 22.73      | 61.67      | 65.25      | 66.40      |
| 回収すべき金額(過年度分) D   | 1,754,000  | 1,917,000  | 2,011,000  | 1,828,143  | 2,062,143  |
| 回収済金額(過年度分)       | 226,000    | 25,000     | 388,000    | 140,000    | 185,000    |
| 回収率(過年度分)         | 12.88      | 1.30       | 19.29      | 7.66       | 8.97       |
| 回収率 (B+D) / (A+C) | 18.08      | 2.90       | 28.20      | 29.00      | 24.20      |
| 総貸付額(円)           | 26,911,143 | 26,488,143 | 13,354,063 | 11,818,583 | 11,139,583 |
| 総貸付件数(件)          | 34         | 34         | 19         | 17         | 17         |
| 不納付件数(件)          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 滞り付件数(件)          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 償還済金額(円)          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 償還済件数(件)          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 免除額(円)            | 10,368,000 | 0          | 12,416,068 | 693,229    | 0          |
| 免除件数(件)           | 13         | 0          | 16         | 1          | 0          |

(2) 予算額

平成17年度をもって貸付事業を終了しているため、予算計上はされていない。

(3) 貸付実績

平成17年度をもって貸付事業を終了しており、新たな貸付は行っていない。

(4) 免除額及び件数

本貸付金は上記2(8)の通り、貸与生が介護福祉士等として県内に定着することを目的としており、介護福祉士等として県内で7年間就労したこと等を要件とした償還免除を原則とした制度設計がなされている。

近年では、平成24年度に13件、平成26年度に14件が、当然免除となっている。

本貸付金には、当然免除と裁量免除が存在し、免除額については、一部免除と全部免除が存在する。それぞれの近年の内訳は、下記の表の通りである。

|           | 平成24年度     | 平成25年度 | 平成26年度     | 平成27年度  | 平成28年度 |
|-----------|------------|--------|------------|---------|--------|
| 免除額(円)    | 10,368,000 | 0      | 12,416,068 | 693,229 | 0      |
| 免除件数(件)   | 13         | 0      | 16         | 1       | 0      |
| 全部免除件数(件) | 13         | 0      | 14         | 0       | 0      |
| 一部免除件数(件) | 0          | 0      | 2          | 1       | 0      |
| 裁量免除件数(件) | 0          | 0      | 2          | 1       | 0      |
| 当然免除件数(件) | 13         | 0      | 14         | 0       | 0      |

上記表から明らかなように、当然免除の件数が多く、介護福祉士等として県内定着をした上で免除となる貸与生がそれなりに存在していることが同われ、本貸付金は、目的である介護福祉士等の養成及び県内定着を一定程度達成しているといえる。

(5) 回収すべき金額及び回収率(当年度分)

|         | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度    | 平成28年度  |
|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 回収すべき金額 | 586,000 | 154,000 | 535,135 | 1,076,271 | 744,000 |
| 回収済み金額  | 197,000 | 35,000  | 329,992 | 702,271   | 494,000 |
| 回収率(%)  | 33.62   | 22.73   | 61.67   | 65.23     | 66.40   |

回収率は低く推移している。当年度分の回収率は、平成24年度33.62%、平成25年度22.73%と比較すると、平成26年度以降改善しているものの、60%台で推移しており、高いとは言えない。

(6) 回収すべき金額及び回収率(過年度分)

|         | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 回収すべき金額 | 1,754,000 | 1,917,000 | 2,011,000 | 1,828,143 | 2,062,143 |
| 回収済み金額  | 226,000   | 25,000    | 388,000   | 140,000   | 185,000   |
| 回収率(%)  | 12.88     | 1.30      | 19.29     | 7.66      | 8.97      |

過年度分の回収率は著しく低く推移している。平成28年度末時点で、延滞件数が6件存在する。

- (7) 不納欠損額及び件数 無
- (8) 債権放棄額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 猶子の運用について

本規則によれば、償還猶子の手続については、貸与生からの申請を受け、県が審査の上、猶子決定を出すことと定められている(本条例第9条、第10条、本規則第12条、第13条)。

ところが、本貸付金の償還猶子に関して、猶子の申請書の提出が行われていない貸付が存在した。確かに裁量猶子事由である「県内において介護福祉士等の業務に従事して

いるとき。」(本条例第10条第1号)については、県が就業場所等に問い合わせること、事実確認をすることは可能である。しかし、本規則第12条は、手続として貸与生からの猶子申請書の提出を要求しているのであるから、かかる規定を無視した運用は、規則に反した運用と言わざるを得ない。猶子の運用について本規則をふまえた手続に是正すべきである。

指摘1

償還猶子の運用について、本規則をふまえた手続に是正すべきである。

(2) 意見

ア 延滞利子(遅延損害金)の調定について

本貸付金において、延滞利子(遅延損害金)は一切調定されていない。確かに、修学資金という本貸付金の性格上遅延損害金の調定にすぎないという面も存在する。しかし、本条例第13条において、「貸与生は、正当な事由がなく、返還すべき日までに修学資金を返還しなかったときは、…延滞利子を支払わなければならない」と定められているのであるから、延滞利子の調定を一切行わないという現状は妥当ではない。また、上記「正当な事由」(本条例第13条)の検討により、個別的に調定にすぎないかの判断をすることも可能である。

よって、「正当な事由」の有無を検討し、「正当な事由」の存しない貸付については延滞利子を調定すべきである。

意見1

一律に延滞利子の調定を行わないという現在の運用は是正すべきである。

イ 償還期間の是正

本貸付金において、償還期間を定める本条例第8条第1項は、貸与を受けた期間に「相当する期間」(本条例第9条又は第10条の規定により返還債務の履行が猶子されたときは、この期間と当該猶子された期間を合算した期間)以内に償還しなければならないと定めている。

しかし、現在、本条例が上限として定める「相当する期間」(本条例第8条第1項)を超えて長期間に償還期間が及んでいる貸付が複数存在する。具体的には、5年間で「相当する期間」である貸与生(返済額129万6000円)について、月5000円の60回払い(ただし最後の月の返済額は約100万円)の返還計画を立て、その5年後に再度返還計画を立てるといったような運用が行われている。すなわち、1度目の返還計画については、「相当する期間」内の償還期間を設定しているものの、最終月におよそ償還不可能な金額を設定することで、当初から償還期間を延長することが予定されているものであり、実態としては「相当する期間」を超える償還期間を設定しているのと同様の運用が行われて

いる。

このような運用は、本条例第8条の趣旨に反するものであり、是正すべきである。

意見2

償還期間について、本条例の趣旨に反するような運用は是正すべきである。

(3) コメント

本貸付金においては、償還事由が生じているにもかかわらず、償還手続が進んでいない貸付が、複数存在する。このような貸付の中には、手続が進まないまま、時効期間を経過した貸付も存在する。

確かに、本貸付金は、債務者からの提出・申請（返還計画書、免除申請書等）に県が対応するという制度になっており、債務者側の事情で手続が進められないという面も存在する（上記2(6)等参照）。しかし、県からの債務者への提出・申請の促しが不足していることや、時効中断措置の不実行といった県の債権管理体制の不備も原因の一つであると考えられる。

そこで、本貸付金においては、標準マニュアルを参考に、債務者への提出・申請の促しの運用や時効中断措置の実施等の運用の手引き・マニュアルを整備し、債権管理体制を整えるべきである。

### 第3 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金

#### 1 概要

##### (1) 一覧表

|                                  |                                                                                                    |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                             | 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金                                                                                  |
| 担当部署名(部及び課)                      | 子ども生活支援部高齢者福祉介護課                                                                                   |
| 貸付開始年度                           | 平成12年度                                                                                             |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                  | 介護保険法第147条第1項第2号<br>介護保険の国庫負担金の暫定額に関する政令<br>沖縄県介護保険財政安定化基金条例<br>沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則               |
| マニュアル名、手引き等                      | 無                                                                                                  |
| 貸付金の目的                           | 申請者が運営の努力を行ってみなお生じる保険料未納や、当初想定でなかった給付費の増大等に起因する財政不足に因り、市町村において一般会社からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営すること。 |
| 貸付対象(県、市、町、村、支庁、その他のいすか)         | 市町村                                                                                                |
| 貸付の方法(借付、国、その他のいすか)              | 国(1/3)、県(1/3)、市町村(2/3)の負担金                                                                         |
| 貸付の目的(借付の目的、金庫機関や他の団体等を通じて貸付するか) | 県が直接貸付ける。                                                                                          |
| 申請において金庫機関や他の団体等を通じて貸付するか        | 無                                                                                                  |
| 当該貸付が年度管理方法であるか否か                | 否                                                                                                  |
| 当該年度の内部監査等の担当事務に就任する職員数          | 無                                                                                                  |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数             | 1名                                                                                                 |
| 広報の有無及び内容                        | 無                                                                                                  |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                | 無                                                                                                  |
| 貸付の条件                            | 基金業務補助収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれること                                                     |
| 利息の有無                            | 無                                                                                                  |
| 利息の利率(年)                         | 無                                                                                                  |
| 連延担保金規定の有無                       | 無                                                                                                  |
| 連延担保金の利率(年)                      | 無                                                                                                  |
| 免除人の要否                           | 否                                                                                                  |
| 物的担保の要否                          | 否                                                                                                  |
| 担保価値の把握方法                        | 無                                                                                                  |
| 償還方法(元金/年償還/半年償還)                | 毎年貸付総額の1/3ずつを償還(3回で完済)                                                                             |
| 償還免除規定の有無                        | 無                                                                                                  |
| 償還免除規定の内容                        | 無                                                                                                  |
| 利息の利益喪失規定の有無                     | 無                                                                                                  |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                 | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                                                 |
| 子算額(円)                           | 0 238,706,000 0 0 0                                                                                |
| 申請件数(件)                          | 0 150,000,000 0 0 0                                                                                |
| 貸付実績                             | 貸付金額(円) 0 150,000,000 0 0 0<br>貸付件数(件) 0 0 0 0 0                                                   |
| 回収すべき金額(当年度分)(円)                 | 229,054,332 229,054,332 229,054,332 50,000,000 50,000,000                                          |
| 回収済金額(当年度分)(円)                   | 229,054,336 229,054,332 229,054,332 50,000,000 50,000,000                                          |
| 回収済分金額(過年度分)(円)                  | 0 0 0 0 0                                                                                          |
| 回収済分金額(過年度分)(円)                  | 0 0 0 0 0                                                                                          |
| 回収済分金額(過年度分)(円)                  | 0 0 0 0 0                                                                                          |
| 総貸付額(円)                          | 458,108,664 379,054,332 150,000,000 100,000,000 50,000,000                                         |
| 総貸付件数(件)                         | 9 10 10 0 0                                                                                        |
| 未納分額(円)                          | 0 0 0 0 0                                                                                          |
| 未納分件数(件)                         | 0 0 0 0 0                                                                                          |
| 償還済額(円)                          | 0 0 0 0 0                                                                                          |
| 償還済件数(件)                         | 0 0 0 0 0                                                                                          |
| 免除額(円)                           | 0 0 0 0 0                                                                                          |
| 免除件数(件)                          | 0 0 0 0 0                                                                                          |

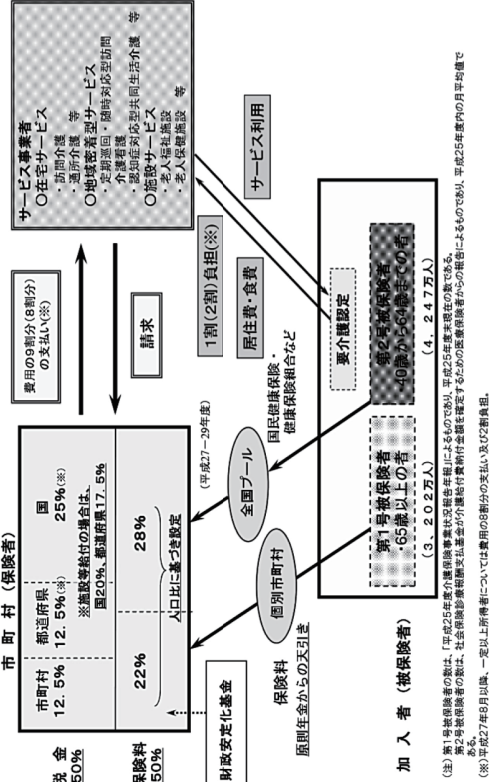
##### (2) 本貸付金の概要

沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、介護保険法(以下「法」という。)に基づき、県に設置が義務付けられている沖縄県介護保険財政安定化基金(以下「本基金」という。)による貸付金である。

下記図<sup>1</sup>は、介護保険制度の仕組みを示している。介護保険制度において、介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の努力を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定でなかった給付費の増大等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するために各都道府県に設置されている。財源は国、県、市町村が3分の1ずつ負担している。

県においては、本基金を平成12年4月1日に設置し、資金の積み立てや各保険者への交付、そして、本貸付金の貸付等を行っている。本基金からの貸付である本貸付金の平成28年度末時点の貸付件数は1件、貸付残高は5000万円である。

### 介護保険制度の仕組み



### (3) 根拠規定

本貸付金の根拠は、法第147条第1項第2号である。手続等については、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「本政令」という。）、沖縄県介護保険財政安定化基金条例（以下「本条例」という。）及び沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則（以下「本規則」という。）が存在している。

### 法第147条第1項

都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てる

ため、財政安定化基金を設けるものとする。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

### (4) 目的

本貸付金の目的は、市町村が通常の努力を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかった給付費の増大等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営することである。

### (5) 貸付対象

貸付対象は市町村である。

### (6) 財源

国、県及び市町村それぞれで3分の1ずつ拠出した本基金を財源としている（法第147条第3項～第6項）。

### (7) 貸付の方法

県が直接市町村に貸付けている。

### (8) 貸付業務の流れ

市町村から県へ貸付金借入申請書を提出し（本規則第8条、第9条）、県が審査の上、

適当と認められたときに貸付を行う（本規則第10条、第11条）。

県の審査においては、市町村の貸付希望額が本政令第7条第4項に規定されている限度額の範囲内であるか及び貸付希望額が不当に過大となっていないか（本政令第7条第5項）、を審査している。

### 本政令第7条

一 法第147条第1項第2号に掲げる事業に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）の貸付けは、計画期間の各年度（最終年度を除く。）においては単年度基金事

<sup>1</sup> 「公的介護保険制度の現状と今後の役割 平成27年度 厚生労働省老健局総務課」 7頁より引用

業対象収入額が単年度基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、計画期間の最終年度においては基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、それぞれ行うものとする。

4 第1項の基金事業貸付金の額は、各市町村につき、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に1.1を乗じて得た額を限度とする。

- 一 計画期間の各年度（最終年度を除く。）当該各年度における単年度基金事業対象費用額から単年度基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額
- 二 計画期間の最終年度 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（当該計画期間において実績保険料収納額及び基金事業対象収入額の合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額からハに掲げる額を控除して得た額とする。）
- イ 当該計画期間における基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額
- ロ 当該計画期間における基金事業借入金（最終年度に係るものを除く。）及び基金事業交付金の額
- ハ 当該計画期間における保険料収納下限額から実績保険料収納額及び基金事業対象繰入額の合計額を控除して得た額の見込額

5 都道府県は、基金事業貸付金の貸付けを受ける市町村が保険料収納必要額を不当に過少に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだことにより、前項の規定により算定される基金事業貸付金の額が不当に過大となると認められる場合その他必要と認めるときは、当該市町村に対する基金事業貸付金の額を減額し、又は貸し付けないこととすることができる。

- (9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否
- (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無
- (11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名
- (12) 広報の有無及び内容 無
- (13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

市町村において、基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれることが貸付の条件である（法第147条第1項第2号）。

- (2) 利息の有無及び内容 無

- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無

- (4) 保証人の要否 否

- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

- (6) 償還方法

市町村は、介護保険制度を円滑に実施するため、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直すこととなっている（法第118条第1項）。平成28年度は第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）である。

本規則第12条において、本貸付金の貸付を受けた市町村は、原則として貸付を受けた計画期間の次期計画期間の3年間で、貸付金を償還することとなっている。

### 法第118条第1項

都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

### 本規則第12条

- 1 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該計画期間の借入総額を3で除して得た金額について、次期計画期間の各年度において償還を行う。ただし、市町村が次に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。
- 2 市町村は、各年度の償還金の額を当該年度の12月末日までに納付しなければならない。

- (7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

- (8) 償還免除規定の有無及び内容 無

- (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

## 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

### (1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等  | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度      | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度     | 平成28年度     |
|-------------------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 本貸付金(円)           | 0      | 0      | 238,705,000 | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 申請件数(件)           | 0      | 0      | 150,000,000 | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 貸付実績              |        |        |             |             |             |             |            |            |
| 貸付金額(円)           |        |        | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 50,000,000 | 50,000,000 |
| 貸付件数(件)           |        |        | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 50,000,000  | 50,000,000 | 50,000,000 |
| 回収済へべき金額(当年度分)A   |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 回収済へべき金額(当年度分)B   |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 回収済へべき金額(過年度分)C   |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 回収済へべき金額(過年度分)D   |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 回収率 (B+D) / (A+C) |        |        | 100         | 100         | 100         | 100         | 100        | 100        |
| 総貸付残高(円)          |        |        | 458,108,664 | 379,054,332 | 150,000,000 | 100,000,000 | 50,000,000 | 50,000,000 |
| 総貸付件数(件)          |        |        | 9           | 10          | 1           | 1           | 1          | 1          |
| 不納欠損額(円)          |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 不納欠損件数(件)         |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 償還放棄(円)           |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 償還放棄件数(件)         |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 免除額(円)            |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |
| 免除件数(件)           |        |        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          |

(2) 予算額

平成25年度において2億3870万6000円の予算計上が行われている。

(3) 貸付実績

近年では平成25年度に1億5000万円の貸付が行われている。なお、貸付実績と上記予算額が一致しないことについては、本基金は基金として予算計上しているため、一般会計からの歳出及び基金会計への繰入れ等を行う必要があり、上記予算額の計上となっている。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成24年度から平成28年度の回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は100%である。

法第129条第3項によって、本貸付金の償還に要する費用は、貸付を受けた次の計画期間における介護保険第1号保険料の一部として算定され、第1号被保険者から徴収することとなっている。そのため、県に対する償還は期限通りに行われる。

法第129条

- 1 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができなければならない。
- 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

これまで市町村からの償還は償還期限通りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。

(6) 総貸付残高及び件数

平成28年度末における総貸付残高は5000万円（1件）のみであり、平成29年度に償還済である。

(7) 不納欠損額及び件数

無

(8) 債権放棄額及び件数

無

(9) 免除額及び件数

無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

無

(2) 意見

無

(3) コメント

無

本貸付金については、法律上、償還に要する費用を介護保険第1号保険料の一部として被保険者から徴収することになっており、未回収のおそれがあるかの可能性は低い。また、貸付時において法定の範囲内における貸付となつてはいるかの審査がなされており、本監査において指摘、意見及びコメントを付すべき点は見受けられなかった。

第5章 農林水産部の貸付金

- 第1 沖縄県農業改良資金貸付金
- 第2 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金
- 第3 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金
- 第4 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金
- 第5 沖縄県就農支援資金貸付金

第1 沖縄県農業改良資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                                                          |                                                                          |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                                                     | 沖縄県農業改良資金貸付金                                                             |
| 担当部署名(部及び課)                                              | 農林水産部 農政経済課                                                              |
| 貸付開始年度                                                   | 昭和47年度                                                                   |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                                          | 農業改良資金助成法<br>沖縄県農業改良資金貸付規則(制度改正に伴い平成22年10月1日廃止)                          |
| マニュアル、手引き等                                               | 沖縄県農業改良資金債権管理マニュアル                                                       |
| 貸付対象                                                     | 農業経営の安定と農業生産力の増進に資すること                                                   |
| 財源(県、国、その他いずれか)                                          | 県が3分の2、国が3分の1                                                            |
| 貸付の方法<br>(県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)                   | ・県が、認定就農者等に対し、直接貸し付ける(直貸方式)。<br>・県が農協に貸し付け、農協が認定就農者等に対し貸し付ける(転貸方式)。      |
| 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法<br>(どのような内容の報告を受けるのか、報告の頻度等) | ・経営改善期間が達成されるまでの間、毎年3月までに、経営状況報告書を提出してもらおう。<br>・毎月末ごとに償還状況の報告書を提出してもらおう。 |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か                                         | 否                                                                        |
| 国の内部監査等の取極事項の有無及び内容                                      | 有 徴収に努力を要する。                                                             |
| 貸付業務及び債権管理業務に度事ける職員数                                     | 職のHP                                                                     |
| 債権管理業務に關する個別証書の有無                                        | 有、年1回担当者-NOMA行政管理局(債権管理関係)を受課                                            |
| 貸付の条件                                                    | 経営計画の認定を受けること                                                            |
| 利息の有無                                                    | 無                                                                        |
| 利息の利率(年)                                                 | 無                                                                        |
| 連年担保金規定の有無                                               | 有                                                                        |
| 連年担保金規定の利率                                               | 12.25%                                                                   |
| 保証人の要否                                                   | 要                                                                        |
| 物品担保の要否                                                  | 要                                                                        |
| 貸付金の押当方法                                                 | 現金預金                                                                     |
| 償還期限(元金)及び半償還期限(元金)                                      | 返済期間10～15年(償還期間3～5年以内)、均等割賦支払                                            |
| 償還期限規定の有無                                                | 有                                                                        |
| 借利率の利益喪失規定の有無                                            | 有                                                                        |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等                                          |                                                                          |
| 支払総額(円)                                                  | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                       |
| 申請件数(件)                                                  | — — — — —                                                                |
| 貸付実績                                                     | 貸付金額(円)<br>貸付件数(件)                                                       |
| 返済済み金額(当年度分)A                                            | 14,976,000 25,475,000 6,273,000 9,687,000 6,044,000                      |
| 回収済み金額(当年度分)B                                            | 9,542,000 7,509,000 1,728,000 5,142,000 1,499,000                        |
| 回収済率(当年度分)B/A                                            | 64 64 28 53 25                                                           |
| 返済済み金額(当年度分)C                                            | 628,888,302 628,234,802 634,548,085 628,545,481 627,806,630              |
| 回収済み金額(当年度分)D                                            | 29,256,491 36,333,372 26,734,255 37,824,005 27,836,600                   |
| 回収済率(当年度分)D/C                                            | 5 6 4 6 4                                                                |
| 全体の回収率(B+D)/(A+C)                                        | 6.7 6.7 4.45 4.45 4.63                                                   |
| 繰上返済額(円)                                                 | 545,115,272 505,287,192 477,447,380 435,694,007 405,070,502              |
| 繰上返済率(円)                                                 | 252 252 247 244 242                                                      |
| 不納入担保数(件)                                                | 0 0 4,242,009 0 2,144,606                                                |
| 債権放棄(円)                                                  | 0 0 0 0 0                                                                |
| 債権放棄率(円)                                                 | 0 0 0 0 0                                                                |
| 免除額(円)                                                   | 0 0 0 0 0                                                                |
| 免除件数(件)                                                  | 0 0 0 0 0                                                                |

※回収済率は返済済み金額及び回収済金額(当年度分)を、元金返済後の確定した残債額を含みます。

(2) 本貸付金の概要

沖縄県農業改良資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取組を行う農業者に対し、無利子の長期資金を融通する制度である。  
本貸付金の活用例としては、青年や中高年者等の経営開始資金や、農畜産物の生産方式の導入等がある。

現在は、制度改正により、平成 22 年 10 月 1 日をもって県から沖縄振興開発金融公庫に貸付業務が移管されたため、県の貸付業務は終了し、貸付資格認定審査業務と既貸付金の債権管理・回収業務のみが残っている。平成 28 年度末現在の総貸付件数 242 件のうち、直貸方式 241 件、転貸方式 1 件であり、直貸方式 241 件は全て延滞しているため、県は管理及び回収に苦慮している状況である。

### (3) 根拠規定

昭和 31 年に制定された、農業改良資金助成法（以下「本法」という。）に基づき、昭和 47 年に制定された、沖縄県農業改良資金貸付規則（以下「本規則」という。）及び沖縄県農業改良資金事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）である。

### (4) 目的

本法第 1 条において、農業者が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金の融通に関する措置を講ずることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的としている。

### (5) 貸付対象

農業者又はその組織する団体（以下、「農業者等」という。）である（本規則第 2 条）。

### (6) 財源

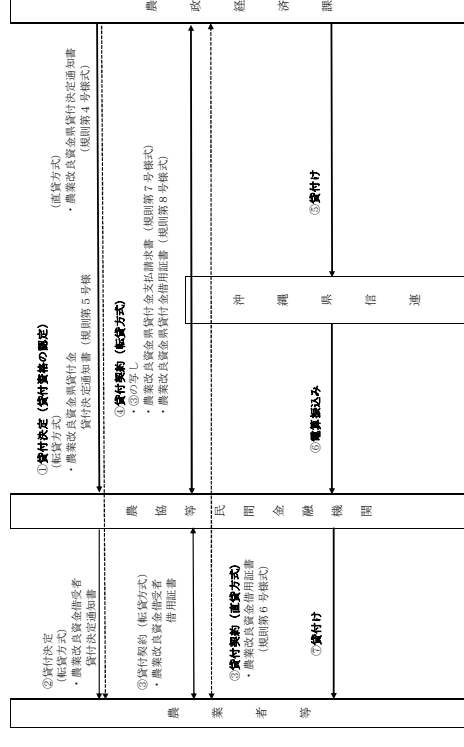
国が 3 分の 2 を、県が 3 分の 1 を負担していた。

### (7) 貸付の方法

ア 県が、農業者等に対して、直接貸し付ける（直貸方式）。

イ 県が沖縄県農業協同組合（以下「農協」という。）に対して貸付け、農協が農業者等に対して貸し付ける（転貸方式）。

### (8) 貸付業務の流れ



### (9) 過去の内部監査等の指摘事項の有無

毎年度実施される内部監査において、未収金の回収に努力を要するとの指摘がなされている。

### (10) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1 名

#### (1) 広報の有無及び内容

県のホームページ

#### (2) 債権管理業務に関する個別研修等の有無

年 1 回担当者が NOMA 行政管理講座（債権管理関係）を受講している。

### 2 本貸付金の契約内容

#### (1) 契約締結の有無及び方法

借用証書の作成（本規則第 8 条第 1 項）

#### (2) 契約内容の変更に関する規定

農業改良資金償還方法変更申請書（本規則第 10 条第 1 項、2 項）、農業改良資金繰上償還申請書（本規則第 11 条第 1 項、2 項、3 項）、農業改良資金支払猶予申請書（本規則第 13 条第 1 項、2 項、3 項）を提出する。

#### (3) 利息の有無



無利子（本規則第4条第1項）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き  
農業改良措置に関する計画書を作成し、知事の認定を受ける（本規則第3条第1項）。

(5) 遅延損害金の有無

年12.25%（本規則第15条第1項）

(6) 保証人の要否・内容

ア 直貸方式の場合には、2人以上の連帯保証人を立てることが必須である（事務取扱要領第2の3(1)参照）。

イ 転貸方式の場合には、物的担保又は沖縄県農業信用基金協会の保証が必要となる（本規則第5条第1項、事務取扱要領第2の4(1)参照）。

(7) 物的担保の要否・内容

ア 直貸方式の場合には、1件当たりの貸付額が300万円を超える場合に必要とされる（本規則第5条第2項、事務取扱要領第2の3(2)）。

イ 転貸方式の場合には、物的担保は不要である。

(8) 償還方法

均等割賦支払（本規則第4条第1項）

(9) 償還猶予規定の有無

有り（本規則第13条）

(10) 償還免除規定の有無

無し

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（直貸方式は本規則第12条第1項、転貸方式は本規則第12条第2項）

### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等        | 平成24年度                                       | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|------------------------|----------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 子算額(円)                 | —                                            | —           | —           | —           | —           |
| 申請件数(件)                | —                                            | —           | —           | —           | —           |
| 貸付金額(円)                | —                                            | —           | —           | —           | —           |
| 貸付実績                   | 平成27年度における農業改良資金制度の改正に伴い、貸付主体が県から公庫へ業務移管された。 |             |             |             |             |
| 回収済金額(当年度分) A          | 114,274,000                                  | 205,175,000 | 48,273,000  | 31,027,000  | 5,044,000   |
| 回収済金額(前年度分) B          | 9,452,000                                    | 7,404,000   | 4,248,000   | 5,143,000   | 4,894,000   |
| 回収率(当年度分) B/A          | 8.27%                                        | 3.61%       | 8.80%       | 16.58%      | 9.81%       |
| 回収済金額(当年度分) C          | 628,886,394                                  | 628,234,802 | 634,506,205 | 626,415,484 | 627,805,630 |
| 回収済金額(前年度分) D          | 29,256,491                                   | 36,333,375  | 26,794,255  | 37,482,005  | 27,836,500  |
| 回収率(当年度分) C/D          | 6.6%                                         | 6.6%        | 6.6%        | 6.6%        | 6.6%        |
| 返済計画額(円) (B+D) / (A+C) | 545,115,222                                  | 505,287,252 | 477,417,735 | 435,094,214 | 405,070,405 |
| 返済計画率(%)               | 252%                                         | 252%        | 247%        | 244%        | 242%        |
| 不納欠損件数(件)              | 0                                            | 0           | 4,242,009   | 0           | 2,144,606   |
| 不納欠損率(%)               | 0                                            | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 滞戻放棄(円)                | 0                                            | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 滞戻放棄率(%)               | 0                                            | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)                 | 0                                            | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除率(%)                 | 0                                            | 0           | 0           | 0           | 0           |

(2) 予算額

平成22年10月1日に貸付業務を終了しているため、貸付業務に係る予算は組まれていない。

(3) 貸付実績

平成22年10月1日に貸付業務を終了しているため、現在の業務は貸付資格認定審査業務と既貸付金の債権管理・回収業務である。平成28年度末現在における総貸付件数は242件であり、そのうち直貸方式は241件、転貸方式は1件（借受人1名）である。

(4) 回収実績

ア 回収率

|      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当年度分 | 6.4%   | 2.9%   | 2.8%   | 5.3%   | 2.5%   |
| 前年度分 | 6%     | 7%     | 6%     | 8%     | 7%     |
| 全体   | 6.03%  | 6.71%  | 4.45%  | 6.70%  | 4.63%  |

本貸付金の回収率は、過去5年間1桁台で推移しており、極めて低い。

当年度分の回収率は、20%台～60%台の間を上下している。これは、当年度分の回収率には直貸方式1又は2件、転貸方式1件が含まれているところ、転貸方式は約定償還通り償還されていることから、延滞が生じている直貸方式が原因であると推察される。平成27年度に一時回収率が5割を上回ったのは、一度に2年分の償還金額を償還した者がいるためである。

過年度分の回収率は、6%～8%台と極めて低い。これは、後記イで述べるような償還・延滞状況ゆえである。かかる延滞状況が、全体の回収率に大きく影響している。

イ 償還・延滞状況

(ア) 直貸方式241件について

i 内訳について

直貸方式は241件全て延滞している。元金を延滞している案件が108件であり、元金完済後に違約金のみを延滞している案件が133件である。

元金を延滞している案件108件のうち、分割返済中は78件、返済停止中は19件、時効完成は11件となっている。物的担保が提供されている案件は2件のみであり(ほとんど全ての案件が300万円を超える貸付けであるが(本規則第5条第2項、事務取扱要領第2の3(2)))、300万円を超える貸付けに物的担保提供が必須とされたのは、平成18年11月29日以降であるため、それ以外の案件は連帯保証人のみ2～3名立られている。

また、元金完済後に違約金のみ延滞している案件 133 件のうち、分割返済中はわずか 1 件のみ、返済停止中は 73 件、時効完成は 59 件となっている。違約金額は、ほとんど調定されていない。

| H28年度末現在              |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 延滞件数<br>241件          | 分割返済中78件(担保提供者2名) |
|                       | 返済停止中19件          |
|                       | 時効完成案件11件         |
|                       | 分割返済中11件(担保提供者なし) |
| 元金完済<br>違約金のみ<br>133件 | 返済停止中73件          |
|                       | 時効完成案件59件         |

ii 元金を延滞している案件 108 件について

(i) 分割返済中の案件 78 件について

元金を延滞している案件 108 件のうち、分割返済中の案件は 78 件であり、代表例は、次表のとおりである。

| 貸付年度 | 内容   | 償還期間    | 貸付金額       | 未払元金 | 元金延滞額     | 元金延滞率   | 返済方法     | 担保保証人への督促状況          | 回収者   |
|------|------|---------|------------|------|-----------|---------|----------|----------------------|-------|
| H10  | 農たばこ | H11~H22 | 7,217,000  | 0    | 3,426,000 | 300,000 | 年1回      | 2名、督促留保<br>：借受人支払中の為 | 株     |
| H12  | 離農   | H13~H22 | 10,872,000 | 0    | 6,210,000 | 120,000 | 月10,000円 | 3名、督促留保<br>：借受人支払中の為 | サービサー |

No.1 は、平成 10 年度の貸付けであり、平成 22 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 342 万 6000 円であり、年 1 回 30 万円を返済していることから、元金完済までには、少なくとも約 11 年を要する。また、平成 28 年度末現在の違約金は総額 400 万円（元金が完済されていないため確定されていない）、所謂、隠れ違約金を含む）を超えており、その完済までを考慮すると約 20 年を要する。借受人が返済のため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

No.2 は、平成 12 年度の貸付けであり、平成 22 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 621 万円であり、月 1 万円を返済していることから、元金完済までには、約 51 年を要する。また、平成 28 年度末現在の違約金は総額 800 万円を超えており（隠れ違約金を含む）、その完済までを考慮すると約 110 年以上を要する。借受人が返済のため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

このように、元金を延滞している案件 108 件では、長期かつ高額な、延滞元金額及び違約金額に対し、月 1 万～1 万 5000 円といった少額返済がほとんどであり、月 5000 円の案件も散見される。そのため、元金完済までに、数十年を要する案件が多数ある。また、かかる案件は昭和 50 年から平成 10 年までの間の貸付けが約 9 割を

占めているところ、長期延滞により生じた高額な違約金の完済までを考慮すると、約 100 年以上を要する案件も少なくない。それにもかかわらず、全ての案件において、借受人が返済している場合には、連帯保証人に対する督促が留保されている。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に農業経営の安定と農業生産力の増強という本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人にも極めて長期にわたる責任を負わせるものであり、保証制度の在り方は是非も問われかねない。

また、分割返済中の案件 78 件のうち、物的担保が提供されている案件 2 件は、次表のとおりである。

| No. | 貸付年度 | 内容 | 償還期間    | 貸付金額       | 未払元金       | 元金延滞額      | 返済方法      | 担保保証人への督促状況                    | 回収者   |
|-----|------|----|---------|------------|------------|------------|-----------|--------------------------------|-------|
| 1   | H10  | 離農 | H12~H21 | 12,000,000 | 0          | 7,544,000  | 月50,000円  | 3名、督促留保<br>：借受人支払中の為           | 株     |
| 2   | H19  | 離農 | H21~H31 | 50,000,000 | 13,035,000 | 18,665,000 | 月500,000円 | 3,800,000円隠れ違約金<br>約5,500,000円 | サービサー |

No.1 は、平成 10 年度の貸付けであり、平成 21 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 754 万 4000 円であり、月 5 万円を返済していることから、元金完済までには、少なくとも約 12 年を要する。平成 28 年度現在の違約金も総額 1200 万円（隠れ違約金を含む）を超えており、その完済までを考慮すると約 32 年を要する。借受人が返済のため、連帯保証人に対する督促は留保されている。また、提供されている担保は牧場であるため、畜産業の継続に配慮し、担保権の実行は検討されていない。このように、担保提供されている案件であっても、必ずしも実効性のある回収がされない、又はできない現状にある。

一方で、No.2 は、平成 19 年度の貸付けのため強制執行受諾約款付公正証書が作成されており、平成 31 年に約定償還期間を経過する。元金の延滞額は 3230 万円（未到来償還額を含む）であるが、月 50 万円の返済があり、元金の完済までに約 5～6 年を要する。また、違約金も総額 1000 万円（隠れ違約金を含む）であるが、その完済までを考慮しても約 8 年である。畑が担保に提供されており、サービサーにより連帯保証人との間で返済の交渉が行われていたところ、平成 29 年に借換えにより一括返済された。この案件は、比較的近年の貸付けであり、借受人との間で強制執行受諾約款付公正証書が作成されていたこと、担保提供がされていたことに加え、適宜かつ適切な時機に、連帯保証人に対する積極的な回収業務がなされていたこと等により、回収が奏功したものと思考される。

(ii) 返済停止中の案件 19 件について

元金を延滞している案件 108 件のうち、借受人も連帯保証人も返済せず、事実上

返済が停止している案件は19件である。そのほとんどがサービサーに委託されており、所在調査や相続人調査が行われたが、依然として借受人や連帯保証人、相続人の所在が不明であるか、連絡がつかない状況である。

(iii) 時効完成の案件11件について

元金を延滞している案件108件のうち、時効完成の案件は11件であり、次表のとおりである。

| No. | 貸付年度 | 貸付金額       | 残額         | 借受人      | 連帯保証人①   | 連帯保証人②   | 連帯保証人③     |
|-----|------|------------|------------|----------|----------|----------|------------|
| 1   | S52  | 3,000,000  | 1,490,000  | 破産・免責    | —        | —        | —          |
| 2   | S53  | 3,000,000  | 2,465,000  | 死亡・相続人調査 | 死亡・相続人調査 | 死亡・相続人調査 | 死亡・相続人調査   |
| 3   | S53  | 4,000,000  | 4,000,000  | 土地売却中    | 連絡困難     | 連絡困難     | —          |
| 4   | S56  | 3,921,000  | 3,045,000  | 所在不明     | 死亡・相続人調査 | 時効適用     | —          |
| 5   | S59  | 3,807,000  | 3,642,000  | 死亡・相続人調査 | —        | —        | —          |
| 6   | S62  | 1,095,000  | 876,000    | 死亡・相続人調査 | 支払困難     | 行方不明     | —          |
| 7   | S62  | 4,500,000  | 750,000    | 破産・免責    | 破産・免責    | 死亡       | 破産・免責      |
| 8   | H2   | 6,000,000  | 4,000,000  | 破産・免責    | 破産・免責    | 死亡       | 死亡         |
| 9   | H4   | 6,684,000  | 4,332,000  | 連絡困難     | 連絡困難     | 連絡困難     | 連絡困難       |
| 10  | H5   | 8,800,000  | 420,000    | 面談困難     | 時効適用     | 支払意思あり   | 死亡・相続人調査   |
| 11  | H9   | 11,550,000 | 11,550,000 | 支払拒絶     | 連絡困難     | 連絡困難     | タバコ収種の煩雑連絡 |

全てサービサーに委託されている。そのうち、7件はサービサー委託前から、4件はサービサー委託後に時効期間が経過した。県としては、時効完成後であっても、回収可能性を模索すべく、サービサーへの委託を継続しているようである。

借受人や連帯保証人と連絡が取れない案件や、死亡し相続人調査等が必要な案件が多いため、そもそも回収可能性がほとんど無い案件が多いように思われる。一方で、中には土地を売却中であったり、単純に支払拒絶をしているにすぎないことから、訴訟提起等の積極的な対応により回収可能性もあった案件も見受けられるが、そのような具体的な対応は何らとられておらず、また、時効中断のための債務承認書等も徴求されないまま時効期間を経過している。

ii 元金完済後に連約金のみ延滞している案件133件について

元金完済後に連約金のみ延滞している案件は133件である。いずれも平成13年以前の貸付けである。

| 貸付年度 | S48～S64 | H1～H10 | H11～H20 | H21～ | 合計  |
|------|---------|--------|---------|------|-----|
| 貸付件数 | 62      | 69     | 2       | 0    | 133 |

既に元金が完済され、連約金のみが残っている案件はサービサーに委託することができないため、県では、全ての案件を自主管理・回収しなければならぬところ、以下のような現状にある。

(i) 分割返済中の案件1件について

元金完済後に連約金のみ延滞している案件133件のうち、分割返済中の案件は1件だけである。借受人から月2万円ずつ返済されているため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

| No. | 貸付年度 | 内容 | 貸付金額      | 未到来償還額 | 元金延滞額 | 連約金       | 28日返済額  | 返済方法    | 連帯保証人への督促状況                   | 回収者 |
|-----|------|----|-----------|--------|-------|-----------|---------|---------|-------------------------------|-----|
| 1   | H18  | 贈與 | 5,300,000 | 0      | 0     | 4,046,978 | 240,000 | 月20,000 | 3名、督促留保<br>(借受人返済中のため) (委託不可) | 県   |

(ii) 返済停止中の案件73件について

元金完済後連約金のみ延滞している案件133件のうち、返済停止中の案件は73件である。そのうち、約半数以上は、連約金額が100万円を超える案件であり、中には1000万円以上の案件も2件ある。

県は、元金完済時に、借受人及び連帯保証人に対し連約金額を通知するのみで、それ以降は催告書等の送付をしていない。

また、借受人及び連帯保証人の生活状況や資力状況等を調査しておらず、平成28年度現在において何ら把握できていない。

このような状況は、元金完済後も連約金を返済し続けている者との間の公平性を害するが、主な担当者は他の業務と兼務している者1人であり、明らかにマンパワーが不足しているため、何らの対応もとれていないのが現状である。

(iii) 時効完成の案件59件について

元金完済後連約金のみ延滞している案件のうち、消滅時効が完成している案件は59件である。これらの案件については、借受人や連帯保証人の生活状況や資力状況等は調査されておらず、平成28年度現在で何ら把握できていない。

iii 全案件を通して

直貸方式241件のうち元金を延滞している案件108件は、長期延滞により借受人や連帯保証人が所在不明になっているため所在調査が必要であるか、死亡していることから相続人調査が必要となる案件が多い。そのため、債権の管理・回収にかかると費用及び労力が増大している。

また、借受人や連帯保証人の所在が判明している又は後日判明した案件は、離農者も多く、その後不安定な生活を送っているため低収入であり、ほとんど生活保護状態にあるか、高齢化により年金生活である等無資力となっている。このように、延滞が生じてから一定期間経過した時機に、適宜かつ適切な回収業務を行えないことから、約10～30年経過した現時点において回収しようにも、回収可能性が乏しい又は全く無い状況であり、強制徴収手続を取ることも現実的ではなく、結局、任意に少額の分割返済に応じざるを得ない状況に陥っている。

さらに、元金完済後違約金のみ延滞している案件 133 件は、借受人や連帯保証人に対して催告等は一切おこなわれず、時効期間の経過を待っているかのような状況であり、事実上の債権放棄ともいえる。

#### iv 管理状況

債権者一覧表が作成されており、約定償還案件も延滞案件もまとめて管理している。また、最終弁済日を記載して時効管理を行っている。

また、本貸付金については、平成 29 年 3 月に「沖縄県農業改良資金貸付金管理マニュアル」(以下「本貸付金管理マニュアル」という。)が策定されており、延滞案件の債権管理台帳の作成が義務づけられたため、現在作成中のようである。

かかるマニュアルが策定される以前は、農業改良資金債権管理指針に基づき、各債権者を「正常先」「回収懸念先」「要注意先」「回収困難先 A」「回収困難先 B」に区分して管理されていたが、平成 29 年 3 月に策定された本貸付金管理マニュアルにはかかる区分は記載されず廃止された。

(イ) 転貸方式 1 件について

転貸方式は約定償還されている。沖縄県農業信用基金協会の保証がついているため、仮に延滞が生じた場合でも、県の回収には特段問題は生じない。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成 26 年度に 1 件 (25 万円)、平成 28 年度に 1 件 (212 万 6000 円) の不納欠損処理をしている。いずれも債務者からの時効援用による。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(7) 免除額及び免除件数 無

#### 4 サービサーに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

県は、平成 20 年度より、「延滞期間が 1 年以上にわたり、文書・電話・訪問等による督促を行い、支払意思や経済状況等の確認を行ったうえで回収困難と判断した案件」について、(株)沖縄債権回収サービス(以下「サービサー」という。)との間で、未回収回収業務委託の基本契約書(以下「本契約書」という。)を締結し、債権回収を委託している。

委託料は、未回収のうち収納があった金額の 30% の割合とされ(本契約書第 13 条、未回収回収業務委託に関する覚書第 2 条)、委託業務の事務処理に要する費用は、サービサーの負担とされている(本契約書第 6 条)。

サービサーは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付すること

になっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとされている(本契約書第 15 条)。

#### (2) 委託実績及び回収実績

| 年度     | 件数 | 未収金委託額      | 回収金額       | 単位：件、円、%  |     |
|--------|----|-------------|------------|-----------|-----|
|        |    |             |            | 委託料       | 回収率 |
| 平成20年度 | 64 | 228,327,868 | 17,486,156 | 6,426,159 | 7.7 |
| 平成21年度 | 72 | 236,722,712 | 17,297,200 | 5,902,667 | 7.3 |
| 平成22年度 | 76 | 243,722,712 | 11,874,000 | 3,740,310 | 4.9 |
| 平成23年度 | 75 | 232,212,512 | 11,125,820 | 3,504,633 | 4.8 |
| 平成24年度 | 75 | 239,818,232 | 7,737,000  | 2,437,155 | 3.2 |
| 平成25年度 | 74 | 241,160,949 | 14,157,000 | 4,459,455 | 5.9 |
| 平成26年度 | 69 | 224,915,949 | 9,749,300  | 3,158,773 | 4.3 |
| 平成27年度 | 72 | 242,171,649 | 16,902,300 | 5,476,125 | 7   |
| 平成28年度 | 70 | 238,419,349 | 12,538,500 | 4,062,474 | 5.2 |

委託件数は、常時 60～70 件で推移しており、平成 28 年度現在では 70 件である。平成 20 年度に委託された 64 件のうち、22 件はサービサーの回収により完済に至った。残り 42 件は平成 28 年度現在に至るまで委託を継続している。

委託債権額は、2 億円台で推移しており、回収率は最大で 7.7% (平成 20 年度)、最低で 3.2% (平成 24 年度)、過去 9 年間で平均 5.59% (平成 20 年度～平成 28 年度)となっている。

#### 5 指摘及び意見

(1) 指摘

ア 少額返済について

直貸方式 241 件のうち、元金を延滞している案件は 108 件であり、月 1 万円程度の少額の分割返済が多く散見される。また、貸付年度が約 10～30 年前であり、遅延損害金は 12.25% と高利であるため、長期延滞による違約金額は膨張しており、測定されていないため表面化していない額を考慮すると、1000 万円を超える高額になる案件も存在する。そのため、返済期間は元金完済までに数十年を要し、違約金の完済までを考慮すると約 100 年を要することになり、借受人や貸付時の連帯保証人のもとでは事実上返済が不可能な状況にある。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に農業経営の安定と農業生産力の増強という本貸付金の

目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人にも極めて長期にわたる責任を強い  
ることから、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでは、「債務者の営業状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、  
完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すこと  
を前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。  
以上のおおりに従って、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとでの返  
済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

#### 指摘1

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長  
10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

#### イ 連帯保証人等に対する請求について

果では、借受人が返済している場合には、連帯保証人への請求を留保している案  
件がほとんどである。サービサーも県に倣い、同様の対応をとっている。

そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化によ  
り年金生活であったり、死亡による相続が発生している状況である。このような対  
応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査はほとんど意味をなさないば  
かりか、連帯保証人の所在調査や資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増大す  
るばかりである。

また、借受人の少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返  
済期間を要し、借受人や連帯保証人に対し著しく長期にわたる過度な負担を強い  
ることになりかねない。

本貸付金マニュアルでも、「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯  
保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。

以上のおおりに従って、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきであ  
る。

#### 指摘2

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件に  
ついては、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

#### (2) 意見

##### ア 元金完済後の違約金の調定について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が133件もあるが、借受人との協議に  
より返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返  
済もされていない案件も多数散見される。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定  
されていることから、少なくとも元金完済時点で違約金を調定されることを検討さ  
れたい。

#### 意見1

標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定さ  
れることを検討されたい。

#### イ 元金完済後の違約金の処理について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件は133件あるが、そのうち132件は借  
受人及び連帯保証人に対し元金完済時に違約金額を通知したのみで、その後何らの  
催告等もしていない。これでは時効期間の経過を待っているだけのような状況であ  
り、事実上の債権放棄ともいえる。

以上のおおりに従って、元金完済後の違約金についても、原則、借受人及び連  
帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと  
判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

#### 意見2

元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促  
するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等につい  
ては、債権放棄等を検討されたい。

#### ウ 時効完成案件の処理について

直貸方式241件のうち、時効が完成している案件が70件ある。かかる案件につい  
ては、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等によ  
り不納欠損処理されることを検討されたい。

#### 意見3

時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認  
し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討された  
い。

#### (3) コメント 無

## 第2 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

|                                                          |                                                                            |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                                                     | 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金                                                             |
| 担当部署名(部及び課)                                              | 農林水産部 水産課                                                                  |
| 貸付開始年度                                                   | 昭和54年度                                                                     |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                                          | 沿岸漁業改善資金助成法等<br>マニユアル、手引き等                                                 |
| 貸付金の目的                                                   | 沿岸漁業者等が自立的にその経営、職業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進すること                                |
| 貸付対象                                                     | 沿岸漁業従事者等                                                                   |
| 財源                                                       | 国が3分の1、県が3分の2                                                              |
| 貸付の方法                                                    | 国が3分の1、県が3分の2、県が3分の1<br>県が漁業従事者に対し直接貸し付ける。                                 |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じ貸す場合の県の債権管理方法(どのよう内容の報告を受けるのか、報告の頻度等) | 沿岸漁業者等が自立的にその経営、職業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進すること<br>結果を延滞状況報告書により10日以内に知事に報告する。 |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か                                         | 否                                                                          |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容                                     | 収入未済額が多額に上っており、徴収に努力を要する。                                                  |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数                                     | 1名                                                                         |
| 広報の有無及び内容                                                | 県のHP                                                                       |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                                        | 無                                                                          |
| 貸付の条件                                                    | 沿岸漁業改善資金貸付指針                                                               |
| 利恵の有無                                                    | 無                                                                          |
| 利息の利率(年)                                                 | 無                                                                          |
| 遅延提基金の定め                                                 | 有                                                                          |
| 遅延提基金の利率                                                 | 年12.25%                                                                    |
| 保証人の要否                                                   | 要                                                                          |
| 物的担保の要否                                                  | 要                                                                          |
| 担保価値の把握方法                                                | 固定資産評価証明書、理法写真                                                             |
| 償還期予定の有無                                                 | 最長3年償還を含む10年以内の均等割賦償還                                                      |
| 償還免除規定の有無                                                | 有                                                                          |
| 期限の利益喪失規定の有無                                             | 有                                                                          |

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等    | 平成24年度     | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度     |
|--------------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 予算額(円)             | 70,000,000 | 70,000,000  | 60,000,000  | 60,000,000  | 50,000,000 |
| 申請件数(件)            | 7          | 4           | 5           | 3           | 0          |
| 貸付金額(円)            | 25,862,000 | 2,927,000   | 8,749,000   | 1,990,000   | 0          |
| 貸付件数(件)            | 7          | 4           | 5           | 3           | 0          |
| 回収すべき金額(当年度分) A    | 25,323,000 | 24,441,500  | 19,347,000  | 19,360,000  | 17,006,000 |
| 回収済(当年度分) B/A      | 24,851,000 | 23,823,500  | 18,291,000  | 18,820,000  | 17,006,000 |
| 回収すべき金額(過年度分) C    | 89,067,515 | 84,995,661  | 82,199,943  | 77,885,949  | 72,186,787 |
| 回収済(過年度分) D/C      | 9,142,404  | 8,220,359   | 3,489,635   | 4,804,363   | 3,968,330  |
| 全体の回収率 (B+D)/(A+C) | 29.46      | 29.28       | 21.45       | 24.31       | 23.40      |
| 総貸付残高(円)           | 62,018,769 | 132,236,260 | 120,068,269 | 100,351,269 | 81,204,269 |
| 総貸付件数(件)           | 131        | 126         | 116         | 106         | 93         |
| 不納欠損額(円)           | 0          | 2,181,000   | 106,000     | 0           | 0          |
| 不納欠損件数(件)          | 0          | 3           | 1           | 0           | 0          |
| 債権放棄(円)            | 0          | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 債権放棄(件)            | 0          | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 免除額(円)             | 0          | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 免除件数(件)            | 0          | 0           | 0           | 0           | 0          |

※回収すべき金額及び回収済金額(過年度分)は、元金完済後の確定した残高金額を含む。

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、沿岸漁業従事者等の経営や生活の改善、青年漁業者の養成等のため必要な資金を県が長期・無利子で貸し付ける制度である。

本貸付金の活用例としては、潜水機漁業者に対するカラー魚群探知機や自動操縦装置、遠隔操縦装置の購入資金、漁業経営開始者に対する漁船購入資金等がある。

漁業従事者は年々減少しており、本貸付金の需要も低迷している。

貸付条件等が見直しが重ねられたことから、近年の貸付けはほぼ約定通りに償還されている。一方で、総貸付債権のうち約7割を延滞債権が占めており、そのほとんどが昭和50年代～平成10年代の貸付けで長期延滞となっており、県では管理及び回収に苦慮している状況である。

#### (3) 根拠規定

昭和54年に制定された、沿岸漁業改善資金助成法(以下「本法」という。)に基づき、昭和55年に制定された、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「本規則」という。)及び沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金事務処理要綱(以下「事務処理要綱」という。)である。

#### (4) 目的

本法第1条において、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のため施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の實地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長することを目的としている。

#### (5) 貸付対象者

沿岸漁業の従事者及びその組織する団体その他法令で定める者である(以下「漁業者」という。本法第3条第1項、本規則第4条第1項)。

#### (6) 財源

国が3分の2を、県が3分の1を負担している。

#### (7) 貸付の方法

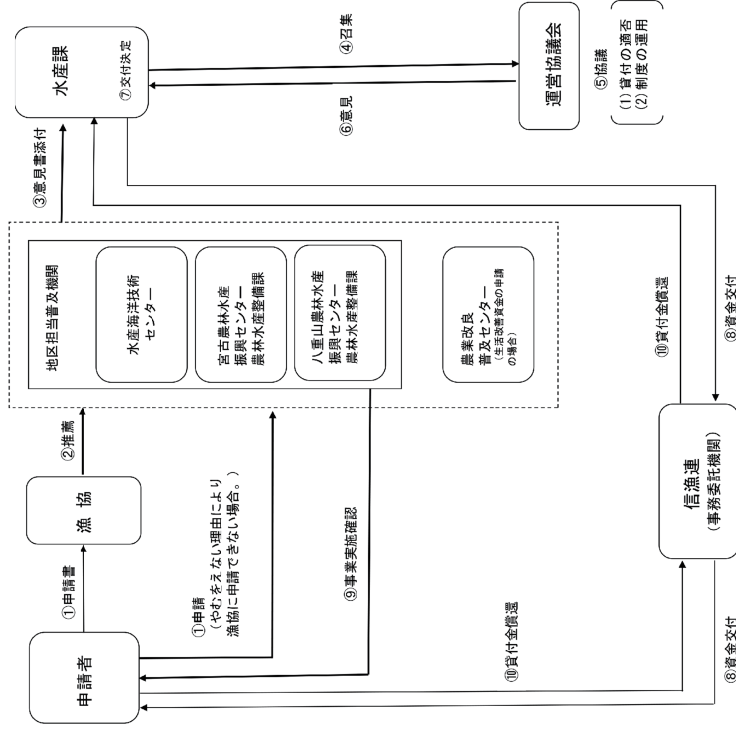
県が、漁業者に対して、直接貸し付ける(直貸方式)。

#### (8) 貸付業務の流れ

沖縄県沿岸漁業改善資金運営協議会設置要綱第2条に基づき、協議会を開催したうえで、貸付けの適否を審査すべきこととされている。その場合には、同要綱第4条

3項に基づき、会議の開催に代えて、文書照会により構成員の意見を徴することに  
より審査することも可能であるが、担当課では、全ての申請を協議会で審査してい  
る。

### 沿岸漁業改善資金制度の仕組み



(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

沖縄県ホームページ、リーフレットを作成・配付

(11) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

### 2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法

強制執行受諾約款付公正証書の作成 (本規則第8条、事務処理要綱第7条の3)

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

無利子 (本法第5条第1項)

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無

(5) 遅延損害金の有無

年12.25% (本法第11条)

(6) 保証人の要否・内容

1件当たりの貸付金の額又は貸付金の合計額が600万円を超える場合には、知事が相当と認める担保を提供し、その他の場合にあつては、連帯保証人を立てなければならぬ (本規則第5条第1項)。連帯保証人の数は、貸付金額に応じて定められている (本規則第5条第2項、事務処理要綱第25条)

| 貸付金の額               | 保証人の人数 |
|---------------------|--------|
| 1件につき100万円未満        | 1人     |
| 1件につき100万円以上200万円未満 | 2人     |
| 1件につき200万円以上        | 3人     |

(7) 物的担保の要否・内容

1件当たりの貸付金の額又は貸付金の合計額が600万円を超える場合には、本貸付金により導入した機械、施設等を優先して担保を提供しなければならぬ (本規則第5条第1項、第6項)。

担保の提出時期は、貸付申請書を提出する時とし、担保差入承諾書、登記簿謄本、市町村の固定資産評価証明書、現況写真を添付し、漁協が担保部県の現状用途、建物の有無等の調査確認を行う (事務処理要綱第3条の2(1)(2))。

抵当権の順位は、第1位を原則とする (事務処理要綱第3条の2(3))。

(8) 償還方法

1年据置半年割賦償還等

(9) 償還猶予規定の有無

有り (本法第10条)

(10) 償還免除規定の有無及び内容 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り (本規則第11条)。

### 3 本貸付の貸付実績及び回収状況等

#### (1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等    | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度     |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 予算額(円)             | 70,000,000  | 70,000,000  | 60,000,000  | 60,000,000  | 50,000,000 |
| 申請件数(件)            | 7           | 4           | 5           | 3           | 0          |
| 貸付実績               |             |             |             |             |            |
| 貸付金額(円)            | 25,862,000  | 2,927,000   | 8,749,000   | 1,980,000   | 0          |
| 貸付件数(件)            | 7           | 4           | 5           | 3           | 0          |
| 回収すべき金額(当年度分) A    | 26,328,000  | 24,441,500  | 19,347,000  | 19,360,000  | 17,006,000 |
| 回収済み金額(当年度分) B     | 24,851,000  | 23,823,500  | 18,291,000  | 18,820,000  | 17,006,000 |
| 回収率(当年度分) B/A      | 94          | 97          | 95          | 97          | 100        |
| 回収すべき金額(過年度分) C    | 89,067,515  | 84,993,853  | 82,199,943  | 77,838,949  | 72,186,783 |
| 回収済み金額(過年度分) D     | 9,142,404   | 8,220,339   | 3,489,633   | 4,804,363   | 3,868,330  |
| 回収率(過年度分) D/C      | 10          | 10          | 4           | 6           | 5          |
| 全体の回収率 (B+D)/(A+C) | 29.46       | 29.28       | 21.45       | 24.31       | 23.40      |
| 総貸付残高(円)           | 162,018,269 | 132,296,266 | 126,688,269 | 100,551,269 | 81,294,266 |
| 総貸付件数(件)           | 131         | 126         | 116         | 106         | 93         |
| 不納欠損額(円)           | 0           | 2,181,000   | 106,000     | 0           | 0          |
| 不納欠損件数(件)          | 0           | 3           | 1           | 0           | 0          |
| 債権放棄(円)            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 債権放棄(件)            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 免除額(円)             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 免除件数(件)            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          |

#### (2) 予算額

平成24年度及び平成25年度は7000万円、平成26年度及び平成27年度は6000万円、平成28年度は5000万円と漸減している。

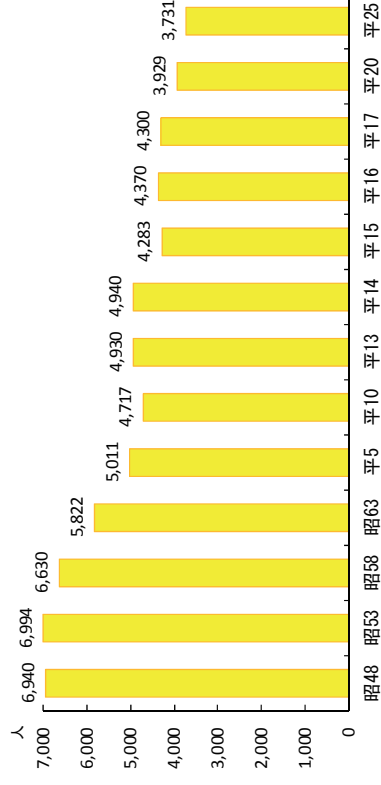
貸付実績が低迷していることから、それに伴い予算も減額されており、今後も更に減額される可能性がある。なお、平成30年度は4000万円の予定である。

#### (3) 貸付実績

貸付件数は、平成24年度は7件、平成25年度は4件、平成26年度は5件、平成27年度は3件、平成28年度は0件である。

漁業従事者は、次表のとおり年々減少しており、それに伴い本貸付金の需要も減少・低迷している。

### 漁業就業者数の推移



#### (4) 回収実績

##### ア 回収率

|      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当年度分 | 94%    | 97%    | 96%    | 97%    | 100%   |
| 過年度分 | 10%    | 10%    | 4%     | 6%     | 5%     |
| 全体   | 29.46% | 29.28% | 21.45% | 24.31% | 23.40% |

本貸付金の回収率は、過去5年間30%前後と低調である。

当年度分の回収率は、過去5年間94%~100%で推移しており、良好である。これは、平成19年度以降に貸し付けられた案件の回収率が示されているところ、平成19年度に事務処理要綱が改正され、強制執行受諾約款付公正証書による借用証書の作成が義務づけられたことから、高い回収率が維持されていると推察される。

過年度分の回収率は、後記イの延滞状況にあることから、非常に悪い。そのようなか中で、平成25年度以前は10%台であったが、平成26年度以降は5%と落ち込んでいる。これは、サービサーの回収実績が平成25年度を境にして低下したこと起因する(後記民間委託回収実績参照)。委託が開始された平成22年度より積極的な回収業務が行われたため、当初の回収率は10%台を維持していたが、平成26年度以降より、サービサーにおいてより回収困難な債権の管理・回収のみが残るような状況となり、借受人又は連帯保証人からの少額の分割返済がされているだけ、という手詰まりの状況となったため、回収率は5%に減少したと推察される。

##### イ 償還・延滞状況



本貸付金の貸付件数は、平成28年度末現在、93件である。そのうち、約定償還中の案件は27件であり、延滞中の案件は66件である。

(ア) 約定償還の案件について

約定償還中の案件は27件である。

いずれも、平成19年度以降の貸付けであり、ほとんどが約定償還されており、償還状況は良好である。

これらの案件は、平成19年度に事務処理要綱が改正され、強制執行受諾約款付公正証書による借入証書の作成が義務づけられたこと等が影響しているようである。

(イ) 延滞中の案件について

延滞中の案件は66件である。内訳は次表のとおりである。

|                      |                                        | H28年度現在                    |             |
|----------------------|----------------------------------------|----------------------------|-------------|
| 延滞件数<br>66件          | 残元金あり<br>30件                           | 県の自主回収                     | 分割返済中8件     |
|                      |                                        | サードパーティー委託                 | 対応中17件      |
|                      |                                        | 22件                        | 委託前より時効到来5件 |
| 元金返済<br>連約金のみ<br>36件 | 県の自主回収のみ<br>(∵連約金はサード<br>パーティーに委託できない) | 分割返済中7件                    |             |
|                      |                                        | 返済停止中29件<br>(連絡取れればその都度返済) |             |

残元金を延滞している案件は30件であり、そのうち8件は県が自主回収しており、22件はサードパーティーに委託されている。また、30件のうち4件は600万円を超える貸付けであるため、物的担保が提供されているが、それ以外は連帯保証人が2～3名立てられているのみである。

元金返済後に連約金のみ延滞している案件は36件であり、連約金の管理・回収はサードパーティーに委託することができないため、全て県が行っている。36件のうち、分割返済中の案件はわずか7件であり、約8割以上にあたる29件は返済されていない。県は、借受人や連帯保証人と連絡が取れた場合には、返済期間5年を目処として返済額を協議し、その都度、決定された返済額を調定しているようである。

i 残元金を延滞している案件について

(i) 県が自主回収している分割返済中8件について

残元金を延滞している案件で、県が自主回収しているのは分割返済中の8件であり、次表のとおりである。

| No | 貸付年度 | 償還期間    | 貸付金額       | 償還済額      | 元金延滞額     | 連約金額       | H28返済額  | 返済方法     | 連帯保証人への督促状況                                           | 担保の有無      |
|----|------|---------|------------|-----------|-----------|------------|---------|----------|-------------------------------------------------------|------------|
| 1  | S87  | S81～S82 | 4,000,000  | 1,435,099 | 2,564,901 | 13,974,625 | 110,000 | 月10,000  | 3名、督促留保<br>(借受人返済のため、租し年<br>金受給者等と無関係)                | 無          |
| 2  | H3   | H～H10   | 6,000,000  | 5,569,000 | 431,000   | 4,850,776  | 60,000  | 不定期      | 3名、督促留保<br>(借受人返済のため、租し2<br>名は元金返済のみ、租し2<br>名は元金返済のみ) | 無          |
| 3  | H4   | H6～H11  | 660,000    | 350,000   | 310,000   | 729,884    | 0       | 不定期      | 1名、前借人によりH29年度時<br>効発生立書提出済                           | 無          |
| 4  | H5   | H7～H12  | 510,000    | 475,000   | 35,000    | 152,509    | 0       | 不定期      | 1名、督促中<br>(無資力を理由に支払いきれず)                             | 無          |
| 5  | H8   | H10～H18 | 11,124,000 | 8,846,360 | 2,277,640 | 7,683,248  | 380,000 | 年400,000 | 3名、督促留保<br>(借受人返済のため)                                 | 有<br>土地・建物 |
| 6  | H8   | H10～H12 | 6,000,000  | 664,000   | 5,336,000 | 12,477,998 | 60,000  | 月5,000   | 3名、督促留保<br>(借受人返済のため、租し6<br>名、多重債務等により無資力)            | 無          |
| 7  | H17  | H18～H27 | 5,400,000  | 3,240,000 | 2,160,000 | 1,380,117  | 506,000 | 不定期      | 3名、督促留保<br>(借受人返済のため保留)                               | 無          |
| 8  | H18  | H19～H28 | 56,000     | 390,000   | 136,000   | 167,638    | 0       | 不定期      | 1名、督促留保<br>(借受人返済のため保留)                               | 無          |

連約金額は、H28H10H18期末日のものである。

例えば、No.1は、約30年以上前の貸付けであり、平成28年度末現在で延滞元金256万4901円、連約金1397万4625円に上っている。借受人は第1回の約定償還から延滞し、返済可能で月1万円程度返済していることから、元金返済までに約20年、連約金を含めると完済まで約141年を要する。借受人は、金融機関に対する借入れがあり、漁業は廃業し無職である。連帯保証人は3名立てられているが、借受人が返済しているため連帯保証人に対する督促は留保されている。もともと、連帯保証人は年金受給者や事業失敗等により全員無資力であり、回収可能性はほとんど無い。

このように、元金を延滞している案件8件は、いずれも借受人による少額の分割返済がなされているにすぎず、元金返済にまで数十年を要し、連約金返済まで考慮すると100年を超える状況である。それにもかかわらず、借受人が返済している場合には、連帯保証人に対する督促を留保しているうえ、仮に督促したとしても、無資力の案件が多く回収可能性はほとんど無い状況であるから、現状の返済状況が何ら改善されない。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に沿岸漁業従事者等が自主的にその経営、操業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進するという本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人も極めて長期にわたる責任を強いられることになり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

また、県の債権管理・回収業務の費用及び労力が増大する一方であり、実効的な回収業務が行われているとは言えない。

(ii) サードパーティーに委託されている案件22件について

サービサーに委託されている案件 22 件のうち、分割返済中の案件は 12 件、返済停止中の案件は 5 件、時効完成の案件は 5 件である。

まず、分割返済中の案件 12 件は、県が自主回収している案件と同様に（上記（i）記載参照）、月 1 万円～2 万 5000 円の少額の分割返済であり、県の対応に倣い、借受人が返済している場合には、連帯保証人に対する督促を留保されており、必要な所在調査及び相続人調査等さえ行われていないことから、長期間にわたる少額の分割返済や連帯保証人に対する履行請求の点で問題がある。

次に、返済停止中の案件 5 件は、借受人及び連帯保証人に督促をするも連絡がつかない案件か、連絡はついたが借受人が死亡しており相続人調査中である案件がほとんどである。

また、時効完成の案件 5 件は、次表のとおりである。県は、時効完成後であつても、回収可能性を模索すべく、サービサーへの委託を継続しているようであるが、ほとんど回収可能性がないことから、このままサービサーへの委託を継続すべきなのか疑問である。

時効完成案件

| No. | 貸付年度 | 貸付金額      | 残元金       | 借受人  | 連帯保証人①  | 連帯保証人② | 連帯保証人③ |
|-----|------|-----------|-----------|------|---------|--------|--------|
| 1   | H7   | 622,000   | 622,000   | 死亡   | 障害年金受給者 |        |        |
| 2   | H7   | 280,000   | 280,000   | 死亡   | 障害年金受給者 |        |        |
| 3   | H7   | 412,000   | 412,000   | 死亡   | 障害年金受給者 |        |        |
| 4   | H9   | 5,953,000 | 4,960,000 | 生活保護 | 破産      | 支払困難   | 破産     |
| 5   | H9   | 600,000   | 400,000   | 生活保護 | 破産      |        |        |

ii 元金完済後、連約金のみ延滞している案件について

既に元金が完済され、連約金のみ延滞している案件は 36 件である。かかる案件は、サービサーに委託することができないため、県において、全ての案件を自主管理・回収しなければならぬところ、以下のようない現状にある。

(i) 分割返済中の案件 7 件について

元金完済後、連約金のみ延滞している案件 36 件のうち、分割返済が行われている案件は 7 件であり、次表のとおりである。

| No. | 貸付年度 | 借還期間    | 貸付金額       | 償還済額       | 元金延滞額 | 連約済額      | 連約金額    | H8返済額   | H9返済額       | 返済方法 | 連帯保証人への督促状況 | 時効到来日 |
|-----|------|---------|------------|------------|-------|-----------|---------|---------|-------------|------|-------------|-------|
| 1   | H4   | H6～H11  | 370,000    | 370,000    | 0     | 113,319   | 5,000   | 月5,000  | 催告通知あり、督促留保 |      |             | H9年   |
| 2   | H6   | H8～H13  | 3,272,000  | 3,272,000  | 0     | 2,985,229 | 25,000  | 月10,000 | 催告通知あり、督促留保 |      |             | H9年   |
| 3   | H4   | H6～H13  | 4,873,000  | 4,870,000  | 0     | 978,537   | 680,000 | 月40,000 | 催告通知なし、督促留保 |      |             | H9年   |
| 4   | H6   | H8～H13  | 19,198,000 | 19,198,000 | 0     | 1,210,826 | 120,000 | 月10,000 | 催告通知あり、督促留保 |      |             | H9年   |
| 5   | H10  | H11～H25 | 11,487,000 | 11,487,000 | 0     | 582,721   | 100,000 | 月10,000 | 催告通知なし、督促留保 |      |             | H9年   |
| 6   | H13  | H14～H19 | 6,000,000  | 6,000,000  | 0     | 143,804   | 220,000 | 月20,000 | 催告通知あり、督促留保 |      |             | H9年   |
| 7   | H15  | H16～H19 | 4,000,000  | 4,000,000  | 0     | 1,495,203 | 120,000 | 月10,000 | 催告通知なし、督促留保 |      |             | H9年   |

各借受人と面談し、5 年以内に完済できるように説得し、月々の返済額を協議し

て決定している。

全ての案件において、借受人が返済しているため、連帯保証人に対する請求を留保しているところ、No.2 は、平成 28 年度の返済額が 2 万 5000 円であり、このような返済状況では完済までに約 120 年を要する。

(ii) 返済停止中の案件 29 件について

元金完済後、連約金のみ延滞している案件 36 件のうち、全く返済されていない案件は 29 件である。もつとも、借受人と連絡が取れた際には、返済額を協議し、決定した返済額を不定期で返済してもらっていることから、いずれの案件も時効は完成していない。

また、かかる案件は、返済額が決定してから、その都度返済額を調定するという対応がとられていることから、現時点ではほとんど調定されていない。

連約金額は、上記（i）記載の表と同様の状態であり、連約金額は 100 万円以上の案件（最高 427 万 3221 円）も 10 件あるが、その他 15 件は数万円から数十万円単位の案件である。

借受人には、元金完済後に、連約金を返済する意欲が乏しい者が多い。

また、長期延滞により、借受人も連帯保証人も行方不明になっており、所在調査が必要になる案件や、死亡により相続人調査が必要となつた案件が多い。また、借受人と連帯保証人が生存しており、所在が明確であっても、貸付審査時よりも資力状況が悪化している者も多く、高齢化により年金生活である者も多い。

物的担保を提供されている案件は、譲渡担保に供されている漁船が古くなり評価価値がゼロになっており、宅地・建物は離島で評価額が低いといった事情から担保権の実行は予定されていない。また、連帯保証人の支払意思が確認できているため、猶予されている場合もある。

このような状況は、元金完済後も連約金を返済し続けている者との間の公平性を害するが、県の担当者は他の業務と兼務している者 1 人であり、明らかにマンパワーが不足しているため、何らの対応もとれていないのが現状である。

(ウ) 管理状況

貸付年度や償還期間等を一覧することができるような債務者一覧表等は作成されていない。

平成 29 年度に沿岸漁業改善資金貸付金マニュアル（以下「本貸付金マニュアル」という。）が策定された。同マニュアルでは、債務者毎に債権管理台帳を整備することが求められているところ、延滞が生じた案件については、これまでも延滞者一覧表が作成され、1 件毎に「延滞者管理台帳」と題するファイルを作成し、「状況記録」、

「業務報告書(督促・催告・面接・調査等の経過及び処理結果等、時効援用申立書)」、「資産1関係」、「連帯保証人関係」、「償還誓約書」、「貸付情報」、「貸付情報」等に区分けして資料が整理されている。

なお、従前は、延滞者を区分ごとに管理していたが、それ自体に相当な時間を要することや、延滞者の状況も常に変化していることからあまり参考にならないと判断して取りやめたようである。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成25年度に1件(218万1000円)、平成26年度に3件(10万6000円)の不納欠損処理をしている。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

平成29年度に債権管理マニュアルが策定されたことに伴い、現在1件の債権について、消滅時効援用の意思確認に関する交渉を行っているところであり、今後はこのような債権について債権放棄等の措置を講じる可能性もあるとのことである。

(7) 免除額及び免除件数 無

#### 4 サービサーに対する債券回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

県では、平成22年度より、「離漁者」や、「県の担当者にて回収困難と判断した案件」について、サービサーとの間で、未収金回収業務委託の基本契約書(以下「本契約書」という。)に対し、債権回収を委託している。

委託料は、未収金のうち収納があった金額の30%の割合とされ(本契約書第13条、未収金回収業務委託に関する覚書第2条)、委託業務の事務処理に要する費用は、サービサーの負担とされている(本契約書第6条)

サービサーは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付することになっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとされている(本契約書第15条)。

(2) 委託実績及び回収実績

サービサーの回収率は、次表のとおりである。

#### 民間委託回収実績

単位：件、千円、%

| 年度     | 件数 | 未収金委託額 | 回収金額  | 回収率   |
|--------|----|--------|-------|-------|
| 平成22年度 | 15 | 31,012 | 9,700 | 31.28 |
| 平成23年度 | 19 | 42,494 | 4,601 | 10.83 |
| 平成24年度 | 28 | 37,893 | 3,118 | 8.23  |
| 平成25年度 | 27 | 34,775 | 3,959 | 11.38 |
| 平成26年度 | 25 | 32,114 | 1,827 | 5.69  |
| 平成27年度 | 17 | 30,272 | 241   | 0.8   |
| 平成28年度 | 22 | 33,748 | 1,225 | 3.63  |

委託件数は、概ね15件～30件で推移しており、平成28年度末現在22件である。

委託債権額は、概ね3000万円～4000万円の間で推移しており、その回収率は最大で31.28%(平成22年度)、最低で0.8%(平成27年度)、過去9年間の平均10.26%(平成22年度～平成28年度)となっている。

#### 5 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 少額返済について

本貸付金は、月1万円程度という少額の分割返済が多いが、いずれも約10～30年間の貸付けであり、遅延損害金は12.25%と高利であるため、違約金額が膨張しており、調達されていないため表面化していない額を考慮すると、1000万円を超える高額になる案件も存在する。そのため、返済期間は元金完済までに数十年を要し、違約金の完済までを考慮すると約100年を要することになり、借受人や貸付時の連帯保証人のものでは事実上返済不可能である。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に沿岸漁業従事者等が自主的にその経営、操業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進するという本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、債連帯保証人も極めて長期にわたる責任を負担させるものであり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでも、「財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」、「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

したがって、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

指摘 1

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完了までの期間を、最長10年を目処とするよう、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

イ 連帯保証人に対する請求について

借受人が返済している場合には、連帯保証人への請求が留保されている案件がほとんどである。サービサーも同様の対応をとっている。

そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化により年金生活になっていたり、死亡のため相続が発生している状況である。このような対応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査はほとんど意味をなさないうえ、むしろ連帯保証人の所在調査や資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増大するばかりである。

また、借受人の少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返済期間を要し、借受人や連帯保証人に対し著しく長期にわたる過度な負担を強いることになりかねない。

本貸付金マニュアルでも、「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。

したがって、県としては、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

指摘 2

本貸付金マニュアル記載のとおり、完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

(2) 意見

ア 元金完済後の違約金の調定について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が36件あるが、借受人との協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定さえされていない。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されているのであり、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

意見 1

標準マニュアル記載のとおり、遅くとも、元金完済時点で、違約金の調定を検討されたい。

イ 元金完済後の違約金の処理について

元金完済後の違約金については、ほとんどの案件で具体的な対応がされていない。

これでは、償還計画通りに返済した者や、元金完済後も違約金の返済を継続している者との間で不公平が生じうえ、悪質延滞者が増える可能性もある。

以上のとおりであるから、元金完済後の違約金についても、借受人や連帯保証人に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

意見 2

元金完済後の違約金について、借受人及び連帯保証人に対し、督促請求するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

イ 時効完成の案件の処理

総貸付件数93件のうち、4件について消滅時効が完成している。借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理をすべきである。

意見 3

時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されるべきである。

(3) コメント

ア 連帯保証人の過剰徴求

本貸付金では、200万円以上の貸付けについて、連帯保証人を3名必要としているが、3名もの保証人を確保することは相当難しく、本貸付金の需要が低迷している一因とも思料される。

連帯保証人は、人数だけではなく、資力等の質が確保されることも重要であるから、本法や本規則等の目的や、保証及び担保等に関する規定を考慮し、過剰徴求になつていないか今一度検討されることが望ましい。

### 第3 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金

#### 1 概要

##### (1) 一覧表

|                                                 |                                       |            |            |            |            |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 貸付金名                                            | 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金                     |            |            |            |            |
| 担当部署名(部及び課)                                     | 農林産部 森林管理課                            |            |            |            |            |
| 貸付開始年度                                          | 昭和三十九年度                               |            |            |            |            |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                                 | 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則                    |            |            |            |            |
| マニュアル、手引き等                                      | 沖縄県林業・木材産業改善資金管理マニュアル                 |            |            |            |            |
| 貸付金の目的                                          | 林業・木材産業者の経営の改善、林業・木材産業生産力の増大を目的としている。 |            |            |            |            |
| 貸付対象                                            | 林業・木材産業従事者                            |            |            |            |            |
| 財源(県、国、その他のいづれか)                                | 県が3分の2、県が3分の1                         |            |            |            |            |
| 償付の方法                                           | 県が、林業・木材産業従事者に対し、直接貸し付ける。             |            |            |            |            |
| 償付額(県、国、その他のいづれか)について金納額や他の団体等を通じて貸付場合の県の債権管理方法 | -                                     |            |            |            |            |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か                                | 無                                     |            |            |            |            |
| 過去の年度等の計画事項の有無及び内容                              | 無                                     |            |            |            |            |
| 貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数                            | 1名                                    |            |            |            |            |
| 広範の有無及び内容                                       | 県のH/P                                 |            |            |            |            |
| 債権管理業務に關する個別研修の有無                               | 無                                     |            |            |            |            |
| 貸付の条件                                           | 貸付資格の認定を受けること                         |            |            |            |            |
| 利息の有無                                           | 無                                     |            |            |            |            |
| 利息の利率(年)                                        | 無                                     |            |            |            |            |
| 連延損害金の定め                                        | 有                                     |            |            |            |            |
| 連延損害金の利率                                        | 12.25%                                |            |            |            |            |
| 保証人の要否                                          | 要                                     |            |            |            |            |
| 物的担保の要否                                         | 要                                     |            |            |            |            |
| 担保価値の把握方法                                       | 固定資産評価、時価額に担保掛目を乗じた額                  |            |            |            |            |
| 償還方法(6ヶ月程度、半年程度、借入)                             | 固定3年程度(借入)を含む10年以内の均等年賦償還             |            |            |            |            |
| 償還免除規定の有無                                       | 有(債務者又は生計を一にする親族の死亡、疾病又は自働)           |            |            |            |            |
| 償還免除規定の有無                                       | 有                                     |            |            |            |            |
| 償還の利息喪失規定の有無                                    | 有                                     |            |            |            |            |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等                                 | 平成24年度                                | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     |
| 予算額(円)                                          | 15,000,000                            | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 |
| 申請件数(件)                                         | 2                                     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 貸付実績                                            | 8,627,000                             | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 返済済額(円)                                         | 0                                     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 回収すべき金額(当年度分) A                                 | 8,863,000                             | 6,596,000  | 6,596,000  | 8,249,334  | 6,596,000  |
| 回収済み金額(当年度分) B                                  | 8,863,000                             | 6,596,000  | 6,596,000  | 11,566,000 | 6,596,000  |
| 回収率(当年度分) B/A                                   | 100                                   | 100        | 100        | 140        | 100        |
| 回収すべき金額(過年度分) C                                 | 48,295,000                            | 47,086,000 | 44,270,325 | 42,327,891 | 43,825,100 |
| 回収済み金額(過年度分) D                                  | 1,209,000                             | 2,097,000  | 1,942,334  | 1,910,000  | 1,646,000  |
| 回収率(過年度分) D/C                                   | 3                                     | 4          | 4          | 5          | 4          |
| 回収率 (B+D)/(A+C)                                 | 17.62                                 | 16.19      | 16.79      | 26.62      | 16.35      |
| 総貸付実績(円)                                        | 88,360,000                            | 78,167,000 | 69,628,666 | 56,162,666 | 39,820,666 |
| 総貸付件数(件)                                        | 33                                    | 31         | 31         | 31         | 29         |
| 不納欠損額(円)                                        | 0                                     | 1,500,000  | 0          | 0          | 8,100,000  |
| 不納欠損件数(件)                                       | 0                                     | 1          | 0          | 0          | 1          |
| 債権放棄(円)                                         | 0                                     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 債権放棄(件)                                         | 0                                     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 免除額(円)                                          | 0                                     | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 免除件数(件)                                         | 0                                     | 0          | 0          | 0          | 0          |

※回収すべき金額及び回収済み金額(過年度分)は、完全完済後の確定した債権的金額を含む。

##### (2) 本貸付金の概要

沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、林業・木材産業等の経営改善や、新たな生産・販売方法等のための機材・設備の導入等を行う林業・木材産業従事者に対し、無利子の長期資金を融通する制度である。本貸付金の活用例としては、きのこ栽培施設や木材加工機械等がある。

県内では、林業・木材産業従事者が少なく、本貸付金の需要はあまり大きくない。平成16年度より強制執行受諾文言付借付証書の作成が義務づけられたこともあり、それ以降の貸付金については概ね約定償還されている。一方で、総貸付債権のうち約8割を延滞債権が占めており、そのほとんどが平成16年より前の貸し付けで長期延滞となっているものであり、県では管理及び回収に苦慮している状況である。

##### (3) 根拠規定

昭和51年に林業改善資金助成法が制定され、これに基づき昭和59年に沖縄県林業改善資金貸付規則が制定された。

その後、貸付対象を林業分野重視から木材産業分野にも拡大するため改正され、平成15年に林業・木材産業改善資金助成法(以下「本法」という。)が制定され、これに基づき平成16年に沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則(以下「本規則」という。)及び沖縄県林業・木材産業改善資金事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)が制定された。

##### (4) 目的

本法第1条において、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援し、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的としている。

##### (5) 貸付対象

林業・木材産業に従事する個人及び団体(以下「林業・木材産業従事者等」という。本規則第4条第1項)である。

##### (6) 財源

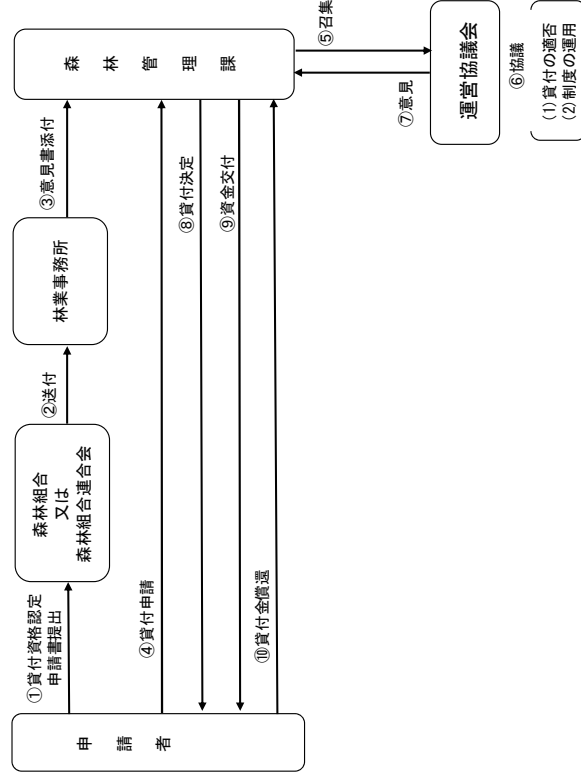
国が3分の2を、県が3分の1を負担している。

##### (7) 貸付の方法

県が、林業・木材産業従事者等に対して、直接貸し付ける(直貸方式)。

##### (8) 貸付業務の流れ

## 林業・林産業改善資金制度の仕組み



(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

沖縄県のホームページ、リーフレットの作成・林業事務所や林業組合等への配付、説明会の開催

(11) 債権管理業務に関する個別研修等の有無 無

## 2 本貸付金の契約内容

(1) 契約締結の有無及び方法  
借用証書の作成（本規則第6条第3項）

ただし、300万円以上の貸付において担保を提供しない場合は、強制執行受諾約款付借用証書とする（事務取扱要領第9の5）。

(2) 契約内容の変更に関する規定

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を提出する（本規則第10条）。

(3) 利息

無利子（本規則第3条第2項）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格について知事の認定を受けなければならない（本規則第5条第1項）。

(5) 遅延損害金の有無

年12.25%（本規則第14条第1項）

(6) 保証人の要否・内容

貸付金の額にかかわらず、連帯保証人を立てなければならぬ。保証能力又は担保価値は貸付金額以上とされている（本規則第7条第1項、事務取扱要領第9の1）。

| 貸付金額              | 担保              | 連帯保証人                    |
|-------------------|-----------------|--------------------------|
| 50万未満             | 連帯保証人に代えることができる | 1名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする） |
| 50万以上<br>500万未満   | 連帯保証人に代えることができる | 2名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする） |
| 500万以上<br>1000万未満 | 提供              | 2名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする） |
| 1000万以上           | 提供              | 3名以上                     |

また、連帯保証人の条件として、①原則として貸付申請者と住居及び生計を同じくする親族以外のもの、②貸付金の最終償還時の年齢が、原則として70歳未満のもの、③債権回収の便宜上、借受申請者と同一市町村又は近隣市町村であることが望ましく、県外の在住者は認めない、④貸付申請者と連帯保証人の相互保証は、原則として認めないとされている（事務取扱要領第9の3）

連帯保証人をつける場合には、林業事務所等の長が連帯保証人及びその他関係者と面談等を行い信用調査を実施し、その結果を林業・木材産業改善資金貸付申請に関する審査・意見書を取りまとめ、貸付申請書に添えて知事に送付することとされている（事務取扱要領第7の1、2）

(7) 物的担保の要否・内容

貸付金額が500万円以上の場合には、担保を提供しなければならない。（本規則第7条第1項、事務取扱要領第7の2、第9の1）。なお、平成16年度の事務取扱要領の改正により、担保提供が必須となったが、それ以前は連帯保証人を立てることだけで足りた。

担保は、原則として土地・建物であり、担保として提供すると地上に建物がある場合は、面物件を共同担保とすることとされている。また、原則として第1順位の

抵当権設定登記を付すことが必要となる（事務取扱要領第9の4）。

(8) 償還方法

償還期を1年以内とした貸付金は一時払、その他のものは均等年賦支払（本規則第3条第3項）

(9) 償還猶予規定の有無

有り（本規則第10条）

(10) 償還免除規定の有無

無し

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（本規則第12条第1項）

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

|                   | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等   |            |            |            |            |            |
| 予算額(円)            | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 | 15,000,000 |
| 申請件数(件)           | 2          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 貸付実績              |            |            |            |            |            |
| 貸付金額(円)           | 8,627,000  | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 貸付件数(件)           | 2          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 回収すべき金額(当年度分) A   | 8,863,000  | 6,596,000  | 6,596,000  | 8,249,334  | 6,596,000  |
| 回収済み金額(当年度分) B    | 8,863,000  | 6,596,000  | 6,596,000  | 11,556,000 | 6,596,000  |
| 回収すべき金額(過年度分) C   | 48,295,000 | 47,086,000 | 44,270,325 | 42,327,991 | 43,825,160 |
| 回収済み金額(過年度分) D    | 1,208,000  | 2,097,000  | 1,924,334  | 1,910,000  | 1,446,000  |
| 回収率(当年度分) E=C/A   | 17.62%     | 16.19%     | 16.79%     | 16.79%     | 16.35%     |
| 回収率(過年度分) F=D/C   | 4%         | 4%         | 4%         | 4%         | 4%         |
| 回収率(全体) G=(C+D)/C | 17.62%     | 16.19%     | 16.79%     | 16.79%     | 16.35%     |
| 総貸付件数(件)          | 88,360,000 | 78,167,000 | 69,628,666 | 56,162,666 | 34,820,666 |
| 総貸付金額(円)          | 1,500,000  | 0          | 0          | 0          | 8,100,000  |
| 未納欠損件数(件)         | 0          | 1          | 0          | 0          | 0          |
| 債権放棄(円)           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 債権放棄(件)           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 免除額(円)            | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 免除件数(件)           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |

※回収すべき金額及び回収済み金額(過年度分)は、元金定済後の確定した取崩約金額を指す。

(2) 予算額

本貸付金の予算額は、過去5年間1500万円で推移している。

これまで数回にわたり予算の見直しが行われているところ、林業・木材産業に関する機械が1台あたり1500万円に及ぶものも少なくないため、高額の貸付申請にも対応できるように、当年度は当該予算額で対応する予定のようである。

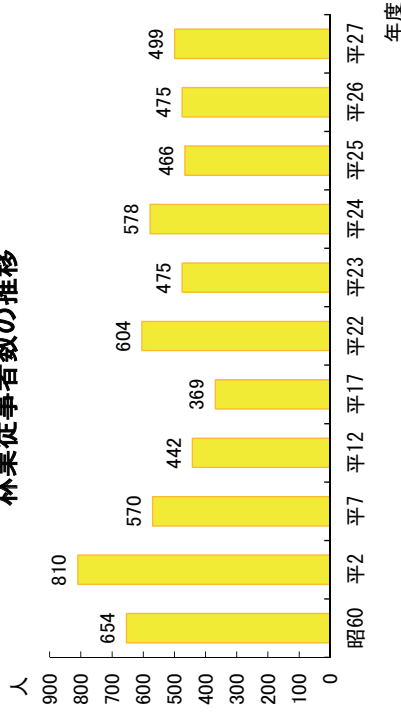
(3) 貸付実績

本貸付金の申請件数及び貸付件数は、平成24年度に2件があった他、平成25年度以降は1件もない。

平成28年度末現在の総貸付件数のうち、約8割の案件が林業経営及び木材産業経営から離脱している状況にある。

また、県内における林業・木材産業従事者は平成27年度で約500人であるから、本貸付金の需要もあまり高くない状況にある。

林業従事者数の推移



(4) 回収実績

ア 回収率

|      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当年度分 | 100%   | 100%   | 100%   | 140%   | 100%   |
| 過年度分 | 3%     | 4%     | 4%     | 5%     | 4%     |
| 全体   | 17.62% | 16.19% | 16.79% | 26.62% | 16.35% |

過去5年間の当年度分の回収率は100%である。平成27年度は繰上償還がされたため、回収率は140%である。これは、平成17年度に貸し付けられた案件である。

平成16年度に事務取扱要領の大幅な改正を行い、それまでは連帯保証人1名を立てることで足りていたところを、500万円以上の貸付けにあたっては物的担保提供を必須とし、連帯保証人の人数も増やした。また、300万円以上の貸付けについては、物的担保提供をするか、又は物的担保提供しない場合には強制執行受諾約款付公正証書の作成を義務付けた。そのため、いずれも約定償還されているようである。

これに対し、過年度分の回収率は平成24年度に40%であったが、平成25年度以降は20%台で推移しており、この影響からか全体の回収率は17%台前後と低調である。

イ 償還・延滞状況

貸付件数は、平成28年度末現在、29件である。

(ア) 約定償還されている案件について

約定償還されている案件は5件（平成28年度未返済分を含む。）である。  
貸付年度は、平成18年度、平成20年度、平成21年度、平成23年度、平成24年度である。

県では、平成16年度に事務取扱要領の大幅な改正を行い、それまでは連帯保証人1名を立てることで足りていたところを、500万円以上の貸付けに当たっては物的担保提供を必須とし、連帯保証人の人数も増やした。また、300万円以上の貸付けについては、物的担保提供をするか、又は物的担保提供しない場合には強制執行受諾約款付公正証書の作成を義務付けた。そのため、平成17度以降に貸し付けられた案件は、いずれも約定償還されているようである。

(イ) 延滞案件について  
延滞案件は24件であり、元金を延滞している案件は22件、元金完済後に連約金を延滞している案件が2件である。

延滞案件の貸付年度は、昭和59年度から昭和64年度まで9件、平成1年度から平成11年度まで12件、平成17年度が1件であるところ、平成17年度の1件の貸付けを除いて、いずれの案件も償還期限を10～30年以上経過している。

i 元金を延滞している案件について  
(i) 県が自主回収している案件4件について  
元金延滞している案件は22件であり、県が自主回収を行っている案件は、事業継続中の4件のみであり、次表のとおりである。

| No | 貸付年度 | 貸付金額      | 償還済額      | 償還未済額     | 連約金額      | 連帯保証人                | 担保    | 償還期間 |
|----|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------|-------|------|
| 1  | S82  | 1,100,000 | 0         | 1,100,000 | 3,491,038 | 督促留保<br>(・借受人返済中のため) | なし    | 4年   |
| 2  | H4   | 1,000,000 | 710,000   | 290,000   | 525,627   | 督促留保<br>(・借受人返済中のため) | なし    | 4年   |
| 3  | H6   | 1,500,000 | 710,000   | 790,000   | 2,024,039 | 督促留保<br>(・借受人返済中のため) | なし    | 5年   |
| 4  | H17  | 3,400,000 | 2,550,000 | 850,000   | 1,074,348 | 督促留保<br>(・借受人返済中のため) | 土地・建物 | 5年   |

No.1は、借受人が返済しており、返済額は返済可能月で月2000円程度である。元金完済までに約45年を要し、更に約30年以上の延滞により発生した連約金の返済までとなると約200年の長期に及ぶものとなる。しかし、借受人は高齢の年金受給者であり、これ以上の返済金額の増額や、訴訟提起等は見込めない。また、借受人が返済しているため、連帯保証人に対する督促は留保されているうえ、連帯保証人は所在不明であったり、無資力である等回収可能性はほとんど無い状況である。

No.4は、借受人が返済しており、返済額は返済可能月で月5万円程度である。生産高がゼロの年度もある等、生産状況が厳しいことから、安易に返済額を増額できず、提供されている物的担保も林業・木材産業の経営に必須の設備であるから、廃

業しない限り担保権の実行をすることは難しい状況である。しかし、現状維持できれば、元金完済までには約1年ほどであり、又発生している違約を考慮しても、返済済までに約3年ほどである。この案件は、平成16年度の事務取扱要領改正直後の貸付けのため、担保が提供されていることもあって、完済の目的がある。

いずれの案件も、借受人から毎月返済可能額を確認し、納付書が発行されているとのことである。県としては、林業・木材産業を継続している案件については、その継続に配慮した管理・回収業務を行っているとのことであるが、極めて長期間にわたる少額の分割返済のため、逆に林業・木材産業の経営の改善、生産力の増大という本貸付金の目的を害し、連帯保証人に対しても過度の負担を強いるものとなっている。

(ii) サービサーに委託されている案件19件（不納欠損1件含む。）について  
サービサーに委託されている案件は19件である。

そのうち分割返済中の案件は13件である。借受人又は連帯保証人によって定期又は不定期に月1万円～2万円程度が返済されている。全ての案件において、借受人から返済されている場合には、連帯保証人に対する督促等は留保されている。留保されている場合には、連帯保証人の生活状況や資力状況は調査されていないため、回収可能性の有無は不明である。いずれの案件も、上記iで述べたとおり、長期間にわたる少額の分割返済や連帯保証人に対する履行請求の点で同様の問題がある。また、返済停止中の案件は6件である。次表のとおりである。

| No | 貸付年度 | 貸付金額       | 元金        | 連約金        | 借受人       | 連帯保証人①  | 連帯保証人②    | 連帯保証人③ | 最終返済日  |
|----|------|------------|-----------|------------|-----------|---------|-----------|--------|--------|
| 1  | S59  | 1,000,000  | 240,000   | 1,602,301  | 返済        | 督促留保    | 時効後       |        | H26.6  |
| 2  | S81  | 1,500,000  | 1,500,000 | 4,931,919  | 取外輸入済     | 債務否認    | 債務否認      |        | 返済なし   |
| 3  | H1   | 5,400,000  | 4,305,000 | 12,689,068 | 所在不明      | 時効後     | 返済拒否      |        | H3.2   |
| 4  | H4   | 6,000,000  | 1,200,000 | 2,844,147  | 文書督促・返答無し | 弁護士介入   | 所在不明      |        | H3.3   |
| 5  | H8   | 14,600,000 | 5,520,000 | 12,145,322 | 事業閉鎖      | 高齢・年金生活 | 文書督促・返答なし |        | H12.12 |
| 6  | H11  | 6,000,000  | 4,000,000 | 6,510,958  | 督促留保      | 督促留保    | 督促留保      |        | H15.3  |

返済停止中の案件6件は、全て消滅時効が完成している。  
サービサーが借受人や連帯保証人に対し請求をしても、消滅時効を援用されることと考えられる。また、仮に、借受人や連帯保証人が債務を承認したとしても、借受人及び連帯保証人とも所在不明又は無資力であるから、回収可能性はほとんど無い。

ii 元金完済後、連約金のみ延滞している案件2件について  
元金完済後、連約金のみ延滞している案件は2件である。次表のとおりである。

| No | 貸付年度 | 貸付金額      | 償還済額      | 連約金額      | 連約金償還額 | 連帯保証人 | 担保 | 最終返済日 |
|----|------|-----------|-----------|-----------|--------|-------|----|-------|
| 1  | S59  | 1,500,000 | 1,500,000 | 781,325   | 0      | 督促留保  | なし | H25   |
| 2  | H6   | 5,000,000 | 5,000,000 | 3,407,840 | 0      | 督促留保  | なし | H25   |



民間委託回収実績

(単位：千円、%)

|           | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 委託件数      | 12     | 20     | 21     | 20     | 20     | 19     |
| 委託債権額 (a) | 28,390 | 35,115 | 35,156 | 40,179 | 38,287 | 36,637 |
| 回収実績額 (b) | 150    | 1,059  | 1,977  | 1,747  | 1,880  | 1,446  |
| 回収率 (b/a) | 0.53%  | 3.02%  | 5.62%  | 4.35%  | 4.91%  | 3.95%  |

委託件数は、初年度を除き概ね20件程度であり、平成28年度末現在19件である。  
委託債権額は、初年度を除き概ね3500万円～4000万円台で推移しており、回収率は最大で5.62% (平成25年度)、最低で0.53% (平成23年度) (平成23年度) 過去6年間では平均3.73% (平成23年度～平成28年度) である。

5 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 少額返済について

本貸付金の返済額は月々2,000円や1万円程度と極めて少額であり、元金完済までに数十年を要し、延滞期間の長期化により発生している高額の違約金までを含めると、100年は優を超えるような状況が発生している。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に林業・木材産業の経営の改善、生産力の増大という本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、債連帯保証人も極めて長期にわたる責任を負担させるものであり、保証制度の在り方は是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでも、「債務者の財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

以上のおりであるから、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

指摘1

本貸付金マニュアル記載のおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処とするよう、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

イ 連帯保証人に対する請求について

借受人が返済している場合には、連帯保証人への請求が留保されている案件がほとんどである。サービサーも同様の対応をとっている。

そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化により年金生活になっていたり、死亡のため相続が発生している状況である。このよう

元金完済後は、年に1回の督促状の送付と電話による現状確認等がされるほか、特に何らの対応もされないまま現在に至っている。2件とも借受人及び連帯保証人とも所在不明又は無資力であるため、回収可能性はほとんど無い。

ウ 管理状況

貸付台帳一覧表が作成されている。かかる一覧表では、主に、元金の償還済額と償還未済額が記載されているが、違約金額や消滅時効の期限については記載されていない。

平成29年度に、林業・木材産業改善資金貸付金マニュアル (以下「本貸付金マニュアル」という。) が策定された。これにより、各債務者ごとに、債権者台帳を作成することが求められているところ、従前は、延滞が生じた案件についてのみ、延滞者一覧表に記載されるとともに、延滞案件1件毎に「延滞者管理台帳」ファイルが作成され、「状況記録」、「業務報告書 (督促・催告・面接・調査等の経過及び処理結果等、時効援用申立書)」、「資産関係」、「連帯保証人関係」、「償還誓約書」、「貸付情報」等に区分けされて整理されている。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成25年度に1件 (150万円)、平成28年度に1件 (810万円) の不納欠損処理をしている。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数

無

(7) 免除額及び免除件数

無

4 サービサーに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

県では、平成23年度より、「林業を廃業している案件」について、サービサーとの間で、未収金回収業務委託の基本契約書 (以下「本契約書」という。) を締結し、債権回収を委託している。

委託料は、未収金のうち収納があった金額の30%の割合とされ (本契約書第13条)、未収金回収業務委託に関する覚書第2条)、委託業務の事務処理に要する費用は、サービサーの負担とされている (本契約書第6条)

サービサーは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付することになっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとされている (本契約書第15条)

(2) 委託実績及び回収実績

サービサーの回収率は、次表のとおりである。

な対応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査はほとんど意味をなさないうえ、むしろ連帯保証の所在調査や資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増大するばかりである。

また、借受人の少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返済期間を要し、借受人や連帯保証人に対し著しく長期にわたる過度な負担を強いることになりかねない。

本貸付金マニュアルでも、「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。

以上のとおりであるから、県としては、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

#### 指摘2

本貸付金マニュアル記載のとおり、完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

#### (2) 意見

ア 元金完済後の連約金の調定について

元金完済後に連約金のみ延滞している案件が2件あるが、元金完済後は何ら具体的な対応はされおらず、調定さえされていない。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されているのであり、少なくとも元金完済時点で連約金の調定を検討されたい。

#### 意見1

標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、連約金の調定を検討されたい。

イ 元金完済後の連約金の処理について

元金完済後の連約金については、ほとんどの案件で具体的な対応がされていない。これでは、償還計画通りに返済した者や、元金完済後も連約金の返済を継続している者との間で不公平が生じるうえ、悪質延滞者が増える可能性もある。

以上のとおりであるから、元金完済後の連約金についても、借受人や連帯保証人に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

#### 意見2

元金完済後の連約金について、借受人及び連帯保証人に対し、督促請求するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件等については、債

権放棄等を検討されたい。

ウ 時効完成の案件について

サービサーに委託されている案件19件のうち、消滅時効が完成している案件が6件ある。借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理をすべきである。

#### 意見3

時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されるべきである。

#### (3) コメント

ア 協議会の議事録の作成

本貸付金は、林業・木材産業改善資金運営協議会運営要領3項に基づき、協議会が開催され、その都度審査結果報告書が作成されているが、これには審査結果が記載されているだけで、審査過程や審査内容等は記載されない。

審査過程や審査内容を記録することにより、責任の所在が明確になるとともに、協議会の審査の形骸化を防止し得ることから、協議会が開催された場合には、議事録が作成されることが望ましい。

イ 連帯保証人の過剰要求

500万円以上1000万円未満の貸付けは、担保を提供したうえ、連帯保証人を2名以上必要とし、1000万円以上の貸付けに至っては、担保を提供したうえ、連帯保証人を3名以上必要としている。そのうえ、連帯保証人の条件も生計が別である必要があり、県内在住者に限られる等制約が厳しい。このような状況では、本貸付金の需要があっても、条件を満たすことが難しく、申請を断念する者がいる可能性がある。

本貸付金の需要が低迷しているのは、このような事情も一因となっていると考えられることから、本法や本規則等の目的や、保証及び担保等に関する規定を前提に、過剰な要求になっていないか今一度検討されることが望ましい。

ウ 貸付台帳一覧表の整備について

県は、貸付台帳一覧表及び各借受人の貸付台帳を作成しているが、貸付台帳一覧表には、主に償還済金額と償還未済金額の記載があるだけで、発生している連約金額や、消滅時効の期限については何ら記載されていない。県は、元金だけでなく、連約金まで回収しなければならぬうえ、消滅時効の期間を管理する必要があるところ、各借受人の貸付台帳から書類を取り出して、連約金や消滅時効の期限を確認するのは、事務作業の効率が悪いことから、少なくとも連約金額及び消滅時効期

限については一見して把握できるように貸付台帳一覧表に記載する等整理すること  
が望ましい。

#### 第4 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金

##### 1 概要

##### (1) 一覧表

|                                        |                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                                   | 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金                                                                                                                                                                                                          |
| 担当部署名(部及び課)                            | 農林水産部 流通・加工推進課                                                                                                                                                                                                                |
| 貸付開始年度                                 | 昭和61年度                                                                                                                                                                                                                        |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                        | 無(契約書に従う。)                                                                                                                                                                                                                    |
| マニュアル、手引き等                             | 無                                                                                                                                                                                                                             |
| 貸付金の目的                                 | 青果物取引の拡大と市場精算システムの円滑化を図るために、資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うこと                                                                                                                                                                            |
| 貸付対象                                   | 沖縄県中央卸売市場精算株式会社                                                                                                                                                                                                               |
| 財源(県、国、その他のいずれか)                       | 県                                                                                                                                                                                                                             |
| 貸付の方法<br>(県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか) | 県が、沖縄県中央卸売市場精算株式会社(以下「精算会社」という。)に対し、直接貸し付ける。                                                                                                                                                                                  |
| 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法            | —                                                                                                                                                                                                                             |
| 当該貸付が専年度貸付であるか否か                       | 専年度貸付                                                                                                                                                                                                                         |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容                   | 平成27年度包括外部監査結果報告の際に、「精算会社への監督機能としては取締役会での相互けん制のほか、監査役の監査も実施されているが、監査役の権限が定款で会計監査に限定され、業務については監査権限を有していないことから期中の精算会社の業務運営の適正性がどのように担保されているかが不明である。県として精算会社の期中の業務運営が適切に実施されるかをセニタリングする体制が必要であると考える。」との意見があった。この意見については、措置済みである。 |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数                   | 1名                                                                                                                                                                                                                            |
| 広報の内容                                  | 県中央卸売市場甲の市場概要P27(H29.8.29時点)にて記載                                                                                                                                                                                              |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                      | 無                                                                                                                                                                                                                             |
| 貸付の条件                                  | 沖縄県中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付契約書                                                                                                                                                                                                     |
| 利息の有無                                  | 有                                                                                                                                                                                                                             |
| 利率の利率(年)                               | 0.60%                                                                                                                                                                                                                         |
| 遅延損害金の定め                               | 有                                                                                                                                                                                                                             |
| 遅延損害金の利率(年)                            | 14.60%                                                                                                                                                                                                                        |
| 保証人の要否                                 | 否                                                                                                                                                                                                                             |
| 物的担保の要否                                | 否                                                                                                                                                                                                                             |
| 担保価値の把握方法                              | —                                                                                                                                                                                                                             |
| 償還方法(ex1年担保半年賦償還)                      | 年度末に一括償還                                                                                                                                                                                                                      |
| 償還猶予規定の有無                              | 無                                                                                                                                                                                                                             |
| 償還免除規定の有無                              | 無                                                                                                                                                                                                                             |
| 期限の利益喪失規定の有無                           | 無                                                                                                                                                                                                                             |

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等       | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額(円)                | 167,231,000 | 166,926,000 | 166,926,000 | 166,000,000 | 166,000,000 |
| 申請件数(件)               | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |
| 貸付実績                  |             |             |             |             |             |
| 貸付金額(円)               | 167,231,000 | 166,926,000 | 166,926,000 | 166,000,000 | 166,000,000 |
| 貸付件数(件)               | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |
| 回収すべき金額(当年度分) A       | 167,899,007 | 167,647,669 | 167,611,997 | 166,791,901 | 166,709,479 |
| 回収済み金額(当年度分) B        | 167,899,007 | 167,647,669 | 167,611,997 | 166,791,901 | 166,709,479 |
| 回収すべき金額(過年度分) C       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B + D) / (A + C) | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      |
| 総貸付残高(円)              | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 総貸付件数(件)              | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損額(円)              | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数(件)             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(円)               | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(件)               | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)               | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

※回収すべき金額(当年度分)及び回収済み金額(当年度分)には、利息を含む。

## (2) 本貸付金の概要

中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、昭和59年に開設された沖縄県中央卸売市場の青果物取引の拡大と市場の精算システムの円滑化を図るために、資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うことを目的として、中央卸売市場精算株式会社(以下「精算会社」という。)が買受人のために行う立替業務に必要な資金を貸し付けるための制度である。

昭和61年より、県と金融機関(沖縄銀行、琉球銀行)との協調融資が行われている。県は精算会社に対し、本貸付金(近年は約1億6600万円)を貸し付け、精算会社はこれを金融機関に全額預託し、金融機関は精算会社に対し預託金の3倍にあたる融資(近年は約5億円)を行う仕組みである。

制度開始以来約30年以上にわたり中央卸売市場における青果物取引を下支えしており、現在までに精算会社の事業運営には赤字は生じておらず、協調融資の返済に支障は無いが、立替業務における高額の未収金が発生している状況にある。

## (3) 根拠規定

無し  
ただし、毎年度、県と精算会社との間で締結される沖縄県中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付契約書(以下「本契約書」という。)に従う。

## (4) 目的

沖縄県中央卸売市場取引の拡大と健全化、市場の精算システムの円滑化を図るために、資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うことを目的としている。

## (5) 貸付対象者

沖縄県中央卸売市場精算株式会社である。  
昭和59年に、沖縄協同青果(卸売業者)、沖縄県青果卸売協同組合(卸売業者の

組合)、沖縄県売買参加者事業協同組合(売買参加者)の協同出資により設立された。

## (6) 財源

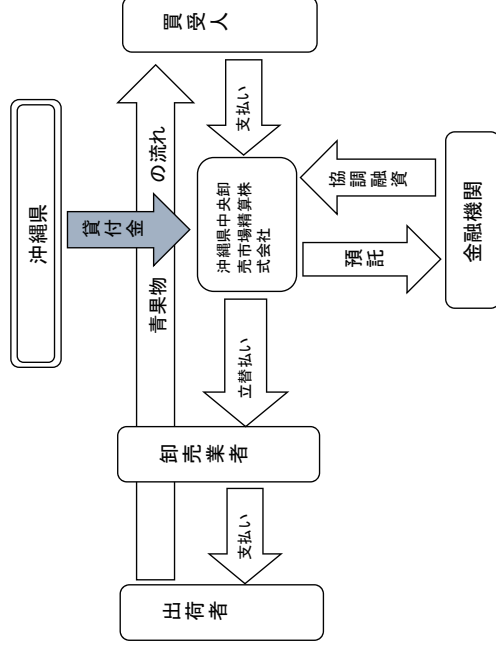
県が全額負担している。

## (7) 貸付の方法

ア 県が、精算会社に対し、直接貸し付ける。

イ 単年度貸付(年度中に交付した貸付金の償還を年度末に受けるが、翌年度に再び貸付けを行う)である。

## (8) 貸付業務の流れ



## ア 県・金融機関と精算会社との関係

県と金融機関(沖縄銀行、琉球銀行)との協調融資が行われている。

まず、県が精算会社に対し、本貸付金(近年は約1億6600万円)を貸し付け、精算会社はこれを金融機関に全額預託し、金融機関が精算会社に対し預託金の3倍にあたる融資(近年は約5億円)を行う。

## イ 精算会社と買受人との関係

中央卸売市場の青果物の買受人は、卸売業者14業者、売買参加者66業者である。買受人の青果物の買上金の決済方法には二通りある。一つは、本貸付金が予定しているもので、原則精算会社の立替制度を利用する方法である。買受人は買上金の

決済日に、精算会社に一旦立替払いをしてもらうことにより支払期間を延長し、後日精算会社に対し立替金を支払うことになる。もう一つは、買受人は買上金の決済日に、原則自己資金で決済をするが、自己資金の不足等の理由から決済できなかつた場合に、例外的に精算会社の立替制度を利用する方法である。いずれの方法であっても、買受人は精算会社の立替制度を利用する場合は、以下の内容の契約を締結している。

- ① 買受人は、1日の買受金額の11日分に達するまで保証積立をしなければならぬ。買受人が、買上金を完納したときは、その金額に応じ精算会社から完納奨励金が支払われるが、そのうち1000分の2を保証積立金に充当しなければならぬ(同契約書第3条2項、3項)。
- ② 買受人は、精算会社に対し、保証金300万円を寄託しなければならない(同契約書第5条)。
- ③ 精算会社が認める連帯保証人を2名立てなければならない(同契約書第6条)。
- ④ 精算会社は、買受人に未納金が発生したときは、県と卸売業者(売渡人)に通知するとともに協議のうえ精算業務の引受けを停止することができる(同契約書第7条)。

(9) 単年度貸付であるか否か

単年度貸付である。

(10) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(11) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容

平成27年度の包括外部監査において、精算会社への監督機能としては取締役会の相互けん制のほか、監査役の監査も実施されているが、監査役の権限が定款で会計監査に限定され、業務については監査権限を有していないことから期中の精算会社の業務運営の適正性がどのように担保されているかが不明であるため、県として精算会社の期中の業務運営が適切に実施されているかをモニタリングする体制が必要であるとの意見が付けられた。なお、この意見に対しては措置済である。

(12) 広報の有無及び内容

沖縄県ホームページ

(13) 債権管理業務に関する研修等の有無 無

## 2 本貸付金の内容

(1) 契約締結の有無及び方法

年度毎に本契約書を作成する。

(2) 契約内容の変更に関する規定 無

(3) 利息の有無

年0.6%(本契約書第4条)

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無

(5) 遅延損害金の有無

年14.6%(本契約書第5条)

(6) 保証人の要否・内容 否

(7) 物的担保の要否・内容 否

(8) 償還方法

年度末に一括償還(本契約書第3条)

(9) 償還猶予規定の有無 無

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

本契約書の内容に違反して貸付金を運用した場合は、知事は、沖縄県中央卸売市場精算株式会社に対して返還請求を行うことができ、精算会社はこれに応じなければならぬ(本契約書第7条)。

## 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等 |         | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-----------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額(円)          |         | 167,231,000 | 166,926,000 | 166,926,000 | 166,000,000 | 166,000,000 |
| 申請件数(件)         |         | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |
| 貸付実績            | 貸付金額(円) | 167,231,000 | 166,926,000 | 166,926,000 | 166,000,000 | 166,000,000 |
|                 | 貸付件数(件) | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |
| 回収すべき金額(当年度分)A  |         | 167,899,007 | 167,617,689 | 167,611,997 | 166,791,901 | 166,709,479 |
| 回収済み金額(当年度分)B   |         | 167,899,007 | 167,617,689 | 167,611,997 | 166,791,901 | 166,709,479 |
| 回収すべき金額(過年度分)C  |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(過年度分)D   |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率(B+D)/(A+C)  |         | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      |
| 総貸付残高(円)        |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 総貸付件数(件)        |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損額(円)        |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(円)         |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(件)         |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)          |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)         |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

※回収すべき金額(当年度分)及び回収済み金額(当年度分)には、利息を含む。

(2) 予算額

平成24年度は1億6723万1000円、平成25年度及び平成26年度は1億6692万

6000 円、平成 27 年度及び平成 28 年度は 1 億 6600 万円とほぼ横ばいである。制度開始以来、予算額はほぼ同程度の金額で推移しているが、近年、青果物の取扱高が減少しているため、貸付金額も多少漸減しており、今後もそのような傾向にある。

(2) 貸付実績

制度開始以来、毎年度、精算会社に貸し付けられている。

(3) 回収実績

ア 本貸付金の回収実績について

単年度貸付であるため、100%である。

イ 精算会社の回収実績について

(ア) 買上額の回収実績（全業者）

精算会社が立替払いをした買上額の回収実績（全業者）は、次表のとおりである。

| 平成28年度 | 買上額           |               |            |         | 回収額         |             |             |         | 未収額 |     |     |     |
|--------|---------------|---------------|------------|---------|-------------|-------------|-------------|---------|-----|-----|-----|-----|
|        | 買上額           | 回収額           | 未収額        | 回収率     | 買上額         | 回収額         | 未収額         | 回収率     | 買上額 | 回収額 | 未収額 | 回収率 |
| A      | 394,609,587   | 394,609,587   | 0          | 100.00% | 72,355,750  | 72,355,750  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| B      | 193,761,137   | 193,761,137   | 0          | 100.00% | 78,096,543  | 78,096,543  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| C      | 161,313,710   | 161,313,710   | 0          | 100.00% | 43,819,206  | 43,819,206  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| D      | 266,928,995   | 266,928,995   | 0          | 100.00% | 112,279,482 | 112,279,482 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| E      | 1,011,844,954 | 1,011,844,954 | 0          | 100.00% | 407,734,561 | 407,734,561 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| F      | 739,104,428   | 739,104,428   | 0          | 100.00% | 25,365,352  | 25,365,352  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| G      | 802,135,200   | 802,135,200   | 0          | 100.00% | 27,986,611  | 27,986,611  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| H      | 1,119,411,839 | 1,119,411,839 | 0          | 100.00% | 6,860,591   | 6,860,591   | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| I      | 766,238,753   | 766,238,753   | 0          | 100.00% | 21,936,614  | 21,936,614  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| K      | 1,183,579,125 | 1,183,579,125 | 0          | 100.00% | 18,303,393  | 18,303,393  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| L      | 29,264,279    | 29,264,279    | 0          | 100.00% | 38,155,771  | 34,209,114  | 3,947,657   | 90.00%  |     |     |     |     |
| K      | 1,549,554,542 | 1,549,554,542 | 0          | 100.00% | 310,363,579 | 310,363,579 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| M      | 1,025,054,417 | 938,842,486   | 86,211,931 | 91.58%  | 21,995,918  | 21,995,918  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| N      | 286,368,161   | 286,368,161   | 0          | 100.00% | 15,795,557  | 8,779,172   | 7,016,385   | 55.73%  |     |     |     |     |
| O      | 8,010,725     | 8,010,725     | 0          | 100.00% | 68,103,636  | 68,103,636  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| P      | 16,506,470    | 16,506,470    | 0          | 100.00% | 30,255,279  | 30,255,279  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| Q      | 247,047,301   | 247,047,301   | 0          | 100.00% | 105,517,093 | 105,517,093 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| R      | 34,787,671    | 34,787,671    | 0          | 100.00% | 261,915,774 | 261,915,774 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| S      | 3,921,099     | 3,921,099     | 0          | 100.00% | 6,527,666   | 6,527,666   | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| T      | 150,437,138   | 150,437,138   | 0          | 100.00% | 68,022,898  | 68,022,898  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| U      | 25,903,548    | 25,903,548    | 0          | 100.00% | 388,431,315 | 388,431,315 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| V      | 18,508,591    | 18,508,591    | 0          | 100.00% | 102,842,383 | 99,498,584  | 3,343,799   | 96.73%  |     |     |     |     |
| W      | 8,999,653     | 8,999,653     | 0          | 100.00% | 9,032,320   | 9,032,320   | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| X      | 81,431,779    | 81,431,779    | 0          | 100.00% | 59,038,457  | 59,038,457  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| Y      | 18,117,182    | 18,117,182    | 0          | 100.00% | 130,972,165 | 130,972,165 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| Z      | 13,075,035    | 13,075,035    | 0          | 100.00% | 33,727,285  | 33,727,285  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AA     | 48,830,741    | 48,830,741    | 0          | 100.00% | 104,402,276 | 104,402,276 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AB     | 99,975,929    | 83,093,855    | 16,882,074 | 83.13%  | 11,002,787  | 11,002,787  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AC     | 22,444,882    | 22,444,882    | 0          | 100.00% | 19,787,529  | 19,787,529  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AD     | 112,524,143   | 112,524,143   | 0          | 100.00% | 9,562,001   | 9,562,001   | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AE     | 21,612,929    | 21,612,929    | 0          | 100.00% | 937,688,382 | 937,688,382 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AF     | 36,177,369    | 32,302,698    | 3,874,671  | 89.56%  | 84,235,036  | 84,235,036  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AG     | 25,175,077    | 25,175,077    | 0          | 100.00% | 165,990,081 | 165,990,081 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AH     | 390,790,900   | 390,790,900   | 0          | 100.00% | 277,667,849 | 277,667,849 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AI     | 25,313,499    | 25,313,499    | 0          | 100.00% | 275,909,959 | 275,909,959 | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AJ     | 59,451,082    | 59,451,082    | 0          | 100.00% | 1,627,739   | 1,627,739   | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AK     | 196,986,724   | 196,986,724   | 0          | 100.00% | 1,539,644   | 1,539,644   | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| AL     | 119,196,020   | 119,196,020   | 0          | 100.00% | 0           | 0           | 0           | 0.00%   |     |     |     |     |
| AM     | 877,458,403   | 877,458,403   | 0          | 100.00% | 11,469,871  | 11,469,871  | 0           | 100.00% |     |     |     |     |
| 合計     | 11,469,871    | 11,469,871    | 0          | 100.00% | 11,340,822  | 11,340,822  | 144,663,956 | 92.71%  |     |     |     |     |

※欄のつぎは「原則立替制度を利用する業者」

※未収額：平成28年度末までの累積額

上記1(8)「貸付業務の流れ」で述べたとおり、精算会社では、原則立替制度を利用して買受人（塗りつぶし無し参照）が、例外的に立替制度を利用して買受人（塗りつぶし参照）がいます。

平成 28 年度は、全体で 1 億 2904 万 8930 円の未収金が存在している（当年度及び過年度発生分を含む。）。そのうち、原則立替制度を利用している買受人は、2 業者で 9839 万 5008 円の未収金が存在している。例外的に精算会社の立替制度を利用している買受人は、8 業者で 3065 万 3922 円の未収金が存在している。

(イ) 原則精算会社の立替制度を利用している買受人について

原則精算会社の立替制度を利用して業者の回収実績は、次表のとおりである。

| 立替年次別一貫立替制度利用<br>且し回収実績（原則精算会社の立替制度を利用している業者） | 回収率           |               |       |            | 未収額                                         |            |       |            |
|-----------------------------------------------|---------------|---------------|-------|------------|---------------------------------------------|------------|-------|------------|
|                                               | 立替額           | 回収額           | 回収率   | 未収額        | 未収額内訳                                       | 未収額        | 回収率   | 未収額        |
| 平成23年度                                        | 9,414,483,910 | 9,316,065,334 | 98.0% | 18,303,666 | 未収業者数 1                                     | 18,303,666 | 98.0% | 18,303,666 |
| 平成25年度                                        | 9,074,842,815 | 8,898,489,882 | 98.1% | 16,511,870 | 未収業者数 1                                     | 16,511,870 | 98.1% | 16,511,870 |
| 平成26年度                                        | 8,788,180,003 | 8,656,023,787 | 98.7% | 52,040,818 | 未収業者数 2                                     | 52,040,818 | 98.7% | 52,040,818 |
| 平成27年度                                        | 9,452,466,209 | 9,259,739,113 | 98.0% | 46,351,881 | 未収業者数 2                                     | 46,351,881 | 98.0% | 46,351,881 |
| 平成28年度                                        | 5,757,659,414 | 5,596,646,594 | 97.2% | 98,395,609 | 未収業者数 2<br>※未収額5%、2211,881は、平成28年4月21までに回収済 | 98,395,609 | 97.2% | 98,395,609 |

原則立替制度を利用して業者の立替金の回収率は、過去 5 年間 97%～99% であり一見すると良好のように思われるが、精算会社の立替金額自体が数十億円と高額であるため、その割合に占める未収金額（当該年度までの累積額）自体は数千円と高額にならない。

特に、平成 28 年度の未収額は約 9800 万円と過去 5 年間で最も高額である。平成 28 年度に未収金が存在（当年度及び過年度発生分を含む。）しているのは 2 業者（G、M）である。

業者 G は、平成 24 年度に発生した未収金 836 万 9030 円及び平成 28 年度に発生した未収金 381 万 4047 円がある。かかる未収金額は精算会社に寄託されている保証金及び保証積立金の合計額の範囲内に収まっている。

一方、業者 M は、平成 25 年度に発生した未収金 5000 万円及び平成 28 年度に発生した未収金 3621 万 1931 円がある。この時点で、かかる未収金額は精算会社に寄託されている保証金及び保証積立金の合計額を約 6100 万円上回っており、その後平成 28 年度に発生した未収金 3621 万 1931 円が平成 29 年 4 月に返済されたものの、それでも未だ寄託されている保証金及び保証積立金の合計額を上回る状態であり、看過できない状況にある。精算会社は、今後、連帯保証人に対する督促等を行っていく予定であることだが、連帯保証人の資力で補填し得るか疑問であり、早急に打開策を講じる必要があると懸念される。

(ウ) 例外的に立替制度を利用している買受人について

例外的に立替制度を利用している買受人の立替金の回収実績は、次表のとおりである。

|        | 買上額            | 回収額            | 回収率   | 未収額        | 未収額内訳   |
|--------|----------------|----------------|-------|------------|---------|
| 平成24年度 | 5,979,338,849  | 5,927,823,389  | 99.1% | 54,198,927 | 未収業者数13 |
| 平成25年度 | 6,512,751,081  | 6,458,489,156  | 99.2% | 55,907,794 | 未収業者数16 |
| 平成26年度 | 6,917,648,080  | 6,866,714,661  | 99.3% | 57,522,131 | 未収業者数14 |
| 平成27年度 | 7,508,607,340  | 7,543,268,441  | 96.3% | 56,179,768 | 未収業者数15 |
| 平成28年度 | 10,092,754,713 | 10,046,485,765 | 99.5% | 46,268,948 | 未収業者数8  |

例外的に立替制度を利用している買受人の立替金の回収率は、過去5年間99%を超えているが、毎年度、4000万円～5000万円台（当該年度までの累積額）の未収金が存在している。

平成28年度に未収金が存在（当年度及び過年度発生分を含む。）しているのは8業者（番号Y、AB、AF、AU、AX、BA、BH、BZ）であり、未収金額は合計4626万8948円である。8業者のうち7業者（Y、AB、AF、AX、BA、BH、BZ）は、各業者の保証金及び保証積立金の合計額の範囲を超えている。業者Yは995万7177円、業者ABは1022万7421円、業者AFは182万1009円、業者AXは303万2533円、業者BAは620万3958円、業者BHは62万5964円、業者BZは70万869円（廃業）であり、総額3193万8931円となる。

(エ) 小括

このように、精算会社では、平成28年度の立替金の未収金が合計1億余り（約3000万円）は平成29年4月に返済された。）も存在している。平成28年度末における預り保証金は1億603万5996円、保証積立金は6億4238万2072円であり、合計7億4841万8068円であるから、平成28年度末現在の未収金額はその範囲内に収まっている。

しかし、各買受人ごとにとみると、発生している未収金額は、各買受人から委託された保証金及び保証積立金の合計額の範囲を超えている場合が複数散見される。委託された保証金及び保証積立金を充当することで立替金を回収することができない

場合には、連帯保証人への請求や、精算業務の引受停止を検討する必要があるが、買受人が事業を継続している間はいずれの措置もとられていない。特に、引受停止となると、買受人の事業継続が不能となり、倒産等に追い込んでしまおうおそれがあることから、容易にかかる措置を講じることができないようである。

買受人が死亡したり、廃業した場合には、連帯保証人に対する請求がされているが、1業者あたりの未収金額は高額であることから、連帯保証人の資力で担保されない事態も生じているようである。

このような状況が続けば、精算会社の財務状況の悪化により、いずれは県と金融機関の協調融資の返済自体に支障が生じ得る可能性も否定できない。

- (4) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (5) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (6) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見

ア 単年度貸付について

本貸付金は単年度貸付であるため、約30年以上にわたり毎年度、貸付けと返済が繰り返されており、今後もその終期は未定であり、「出資」又は「確定期限のない長期貸付け」とも評価し得る実態がある。

また、年度末に一括返済・償還され、翌年度に改めて貸付けがされることから、年度末現在の貸借対照表には債権残高として計上されないため、県の貸借対照表の透明性、説明責任が十分に果たされない可能性がある。

さらに、精算会社の償還・返済の実態が不明確になり、県による適宜かつ適切な財務状況の把握や改善指導等ができずに、精算会社の債務超過等の実態が見逃されてしまい、精算会社の経営破綻により本貸付金が回収できないという最悪の事態も想定される。

以上のとおりであるから、本貸付金については、実態を適切に反映させるべきであり、現在の単年度貸付けから、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。

意見1

単年度貸付は、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。

イ 金融機関との覚書の締結について

県は、昭和 61 年ころに、金融機関との協調融資に関する基本事項を策定したが、県と金融機関との間では何らの文書も交わされることなく、約 30 年以上にわたり協調融資が行われてきた。協調融資における県と金融機関の責任や負担内容を明確化するためにも、少なくとも、覚書を作成されることを検討されたい。

意見 2

金融機関との間で、協調融資に関する覚書等を作成されることを検討されたい。

(3) コメント 無

## 第 5 沖縄県就農支援資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

| 貸付金名称<br>（部及び課）   | 沖縄県就農支援資金貸付金                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当部署<br>（課）       | 農林水産部 就農支援課                                                                                                                                                                                                                             |
| 開始年度              | 平成 27 年度                                                                                                                                                                                                                                |
| 根拠規定（法律、条例、要綱等）   | 青年等の就業促進のための資金の貸付等に関する特別措置法<br>青年等の就業促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の施行について                                                                                                                                                                       |
| マニュアル、手引き等        | 沖縄県就農支援資金貸付等要綱                                                                                                                                                                                                                          |
| 貸付金の目的            | 農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることに鑑み、貸付金を行うことにより、青年等の就業促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化を図ること                                                                                                                 |
| 貸付対象              | 15歳以上40歳未満<br>65歳未満で次の各号のいずれかに該当する者<br>一 同一事業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者<br>二 同一事業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の業務に5年以上従事した者<br>三 農業又は事業に関連した事業に3年以上従事した者<br>四 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の業務に3年以上従事した者<br>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 |
| 財源（国、県、その他のいづれか）  | 国が3分の1、県が2分の1                                                                                                                                                                                                                           |
| 貸付の方法             | 国が協成に貸し付け、県が協成者に貸し付ける（協成貸付方式）                                                                                                                                                                                                           |
| 担保の取扱い            | 協成者及び協成者に協成者等の保証書等に貸し付ける（協成貸付方式）<br>協成者及び協成者に協成者等の保証書等に貸し付ける（協成貸付方式）<br>協成者及び協成者に協成者等の保証書等に貸し付ける（協成貸付方式）                                                                                                                                |
| 当該貸付が県在低利貸付であるか否か | 否                                                                                                                                                                                                                                       |
| 通知の送達先等           | 協成者及び協成者に協成者等の保証書等に貸し付ける（協成貸付方式）<br>協成者及び協成者に協成者等の保証書等に貸し付ける（協成貸付方式）                                                                                                                                                                    |
| 貸付業務の内容及び内容       | 1 名                                                                                                                                                                                                                                     |
| 債権の有無及び内容         | 1 名                                                                                                                                                                                                                                     |
| 債権管理業務に関する個別団体の有無 | 無                                                                                                                                                                                                                                       |
| 貸付の条件             | 就業計画の認定を受けること                                                                                                                                                                                                                           |
| 利率の有無             | 無                                                                                                                                                                                                                                       |
| 利率の利率（年）          | 無                                                                                                                                                                                                                                       |
| 貸付金の有無            | 有                                                                                                                                                                                                                                       |
| 貸付金の利率            | 10.75%                                                                                                                                                                                                                                  |
| 保証人の要否            | 否                                                                                                                                                                                                                                       |
| 物担保の要否            | 否                                                                                                                                                                                                                                       |
| 担保価値の把握方法         | 無                                                                                                                                                                                                                                       |
| 担保方法（GxI半取債/半取債）  | 半取債（又は半取債償還）12年以内（償還期間4年以内）                                                                                                                                                                                                             |
| 償還新元金の有無          | 有                                                                                                                                                                                                                                       |
| 償還元金免除の有無         | 無                                                                                                                                                                                                                                       |
| 利率の利益喪失減免の有無      | 有                                                                                                                                                                                                                                       |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等   |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 予算額（円）            | 平成24年度 34,575,000 平成25年度 9,009,000 平成26年度 24,530,000 平成27年度 24,530,000 平成28年度 -                                                                                                                                                         |
| 申請件数（件）           | 平成24年度 6 平成25年度 2 平成26年度 2 平成27年度 2 平成28年度 -                                                                                                                                                                                            |
| 貸付実績              |                                                                                                                                                                                                                                         |
| 貸付金額（円）           | 平成24年度 34,575,000 平成25年度 9,009,000 平成26年度 24,530,000 平成27年度 24,530,000 平成28年度 -                                                                                                                                                         |
| 貸付件数（件）           | 平成24年度 6 平成25年度 2 平成26年度 2 平成27年度 2 平成28年度 -                                                                                                                                                                                            |
| 回収すべき金額（当年度分）A    | 115,729,418 24,325,689 25,310,000 27,208,000 39,711,000                                                                                                                                                                                 |
| 回収済み金額（当年度分）B     | 115,729,418 24,325,689 25,310,000 27,208,000 39,711,000                                                                                                                                                                                 |
| 回収すべき金額（過年度分）C    | 0 0 0 0 0                                                                                                                                                                                                                               |
| 回収済み金額（過年度分）D     | 0 0 0 0 0                                                                                                                                                                                                                               |
| 回収額（B+D）/（A+C）    | 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00                                                                                                                                                                                                      |
| 総貸付残高（円）          | 183,620,589 151,997,000 167,524,000 140,316,000 100,605,000                                                                                                                                                                             |
| 総貸付件数（件）          | 67 68 46 46 37                                                                                                                                                                                                                          |
| 不納付金額（円）          | 0 0 0 0 0                                                                                                                                                                                                                               |
| 不納付件数（件）          | 0 0 0 0 0                                                                                                                                                                                                                               |
| 貸付放棄（円）           | 0 0 0 0 0                                                                                                                                                                                                                               |
| 貸付放棄（件）           | 0 0 0 0 0                                                                                                                                                                                                                               |
| 免除額（円）            | 0 0 0 0 0                                                                                                                                                                                                                               |
| 免除件数（件）           | 0 0 0 0 0                                                                                                                                                                                                                               |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県就農支援資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、将来、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成・確保を図ることを目的として、新たに農業を始めようとする者で県から就業計画の認定を受けた者に対し、無利子で貸付けを行



う制度である。就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金の3種類の資金があり、就農研修資金及び就農準備資金は沖縄県青年農業者等後継者育成センター（公益財団法人沖縄県農業振興公社、以下「公社」という。）を、就農施設等資金は農業協同組合（以下「農協」という。）を通して貸付を行ってきた（転貸方式）。

現在は、制度改正により、新たに「青年等就農資金」が創設され、平成26年度末をもって沖縄振興開発金融公庫に貸付業務が移管されたことから、県の貸付業務は終了し、回収業務のみが残っている。

(3) 根拠規定

平成7年に制定された、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下「本法」という。）及び本法施行令並びに本法施行規則（以下「本規則」という。）に基づき、平成12年に制定された、沖縄県就農支援資金貸付等要領（以下「本要領」という。）である。

(4) 目的

本法第1条は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることに鑑み、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。

(5) 貸付対象

認定就農者及び認定農業者（以下「農業者等」という。）である（本法第4条第4項）。

(6) 財源

国から3分の2を借入し、残りの3分の1は県が負担している。

(7) 貸付の方法

県が、公社及び農協に貸し付け、公社及び農協がそれぞれ農業者等に貸し付ける（貸付けの決定を除く。）という転貸方式となっている（本法第18条第1項、同6条、同17条第1項）。

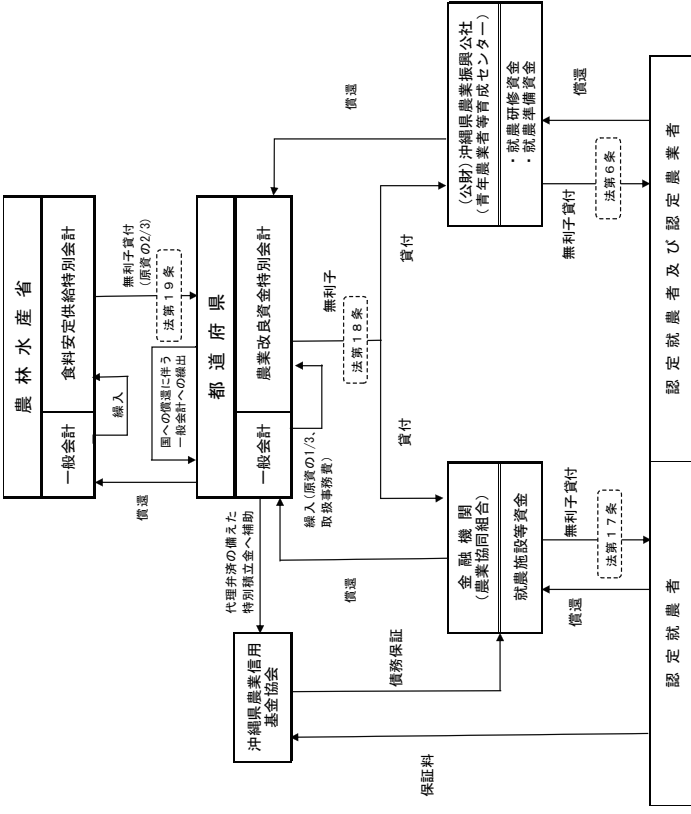
(8) 貸付業務の流れ

ア 県は、公社及び農協に対し、本貸付金を貸し付ける（本法第18条）。  
 イ 公社は、公益財団法人沖縄県農業振興公社就農支援資金貸付業務規程（以下「本規程」という。）を制定し、同規程に基づき、貸付主体となつて、農業者等に対し、就農研修資金と就農準備資金を貸し付ける（本法第12条、同第6条）。

ただし、県は、公社に対し、本貸付金の貸付業務に関し、必要な報告をさせるこ

とができる（本法第15条）。

ウ 農協は、本法及び本規則に基づき、農業者等に対し、就農施設等資金を貸し付ける（本法第17条第1項）。



(9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名

(10) 広報の有無及び内容

平成26年度に貸付業務を終了しているため広報は行っていない。

(11) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の契約内容

- (1) 契約締結の有無及び方法  
借付証書の作成（本要領第2の4）
- (2) 契約内容の変更に關する規定 無

(3) 利息の有無

無利子 (本法第18条第2項)

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き

公社又は農協からの借受人が、就農計画を作成し、知事からその認定を受けなければならぬ (本法第4条第1項)。

(5) 遅延損害金の有無

年10.75% (本要領第3の6)

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、年12.25%である (本法10条、本要領第4の2(4))。

(6) 保証人の要否・内容 否

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、連帯保証人を立てることが必須である。また、農協が農業者等に貸し付ける場合には、農業者等に農業信用基金協会の保証を受けさせることも可能である (本要領第4の2(2))。

(7) 物的担保の要否・内容 否

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、担保提供が必要となる場合がある (本要領第4の2(2))。

(8) 償還方法

元金均等年賦償還である (本要領第3の1(2))。

(9) 償還猶予規定の有無

有り (本要領第3の7(1))

(10) 償還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り (本要領第3の5(1))

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等       | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 申請件数 (件)              | 34,575,000  | 9,009,000   | 24,530,000  | 2           | -           |
| 貸付実績                  |             |             |             |             |             |
| 貸付金額 (円)              | 34,575,000  | 9,009,000   | 24,530,000  | 2           | -           |
| 貸付件数 (件)              | 6           | 2           | 2           | 2           | -           |
| 回収すべき金額 (当年度分) A      | 115,729,418 | 24,325,589  | 25,310,000  | 27,208,000  | 39,711,000  |
| 回収済金額 (当年度分) B        | 115,729,418 | 24,325,589  | 25,310,000  | 27,208,000  | 39,711,000  |
| 回収済金額 (過年度分) C        | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B + D) / (A + C) | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      |
| 総貸付残高 (円)             | 183,620,589 | 151,997,000 | 167,524,000 | 140,316,000 | 100,605,000 |
| 総貸付件数 (件)             | 67          | 68          | 45          | 46          | 37          |
| 不納欠損額 (円)             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数 (件)            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄 (円)              | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄 (件)              | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 効阻額 (円)               | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 効阻件数 (件)              | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

(2) 予算額

平成26年度に貸付業務を終了しているため、予算は組まれていない。

(3) 貸付実績

平成26年度に貸付業務を終了しているため、現在の業務は未収金の回収のみである。

(4) 回収実績

ア 転貸方式のため、回収率は100%である。

イ 公社に対する貸付けについて

公社は、県に対し、平成28年度に繰上償還をし、既に全額返済済みである。

公社と農業者等との間では、延滞が生じている案件もあるようであるが、公社は、本規程を制定し、同規定に基づき、貸付主体となつて、農業者等に対し就農研修資金と就農準備資金の貸付けを行っている。そのため、県による、公社の農業者等に対する債権の管理等は特段行われていない。

ウ 農協に対する貸付けについて

農協は、県に対し、平成28年度現在、約定償還している。

農協と農業者等との間でも、約定償還されており、延滞は生じていない。

県では、農協から、農協の農業者等に対する債権について、貸付状況、償還状況、貸付残高、延滞額等の状況及び債権保全・取り立てに関する取組状況を明らかにした報告書を提出してもらい、債権の管理等を行っている (就農施設等資金事務委託契約書第7条、第8条)。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(7) 免除額及び免除件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント 無

## 第6章 商工労働部の貸付金

### 第1 商工労働部の貸付金の概要

### 第2 沖縄県単融資制度資金貸付金

### 第3 沖縄県中小企業設備近代化貸付金

### 第4 沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金

### 第5 沖縄県中小企業機材類貸与資金貸付金

### 第6 沖縄県中小企業高度化資金貸付金

### 第7 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金

## 第1 商工労働部の貸付金の概要

商工労働部が貸付及び債権管理を行っている貸付事業は、①沖縄県単融資制度資金貸付金、②沖縄県中小設備近代化資金貸付金、③沖縄県小規模企業者等設備貸付金、④沖縄県中小企業機械類貸付金、⑤沖縄県中小企業高度化資金貸付金、⑥沖縄県労働者住宅建設資金貸付金及び⑦の6件がある。概要をまとめると次のとおりである。

| 貸付金名              | ①沖縄県単融資制度資金貸付金                                 | ②沖縄県中小設備近代化資金貸付金                                                     | ③沖縄県小規模企業者等設備貸付金                                     | ④沖縄県中小企業者等設備貸付金                                                             | ⑤沖縄県中小企業高度化資金貸付金                                                            | ⑥沖縄県労働者住宅建設資金貸付金                                    |
|-------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 目的                | 中小企業の事業活動に必要な資金の融通を図ることに伴って、県内中小企業者の振興に寄与すること。 | 中小企業者に対して、中小規模企業者等が必須な設備を購入し、小規模企業者等に対して必要な資金を貸し付け、中小企業の近代化の促進を図ること。 | 中小企業者等が必須な設備を購入し、中小企業者等に対して必要な資金を貸し付け、中小企業の近代化を図ること。 | 中小企業者等に対する、中小企業者の連携・事業の共同化・中小企業の各種の活性化に必要となる資金を貸し付けることにより、労働者の雇用の確保に寄与すること。 | 中小企業者等に対する、中小企業者の連携・事業の共同化・中小企業の各種の活性化に必要となる資金を貸し付けることにより、労働者の雇用の確保に寄与すること。 | 労働者に対して、住宅の新築等に必要となる資金を貸し付けることにより、労働者の雇用の確保に寄与すること。 |
| 貸付開始及び終了年度        | 昭和47年度～現在                                      | 昭和47年度～平成15年度                                                        | 昭和47年度～平成20年度                                        | 昭和58年度～現在                                                                   | 昭和48年度～現在                                                                   | 昭和47年度～平成16年度                                       |
| 財源                | 県                                              | 県：国補助金<br>県：国補助金<br>県：国補助金                                           | 県：海運振興期間<br>県：海運振興期間<br>県：海運振興期間                     | 県                                                                           | 県：中小企業基金<br>整備機構＝10:84<br>(432.2米までの特別積立)                                   | 県：沖縄県労働<br>基金＝1:1                                   |
| 果かろの貸付対象年度末高残高(円) | 県融資制度取扱<br>金融機関                                | 県内で事業を行う中小企業者                                                        | 沖縄県産業振興公社                                            | 沖縄県産業振興公社                                                                   | 沖縄県協同組合・商店街振興組合等                                                            | 労働者                                                 |
| 平成23年度末高残高(円)     | 11,548,309,000                                 | 52,579,288                                                           | 80,307,000                                           | 1,461,922,000                                                               | 4,465,163,930                                                               | 4,100,000                                           |

6件の貸付事業のうち①～⑥はいずれも中小企業者等の振興に寄与することを目的としており、うち①沖縄県単融資制度資金貸付金は、中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、その振興に寄与することを目的としている。

次に、②沖縄県中小設備近代化資金貸付金、③沖縄県小規模企業者等設備貸付金及び④沖縄県中小企業機械類貸付金、⑤沖縄県中小企業高度化資金貸付金、⑥沖縄県労働者住宅建設資金貸付金は、県が中小企業者に対して直接設備を近代化するための資金を貸し付けるのに対し、③沖縄県小規模企業者等設備貸付金及び④沖縄県中小企業機械類貸付金は県が沖縄県産業振興公社に対して貸付を行い、公社が機械類を購入して、中小企業者等に対して機械類を割賦販売、リース、貸与等の方法で使用させる点が異なっている。また、③沖縄県小規模企業者等設備貸付金及び④沖縄県中小企業機械類貸付金は全国的に導入が行われていないし変更される等制約もあつたため、県独自の制度として④沖縄県中小企業機械類貸付金を導入したという経緯があ

る。②沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金及び③沖縄県小規模企業者等設備貸付金及び④沖縄県中小企業機械類貸付金に貸付事業を終了しているため、現在も貸付事業を行っているのは④沖縄県中小企業機械類貸付金のみである。

⑤沖縄県中小企業高度化資金貸付金は中企業企業者等の連携、事業の共同化、中小企業の集積を図ることにより、中小企業者等の振興に寄与することを目的としている。

最後に、⑥労働者住宅建設資金貸付金は労働者に対して住宅の新築等に必要となる資金を貸し付けることにより、労働者の福祉の増進に資することを目的としている。

以上6件の貸付金について、以下検討する。



(「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から)

なお、取扱金融機関は、県から預託を受けた金額に、次の表に掲げる融資倍率を乗じた金額に相当する額を超えることを目標として融資を行わなければならない(本要綱第7条)。

| 資金の種類          | 融資倍率 |
|----------------|------|
| 短期運転資金         | 3.0倍 |
| 小規模企業対策資金      | 2.5倍 |
| 小口零細企業資金       | 2.5倍 |
| 経営振興資金         | 2.5倍 |
| 新事業分野進出資金      | 2.5倍 |
| 雇用創出促進資金       | 2.5倍 |
| 組織強化育成資金       | 2.5倍 |
| 中小企業セーフティネット資金 | 2.5倍 |
| 中小企業再生支援資金     | 5.0倍 |
| 産業振興資金         | 2.5倍 |
| 創業者支援資金        | 2.5倍 |
| ベンチャー支援資金      | 2.5倍 |
| 資金繰り円滑化借換資金    | 2.5倍 |

また取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査して融資を行わなければならない(本要綱第7条)。

(10) 当該貸付が単年度貸付であるか否か

本貸付金は単年度貸付である。原則毎年4月1日に各取扱金融機関に対して貸付金を預託し、預託金全額を翌年3月31日に一括して償還を受けている。

(11) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(12) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 2名

(13) 広報の有無と内容

沖縄県のホームページ内に「県融資制度」を説明する箇所を設け、どのような資金メニューがあり、どのような方にお勧めかをまとめているほか、「県融資制度リーフレット」「資金選びのためのフローチャート」「利用対象者等について」「資金別保証料率一覧表」「担保・保証人の徴求について」「関係機関一覧表」等のPDFデータを取得できるようにしてある。

## 平成29年度 中小企業の皆様へ

# 沖縄県融資制度のご案内

## 沖縄県融資制度ってどんな制度？

- 沖縄県内で1年以上事業を営む中小企業者、協同組合等をはじめ、これから創業したい方を対象として、県と金融機関が協働し、かつ原則として沖縄県信用保証協会の保証を付与した上で、事業に必要な融資を行う制度です。
- ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽等の一部の業種は対象となりません。
- 県融資制度を利用したい場合は、金融機関に融資申込みを行うこととなります。(一般的な金融機関借入の場合と流れはほぼ同じです。)
- ただし、一部の資金については、商工会や商工会議所等からの融資あっせんを経て、金融機関に申し込む資金もあります。
- 県融資制度においては、中小企業者・小規模事業者の指図が、少ない負担で円滑な資金調達ができるよう、県が貸付原資の一部を負担するとともに、保証料補助や利子補給による負担軽減を行っています。

★平成29年4月から「みずほ銀行」「鹿児島銀行」が一部の資金の取扱を開始しました。

|                               |                                                  |                                                                     |
|-------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 創業したい<br>創業から間もない             | ● 創業者支援資金<br>● 短期運転資金<br>● 経営振興資金<br>● 小規模企業対策資金 | 平成29年度から<br>利子補給制度に追加!<br>● 小口零細企業資金<br>● 組織強化育成資金<br>● 経営指導により金利優遇 |
| 一般的な事業資金を借りたい                 | ● 雇用創出促進資金<br>● 新事業分野進出資金<br>● ベンチャー支援資金         | 利子補給制度適用                                                            |
| 積極的な事業展開により、<br>有利な条件で資金調達したい | ● 産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付)<br>● 産業振興資金(企業立地推進貸付)      |                                                                     |
| 地域産業振興に取り組みたい                 | ● 中小企業セーフティネット資金<br>● 中小企業再生支援資金                 |                                                                     |
| 経営が厳しい<br>事業再生に取り組みたい         | ● 資金繰り円滑化借換資金                                    | 要件緩和                                                                |

沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL(098)866-2343



(14) 債権管理業務に関する個別研修の有無

担当職員が年3回、取扱金融機関等の関係機関との意見交換を目的とした研究会を開催している。

## 2 本貸付金の内容

- (1) 貸付の条件  
取扱金融機関であること。
- (2) 利息の有無及び内容 無
- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無
- (4) 保証人の要否 無
- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 無
- (6) 償還方法

本貸付金はいわゆる単年度貸付であり、原則的に毎年度4月1日に各取扱金融機関に対して貸付金を預託し、年度中に預託した貸付金全額について、翌年3月31日に一括して償還を受けている。なお、取扱金融機関の融資実績に応じて、年度中に追加預託する場合もある。

- (7) 償還猶予規定の有無及び内容 無
- (8) 償還免除規定の有無及び内容 無
- (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

## 3 取扱金融機関の中小企業に対する融資の条件等

本貸付金は、県が取扱金融機関等に対して貸付原資の一部を預託し、取扱金融機関がその原資に自己資金を加えて中小企業等に対して融資を行っている。ここでは、取扱金融機関から中小企業者等に対する融資について述べる。

### (1) 融資対象

取扱金融機関の融資対象は、本要綱第2条において定義されており、下記の要件に該当する法人及び個人企業である。また原則として、①信用保証協会の保証対象業種に属していること、②県内において1年以上同一事業を営んでいること（創業者支援資金など例外有）、及び③市民税を完納していること等、が要件である。

| 業種分類                  | 資本金   | 従業員数   | 業種分類           | 資本金       | 従業員数   |
|-----------------------|-------|--------|----------------|-----------|--------|
| 製造業など(運送業、建設業を含む)     | 3億円以下 | 300人以下 | 小売業<br>(飲食店含む) | 5,000万円以下 | 50人以下  |
| うちゴム製品製造業<br>(一部除く)   | 3億円以下 | 900人以下 | サービス業          | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業、<br>情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 | うち旅館業          | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| 卸売業                   | 1億円以下 | 100人以下 | 医業を主たる事業とする法人  |           | 300人以下 |
|                       |       |        | 個人             |           | 100人以下 |

(「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から)

## (2) 資金メニューの種類

沖縄県単体融資制度（以下「県融資制度」という。）の種類は、本要綱第3条に定められており、簡単にまとめると次のとおりである。



## (3) 融資の条件

「平成29年度中小企業の皆様へ 沖縄県融資制度のご案内」から

融資の条件は、十数種類ある資金メニューごとに異なっており、まとめると次のとおりである。

★平成29年度 沖縄県融資制度一覧(1) 融資対象の内容もご覧ください

| 融資種別    | 融資対象                                                  | 融資限度額<br>(単位:万円)                                                          | 融資期間<br>(単位:月)             | 融資利率<br>(固定%)                      | 保証利率                    |
|---------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|-------------------------|
|         |                                                       |                                                                           |                            |                                    | 保証利率<br>(%)             |
| 小規模企業貸付 | 一般貸付                                                  | 運転のみ5,000                                                                 | 1年(6か月)                    | 2.30                               | 0.45~1.00               |
|         | 特別小口貸付                                                | 運転のみ3,000                                                                 | 1年                         | 1.90                               | 0.40~0.80               |
| 中小企業貸付  | 一般貸付                                                  | 運転・設備併せて2,000                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.70<br>★                          | 0.60                    |
|         | 特別小口貸付                                                | 運転・設備併せて1,250                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.85<br>★                          | 0.45~1.00               |
| 経営振興    | 中小企業者、協同組合等                                           | 運転・設備併せて8,000                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 2.15                               | 0.45~1.00               |
|         | 事業転換等多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等                    | (事業転換の場合)<br>運転・設備併せて10,000<br>(多角化の場合)<br>運転・設備併せて7,000                  | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.70                               | 0.35~0.75               |
| 組織強化    | 事業拡大等多角化計画に基づき、新たに暫時使用する従業員を1名以上雇用し入れようとする中小企業者、協同組合等 | 運転・設備併せて8,000                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.75                               | 0.35~0.75               |
|         | 雇員確保等                                                 | 1組合あたり<br>共同事業資金 5,000<br>販賣資金 30,000<br>※1組合あたり3,000<br>※融資限度額は一部貸付のみ    | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.25<br>※                          | 0.40~0.80               |
| 中小企業者支援 | 一般貸付                                                  | 運転・設備併せて3,000                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.80<br>(休業以外)                     | 0.40~0.80<br>(休業以外)     |
|         | セブチネット貸付                                              | 運転・設備併せて3,000<br>※融資限度額は知事が認定した災害からの復旧を行う場合又はセブチネット保証3年・6年又は5年の適用を受ける場合のみ | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.10<br>(休業のみ)<br>1.00<br>(SN4特取費) | 0.00<br>(休業のみ)          |
| 資金繰り円滑化 | 中小企業者、協同組合等                                           | 運転・設備併せて8,000                                                             | 運転: 設備<br>15年(1年)          | 2.35                               | 0.5(原任共有)<br>0.7(原任共有外) |
|         | 労働者支援                                                 | ※労務費の支弁金受け増進計画を策定した中小企業者、協同組合等<br>※別の「経営改善サポート保証」を利用                      | 運転: 設備<br>10年(6か月)         | 1.85                               | 0.45~1.00               |
| 産地振興    | 一般貸付                                                  | 運転・設備併せて5,000                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.90                               | 0.40~0.80               |
|         | 特別小口貸付                                                | 運転・設備併せて3,000                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.70                               | 0.25~0.70               |
| ベンチャー支援 | 一般貸付                                                  | 運転・設備併せて10,000                                                            | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.90                               | 0.35~0.75               |
|         | 特別小口貸付                                                | 運転・設備併せて5,000                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.70                               | 0.60                    |
| 創業支援    | 一般貸付                                                  | 運転・設備併せて15,000                                                            | 運転: 10年(1年)<br>設備: 15年(3年) | 1.90                               | 0.45~1.00               |
|         | 特別小口貸付                                                | 運転・設備併せて3,000                                                             | 運転: 7年(1年)<br>設備: 10年(1年)  | 1.70                               | 0.60                    |

※保証利率は、保証協会の保証料を基礎として算出される場合が多いです。  
★小規模企業貸付制度において、県工業・商工労働力の成長促進を3ヶ月以上継続した場合、保証率が適用されます。

(「平成29年度中小企業者の皆様へ 沖縄県融資制度のご案内」から)  
※平成29年10月1日に組織強化育成資金の融資利息改正(1.25%から1.30%)

(4) 利息の有無及び内容  
詳しくは既出「平成29年度沖縄県融資制度一覧」記載のとおりであるが、中小企業セーフティネット資金(SN4号災害)が1.00%、新事業分野進出資金やベンチャー支援資金が1.70%、小口零細企業貸付、創業者支援資金が1.90%、経営振興資金が2.15%、短期運転資金が2.30%等である。

(5) 保証人の要否及び内容  
資金メニューによって異なり、個人事業の場合は必要に応じて求め、法人の場合代表者を保証人とし、小規模企業対策資金(特別小口貸付)の場合保証人は不要である。なお後述のとおり、いずれも県融資制度に係る融資については、原則として保証協会の保証を要する(本要綱第9条)。  
(6) 物的担保の要否及び内容  
物的担保は小規模企業対策資金、小口零細企業貸付、創業者支援資金は原則不要だが、それ以外の資金は必要に応じて求める場合もある。

(7) 期限の利益喪失規定の有無及び内容  
取扱金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が、融資を受けた資金を目的の事業に使用しないこととなったとき、又は融資の申込みに虚偽があったときは、繰上償還させることができる(本要綱第11条)。  
(8) 信用保証料填補補助金  
県融資制度を用いて融資を受ける場合、原則として沖縄県信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)の保証を付けることとなり、その場合融資を受ける者は保証料を支払う必要があるが、県から信用保証協会に対して保証料補助を行っており、中小企業者等が負担する保証料が軽減されている。県からの保証料補助後の保証料は次のとおりである。



| 区分        | ①      | ②     | ③     | ④     | ⑤     | ⑥     | ⑦     | ⑧     | ⑨     |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 短期運転資金 | 1.00% | 0.95% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% |
| 売掛債権      | 0.43%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 小規模企業対策資金 | 0.80%  | 0.75% | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% |
| 特別小口      | 0.60%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 小口零細企業資金  | 1.00%  | 0.95% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45% |
| 経営振興資金    | 1.00%  | 0.95% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45% |
| 新事業分野進出資金 | 0.75%  | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 0.35% |
| 雇用創出促進資金  | 0.75%  | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 0.35% |
| 組織強化育成資金  | 0.80%  | 0.75% | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% |
| e-774     | 0.60%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 一般        | 0.80%  | 0.75% | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% |
| 4号除くSN    | 0.55%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| SN4号災害    | 0.00%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 知事認定災害    | 0.00%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 責任共有      | 0.50%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 責任共有外     | 0.70%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 一般        | 1.00%  | 0.95% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45% |
| e-774     | 0.60%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| オキナフ型     | 0.80%  | 0.75% | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% |
| 企業立地      | 0.70%  | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 0.30% | 0.25% |
| ベンチャー支援資金 | 0.75%  | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 0.35% |
| 創業関連      | 0.60%  |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 創業等関連     | 0.60%  |       |       |       |       |       |       |       |       |

(「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」)  
信用保証料補填補助金の平成24年度から平成28年度の実績は次のとおりである。

信用保証料補填補助金における最近5年間の資金別実績

| 資金名                 | 単位:千円  |        |        |        |        |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 短期運転資金              | 260    | 228    | 241    | 2229   | 4,019  |
| 経営振興資金              | 3,815  | 3,214  | 3,340  | 4,240  | 4,866  |
| 小規模企業対策資金           | 5,214  | 4,467  | 3,395  | 2,870  | 2,785  |
| 小口零細企業資金            | 1,800  | 1,755  | 1,662  | 1,794  | 2,360  |
| ベンチャー支援資金           | 230    | 206    | 242    | 205    | 276    |
| 産業振興資金              | 173    | 138    | 41     | 92     | 78     |
| オキナフ型産業振興貸付         | 80     | 80     | 247    | 459    | 384    |
| 企業立地推進貸付            | 6,871  | 4,661  | 3,116  | 2,022  | 1,229  |
| 創業者支援資金             | 276    | 209    | 185    | 238    | 242    |
| 組織強化育成資金            | 5,253  | 3,867  | 2,682  | 1,909  | 1,391  |
| 中小企業e-ネット資金         | 1,782  | 1,902  | 1,859  | 2,522  | 5,088  |
| 雇用創出促進資金            | 647    | 1,001  | 1,225  | 1,391  | 1,629  |
| 新事業分野進出資金           | 746    | 637    | 561    | 480    | 522    |
| 資金繰り円滑化借換資金 ※       | -      | 5,307  | 20,779 | 31,034 | 33,197 |
| 原油高騰対策支援資金          | 6,364  | 4,283  | 2,496  | 1,131  | 256    |
| 中小企業体質強化資金          | 9      | 8      | 7      | 5      | 4      |
| 観光リゾート振興資金          | 320    | 220    | 137    | 118    | -      |
| 沖縄県産業創造7コアプログラム推進貸付 | 99     | 9      | 4      | -      | -      |
| 産業振興資金              | 2      | -      | -      | -      | -      |
| 計                   | 33,913 | 32,192 | 42,399 | 52,739 | 58,606 |

※資金繰り円滑化借換資金は平成28年度に創設  
※色塗りされている資金は既に廃止された資金

(9) 利子補給制度

県融資制度に付随する特徴的な制度として、県融資制度の一部の融資を受けた者に対して県が利子分の補給を行う利子補給制度がある。平成29年度現在、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金及び創業者支援資金が対象とされており、次のとおり、融資利率のうち1%から1.5%を補助することとしている。なお、融資額のうち2000万円を対象限度額(創業者支援資金は1000万円)、融資を受けた日から3年を限度としている。

| 新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金 | 利子補給対象資金                                         | 利子補給率 |
|---------------------|--------------------------------------------------|-------|
| 新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金 | 融資利率のうち1.00%を補助                                  |       |
| 雇用創出促進資金            | 融資利率1.75%のうち1.00%を補助<br><br>融資利率1.75%のうち1.50%を補助 |       |

（「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から）  
 利子補給制度の平成24年度から平成28年度の実績は次のとおりである。

○利子補給実績

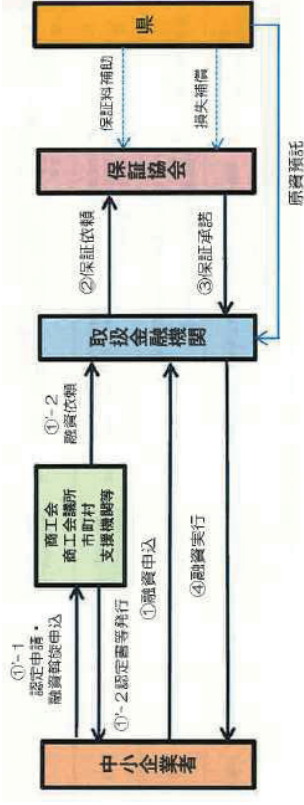
|        | ベンチャー支援資金 |         | 新事業分野進出資金 |         | 雇用創出促進資金 |            | 合計  |            |
|--------|-----------|---------|-----------|---------|----------|------------|-----|------------|
|        | 件数        | 金額      | 件数        | 金額      | 件数       | 金額         | 件数  | 金額         |
| 平成24年度 | 3         | 105,000 | 0         | 0       | 9        | 323,000    | 12  | 428,000    |
| 平成25年度 | 5         | 184,000 | 2         | 21,000  | 21       | 1,659,000  | 28  | 1,864,000  |
| 平成26年度 | 2         | 198,000 | 1         | 31,000  | 24       | 2,845,000  | 27  | 3,074,000  |
| 平成27年度 | 3         | 101,000 | 6         | 293,000 | 33       | 2,995,000  | 42  | 3,389,000  |
| 平成28年度 | 5         | 178,000 | 7         | 377,000 | 31       | 3,550,000  | 43  | 4,105,000  |
| 合 計    | 18        | 766,000 | 16        | 722,000 | 118      | 11,372,000 | 152 | 12,860,000 |

※創業者支援資金は平成28年度から利子補給制度の対象となったため、現時点で実績はありません。

4 損失補償

(1) 損失補償の概要

これまで述べてきたとおり、本貸付金は、県が取扱金融機関等に対して原資を預託し、取扱金融機関がその原資に自己資金を加えて中小企業者等に対して融資を行うものである。その際、取扱金融機関は信用保証協会に保証依頼をするため、中小企業者等の返済が滞った場合には、信用保証協会が取扱金融機関に対して代位弁済を行う。



（「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から）

信用保証協会が付保する保証制度が責任共有制度の対象である一般保証の場合は、信用保証協会が不履行等の金額の80%について代位弁済を行い、取扱金融機関が20%を負担する結果となり、責任共有制度の対象外である特別保証の場合は、信用保証協会が全額代位弁済を行う。

ここで「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月から導入された制度である。

責任共有制度の導入以前は、信用保証協会が代位弁済額を全額負担していたが、責任共有制度においては、個別貸付金の80%を信用保証協会が保証する部分保証方式と、保証時点では100%保証だが、代位弁済状況等に応じて金融機関が負担金を支払う負担金方式の2つの方式があり、いずれかを金融機関が選択することとなっている。

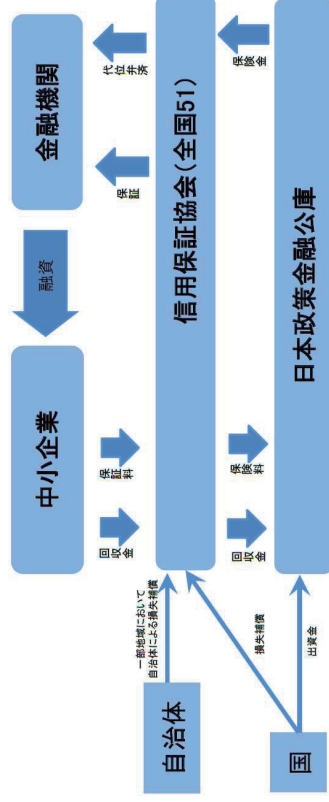
県は、信用保証協会から取扱金融機関に対する代位弁済額のうち、株式会社日本政策金融公庫の保険分及び全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）による補償分を除いた残額について、信用保証協会に対して損失補償を行っている。具体的には次のとおりであり、平成28年度損失補償契約締結時点においては、13資金中8資金が損失補償対象である。



信用保証協会は、損失補償契約書の規定により、損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもって当該補償に係る債権の管理及び回収に努め、中小企業者に対する求償権を行使して得た回収金があったときは、県に納付及び報告する。また、信用保証協会は、損失補償の対象となった債務の保証について、関係帳簿書類を備え付け、県は必要な場合は信用保証協会に報告を求め、又はその職員をして関係帳簿書類を調査させることができる。

### (3) 信用保証制度における代位弁済率との比較

県融資制度の代位弁済率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における代位弁済率について公表されている適切な資料が見当たらないため、直接単年度代位弁済率の高低を比較するのは困難である。そのため、同じ信用保証制度との比較が有用と考えられる。信用保証制度とは、信用力に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。



(平成 27 年 11 月 19 日 中小企業庁「信用補完制度の現状と指摘」から)

かかる信用保証制度全体について、公表されている平成 23 年度から平成 28 年度の代位弁済率＝代位弁済額÷貸付残高を計算すると次のとおりである。1.67%から 2.50%で平均が 2.11%となっている。

| 年度     | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平均         |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 貸付残高   | 34,446,374 | 32,078,613 | 29,778,313 | 27,701,740 | 25,761,647 | 23,873,792 | 28,940,113 |
| 代位弁済総額 | 860,797    | 777,853    | 650,974    | 526,570    | 445,256    | 397,896    | 609,891    |
| 代位弁済率  | 2.50%      | 2.42%      | 2.19%      | 1.90%      | 1.73%      | 1.67%      | 2.11%      |

単位：百万円

(全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出)

これに対して、同じ平成 23 年度から平成 28 年度の間、県融資制度について同様の方法で計算した代位弁済率は次のとおりである。

| 年度       | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平均         |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 平均残高     | 15,278,440 | 12,411,178 | 12,999,984 | 16,035,457 | 19,954,152 | 22,066,967 | 16,457,696 |
| 年度末代位弁済額 | 1,262,561  | 997,873    | 585,285    | 308,792    | 539,473    | 520,863    | 702,475    |
| 代位弁済率    | 8.26%      | 8.04%      | 4.50%      | 1.93%      | 2.70%      | 2.36%      | 4.27%      |

単位：千円

信用保証制度全体の代位弁済率（平成 23 年度から平成 28 年度）が 1.67%から 2.50%で平均が 2.11%であるのに対して、県融資制度の代位弁済率（平成 23 年度から平成 28 年度）は 1.93%から 8.26%で平均が 4.27%であり、信用保証制度全体の代位弁済率より高い。

信用保証制度全体の代位弁済率と比して県融資制度の代位弁済率が高い理由としては、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいことが考えられる。この点、総務省・経済産業省が公表している平成 24 年度経済センサス活動調査（雑報）結果を見ると、沖縄県は事業所数では 6 万 7284 で全国 26 位（全国に占める割合 1.2%）であるが、売上（収入）金額では卸売業、小売業では 2 兆 1830 億 8300 万円で全国 36 位（全国に占める割合 0.4%）、製造業では 6277 億 5500 万円で全国 46 位（全国に占める割合 0.2%）と事業所数に比して売上（収入）金額が少なく、企業の規模が小さいことがわかる。また、平成 23 年度及び平成 24 年度は 8%を超えているが、平成 26 年度 1.93%、平成 27 年度 2.70%、平成 28 年度 2.36%と、ここ 3 年度については信用保証制度全体の平均代位弁済率 2.11%と同程度で推移している。

このように、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいこと及びここ 3 年度は信用保証制度全体の代位弁済率と同程度であることから、県融資制度の代位弁済率は許容すべき範囲内と考える。

### (4) 年度別損失補償支払額及び回収額

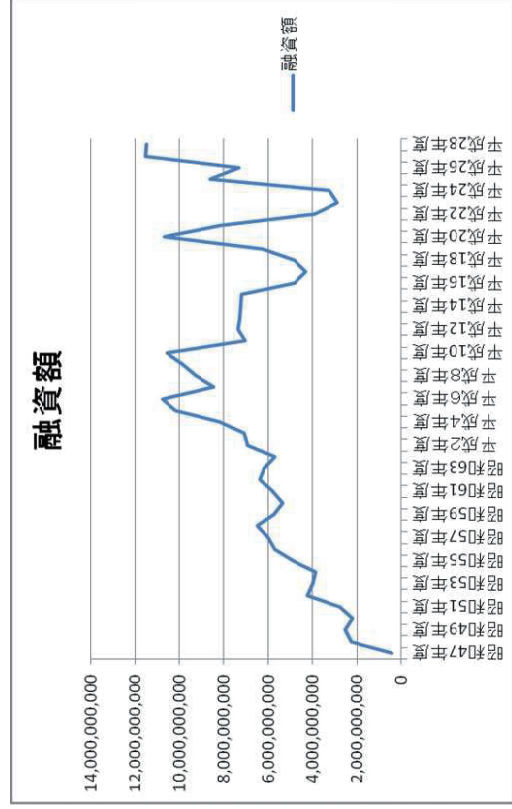
県融資制度について損失補償支払額及び回収額は次のとおりである。県融資制度については、各年度中に回収した金額は次のとおりであるものの、各年度の損失補償支払額に対する回収額は明らかに足りないため、回収率の計算はできない。

| 年度  | 損失補償支払額       | 回収額（平成28年度まで） |
|-----|---------------|---------------|
| ～15 | 937,166,900   | 234,489,166   |
| 16  | 137,471,344   | 29,745,545    |
| 17  | 103,898,896   | 33,400,886    |
| 18  | 108,077,495   | 32,908,806    |
| 19  | 104,283,525   | 44,180,415    |
| 20  | 117,532,051   | 38,501,710    |
| 21  | 134,306,128   | 37,831,417    |
| 22  | 65,286,763    | 30,045,881    |
| 23  | 127,184,260   | 29,221,428    |
| 24  | 61,751,357    | 25,145,281    |
| 25  | 51,530,435    | 18,971,804    |
| 26  | 29,893,139    | 21,454,994    |
| 27  | 33,925,551    | 18,286,261    |
| 28  | 46,863,079    | 11,657,489    |
| 合計  | 2,059,870,923 | 605,840,883   |

### 5 県融資制度の融資実績及び回収状況等

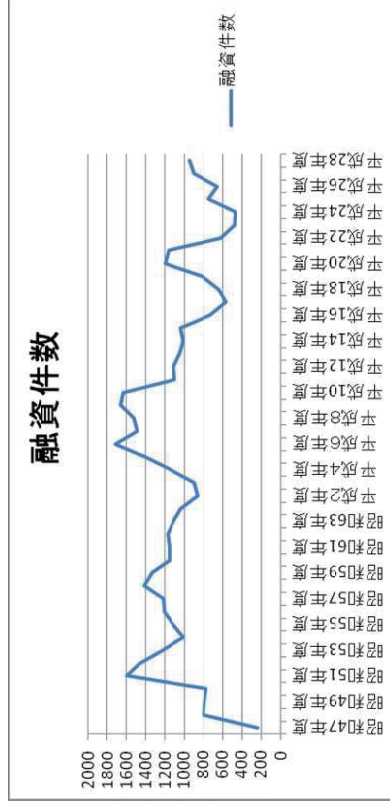
(1) 昭和47年度から平成28年度の融資額の推移

県融資制度を開始した昭和47年度の融資額は約3億9500万円、翌昭和48年度からは20億円台となり、その後多少の増減はあるものの融資額は増加傾向にあり、平成5年度に初めて100億円台となっている。直近10年度の融資額を見ると、かなり年度によってばらつきがあり、最低額は平成23年度の約28億円、最高額は平成27年度の約115億円となっている。



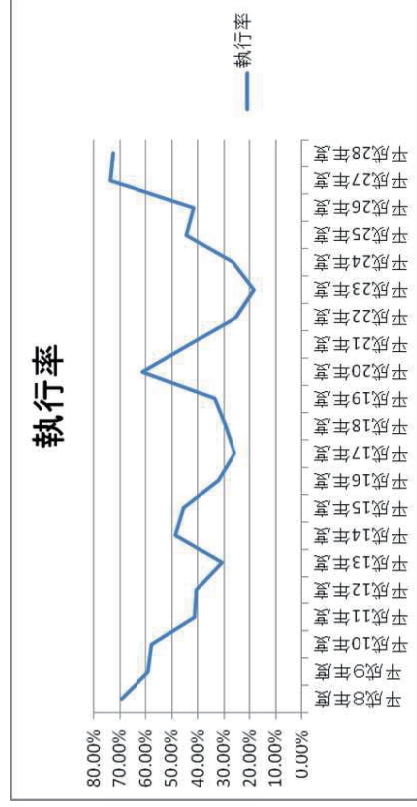
(2) 昭和47年度から平成28年度の融資件数

県融資制度を開始した昭和47年度の融資件数は239件、翌昭和48年度には805件となり、昭和51年度に初めて1000件を超え、1,601件となっている。直近10年度の融資件数を見ると、かなり年度によってばらつきがあり、最低件数は平成24年度の469件、最高件数は平成20年度の1200件となっている。



(3) 平成8年度から平成28年度の執行率

資料から数字が確認できる平成8年度から平成28年度の執行率は次のとおりである。この間、平成13年度が約230億円と突出しているほかは、例年融資率は約130億円から190億円とそれほど大きな変動はないため、融資金額及び融資件数の変動は経済状況の違いによるものと思われる。

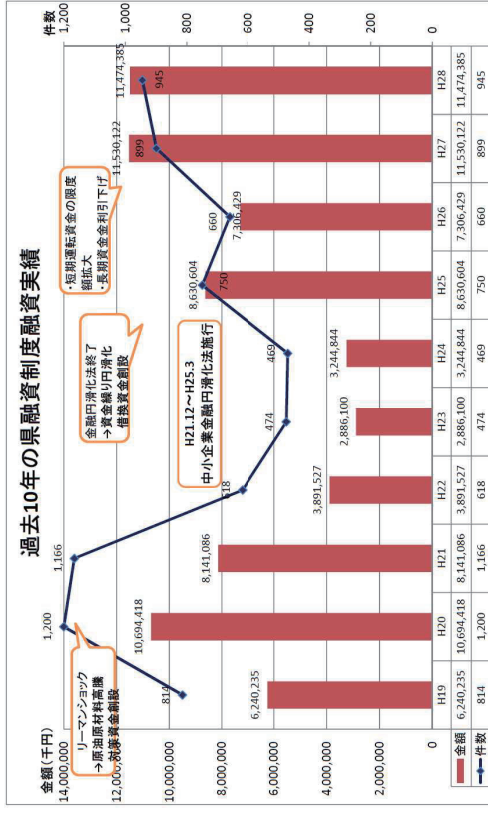


(4) 融資実績変動の要因

平成19年度から平成28年度における融資金額と件数及び考えられる変動要因が次のとおりである。平成19年のサブプライム住宅ローン危機に端を発し、平成20年9月15日にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻したことから連鎖的な世界的金融危機が発生したいわゆるリーマン・ショックの影響で、平成20年度の融資金額及び件数が増大していることが推測できる。

また、中小企業や住宅ローン等の金銭債務の支払いについて、返済困難者が希望した場合一定期間猶予すること等を規定した中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律、いわゆる中小企業金融円滑化法が平成21年12月4日に施行され、平成25年3月30日に期限を迎えたことを受け、平成22年度から平成24年度の融資金額及び件数が低調だったところ、平成25年度には融資金額が前年度の2倍以上となっていることが推測できる。

さらに、中小企業金融円滑化法が平成25年3月30日に期限を迎えることを受け、新たに平成25年度に資金繰り円滑化借換資金を創設したこと、平成27年度から短期運転資金の限度額を拡大したこと、長期資金金利を引き下げたこと等から、平成25年度から平成28年度にかけて融資金額が高い水準となっていることが推測できる。



(5) 平成24年度から平成28年度の貸付実績及び回収状況等一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度         | 平成25年度         | 平成26年度         | 平成27年度         | 平成28年度         |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 貸付金額(円)         | 10,289,366,000 | 10,878,809,000 | 10,281,469,000 | 10,786,615,000 | 11,512,369,000 |
| 貸付件数(件)         | 6              | 6              | 6              | 6              | 7              |
| 貸付実績            | 10,289,366,000 | 10,878,809,000 | 10,281,469,000 | 10,786,615,000 | 11,512,369,000 |
| 回収済金額(前年度分) A   | 10,289,366,000 | 10,878,809,000 | 10,281,469,000 | 10,786,615,000 | 11,512,369,000 |
| 回収済金額(本年度分) B   | 10,289,366,000 | 10,878,809,000 | 10,281,469,000 | 10,786,615,000 | 11,512,369,000 |
| 回収済金額(前年度分) C   | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 回収済金額(本年度分) D   | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 回収率 (B+D)/(A+C) | 100            | 100            | 100            | 100            | 100            |
| 未貸付残高(円)        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 未回収残高(円)        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 未回収件数(件)        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 債権放棄金額(円)       | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 債権放棄件数(件)       | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 免除額(円)          | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 免除件数(件)         | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |

注) 予算額は最終予算額  
注) 申請件数等はのべ数 (平成28年度は金融機関等7機関のうち2機関へ追加貸付を行っている。)

(6) 予算額

直近5年度の予算額は、おおむね100億円から110億円程度で横ばいである。既往のとおり融資率の執行率は、26.22%から73.72%である。

(7) 貸付実績

毎年度4月1日に、新年度分(新年度内の県単融資貸付原資)及び過年度分(前年度までに融資実行された貸付金に係る県負担額)を取扱金融機関に対して預託するため、予算額と貸付金額は一致する。また貸付件数は、取扱金融機関の数と一致する。

なお、平成28年度は取扱金融機関等7機関のうち、2機関へ追加預託を行っている。

(8) 回収実績

各年度の期末に、取扱金融機関等に対して預託した預託金全額の償還を受けるため、当年度分の回収率は100%となる。また全て期限通りに償還されているため過年度分の回収すべき債権は発生しない。

- (9) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (10) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (11) 免除額及び免除件数 無

5 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント

ア 県融資制度の融資実績について

県融資制度を開始した昭和47年度から平成28年度の融資額、融資件数及び執行率を見ると、世界的又は全国的な経済状況等に連動して上下しており、中小企業の事業活動

に必要な資金の融資の円滑化を図って、県内中小企業の振興に寄与するという目的に一定の寄与をしていると考えられる。

なお、原則毎年4月1日に各取扱金融機関等に対して貸付金を預託し、貸付金全額を翌年3月31日に一括して償還を受ける単年度貸付の性質上、数字上は全て期限通りに償還されるため、融資に際しての審査が甘くなりがちで融資額が年々増大していくのではないかと懸念があったが、融資実績の変動は経済状況の変化によるところが大きく、そのような懸念は当たらないと言える。

### イ 本貸付金の回収について

本貸付金は、県が取扱金融機関等に預託した預託金については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際には、取扱金融機関は中小企業等から全て回収できているわけではなく、回収できなかつた金額の一部については、県が損失補償を行っているため、代位弁済率や回収率も含めて評価すべきと考える。

この点、信用保証制度全体の代位弁済率（平成23年度から平成28年度）が1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのに対して、県融資制度の代位弁済率（平成23年度から平成28年度）は1.93%から8.26%で平均が4.27%であり、信用保証制度全体の代位弁済率より高い。しかし、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいことから、県融資制度の代位弁済率が信用保証制度全体の代位弁済率と比して高いが、許容すべき範囲内と考える。

以上

## 第3 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

| 項目      | 内容                                                                                     |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名    | 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金                                                                      |
| 担当部署    | 中小企業支援課                                                                                |
| 開始年度    | 平成15年度                                                                                 |
| 終了年度    | 平成28年度                                                                                 |
| 目的      | 中小企業者が事業で使用するための設備の近代化に必要な資金を貸付けることにより、中小企業の近代化の促進を図る                                  |
| 貸付条件    | 県内に事業場を有する中小企業者<br>①県内に事業場を有する中小企業者<br>②県が毎年度定める事業計画に適合し、かつ、③中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるとき  |
| 借主      | 県が中小企業者に直接貸し付ける                                                                        |
| 担保      | 無                                                                                      |
| 利息      | 10.75%                                                                                 |
| 返済方法    | 貸付対象設備に火災保険による質権を設定する                                                                  |
| 返済期間    | 1年                                                                                     |
| 返済回数    | 12回                                                                                    |
| 返済開始日   | 平成26年度1月1日                                                                             |
| 返済終了日   | 平成27年度12月31日                                                                           |
| 返済率     | 100%                                                                                   |
| 償還率     | 100%                                                                                   |
| 回収率     | 100%                                                                                   |
| 貸付総額    | 111,693,372                                                                            |
| 返済済総額   | 2,963,000                                                                              |
| 未返済総額   | 108,730,372                                                                            |
| 未返済率    | 97.33%                                                                                 |
| 返済済率    | 2.67%                                                                                  |
| 返済済率の推移 | 平成24年度: 2.65%<br>平成25年度: 2.82%<br>平成26年度: 4.38%<br>平成27年度: 1.95%<br>平成28年度: 0.45%      |
| 貸付件数    | 14件                                                                                    |
| 返済済件数   | 11件                                                                                    |
| 未返済件数   | 3件                                                                                     |
| 返済済率    | 78.57%                                                                                 |
| 未返済率    | 21.43%                                                                                 |
| 返済済率の推移 | 平成24年度: 78.57%<br>平成25年度: 81.82%<br>平成26年度: 90.91%<br>平成27年度: 81.82%<br>平成28年度: 81.82% |

#### (2) 本貸付金の概要

中小企業設備近代化資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、中小企業者に対して、その近代化に寄与する設備を導入するための資金を貸し付けることにより、中小企業の近代化の促進を図ることを目的としている。

全国一律の制度である設備近代化資金として、本土復帰の昭和47年度から開始した。平成15年度に貸付事業が休止し、平成26年度に制度が廃止されたため、現在は債権の管理回収業務のみを行っている。平成28年度末の総貸付残高は5257万9268円（9件）である。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠法は、昭和31年に制定された中小企業近代化資金等助成法（以下「助成法」という。）である。平成11年に小規模企業者等設備導入資金助成法に改題され、平成25年6月21日に廃止されている（平成27年3月31日施行）。

これを受けて、昭和47年に沖縄県中小企業設備近代化資金貸付規則（以下「本規則」という。）を制定し、貸付を行っていた。

(4) 目的

本規則第1条において、中小企業者による設備の近代化に必要な資金を貸付けることにより中小企業の近代化の促進を図ることを目的と定めている。

(5) 貸付対象

貸付対象は、本規則第2条において、県内に事業場を有する「中小企業者」としており、「中小企業者」については、助成法第2条1項に定義するとしている。

助成法第2条第1項 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(6) 財源

本貸付金の財源については、県の資金と国の補助金の割合が1：1とされている。

(7) 貸付の方法

県が中小企業者に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

申込みから貸付、償還までの概略は次のとおりである。

- ① 中小企業者が商工会議所又は商工会に対して申込書類を提出する。
- ② 商工会議所又は商工会が公社に対して申込書類を提出し、公社が書類審査を行う。
- ③ 公社が県に対して一件書類を提出する。

④ 県が書類調査及び経営診断を行う。

なお、経営診断は、中小企業診断士の資格を持った担当者が行っている。

⑤ 貸付審査会が貸付の適否を決定する。

⑥ 県が、貸付が内定した中小企業者に対して内定説明会を行い、中小企業者から設備設置調査等の提出を受ける。

⑦ 公社が設備設置確認検査を行い、県に対して設置確認調書を提出する。

⑧ 県が貸付を正式に決定し、中小企業者から貸付金交付請求書、委任状及び委任契約書の提出を受ける。

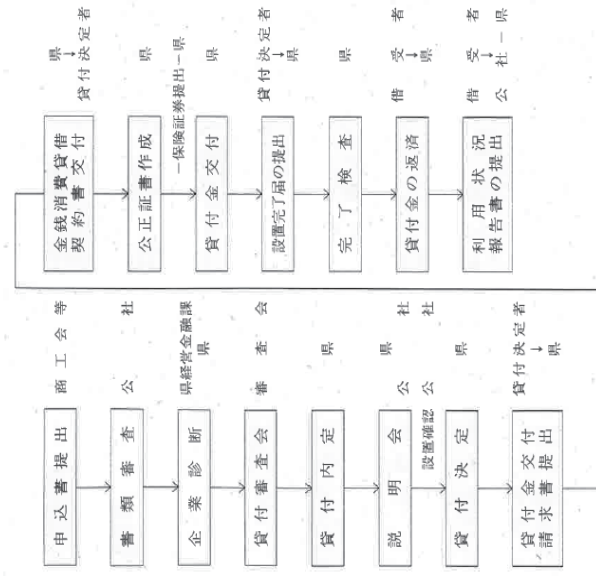
⑨ 県と中小企業者との間で公正証書を作成し、貸付金を交付する。

⑩ 中小企業者は貸付金交付1ヶ月以内に設置完了届を県に提出し、県は完了検査を行う。

⑪ 中小企業者は公社に償還金の積立を行い、公社が県に対して約定どおり償還を行う。

なお、中小企業者の公社に対する償還金の積立は、償還が半年に一回とされているところ資金繰りに窮する中小企業者がいるため、同意した中小企業者についてのみ事実上公社に毎月償還金を積み立てた上で償還している。

設備近代化資金における申込みから貸付までの概略



(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否



10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 有  
ア 違約金の調定

平成11年度の包括外部監査において、次のとおり意見が付されている。

貸付金を徴収しない場合、償還期日の翌日から当該金額を支払った日までの日数に応じ、年10.75%の割合で計算した額を違約金として徴収することがある。調定された違約金の未納残高は28件20,182千円であるが、内8件10,784千円は元金完済され、違約金のみが残っている。また、違約金の回収は1件362千円のみである。もともと元金の支払が滞っている状態で、その一部の支払がなされた金額について高い違約金を調定しても意味があるとは思えず、債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて、違約金の調定は控える方がよいと思われる。なお、平成4年度以降は違約金の調定は控えている。なお、公平の点から、過去に調定した分も訂正ということでは不納欠損処理すべきであろうが、制度上不可能であれば、徴収停止の措置によることも検討する必要があると思われる。

平成22年度の包括外部監査において、過去の包括外部監査の措置状況を確認しており、上記点について県は違約金を含め、債権はすべて調定済みとの措置を行っている。これについて、平成22年度包括外部監査において次のとおり評価しており、妥当である。

違約金を含め、債権はすべて調定済みというのは、平成11年度包括外部監査の指摘に反する。しかし、違約金債権も県の財産であるところ、債務者の不誠実な動機という曖昧な基準で調定するか否かを判断するのは、県の財産を保全する観点からは、むしろ不適切である。したがって、県の措置を指示する。

イ その他

平成11年度の包括外部監査の、監査の結果において、貸付審査において売掛金の恒常的な残高であれど毎期において残高として残るものもあり、その分は売上と重複して収入に計上されたこととなるので資金調達に算入すべきではないとされており、この点平成22年度の包括外部監査において措置されたものと認められないと評価されている。

回収不能部分は回収コスト等を考慮して、不納欠損処理も検討する必要がある、延滞分の貸付台帳を整備すべきである、設備代金支払完了後の直近の決算後には完了検査を行う必要があるとされており、これらの点について平成22年度の包括外部監査において措置を講じたといえることと評価されている。

(1) 本貸付金の貸付及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(2) 広報の有無及び内容

平成26年度に制度が廃止されたため広報は行っていない。

(3) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

本規則第2条において、①県内に事業場を有する中小企業者が県内に設備を設置する場合であり、②県が毎年度定める事業計画に適合し、かつ、③中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるとき、とされている。

(2) 利息の有無及び内容 無

利息については、助成法第5条本文及び本規則第3条の定めから無利息とされていた。

本規則第3条

前条の規定により県が貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の限度、利率及び償還期間は法第4条及び第5条で定めるとおりとする。

助成法第5条本文

都道府県が貸し付ける中小企業設備近代化資金は、無利子とし、その償還期間は、5年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本規則第15条において、年10.75%の割合による遅延損害金（規則上は「違約金」とされている。）を徴収することがあると定められている。

規則の規定上「違約金として徴収することがある」とされており、実際償還期日までに貸付金を償還しなかった場合全て違約金を徴収しているわけではなく、一定の場合についてのみ違約金を徴収している。

後述する債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金）には、本貸付金が中小企業の振興を目的とした公共的かつ政策的な融資であることから、違約金は債務の履行を心理的拘束に強制することを目的とした違約罰的な性質であり、制裁を受けることが正当と思われる事実がある場合にのみ徴収するとしている。

(4) 保証人の要否

本規則第13条第1項において、連帯保証人として、知事が適当と認める者2人以上が必要とされている。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法

本規則第13条第2項において、債権を確保するため必要があると認めるときは、担保として適当な物件の提供を求めることができるとしている。

(6) 償還方法

本規則第4条において、1年間据え置き、均等年賦又は半年賦とされている。実際には半年ご

との償還として運用されていたようである。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

本規則第21条において、激甚災害の場合に、2年を超えない範囲内において償還期間を延長することができることと定めている。なお、激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律が平成25年に改正されたことに伴い、第13条は現在削除されているが、助成法廃止前に適用を受けた貸付については、なお従前の例によるという経過措置が設けられている。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

本規則第20条において、災害等借主の責めに帰すことのできない理由により貸付対象設備が滅失した場合においてやむを得ないと認めるときに、貸付金の全部又は一部の償還を免除することと定めている。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

借主が貸付金の償還を怠ったとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、この規則の規定又は当該契約に違反したとき、知事が償還期日前に償還させる必要があると認めるときには、貸付金の全部又は一部を償還期日前に償還させることがある（本規則第14条）。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

設備近代化資金は、昭和47年に開始した。平成15年度からは貸付を休止、平成26年度に根拠法が廃止された。

(1) 一覧表

|                  | 平成24年度      | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     |
|------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 貸付金の貸付実績額及び回収状況等 |             |            |            |            |            |
| 予算額(円)           | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 申請件数(件)          | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 貸付実績             |             |            |            |            |            |
| 貸付金額(円)          | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 貸付件数(件)          | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 回収すべき金額(当年度分)A   | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 回収済み金額(当年度分)B    | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 回収すべき金額(前年度分)C   | 111,493,372 | 75,733,372 | 61,689,322 | 58,989,322 | 57,839,268 |
| 回収済み金額(前年度分)D    | 2,963,000   | 2,135,050  | 2,700,000  | 1,150,054  | 260,000    |
| 回収率(B+D)/(A+C)   | 2.65        | 2.82       | 4.38       | 1.95       | 0.45       |
| 総貸付残高(円)         | 75,733,372  | 61,689,322 | 58,989,322 | 57,839,268 | 52,579,268 |
| 総貸付件数(件)         | 14          | 11         | 11         | 10         | 9          |
| 不納欠損額(円)         | 32,497,000  | 11,909,000 | 0          | 0          | 0          |
| 不納欠損件数(件)        | 5件(33調査)    | 3件(15調査)   | 0          | 0          | 0          |
| 債権放棄(円)          | 0           | 0          | 0          | 0          | 5,000,000  |
| 債権放棄件数(件)        | 0           | 0          | 0          | 0          | 1件         |
| 免除額(円)           | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 免除件数(件)          | 0           | 0          | 0          | 0          | 0          |

(2) 予算額 無

(3) 貸付実績 無

(4) 回収すべき金額及び回収率

回収すべき貸付金については、漸減しているものの、平成26年度以降はほとんど減少していない。また、すでに償還期限を超過した貸付金の回収率は、平成24年度2.65%、平成25年度2.82%、平成26年度4.38%、平成27年度1.95%、平成28年度0.45%とかなり低い水準に留まっ

ている。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成24年度は5件3299万7000円を不納欠損処理しており、平成25年度についても3件1190万9000円を不納欠損処理している。なお、平成24年度の5件、平成25年度の3件は貸し付けた債権の数である。

平成24年度及び平成25年度に不納欠損処理した8貸付先は、いずれも主債務者である法人が廃業しており、連帯保証人である代表者等が所在不明またはすでに時効期間を経過しており援用された等のケースである。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数

平成28年度に1件500万円の債権放棄をおこなっている。債権放棄した貸付先については、主債務者の法人が事実上破産状態にあるところ、代表者が所在不明のため議会の議決を経て債権放棄したものである。

(7) 免除額及び免除件数 無

(8) 平成28年度末現在における未収金

平成28年度末において未収金が発生しているのは、9貸付先に対する貸付金、合計5257万9268円である。未収債権については、債権管理マニュアルに従った債権管理を行うとともに、その一部の回収を株式会社沖縄債権回収サービス(以下「サービサー」という。)に委託している。本貸付金についての課題は、未収債権の回収及び不納欠損処理、債権放棄、免除等の処理を行うことであるため、これらの点については後述する。

4 債権管理マニュアルに従った債権管理

本貸付金の債権管理方法については、「債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金貸付金 中小企業高度化資金貸付金)」(以下「債権管理マニュアル」という。)が従前のマニュアルを改訂する方法で作成され、平成29年3月8日に施行されている。その概要は次のとおりである。

(1) 債権の分類

債権管理マニュアルにおいては、債権を正常償還先、条件変更先、延滞先及び破綻先の4種類に分類した上で、それぞれ対応策を定めている。

(2) 回収不能債権の整理

債権を分類した上で、回収不能債権については、徴収停止、履行延期の特約、権利の放棄、不納欠損処理という整理を行う。

(3) 財産調査

督促後の催告を集中的に行い、当初の納入期限から1年を経過してもなお履行されない場合に

は財産調査に着手しなければならぬ。財産調査は、特別な事情がない限り、当初の納入期限から1年9か月以内に完了できるように努める。

## 5 サービサーに対する債権回収業務の委託

### (1) 委託概要

平成28年度当初現在、県がサービサーに対して債権回収業務を委託しているのは、5貸付先に対する5件の貸付金で、受託債権額（受託時）は1139万9268円である。

### (2) 契約の締結

県は、毎年4月1日付で、サービサーと委託契約書を締結している（以下「本委託契約書」という。）。委託業務の名称は、「平成28年度旧中小企業政備近代化資金貸付金に係る債権の管理回収業務」であり、委託業務の内容は「委託業務仕様書のとおり」とされている。かかる委託業務の内容については後述する。

### (3) 委託期間

委託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間である（本委託契約書第2条）。

### (4) 委託料

委託料は、委託対象債権の元金償還金の未収金のうち収納があった金額の30%及び消費税である（本委託契約書第3条）。

### (5) 費用の負担

事務処理に要する費用は、サービサーが負担する（本委託契約書第5条）。

### (6) 回収実績

平成21年度から28年度の年間回収率は0.02%から2.35%である。

平成21年度から23年度については報酬率が収納金額の35%、平成24年度から平成28年度については報酬率が収納金額の30%である。

サービサーに委託した債権について、サービサーは委託業務を問題なく行っていることがうかがえる、また報酬額が収納金額の30%で費用はサービサー負担であることから費用対効果の点も問題がない。

### (7) サービサーに対する委託についての問題点

債権者はあくまでも県であり、サービサーに委託した債権についても、最終的な処理までの全画像を描く必要がある。サービサーに対して委託をすることにより、当該債権については事実上処理を停止していないか、少額の弁済継続により完済するケースはいくつか完済に至らないケースについては早期に委託を打ち切り債権放棄等の対応をすべきではないか、任意に弁済を求めるだけではなく訴訟提起や差押による回収を実施しているか等検討すべきである。本貸付金のうちサービサーに委託している各債権について取るべき方策は後述する。

## 6 回収未了の貸付金について取るべき方策

### (1) 回収未了貸付金の概観

平成28年度末で回収未了となっている債権は、貸付債権本数11本、10債権者である。なお、一覧表では元金が残っている貸付金についてのみ記載しており、元金を完済し違約金のみ残っている2本（1債権者）が含まれていないため、9件となっている。

債権者ごとに見ると、4件に対する債権は時効期間を経過しており、6件に対する債権は時効期間を経過していない。また、5件に対する債権の管理回収業務をサービサーに委託しており、5件に対する債権は県が管理している。1件に対する債権は元金完済して違約金のみであり、それ以外の9件に対する債権は元金が残っている。うち8件に対する債権は昭和年代の貸付であり、2件に対する債権は平成に入ってからからの貸付であるが、いずれも貸付から20年以上経過している。

### (2) サービサー委託分貸付金の検討

10中小企業者に対する債権のうち、5債権者に対する債権の管理回収をサービサーに委託している。いずれも主債務者は事実上営業を停止している法人であったり、死亡していたりして、主債務者からの債権回収はできない。そのため、主債務者の相続人や連帯保証人からの回収を試みている。

5件のうち2件については、連帯保証人等が定期的に弁済を行っており、かつおおむね1年内には元金を完済する見込みであるため、引き続きサービサーが回収を行うことで良いと思われる。

5件のうち1件については、主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金額に比して弁済額が少額であり、現在の支払金額であると元金完済までに約20年かかることになる。現在連帯保証人に対しては請求していないとのことであるため、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人に対して請求すべきである。

### 意見1

主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金に比して弁済額が少額であり、元金完済までに約20年かかる事案については、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人に対して請求すべきである。

5件のうち2件については、これまで弁済してきた連帯保証人の相続人が高齢で病気で病弱であるなど、回収困難とされている。現在のところはサービサーへの委託を続けることで良いと思われるが、1年度経過しても事態が変わらない場合には、次年度の委託は取りやめ県において債権放棄等の方策を検討すべきである。

(3) 県が管理している貸付金の検討

ア 消滅時効期間が経過しているもの

県が管理している5件のうち4件については、消滅時効期間が経過している。うち2件についてはイ又はウにも該当するため、後述する。

消滅時効期間が経過している場合、県が定める標準マニュアルにおいては、平成25年度包括外部監査による提言を受け、「債権者等と実際に面談する場面においては、時効の援用制度の内容及び当該債権の取扱い方針等について教示した上で、権利行使の意思確認を行うこととします。債権者等が援用権を行使する意思表示をした場合は、時効援用申立書の用紙を交付し、必要事項の記載と署名・押印を求め、同申立書を受領します。」とされている（標準マニュアル131頁）。

実際に債権者等に送付している通知を確認すると、書類の中に「本件の債権は、上記の通り既に消滅時効が完成しておりますので、お支払いいただくか、または時効を援用して債務を消滅させることも可能です。」と記載されており、債権者等に時効が援用できることがわかりやすく表示されている。

2件とも主債務者の相続人や連帯保証人の1部については時効援用済であり、残る債権者等に対しても通知済みである。しばらくしても回答がない場合には再度通知書を送り、時効援用の意思が確認できた場合には面談にこだわらず時効援用申立書の提出を求めるなどして、速やかに不納欠損処理を行うべきである。

イ 元金を完済し違約金のみ残っているもの

5件のうち1件は、元金完済時点で調定した違約金のみが残っているものである。貸付債権としては2本あり、いずれも主債務者である法人が事実上倒産しているところ、1本は連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要、1本は連帯保証人の相続人が所在不明となっている。相続人調査が必要な事案については速やかに先行し、相続人が所在不明となっている事案については所在不明であることを資料を揃えて債権放棄又は不納欠損処理を行うべきである。

意見2

主債務者である法人が事実上倒産しており、かつ連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要な事案については速やかに先行し、相続人が所在不明となっている事案については所在不明であることを資料を揃えて債権放棄又は不納欠損処理を行うべきである。

ウ 自然人の債務者がその後法人化したもの

5件のうち1件は、自然人が借り入れ、その後法人化したものであるが、法人との間で債務の承継に関する契約を新たに締結していないものである。法人は事実上倒産しており、自然人は無資力となっている。法人との間で債務承継に関する契約を締結していない以上法人に対して請求できないのであるから、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。

意見3

自然人が借り入れ、その後法人化した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。

エ 連帯保証人が健在だが無資力であるもの

5件のうち1件は、主債務者である法人が事実上倒産し、連帯保証人である自然人3名がいずれも健在ではあるが高齢で年金生活であるなどの状況で無資産証明書の提出も受けており、無資力である。県担当者は履行期限の延長手続きを行い10年間更新することにより債務免除を行うことを予定しており、かかる手続きを速やかに進めるべきである。

この点、県方針では、1号要件による履行期限の延長手続きを初めて認めたときから、状況に変化がなく毎年の手続が10年間更新された場合は、地方自治法施行令第171条の7第1項の規定に基づき債務を免除することとしています。」と規定されている（標準マニュアル123頁）。

施行令第171条の6

- 1 普通地方公共団体の長は、債権については、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。
  - 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

施行令第171条の7

- 1 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行期限の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

7 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見

ア 意見1

主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金比して弁済額が少額であり、元金完済までに約20年かかる事案については、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人に対して請求すべきである。

イ 意見2

主債務者である法人が事実上倒産しており、かつ連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要

な事案については速やかに行い、相続人が所在不明となつては所在不明であることこの資料を揃えて債権放棄又は不納欠損処理を行うべきである。

ウ 意見3

自然人が借り入れ、その後法人成した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。

(3) コメント 無

以上

#### 第4 沖縄県小規模企業等設備貸与資金貸付金

##### 1 概要

###### (1) 一覧表

|                                                                   |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                                                              | 沖縄県小規模企業等設備貸与資金貸付金                                                                   |
| 担当部署名(部及び課)                                                       | 中小企業支援課                                                                              |
| 貸付開始年度                                                            | 昭和47年度(平成26年度貸付事業終了)                                                                 |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                                                   | 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和51年法律第115条)                                                       |
| マニユアル、手引き等                                                        | 沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則(昭和47年規則第118号)                                                   |
| 貸付金の目的                                                            | (公財)沖縄県産業振興公社へ、設備貸与事業に係る原資を貸し付ける                                                     |
| 貸付対象                                                              | (公財)沖縄県産業振興公社                                                                        |
| 財源(県、国、その他のいずれか)                                                  | 県の資金と国の補助金(1:1)                                                                      |
| 貸付の方法<br>(財を通じて貸すのか、金融機関や他の団体を通じて貸すのか、金融機関や他の団体を通じて貸す場合の金融機構管理方法) | 県が(公財)沖縄県産業振興公社に原資を貸付し、公社はそれに公庫からの貸付金を加えて事業資金とし、企業に事業設備の割賦販売又はリースを行う。                |
| 印項において金機期間や他の団体等を通じて貸す場合の金融機構管理方法                                 | 無                                                                                    |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か                                                  | 否                                                                                    |
| 借手の当該事業等の担当事業の有無及び内容                                              | 無                                                                                    |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員                                               | 1名                                                                                   |
| 広範の担當及び内容                                                         | 平成26年度に貸付事業終了のため無                                                                    |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                                                 | 無                                                                                    |
| 貸付の条件                                                             | (公財)沖縄県産業振興公社が、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備を購入し、企業に割賦販売又はリースを行うための貸付であること。               |
| 利息の有無                                                             | 無                                                                                    |
| 利息の利率(年)                                                          | —                                                                                    |
| 連延損害金規定の有無                                                        | 有                                                                                    |
| 連延損害金の利率                                                          | 10.75%                                                                               |
| 保証人の要否                                                            | 否                                                                                    |
| 物的担保の有無                                                           | 否                                                                                    |
| 担保価値の把握方法                                                         | —                                                                                    |
| 償還方法(ex1)年割置半年賦償還                                                 | 2年割置年賦償還(8年以内) ※例外規定有り                                                               |
| 償還期手規定の有無(貸付規則第10条第1項)                                            | 有                                                                                    |
| 償還免除規定の有無(貸付規則第10条第1項)                                            | 有                                                                                    |
| 期限の利益喪失規定の有無(貸付規則第9条)                                             | 有                                                                                    |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                                                  | 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                     |
| 予算額(円)                                                            | 4,000,000 39,375,000 35,100,000 35,100,000 35,100,000 35,100,000 35,100,000          |
| 予算件数(件)                                                           | 1 1 1 1 1 1 1                                                                        |
| 貸付実績                                                              | 貸付金額(円) 39,375,000 39,375,000 35,100,000 35,100,000 35,100,000 35,100,000 35,100,000 |
| 返済済み金額(当年度分) A                                                    | 9,931,500 8,791,500 7,655,500 7,655,500 7,655,500 7,655,500 7,655,500                |
| 回収済み金額(当年度分) B                                                    | 9,931,500 8,791,500 7,655,500 7,655,500 7,655,500 7,655,500 7,655,500                |
| 回収済み金額(過年度分) C                                                    | 0 0 0 0 0 0 0                                                                        |
| 回収済み金額(過年度分) D                                                    | 0 0 0 0 0 0 0                                                                        |
| 回収率 (B+D)/(A+C)                                                   | 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00                                     |
| 総貸付残高(円)                                                          | 46,259,000 76,842,500 104,286,000 97,879,500 90,807,000                              |
| 総貸付件数(件)                                                          | 7 7 7 7 7 7 7                                                                        |
| 不納欠損額(円)                                                          | 0 0 0 0 0 0 0                                                                        |
| 不納欠損件数(件)                                                         | 0 0 0 0 0 0 0                                                                        |
| 債権放棄(円)                                                           | 0 0 0 0 0 0 0                                                                        |
| 債権放棄(件)                                                           | 0 0 0 0 0 0 0                                                                        |
| 免除額(円)                                                            | 0 0 0 0 0 0 0                                                                        |
| 免除件数(件)                                                           | 0 0 0 0 0 0 0                                                                        |

###### (2) 本貸付金の概要

第3で述べた沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金が、中小企業者に対して設備購入資金を貸し付けるのに対し、沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、公益財団法人沖縄県産業振興公社(以下「公社」という。)に対して、小規模企業者等設備貸与事業(公社が、小規模企業者等が必要とする設備を購入し、小規模企業等に対して割賦販売等を行う事業、以下「設備貸与事業」という。)に必要な資金を

貸し付けることにより、小規模企業者等の経営基盤の強化等を図ることを目的としている。  
 全国一律の制度としての設備貸与事業は、本土復帰の昭和47年度から開始したが、制度の根拠法であった小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号、以下「本法」という。）が廃止されたことに伴い、平成26年度末に設備貸与事業は終了した。そのため、現在は債権の管理回収業務のみを行っている。

(3) 根拠規定

設備貸与事業は、昭和47年に制定された中小企業設備貸与資金貸付金規則（平成12年に小規模企業者等設備導入資金貸付規則へと改題、以下「本規則」という。）を根拠規定としている。その根拠法は、昭和31年に中小企業近代化資金助成法として制定され、平成11年に小規模企業者等設備導入資金助成法に改題されている。なお、この根拠法は、中小企業設備近代化資金貸付金と同じである。

(4) 目的

公社に対し、設備貸与事業を行うのに必要な資金（設備貸与資金）を貸し付けることを目的としている（本規則第1条）。  
 なお、公社は、県内中小企業等の経営基盤強化及び創業の促進に関する事業並びに産業振興に必要な諸事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として昭和46年に設立された団体である。

本法第2条第6項

この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供（プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。  
 一 創業者の事業の用に供する施設又はプログラムであって、その事業を行うために必要があると認められるもの  
 二 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであって、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

(5) 貸付対象

県が貸付をする対象者は公社である。

(6) 財源

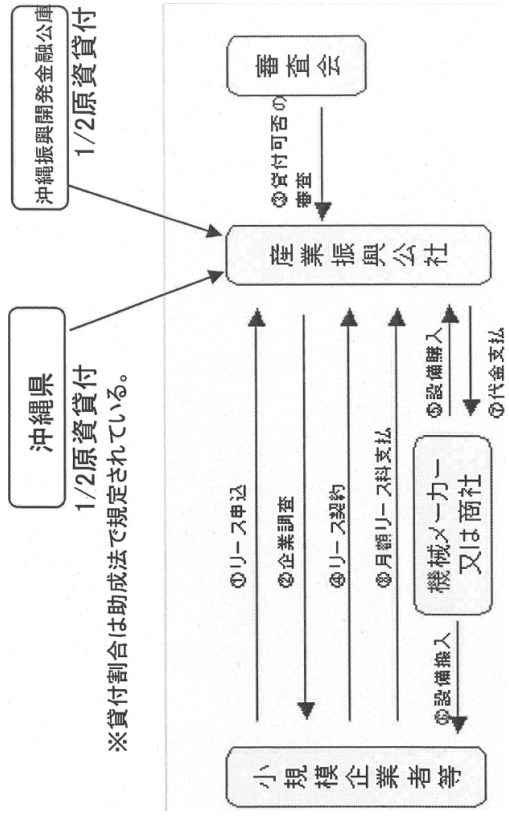
本貸付金の財源については、県の資金と国の補助金の割合が1：1とされている。

(7) 貸付の方法

県が公社に原資を貸付け、公社がそれに公社の資金を加えて事業資金とし、小規模企業者等に対して事業設備の割賦販売又はリースを行っている。

(8) 設備貸与事業の流れ

- 設備貸与の流れについては次のとおりである。  
 ①小規模企業者等が公社に対して設備貸与の申込みを行う。  
 ②公社が小規模企業者等の企業調査を行う。  
 ③審査会が公社に対して貸付可否の審査を行う。  
 ④小規模企業者等と公社との間で割賦販売等の契約を行う。  
 ⑤公社が機械メーカー又は商社から設備を導入する。  
 ⑥機械メーカー又は商社が小規模企業者等に対して設備を搬入する。  
 ⑦公社が機械メーカー又は商社に対して代金を支払う。



- (9) 当該貸付が単年度貸付か否か 否  
 (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容 無  
 (11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名  
 (12) 広報の有無及び内容 設備貸与事業については、平成26年度に事業終了しているため、広報は行っていない。  
 (13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

- (1) 貸付の条件

本規則第1条の規定から、公社が、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備を購入し、企業に割賦販売又はリースを行うための貸付であることが条件である。

(2) 利息の有無及び内容 無

本規則第3条第1項本文の定めにより無利息とされている。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本法第9条第1項の規定により、貸与機関が支払期日までに貸付金を償還しなかった場合等には、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるとしている。

(4) 保証人の要否及び内容 否

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

本規則第3条の規定により、据置期間1年以上2年以内、原則8年以内の年賦均等償還とされている。なお、本規則第3条第1項ただし書きにおいて、損害及び公害を防止するための施設に係る貸付金の場合、例外的に償還期間が13年以内とされている。

(7) 償還猶予規定の有無 無

(8) 償還免除規定の有無 有

本規則第10条の規定により、災害その他小規模企業者等の責に帰することができない理由により設備が滅失した場合に貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(9) 期限の利益喪失規定の有無

本規則第9条の規定により、公社が本規則の規定に違反したとき、虚偽の報告をしたとき及びその他不正の手段により貸付金の支払を受けたときには、貸付けの決定の全部又は一部を取り消し、又は既に貸し付けた貸付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

### 3 県と公社との間の本貸付に係る契約内容等

(1) 貸付金の申請

本貸付金は、県が公社に対して貸し付けるものであり、既述のほか、本規則及び金銭消費貸借契約書において次のとおりその内容が規定されている。

(2) 報告義務

公社は、県に対して、4半期ごとに事業実施状況報告書、会計年度ごとに事業実績報告

書を提出しなければならない(本規則第11条、12条)。

(3) 事故の届出

公社は、貸付け及び設備貸与の対象設備について事故が生じたときは、速やかに事故報告書を県に提出し、その指示を受けなければならない(本規則第13条)。

この規定に基づき、公社は、小規模企業者等が弁済期に弁済を行わなかった場合等は県に対して事故報告書を提出している。

### 4 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

設備貸与事業については、平成26年度に事業終了しており、現在は償還のみとなっている。

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |         | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度      | 平成27年度     | 平成28年度     |
|------------------|---------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| 予算額(円)           |         | 4,000,000  | 39,375,000 | 35,100,000  | 0          | 0          |
| 申請件数(件)          |         | 1          | 1          | 1           | 0          | 0          |
| 貸付実績             |         |            |            |             |            |            |
|                  | 貸付金額(円) | 4,000,000  | 39,375,000 | 35,100,000  | 0          | 0          |
|                  | 貸付件数(件) | 1          | 1          | 1           | 0          | 0          |
| 回収済み金額(当年度分)A    |         | 9,931,500  | 8,791,500  | 7,656,500   | 6,408,500  | 7,072,500  |
| 回収済及未済額(当年度分)B   |         | 3,931,500  | 8,791,500  | 7,656,500   | 6,408,500  | 7,072,500  |
| 回収済み金額(前年度分)C    |         | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          |
| 回収済が未済額(前年度分)D   |         | 100.00     | 100.00     | 100.00      | 100.00     | 100.00     |
| 総貸付額(円)          |         | 46,235,000 | 78,842,500 | 104,286,000 | 37,873,500 | 90,807,000 |
| 未納貸付額(円)         |         | 7          | 7          | 7           | 7          | 6          |
| 未納交付件数(件)        |         | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          |
| 償還放棄(円)          |         | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          |
| 償還放棄(件)          |         | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          |
| 免除額(円)           |         | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          |
| 免除件数(件)          |         | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          |

(2) 予算額

予算額は、平成24年度400万円、平成25年度3937万5000円、平成26年度3510万円、平成27年度に設備貸与事業を終了しているため、平成27年度以降の予算は措置されていない。

(3) 貸付実績

県の公社に対する貸付実績は、平成24年度400万円(1件)、平成25年度3937万5000円(1件)、平成26年度3510万円(1件)、平成27年度に設備貸与事業を終了しているため、平成27年度以降の貸付実績はない。

(4) 回収率

平成24年度から28年度において、県の公社からの回収率は100%となっており、総貸付残高は漸減している。またこれまで公社から償還期限までに償還がなされなかったことはなく、過年度分の未収金はない。

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (7) 免除額及び免除件数 無

## 5 事故が生じた場合について

既述のとおり、本貸付金については公社から県に償還期限までに償還がなされなかったことはなく、回収率は100%となっている。しかし、実際には公社から小規模企業者等に対する貸付が履行期限までに弁済されなかったり、回収が困難であるとして断念することはしばしばある。そのような場合、どのような処理がされているかについて述べる。

### (1) 事故の届出

中小企業者から公社に対して、履行期限までに弁済されないなどの事故が生じたときは、公社は県に対して速やかに事故報告書を提出する義務がある。

### (2) 弁済が遅滞した場合

小規模企業者等の弁済が遅滞した場合に、公社が県に対して提出している「未収企業状況調査票」を見ると、貸与額、未収残高、現在回収額等の延滞状況、企業の概要、2期分の貸借対照表及び損益計算書の比較、遅延の主要因、今後の回収方針等詳細に記載されている。単に設備貸与を行うだけでなく、常日頃から公社が小規模企業者等に対して経営支援を行っていることが伺える。

### (3) 小規模企業者等との契約を解除した場合

公社が、小規模企業者等との間で締結した設備等についての割賦販売契約等を解除した場合、公社の業務方法書の規定に基づき県に対して通知されることとなっている。契約解除についての通知には、契約解除理由、損害賠償額（割賦償還金、損料、違約金）、契約解除年月日及び今後の方針（連帯保証人に対して請求を行う等）が記載されている。

### (4) 損失補償契約

設備貸与事業について未収が生じた場合については、あらかじめ県の貸付財源負担分（貸与額の2分の1）について公社との間で損失補償契約を締結しており、その契約によって処理されることとなる。損失補償契約の概要は次のとおりである。

ア 県は、県及び公庫から貸与設備の購入資金の貸付けを受けて設備貸与事業を行ったことにより、貸付けから10年度以内に公社が受ける損失について、限度額の範囲内で補償する。

イ 損失とは、公社が当該年度に行った設備貸与事業について、各事業年度ごとに生じた未収債権のことをいう。

ウ 公社は、未収債権を各事業年度終了後3カ月を経過してもなお回収ができなかった場合において、貸与に係る未収債権の償却を行うことにより、欠損を生じることとなるときは、県に該当債権の償却額の範囲内で、10年度以内の間に損失補償の請求を行うことができる。公社が請求できる額は、未収債権の額から貸与契約の際に徴した補償金の残額を差し引いた額の10分の8の範囲内とする。

エ 公社は、県から損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもって、強制執行その他あらゆる方途により、債権の保全回収に努めなければならない。県は、公社が故意又は重大な過失によって債権の保全回収を怠ったと認めるときは、公社に対し、填補額の全部又は一部を返還させることができる。

オ 公社は、県から損失の填補を受けた後において、設備貸与にかかる回収があったときは県に報告し、その回収額から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した割合を県に納付しなければならない。

### (5) 単年度事故率

県が公社に対して貸し付けた金額のうち、償還がされずに損失補償することとなった金額（事故総額）及び割合（事故率）は次のとおりである。なお、損失補償期間が10年度以内のため、貸し付けた年度から10年経過しなければ事故総額は確定しない。下記は平成7年度から15年度については事故総額が確定しているものである。

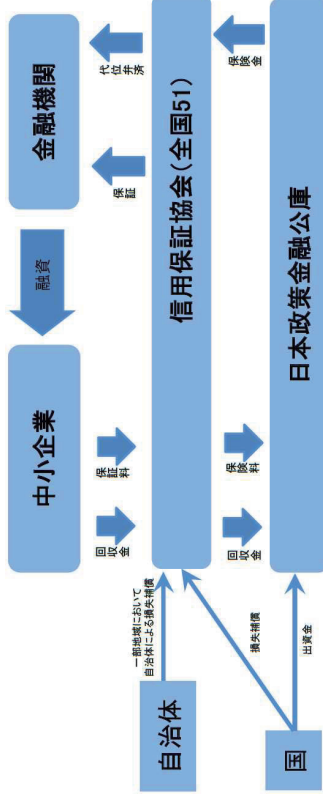
| 貸与年度  | 設備貸与事業      |              |             |              |
|-------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|       | 貸付実績<br>A   | 損失補償支払額<br>B | 事故総額<br>C   | 事故率<br>D=C/A |
| 平成7年  | 936,990,000 | 112,434,461  | 224,868,922 | 24.0%        |
| 平成8年  | 906,350,000 | 86,782,123   | 173,564,246 | 19.1%        |
| 平成9年  | 807,190,000 | 63,671,809   | 127,343,618 | 15.8%        |
| 平成10年 | 786,694,000 | 48,835,019   | 97,670,038  | 12.4%        |
| 平成11年 | 865,200,000 | 41,491,151   | 82,982,302  | 9.6%         |
| 平成12年 | 537,660,000 | 43,512,084   | 87,024,168  | 16.2%        |
| 平成13年 | 510,070,000 | 37,726,851   | 75,453,702  | 14.8%        |
| 平成14年 | 119,160,000 | 0            | 0           | 0.0%         |
| 平成15年 | 70,270,000  | 7,726,168    | 15,452,336  | 22.0%        |
| 平均    |             |              |             | 14.9%        |
| 平成16年 | 77,800,000  | 0            | 0           | 0.0%         |
| 平成17年 | 22,810,000  | 0            | 0           | 0.0%         |
| 平成18年 | 14,990,000  | 0            | 0           | 0.0%         |
| 平成19年 | 3,570,000   | 584,315      | 730,394     | 20.5%        |
| 平成20年 | 0           | 0            | 0           | -            |
| 平成21年 | 64,090,000  | 0            | 0           | 0.0%         |
| 平成22年 | 4,990,000   | 0            | 0           | 0.0%         |
| 平成23年 | 4,250,000   | 0            | 0           | 0.0%         |
| 平成24年 | 4,000,000   | 0            | 0           | 0.0%         |



平成7年度から平成15年度の単年度事故率は平均14.9%となっている。

(6) 信用保証制度における事故率との比較

設備貸与事業の事故率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における事故率について公表されている適切な資料が見当たらないため、直接単年度事故率の高低を比較するのは困難である。そのため、類似の制度として、全国的に実施されており、かつ対象が同じ中小企業者である信用保証制度との比較が有用と考えられる。信用保証制度とは、信用力に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。



(平成27年11月19日中小企業庁「信用補完制度の現状と指摘」から) かかる信用保証制度について、公表されている平成23年度から平成28年度の事故率＝代位弁済額÷保証債務残高(平均)を計算すると次のとおりである。1.67%から2.50%で平均が2.11%となっている。

| 年度   | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平均         |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 算付残高 | 34,446,374 | 32,078,613 | 29,778,513 | 27,701,740 | 25,781,647 | 23,873,782 | 28,940,113 |
| 事故総額 | 880,787    | 777,853    | 650,974    | 528,570    | 445,256    | 397,888    | 608,891    |
| 事故率  | 2.50%      | 2.42%      | 2.19%      | 1.90%      | 1.73%      | 1.67%      | 2.11%      |

単位：百万円

(全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出)

これに対して、同じ平成23年度から平成28年度の間、設備貸与事業について同様の方法で計算した事故率は次のとおりである。信用保証制度における事故率(代位弁済率)は、代位弁済額÷保証債務平均残高で計算されており、設備貸与事業とは事故率の計算方法が異なる。そのため、同様の方法で計算を行うこととすると、事故率＝事故総額÷貸付平均残高となる。

| 年度     | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度  | 平成28年度 | 平均     |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 算付平均残高 | 59,023 | 49,225 | 61,551 | 90,564 | 101,083 | 84,343 | 75,885 |
| 事故総額   | 0      | 176    | 262    | 252    | 41      | 0      | 132    |
| 事故率    | 0.00%  | 0.36%  | 0.43%  | 0.28%  | 0.04%   | 0.00%  | 0.16%  |

単位：千円

信用保証制度の事故率(平成23年度から平成28年度)が、1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのに対して、設備貸与事業の事故率(平成23年度から平成28年度)は0.0%から0.43%で平均が0.16%であり、信用保証制度の事故率と比較して設備貸与事業の事故率は低い。

(7) 損失補償支払後の返納額

既述のとおり、県が損失補償をした後も、公社は債権の保全回収に努める義務があり、回収した場合には回収金から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した割合を県に返納しなければならない。損失補償額と返納額をまとめたのが次の表である。こちらも同様に、貸し付けた年度から10年経過しなければ損失補償支払額が確定せず、返納はさらにその後の場合もある。下記表は、平成28年度未現在の損失補償支払額及び返納額一覧であり、平成19年度分まで損失補償支払額が確定している。

小規模企業者等設備貸与事業 損失補償支払額及び返納額一覧(近代化制度促進事業費)

| 年度 | 設備貸与事業損失補償支払額 |           | 設備貸与事業損失補償返納額 |      |
|----|---------------|-----------|---------------|------|
|    | 貸付年度          | 返済年度      | 返済年度          | 返済年度 |
| 19 | 1,000,000     | 1,000,000 | 0             | 0    |
| 20 | 1,500,000     | 1,500,000 | 0             | 0    |
| 21 | 2,000,000     | 2,000,000 | 0             | 0    |
| 22 | 2,500,000     | 2,500,000 | 0             | 0    |
| 23 | 3,000,000     | 3,000,000 | 0             | 0    |
| 24 | 3,500,000     | 3,500,000 | 0             | 0    |
| 25 | 4,000,000     | 4,000,000 | 0             | 0    |
| 26 | 4,500,000     | 4,500,000 | 0             | 0    |
| 27 | 5,000,000     | 5,000,000 | 0             | 0    |
| 28 | 5,500,000     | 5,500,000 | 0             | 0    |
| 29 | 6,000,000     | 6,000,000 | 0             | 0    |
| 30 | 6,500,000     | 6,500,000 | 0             | 0    |
| 31 | 7,000,000     | 7,000,000 | 0             | 0    |
| 32 | 7,500,000     | 7,500,000 | 0             | 0    |
| 33 | 8,000,000     | 8,000,000 | 0             | 0    |
| 34 | 8,500,000     | 8,500,000 | 0             | 0    |

度末までの返納実績についてまとめられたものであるが、返納には期限はないので今後も返納される可能性がある。

| 年度  | 損失補償支払額 A   | 返納額 (平成28年度まで) B | 返納率B/A |
|-----|-------------|------------------|--------|
| ～12 | 770,353,035 | 274,496,343      | 35.63  |
| 13  | 37,726,851  | 8,109,361        | 21.49  |
| 14  | 0           | 0                | 0.00   |
| 15  | 7,726,188   | 668,068          | 8.65   |
| 16  | 0           | 0                | 0.00   |
| 17  | 0           | 0                | 0.00   |
| 18  | 0           | 0                | 0.00   |
| 19  | 584,315     | 359,200          | 61.47  |
| 合計  | 816,390,399 | 283,632,972      | 34.74  |

(平成28年度末現在)

返納率の高低自体については比較すべき適切な指標が見当たらないため評価が難しい。ただ、平成23年度から平成28年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、設備貸与事業の事故率は低いと評価できる。

## 6 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント

本貸付金は、県が公社に貸し付けた債権については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際には、本貸付金によって公社が実施する設備貸与事業において、公社は中小企業者から全て回収できているわけではなく、回収できなかつた金額の一部については、県が損失補償を行っているため、事故率や返納率も合わせて評価すべきと考ええる。

この点、信用保証制度の事故率 (平成23年度から平成28年度) は1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのに対して、設備貸与事業の事故率 (平成23年度から平成28年度) は0.00%から0.43%で平均が0.16%であり、信用保証制度の事故率と比較して設備貸与事業の事故率は低い。さらに、損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、設備貸与事業の事故率は低いと評価できる。

以上から、設備貸与事業の回収について特に問題はない。設備貸与事業については、平成26年度に貸付事業を終了しているため、今後はこれまでどおりに償還を受けることで足りると言える。

以上

## 第5 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

|                                     |                                                                                                             |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 貸付金名                                | 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 担当部署名 (部及名課)                        | 商工労働部中小企業支援課                                                                                                |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 貸付開始年度                              | 昭和58年度                                                                                                      |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 根拠規定 (法律、条例、要綱等)                    | 沖縄県中小企業の振興に関する条例、沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程、沖縄県中小企業機械類貸与事業実施基準、機械類貸与事業実施要綱                                          |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| マニュアル、手引き等                          | 上記貸付規程、実施要綱、実施基準                                                                                            |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 貸付の目的                               | 中小企業者の設備近代化・経営安定化・振興                                                                                        |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 貸付対象                                | (公財)沖縄県産業振興公社 (以下「公社」)                                                                                      |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 財源 (県、国、その他のいずれか)                   | 県のみ                                                                                                         |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 貸付の方法 (県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか) | 県から公社へ原資貸付、公社が中小企業者・組合へ機械類の割賦販売やリースを行う。                                                                     |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法   | 四半期毎に支払状況報告、年度毎に実績報告を県に提出。事故が生じた場合は速やかに県に事故報告書を提出し、事故後にも四半期毎に通年度を含めて状況報告を県に行う。                              |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 当該貸付が単年度貸付であるかどうか                   | 否                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容                | 公社に対して、審査体制の充実・回収方法の強化を図る必要があるとの指摘があった。県において、下記公社へのリンクを掲載している。http://okinawa-ric.jp/news/information/73.php |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数                | 1名                                                                                                          |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 広報の有無及び内容                           | 金利・貸付期間等の貸付条件 (別添参照のこと) 県において、下記公社へのリンクを掲載している。http://okinawa-ric.jp/news/information/73.php                |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                   | 今年度担当において、中小企業基盤整備機構主催の支援機関・金融機関向け研修に参加。                                                                    |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 貸付の条件                               | 公社が行う中小企業機械類貸付事業に必要な資金を貸し付ける。                                                                               |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 利息の有無                               | 有                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 利息の利率 (年)                           | 1%以内で知事が定める                                                                                                 |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 連延損害金規程の有無                          | 有                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 連延損害金の利率                            | 10.75%                                                                                                      |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 保証人の要否                              | 否                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 物的担保の要否                             | 否                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 担保価値の把握方法                           | —                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 償還方法 (ex) 年額償還 半年賦償還                | 原則1年以上2年以内償還(元金均等返済) (11年以内)                                                                                |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 償還猶予規定の有無                           | 無                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 償還免除規定の有無                           | 有                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 期限の利益算出規定の有無                        | 有                                                                                                           |               |               |               |               |             |             |             |             |             |
| 貸付金の貸付基準及び回収状況等                     | 平成24年度                                                                                                      | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        | 平成29年度      | 平成30年度      | 平成31年度      | 平成32年度      | 平成33年度      |
| 予算額 (円)                             | 500,000,000                                                                                                 | 444,100,000   | 356,000,000   | 266,000,000   | 230,000,000   | 230,000,000 | 230,000,000 | 230,000,000 | 230,000,000 | 230,000,000 |
| 申請件数 (件)                            | 1                                                                                                           | 1             | 1             | 1             | 1             | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |
| 貸付実績                                | 346,810,000                                                                                                 | 444,100,000   | 327,330,000   | 241,170,000   | 77,570,000    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額 (当年度分) A                    | 460,888,000                                                                                                 | 454,002,000   | 370,286,000   | 442,685,000   | 317,106,000   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額 (当年度分) B                     | 460,888,000                                                                                                 | 454,002,000   | 370,286,000   | 442,685,000   | 317,106,000   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額 (過年度分) C                    | 0                                                                                                           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額 (過年度分) D                     | 0                                                                                                           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B + D) / (A + C)               | 100%                                                                                                        | 100%          | 100%          | 100%          | 100%          | 100%        | 100%        | 100%        | 100%        | 100%        |
| 総貸付残高 (円)                           | 1,955,831,000                                                                                               | 1,945,929,000 | 1,902,973,000 | 1,701,468,000 | 1,461,922,000 | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 総貸付残高 (件)                           | 14                                                                                                          | 12            | 12            | 12            | 11            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損額 (円)                           | 0                                                                                                           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数 (件)                          | 0                                                                                                           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 償還放棄 (円)                            | 0                                                                                                           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 償還放棄 (件)                            | 0                                                                                                           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額 (円)                             | 0                                                                                                           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数 (件)                            | 0                                                                                                           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

(2) 本貸付金の概要

中小企業機械類貸付資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、公益財団法人沖繩県産業振興公社（以下「公社」という。）に対して、公社が行う中小企業機械類貸付事業（公社が中小企業者が必要とする機械類を購入し、中小企業者に対して割賦販売又はリースを行うもの、以下「機械類貸付事業」という。）に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業者の設備の近代化を図り、経営の安定に資することを目的としている。

なお、平成26年度で新規貸付を終えた小規模企業者等設備貸付資金貸付金は、小規模企業者等設備貸付事業（公社が、小規模企業者等が必要とする設備を購入し、小規模企業者等に対して割賦販売等を行うもの）に必要な資金を貸し付けることにより、小規模企業者等の経営基盤の強化等を図ることを目的としており、本貸付金とかなり目的が似通っていた。小規模企業者等設備貸付事業は、全国一律の制度であり、中小企業庁から毎年度貸付の方法、貸付の対象者、貸付設備等について詳細な通知がある等制約もあったため、昭和58年度に県独自の補完制度として、機械類貸付事業を創設している。

本貸付金の貸付事業は現在も行われており、平成28年度末の貸付残高は14億6,192万2,000円である。

(3) 根拠規定

機械類貸付事業の根拠規定は、昭和58年に制定された沖繩県中小企業機械類貸付資金貸付規程（以下「本規程」という。）及び沖繩県中小企業機械類貸付事業実施基準（以下「本実施基準」という。）である。

(4) 目的

公社に対し、公社が行う機械類貸付事業に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業者の設備の近代化を図り、もって経営の安定に資することを目的としている（本規程第1条）。

(5) 貸付対象

貸付対象は公社である（本規程第1条）。

(6) 財源

本貸付金の財源は全て県からである。

(7) 貸付の方法

県が公社に対して原資を貸し付け、公社が中小企業者に対して、機械類の割賦販売又はリースを行う。

(8) 機械類貸付事業の流れ

詳しくは、下記「機械類貸付制度 資金の流れ」図のとおりである。

①県が、公社に対して、原資を貸し付ける。

②中小企業者が、公社に対して、機械類貸付の申し込みを行う。

③公社が審査をし、機械類貸付の可否を決定する。

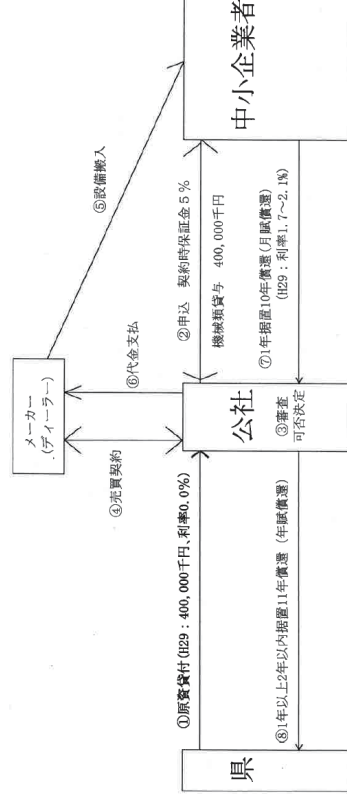
④公社が、メーカー（ディーラー）との間で、売買契約を締結する。

⑤メーカー（ディーラー）が、中小企業者のところに設備を搬入する。

⑥公社が、メーカー（ディーラー）に対して、代金を支払う。

⑦中小企業者が、公社に対して、代金を1年以内の年賦又は半年賦で償還する。

機械類貸付制度 資金の流れ



(9) 県の債権管理方法

本貸付金については、中小企業者に直接貸し付けるのは公社であるため、県は公社に対し、4半期ごとの貸付金支払状況報告書提出を義務付けている（本規程第11条）。

県は公社に対し、会計年度ごとの実績報告書提出を義務付けている（本規程第12条）。

公社は、貸付機械等について事故が生じたときは、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない（本規程第13条）。

(10) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(11) 過去の内部監査等の指摘の有無及び内容

平成11年度包括外部監査「財政姉妹援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について」において、公社には、機械類貸付事業・設備貸付事業の契約締結前に貸与先の実態把握を正確に行うなどの慎重な対応が望まれる。県には、損失補償の事実を十分に認識し、審査体制の充実、回収方法の強化を図る必要があるとの指摘ないし意見が付けられた。

これに対し、県として公庫や保証協会からの信用情報の強化や事後フォローの強化を行っているとの措置が講じられ、平成22年度の包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況」において、措置がなされたと言えるところの評価がなされている。

(12) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

13) 広報の有無及び内容

公社において、下記パンフレットを作成し、ホームページに掲載するなどの広報を行っている。  
 県は、当該公社のホームページのURLを、県ホームページ中の「沖縄県内の主な中小企業支援策メニュー」「沖縄県の融資制度」→「設備導入支援」の部分に掲載するなどして広報を行っている。

14) 債権管理業務に関する個別研修の有無

平成29年度に担当者が中小企業基盤整備機構主催の支援機関・金融機関向け研修に参加した。

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

貸付の条件は、公社が行う中小企業機械類貸付事業に必要な資金であることとされている（本規程第1条）。

(2) 利息の有無及び内容

本規程第3条において、無利息の場合も有利息の場合もあることが定められている。

本規程第3条 第1条の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けの条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付利率 年1パーセントを超えない範囲内で知事が別に定める率

実態としては、金融市場が高金利の際には利息を付しているが、現在は無利子である。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

県と公社との間で締結されている金銭消費貸借契約書において、公社が債務の履行期限を遅滞したときは、延滞額につき年10.75%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じた違約金を支払わなければならないとされている。

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 徴還方法

原則1年以上2年以内据置き後に11年以内の元金均等年賦償還である（本規程第3条第2・3号）。

(7) 徴還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 徴還免除規定の有無及び内容

災害その他公社から機械類の貸与を受けた者の責めに帰すことができない理由により機械類が滅失したと認められたときは、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる（本規程第10条）。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

公社が本規程の規定に違反したとき、虚偽の報告をしたとき、その他不正の手段により貸付金の支払を受けたときには、貸付けの決定の全部又は一部を取り消し、既に貸付金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。（本規程第9条）。

**主な特徴**

**1 金利は1.7%~2.1%です!**  
※割賦販売の場合、制度の利用実績や財務状況等により、金利が異なります(基準金利1.9%)  
 また、固定金利となりますので、返済計画が立てやすくなります。

**2 元金据置きをご利用できます!**  
※申込企業の資金繰り状況に合わせて、据置期間は1年・6ヶ月・0ヶ月(据置なし)から選択できます。

**3 不動産担保・信用保証協会の保証は不要です!**  
※貸与する機械が担保となります。  
 ※ただし、審査委員会の結果によっては、不動産等の担保を求める場合があります。

**4 貸与期間は10年以内です!**  
※申込機械の耐用年数に応じて短くなる場合があります。  
 貸与期間が10年以内の長期となりますので、耐用年数が長い機械購入に対して、毎月の支払い負担が軽減されます。

対象となる機械等設備は、様々です。個別にお問い合わせください。

— お気軽に お問い合わせください — Tel: 098-859-6237  
 公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援課 (機械類貸付事業担当)  
 〒901-0152 沖縄県那覇市浦元1631番地1 沖縄県産業交流センター4階 E-mail: ks@okinawa-ric.or.jp

### 3 公社と中小企業者との契約内容

本貸付金は、県が公社に対して原資を貸し付け、公社が中小企業者に対して貸し付けるものであるため、公社と中小企業者との契約内容について述べる。契約内容について定めているのは、本実施基準である。

#### (1) 機械類貸与の方法

機械類貸与の方法は、貸与に係る機械類の所有権が、賦払貸与料の全部の支払義務が履行される時まで、公社に留保される割賦販売による（本実施基準1）。

#### (2) 機械類貸与の対象者

機械類貸与の対象者は、貸与の対象とすることが適当であり、その業種業態、経営状況からみて発展性があると認められ、かつ、次の要件を備えている個人又は法人とする（本実施基準2）。

ア 別表に掲げる業種に属す企業であること。

### 別表

#### 対象業種

| 業 種 区 分    | 本制度の対象とならない企業                                                                                                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 製 造 業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農 業（畜産製造業を除く）</li> <li>・ 林 業（木炭製造業を除く）</li> <li>・ 漁 業（養殖から加工まで一環作業として行っている真珠養殖業を除く）</li> </ul>                                                        |
| 建 設 業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産業（人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業を除く）</li> <li>・ 狩猟業</li> <li>・ 風俗営業の許可を受けている飲食業</li> <li>・ 金融業、証券業、保険業</li> <li>・ 不動産のうち、代理業、仲介業、土地売買業</li> <li>・ 火葬埋葬業</li> </ul> |
| 飲 業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊興娯楽劇場（麗家、待合、ダンスホール、球劇場、劇場、寄席、軽業、曲乗等）</li> </ul>                                                                                                      |
| 運輸・通信業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険業のうち、助産婦、看護婦業</li> <li>・ 法務、教育、宗教、公務等を目的とする非営利団体（医療法人を除く）</li> </ul>                                                                              |
| 卸売・小売業、飲食店 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱業種以外の自由業（著述家、美術家、作曲家、茶道生花教授所、個人塾等）</li> </ul>                                                                                                       |
| サービス業      |                                                                                                                                                                                                |

（業種区は日本標準産業分類による）

イ 中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者であること。  
 中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者は、次の図のとおりである。

| 業 種                            | 中小企業者<br>(下記のいずれかを満たすこと) |                 | 小規模企業者          |
|--------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
|                                | 資本金の額又は<br>出資の総額         | 常時使用する<br>従業員の数 | 常時使用する<br>従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業<br>その他の業種(②～④を除く) | 3億円以下                    | 300人以下          | 20人以下           |
| ②卸売業                           | 1億円以下                    | 100人以下          | 5人以下            |
| ③サービス業                         | 5,000万円以下                | 100人以下          | 5人以下            |
| ④小売業                           | 5,000万円以下                | 50人以下           | 5人以下            |

(中小企業庁ホームページ「中小企業の定義について」)

ウ その他の発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の2分の1以上に相当する数又は、額の株式若しくは出資を中小企業者以外の事業者が単独に所有するものではないこと。

エ 機械類の管理を適切に行っていること。

オ 県内に事務所又は事業所を有し、事業を継続して1年以上行っていること。ただし、次の者はこの限りでない。

① 県の創業者支援資金の貸付決定を受けた者

② 商工会等の6ヶ月程度以上の経営指導を受けた創業者

③ 特別自由貿易地域等に進出する者

④ その他、県の施策と連動し事業を開始しようとする者

カ 前年度における県税(事業税)を滞納していない企業であること。

(3) 貸与機械類

貸与する機械類は、単純な更新とならないものであって、かつ、新鋭機械類で設置が当該年度中に完了するものとする。また、一企業に貸与する機械類の価額の合計額は、300万円以上800万円以下とし、800万円を超える場合には、超える部分を前納させる(本実施基準3)。

(4) 機械類貸与料

機械類貸与代金の総額は、機械類購入価格(機械類価額)に機械類損料の合計額を加えた額であり、機械類価額は、機械類の引き渡しの日から1年を経過した日以降を第1回とし以後半年賦又は月賦の方法で徴収する(本実施基準第4(1))。

(5) 機械類損料

機械類損料は、機械類価額の賦払価額から賦払済相当額を控除した額(別記に定める年利率を乗じて得た金額であり、機械類の引き渡しの日を第1回とし、以後各賦払期間の最終)において徴収する(本実施基準4(2))。機械類損料の料率は、沖縄県知事が適当と認める率(基準機械類借料率)を基準として定めるとされている(公益財団法人沖縄県産業振興公社機械類貸与事業実施要綱第6条第3項)。料率は、平成24年度2.5%、平成25・26年度2.3%、平成27年度から変動制になって基準金利が2.3%、平成28年度が2.3%、平成29年度が1.9%(1.7～2.1%)とされている。

(6) 機械類貸与期間

機械類貸与期間は、原則として10年以内である(本実施基準4(3)ア)。

(7) 保証金

機械類貸与契約が締結された際に、貸与機械類の購入価格の10分の1に相当する額以内の額を保証金として徴収し、貸与を受けた者の責に帰すべき事由により公社が受けた損害に充てる(本実施基準4(4))。

(8) 保証人及び物的担保の要否

原則として連帯保証人を立てさせる。必要に応じて担保を徴収する(本実施基準4(5))。

(9) 損害保険の付保

機械類貸与を受けた者は、付保しなければならない。被保険者は公社又は貸与を受けた者とし、被保険者が貸与を受けた者であるときは、その損害保険契約書を公社に質入れる(本実施基準4(6))。

(10) 固定資産税の負担等

機械類貸与を受けた者は、機械類の固定資産税の申告及び負担をする(本実施基準4(7))。

(11) 機械類貸与を受けた者のその他の義務

機械類貸与を受けた者は、機械類を改造するときは公社の承認を受けなければならない、年1回利用状況を公社に対して報告しなければならない、災害その他やむを得ない理由につき公社の承認を受けた場合でなければ契約を解除することができない、機械類を返還する場合には機械類の性能について原状回復の責任を負う(本実施基準4(8))。

(12) 期限前支払等

公社は、機械類貸与を受ける者に対し、未済賦払貸与料の合計額の全部若しくは一部の期限前支払若しくは違約金の支払の請求又は機械類貸与契約の解除ができる(本実施基準4(9))。

(13) 損害賠償の予約

公社は、機械類貸与を受けた者が契約条件に違反し契約が解除された場合その他機械類貸与を受けた者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、一定の損害賠償額を予定する(本実施基準4(10))。

(14) 機械類貸与を受けた者に対する指導等

公社は、機械類貸与を受けた者に対し、機械類が適正かつ効率的に使用されるよう適切な指導を行い、また公社はそれのために適切な措置を講じなければならない。機械類を効率的に使用していない者に対しては、機械類の利用の促進を図るために、受注あわせん制度等を利用できるように適切な指導を行う（本実施基準6）。

(15) 知事に対する届出等

公社は、機械類が滅失したときは知事に届けて指示を受ける。公社は、契約を解除するとき又は期限前支払等の処分をするときはあらかじめ知事に通知する（本実施基準第7項）。

4 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等   | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 予算額(円)            | 500,000,000   | 444,100,000   | 350,000,000   | 260,000,000   | 230,000,000   |
| 申請件数(件)           | 1             | 1             | 1             | 1             | 1             |
| 貸付実績              | 346,810,000   | 444,100,000   | 327,330,000   | 241,170,000   | 77,570,000    |
| 回収すべき金額(当年度分) A   | 460,888,000   | 454,002,000   | 370,286,000   | 442,685,000   | 317,106,000   |
| 回収済み金額(当年度分) B    | 460,888,000   | 454,002,000   | 370,286,000   | 442,685,000   | 317,106,000   |
| 回収すべき金額(過年度分) C   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額(過年度分) D    | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率 $(B+D)/(A+C)$ | 100%          | 100%          | 100%          | 100%          | 100%          |
| 総算件数(件)           | 1,955,831,000 | 1,945,929,000 | 1,902,973,000 | 1,701,458,000 | 1,461,922,000 |
| 総算件数(件)           | 14            | 12            | 12            | 11            | 11            |
| 不納欠損額(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損件数(件)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(件)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

(2) 予算額

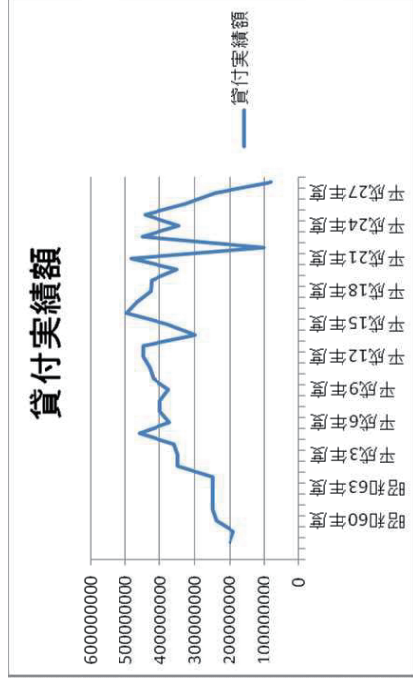
予算額は、平成24年度5億円、平成25年度4億4410万円、平成26年度3億5000万円、平成27年度2億6000万円、平成28年度2億3000万円であり、ここ5年度は2～5億円の予算額となっている。

(3) 貸付実績

県の公社に対する貸付実績は、平成24年度3億4681万円、平成25年度4億4410万円、平成26年度3億2733万円、平成27年度2億4117万円、平成28年度7757万円である。貸付件数は県の公社に対する貸付の件数であるため、原則1件となるが、平成25年度は2回に分けて貸付けたため2件となっている。

公社から中小企業者に対する貸付は、年10～20件程度、1件当たりの金額は1000～2000万円が多い。

なお、本貸付金の貸付事業が開始した昭和58年度から、平成28年度までの貸付実績(金額)は次のとおりである。



(貸付実績額：千円)

平成20年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻したことに関連して、連鎖的に世界的金融危機が生じた、いわゆるリーマン・ショックの影響を受けた平成21年度に貸付実績額が大きく落ち込んでいる。また、平成28年度の貸付実績額が落ち込んでいる要因としては、民間金融機関の貸出利率の低下に対する対応が遅れたことが要因と思われる。また、平成29年度からは料率を下げている。料率は、平成24年度2.5%、平成25～26年度2.3%、平成27年度から変動制になって基準金利が2.3%、平成28年度が2.3%、平成平成29年度が1.9% (1.7～2.1%) である。上記のとおり大きく落ち込んでいる年度を除くと、おおむね毎年2億円から4億円程度の貸付実績がある。

(4) 回収すべき金額及び回収率

平成24年度から28年度において、県の公社からの回収率は100%である。ただ実際には、公社は中小企業者から全て回収できているわけではなく、回収できなかった金額の一部については、県の損失補償を行っている。この点については後述する。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(7) 免除額及び免除件数 無

5 事故がある場合

(1) 事故の届出

中小企業者から公社に対して、履行期限までに弁済されないなどの事故が生じたときは、公社は県に対して速やかに事故報告書を提出する義務がある。

## (2) 弁済が遅滞した場合

中小企業者の弁済が遅滞した場合、公社が県に対して提出している「未収企業状況調査票」を見ると、貸与額、未収残高、現在回収額等の延滞状況、企業の概要、2期分の貸借対照表及び損益計算書の比較、遅延の主要因、今後の回収方針等詳細に記載されている。単に貸付を行うだけではなく、常日頃から公社が中小企業者に対して業務支援を行っていることが伺える。

## (3) 中小企業者との契約を解除した場合

公社が、中小企業者との間の契約を解除するときは、あらかじめ知事に通知することとされている（本実施基準7（2））。契約解除についての通知には、契約解除理由、損害賠償額（割賦償還金、割賦手数料、違約金等）、契約解除年月日及び今後の方針（連帯保証人に対して請求を行う等）が記載されている。

## (4) 損失補償契約

本貸付金については、機械類貸与の対象である中小企業者が経済状況等の変動により回収不能となる可能性があること、1件あたりの限度額が8000万円と多額であり、回収不能となった場合の損失額も多額に上ることとなる。回収不能となった場合は、公社のうち5%については貸与先からの保証金を充当できるが、残り95%については公社が負担することとなる。公社の経営基盤を危うくするおそれがある。そのため、県が損失の一部を補償することで、事業の円滑な執行を促し、中小企業者の設備の近代化を図ることとしている。

そのため、公社の中小企業者に対する貸付金について未収が生じた場合については、あらかじめ県と公社との間で損失補償契約を締結しており、その契約によって処理されることとなる。損失補償契約の概要は次のとおりである。

## ア 損失補償期間

県は、県から貸与機械類の購入資金の貸付けを受けて機械類貸与事業を行ったことにより、貸付年度終了後9年度以内に公社が受ける損失について、限度額の範囲内で補償する。損失補償期間については、平成28年度までは貸与期間が最大7年、損失補償期間は貸付年度終了後9年度以内とされていた。

しかし、平成29年度からは、金融市場の動向や事業者の需要に鑑み、金利や貸与期間の緩和を行っており、最大7年だった貸与期間を10年に延長している。よって、損失補償期間についても貸付年度終了後12年以内に延長されている。

なお、本貸付金は1年据置月賦償還とされているが、据置期間中に事故が起こる可能性もあるため、損失補償は貸付年度の翌年度からとしている。

## イ 限度額

損失補償の限度額は、本貸付事業創設以来、融資枠に想定される事故率15%を乗じた額とされていたが、平成26年度に事故率の見直しを行い、事故率の確定した直近年度9年平均とし、平

成7年度から15年度の事故率平均値が12.2%だったため12%とした。しかし、融資額が1件8000万円と高額であり、事故により公社の経営基盤を危うくするおそれがあるとして、平成28年度に再度事故率の見直しを行い、15%とされている。

## ウ 損失

損失とは、公社が当該年度に行った機械類貸与事業について、事業年度ごとに生じた未収償債をいう。

## エ 公社が請求し得る額

公社は、未収償債を各事業年度終了後3カ月を経過してもなお回収ができなかった場合において、貸与に係る未収償債の償却を行うことにより、欠損を生じることとなる。県に対して当該償債の償却額の範囲内で、貸付年度終了後9年度以内の間に損失補償の請求を行うことができ。公社が請求できる額は、未収償債の額から貸与契約の際に徴した保証金の残額を差し引いた額の10分の7の範囲内とする。

オ 公社は、県から損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもって、強制執行その他あらゆる方途により、償債の保全回収に努めなければならない。県は、公社が故意又は重大な過失によって償債の保全回収を怠ったと認めるときは、公社に対し、填補額の全部又は一部を返還させることができる。

カ 公社は、県から損失の填補を受けた後において、機械類貸与にかかる回収があったときは県に報告し、その回収額から当該返済にかかる諸費用及び当該回収金から10分の3の金額を控除した残額を県に納付しなければならない。

## (5) 単年度事故率

県が公社に対して貸し付けた金額のうち、償還がされずに損失補償することとなった金額（事故総額）及び割合（事故率）は次のとおりである。なお、損失補償期間が貸付年度終了後9年度以内のため、貸し付けた年度から9年度経過しなければ事故総額が確定しない。下記は平成7年度から19年度については事故総額が確定しているものである。

平成7年度から18年度までの各年度における事故総額は、約536万円から1億2705万円まで幅広く、平均約4814万円である。同じく平成7年度から18年度までの各年度における事故率は、1.2%から33.9%と幅広く、平均11.7%である。公社からの1件あたり貸与額が比較的高額であるため、年度により事故率にばらつきが生じやすいものと思われる。



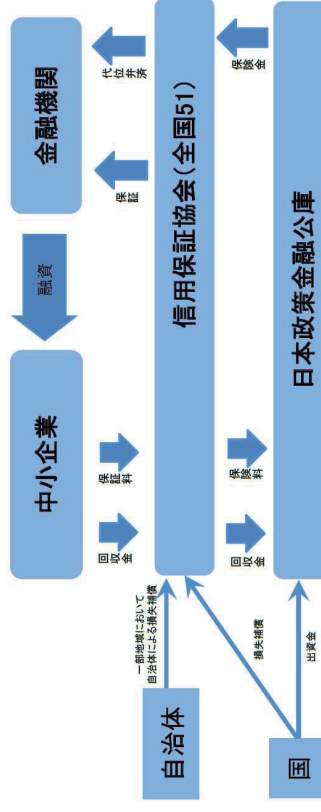
# 機械類貸与事業 事故率実績

| 貸与年度  | 機械類貸与事業     |              |             |            |
|-------|-------------|--------------|-------------|------------|
|       | 貸付実績<br>A   | 損失補償支払額<br>B | 事故総額<br>C   | 事故率<br>C/A |
| 平成7年  | 400,000,000 | 5,068,722    | 11,681,444  | 2.9%       |
| 平成8年  | 400,000,000 | 42,129,391   | 96,540,782  | 24.1%      |
| 平成9年  | 375,130,000 | 56,363,179   | 127,057,357 | 33.9%      |
| 平成10年 | 420,000,000 | 15,298,924   | 38,196,848  | 9.1%       |
| 平成11年 | 430,000,000 | 35,592,596   | 51,484,850  | 12.0%      |
| 平成12年 | 450,000,000 | 2,289,888    | 5,368,776   | 1.2%       |
| 平成13年 | 448,420,000 | 27,617,168   | 61,954,336  | 13.8%      |
| 平成14年 | 298,580,000 | 4,411,157    | 13,546,314  | 4.5%       |
| 平成15年 | 382,050,000 | 19,601,538   | 29,249,860  | 7.7%       |
| 平成16年 | 496,590,000 | 24,079,459   | 32,105,946  | 6.5%       |
| 平成17年 | 468,650,000 | 23,626,787   | 22,528,959  | 4.8%       |
| 平成18年 | 427,840,000 | 66,424,478   | 88,020,624  | 20.6%      |
| 平成19年 | 424,960,000 | 14,240,323   | 20,343,319  | 4.8%       |
| 平成20年 | 350,600,000 | 1,346,543    | 1,923,633   | 0.5%       |
| 平成21年 | 482,380,000 | 18,187,815   | 25,982,593  | 5.4%       |
| 平成22年 | 102,880,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成23年 | 452,100,000 | 25,440,451   | 36,343,501  | 8.0%       |
| 平成24年 | 346,810,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成25年 | 444,100,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成26年 | 327,330,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成27年 | 241,170,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成28年 | 230,000,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成29年 | 400,000,000 | 0            | 0           | 0.0%       |

(※平成20年度以降の損失補償支払額、事故総額及び事故率は未確定)

## (6) 信用保証制度における事故率との比較

本貸付金の事故率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における事故率について公表されている適切な資料が見当たらないため、直接単年度事故率の高低を比較するのは困難である。そのため、類似の制度として、全国的に実施されており、かつ対象が同じ中小企業者である信用保証制度との比較が有用と考えられる。信用保証制度とは、信用力に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。



(平成27年11月19日中小企業庁「信用補完制度の現状と指摘」から)  
かかる信用保証制度について、公表されている平成23年度から平成28年度の事故率＝代位弁済額÷保証債務残高(平均)を計算すると次のとおりである。1.67%から2.50%で平均が2.11%となっている。

| 年度   | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平均    |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| 貸付残高 | 34,448,374 | 32,078,513 | 27,701,740 | 25,761,847 | 23,873,792 | 23,840,113 |       |
| 事故総額 | 860,797    | 777,853    | 650,974    | 526,570    | 446,256    | 397,896    |       |
| 事故率  | 2.50%      | 2.42%      | 2.18%      | 1.90%      | 1.73%      | 1.67%      | 2.11% |

単位：百万円

(全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出)  
これに対して、同じ平成23年度から平成28年度の間、機械類貸与事業について同様の方法で計算した事故率は次のとおりである。なお、請求額に対する損失補償割合は70%から75%の範囲で年度により異なる。信用保証制度における事故率(代位弁済率)は、代位弁済額÷保証債務平均残高で計算されており、機械類貸与事業とは事故率の計算方法が異なる。そのため、同様の方法で計算を行うこととすると、事故率＝事故総額÷貸付平均残高となる。

| 年度     | 平成23年度    | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    | 平均    |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 貸付平均残高 | 2,056,415 | 2,012,870 | 2,195,890 | 2,238,451 | 1,971,001 | 1,830,475 |       |
| 事故総額   | 0,439     | 12,567    | 24,943    | 8,572     | 17,043    | 40,063    |       |
| 事故率    | 0.31%     | 0.62%     | 1.17%     | 0.38%     | 0.86%     | 2.20%     | 1.27% |

単位：千円

信用保証制度の事故率(平成23年度から平成28年度)1.67%から2.50%で平均が2.11%に對して、機械類貸与事業の事故率(平成23年度から平成28年度)は0.31%から2.20%で平均が0.90%であり、信用保証制度の事故率と比較して機械類貸与事業の事故率は低い。

## (7) 損失補償支払後の返納額

既述のとおり、県が損失補償をした後も、公社は債権の保全回収に努める義務があり、回収した場合には回収金から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した割合を県に返納しなければならず、損失補償額と返納額をまとめたのが次の表である。こちらも同様に、貸

付年度終了後9年度経過しなければ損失補償支払額が確定せず、返納はさらにその後の場合もある。損失補償支払額については、平成19年度貸付分まで確定している。

平成12年以前の貸付については、平成19年度貸付分まで確定している。平成28年度未までの返納額が7960万4538円となっており、損失補償支払額の約28.0%が返納されている。平成13年度の貸付については、損失補償支払額が2761万7168円、平成28年度までの返納額が1283万3887円となっており、損失補償支払額の約46.5%が返納されている。

中小企業機械類貸与事業（損失補償支払額及び返納額一近代化制度促進事業費）

| 年度 | 機械類貸与事業損失補償支払額 |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 機械類貸与事業損失補償返納額 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|----|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|    | 13年度           | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度           | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 13 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 14 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 15 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 16 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 17 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 18 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 19 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 20 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 21 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 22 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 23 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 24 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 25 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 26 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 27 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 28 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 29 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 30 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 31 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 32 | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 計  | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0              | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

平成12年度以前から平成19年度までの返納率は次のとおりである。事業開始年度から平成19年度までの平均返納率を見ると27.39%であるが、年度ごとに見ると2.14%から100%と返納率にはかなり幅がある。1件あたりの貸付金額が比較的高額であるため、年度により返納率にばらつきが出やすいものと思われる。

返納率の高低自体については比較すべき適切な指標が見当たらないため評価が難しい。ただ、平成23年度から平成28年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、機械類貸与事業の事故率は低いと評価できる。

| 年度  | 損失補償支払額     | A 返納額（平成28年度まで） | B 返納率B/A |
|-----|-------------|-----------------|----------|
| ～12 | 284,177,865 | 79,604,538      | 28.01    |
| 13  | 27,617,168  | 12,833,887      | 46.47    |
| 14  | 4,411,157   | 4,411,157       | 100.00   |
| 15  | 19,601,538  | 4,150,466       | 21.17    |
| 16  | 24,079,459  | 2,026,954       | 8.42     |
| 17  | 23,626,787  | 20,463,913      | 86.61    |
| 18  | 66,424,478  | 1,421,320       | 2.14     |
| 19  | 14,240,323  | 2,223,425       | 15.61    |
| 合計  | 464,178,775 | 127,135,660     | 27.39    |

## 6 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

ア 本貸付金の貸付実績について

本貸付金の貸付事業が開始した昭和58年度から平成28年度の貸付実績を見ると、経済状況等により大きく貸付実績額が落ち込んだ年度はあるものの、おおむね毎年度2億円から5億円程度の貸付実績額があり、中小企業者の設備を近代化し、ひいては経営の安定に資するという目的に一定の寄与をしていると考えらえる。

イ 本貸付金の回収について

本貸付金は、県が公社に貸し付けた債権については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際には、本貸付金によって公社が実施する機械類貸与事業において、公社が中小企業者から全回収できているわけではなく、回収できなかつた金額の一部については、県が損失補償を行っているため、事故率や返納率も含めて評価すべきと考えらる。

この点、信用保証制度の事故率（平成23年度から平成28年度）1.67%から2.50%で平均が2.11%に対して、機械類貸与事業の事故率（平成23年度から平成28年度）は0.31%から2.20%で平均が0.90%であり、信用保証制度の事故率と比較して機械類貸与事業の事故率は低い。さらに、平成23年度から平成28年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、機械類貸与事業の事故率は低いと評価できる。

以上から、本貸付金の回収について特に問題はない。

以上

## 第6 沖縄県中小企業高度化資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

|                                                           |                                                                      |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 貸付金名                                                      | 沖縄県中小企業高度化資金貸付金                                                      |  |  |  |
| 担当部署名（部及び課）                                               | 沖縄県労働部 中小企業支援課                                                       |  |  |  |
| 貸付開始年度                                                    | 昭和48年度                                                               |  |  |  |
| 根拠規定（法律、条例、要綱等）                                           | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法、高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則、沖縄県中小企業高度化資金貸付規則等      |  |  |  |
| メニエール、手引き等                                                | 高度化事業制度、利用ハンドブック、高度化事業例規集、債権管理マニュアル                                  |  |  |  |
| 貸付金の目的                                                    | 中小企業者の連携若しくは事業の共同化又は事業の集積の活性化に必要な資金の貸付を行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。 |  |  |  |
| 貸付対象                                                      | 事業協同組合、商店街振興組合等                                                      |  |  |  |
| 財源（県、国、その他のいずれか）                                          | 県：中小機構 ※特例措置 平成29年3月末まで                                              |  |  |  |
| 貸付の方法<br>（県55年度貸付すの、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか、金融機関等の団体等を通じて貸すのか） | 県が直接貸付                                                               |  |  |  |
| 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の<br>借名を通じて貸すのか）                        | 否                                                                    |  |  |  |
| 借名の償還管理方法                                                 | 有（未収金の削減）                                                            |  |  |  |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容                                      | 2名                                                                   |  |  |  |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員<br>の人数及び内容                            | 県ポータルシステムに搭載                                                         |  |  |  |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                                         | 無（但し、全国一律の制度のため、毎年、中小機構において初任研修等を実施している。必要に応じて担当職員を派遣している。）          |  |  |  |
| 貸付の条件                                                     | 土地の国有化、相対取得の整備等に係る土地、建物、構築物、設備に対する貸付であり、対象事業費の8割を上限としている。            |  |  |  |
| 利息の有無                                                     | 有無双方有り                                                               |  |  |  |
| 利息の利率（年）                                                  | 有 無 有 無                                                              |  |  |  |
| 連延保証基金設定の有無                                               | 有                                                                    |  |  |  |
| 連延保証基金の利率（年）                                              | 10.75%                                                               |  |  |  |
| 保証人の設定                                                    | 要                                                                    |  |  |  |
| 物的担保の要否                                                   | 要                                                                    |  |  |  |
| 担保価値の把握方法                                                 | 全部事項照査、固定資産評価証明書等                                                    |  |  |  |
| 借入額超過の有無                                                  | 有                                                                    |  |  |  |
| 借入額超過率（%）                                                 | 3年借入額超過率（20年度以内）                                                     |  |  |  |
| 借入額の削減要否等の有無                                              | 有                                                                    |  |  |  |

「機構」という。）と県が、必要な土地、建物、構築物、設備を購入する資金等を貸し付けるものである。

昭和48年度に貸付を開始し、平成28年末の総貸付残高は44億6516万3930円（貸付先数23）である。これまで本貸付金が活用された例としては、浦添市の沖縄県卸商業団地協同組合（卸業者数十社）、南風原町の沖縄印刷団地協同組合（印刷業者数十社）、宜野湾市及び宜野湾市商工会が中心となっており、複合商業施設サンフアーマナなどがある。

#### (3) 根拠規定

高度化事業の根拠規定は、沖縄県中小企業高度化資金貸付規則（以下「本規則」という。）である。

#### (4) 目的

中小企業者又は機構に対して連携若しくは事業の共同化又は集積の活性化に必要な資金の貸付を行うことにより、中企業企業の振興に寄与することを目的としている（本規則第1条）。

#### (5) 貸付対象

貸付対象は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項と、それに基づく高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則第4条に定められており、主に企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会等（以下「協同組合等」という。）である。

#### (6) 財源

本貸付金については、平成32年3月末までは特例措置により、県と機構の資金の割合が16：64とされている。

#### (7) 貸付の方法

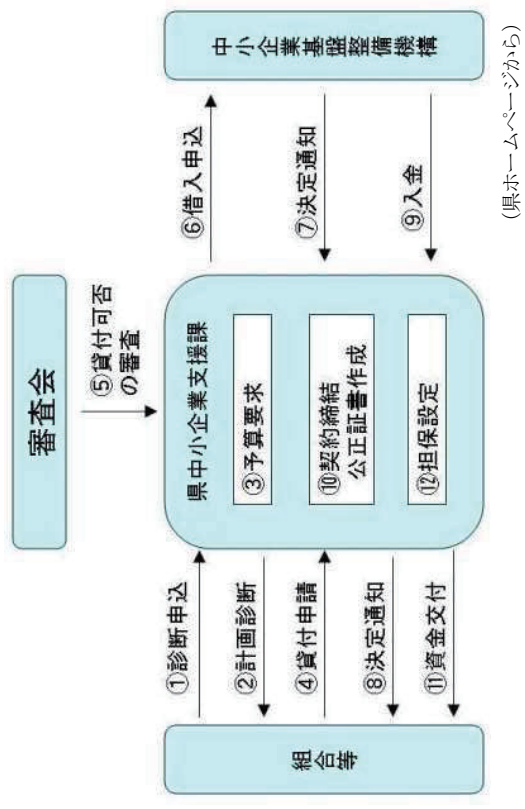
県が協同組合等に対して直接貸し付ける。

#### (8) 貸付業務の流れ

貸付を受けようとする協同組合等が事業計画書を県に提出した後、県が中小企業診断士による経営診断を行い、貸付額を内定して機構に対して借入申請を行う。そして機構から貸付決定の通知を受けた後、協同組合等に対して貸付通知を行う（本規則第5条）。

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県中小企業高度化資金貸付金（以下「本貸付金」という。）とは、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業（以下「高度化事業」という。）に対して、中小企業基盤整備機構（以下



- (9) 本貸付が単年度貸付か否か 否
- (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容 有
- 本貸付金については、平成11年度包括外部監査において7点の指摘がなされ、それに対する県の措置について、平成22年度の包括外部監査において評価が加えられている。内容は次のとおりである。

| 年度     | 指摘事項  | 【経営成績】                                              | 【経営比率】                       | 【経営能力】                           | 【経営健全性】                          | 【経営発展性】                          |
|--------|-------|-----------------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 平成11年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成12年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成13年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成14年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成15年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成16年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成17年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成18年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成19年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成20年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成21年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |
| 平成22年度 | 借入金一筆 | 借入金について、期間未到来分を含めた繰上返済の発生が認められる。また、返済計画の立て直しが必要である。 | 返済比率が低下している。返済計画の立て直しが必要である。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 | 返済計画の立て直しを行い、返済計画に照らして返済が行われている。 |

- (1) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 2名
- (2) 広報の有無及び内容
- 県ホームページの「中小企業支援」の箇所に、「高度化資金（共同施設事業）」「高度化資金（施設集約化事業）」等の説明を掲載している。
- (3) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

ただし、本貸付は全国一律に行われている制度であるため、毎年機構において初任者研修等を行っており、必要に応じて担当職員を派遣している。

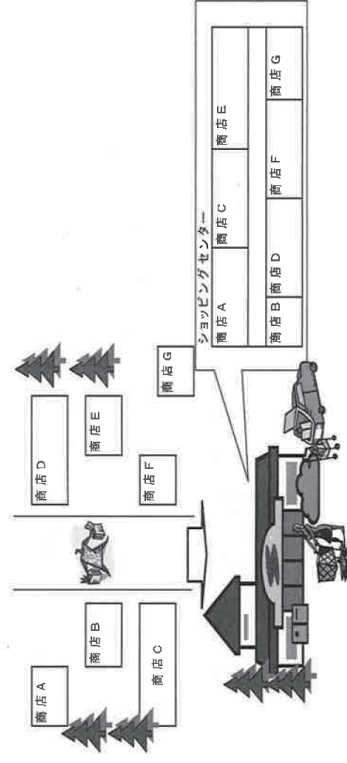
## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

本規則別表第1において、14の貸付対象事業を定め、貸付対象事業ごとに貸付対象者及び貸付対象施設を定めている。貸付対象事業は、①経営革新承認グループ事業、②異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、③下請振興事業計画承認グループ事業、④総合効率化計画認定グループ事業、⑤施設集約化事業、⑥共同施設事業、⑦設備リース事業、⑧企業合同事業、⑨集団化事業、⑩集積区域整備事業、⑪地域産業創造基盤整備事業、⑫商店街整備等支援事業、⑬地域産業創造基盤整備活性化事業、⑭商店街整備等活性化支援事業である。

いくつかつか例を挙げて説明すると、⑤施設集約化事業とは、たとえば、事業協同組合が、組合員である中小企業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場、共同事業場などの主として一の建物を整備・運営し、組合員のすべてが施設内でそれぞれ事業を行うことによつて、組合員の経営の近代化・合理化を図る事業である。

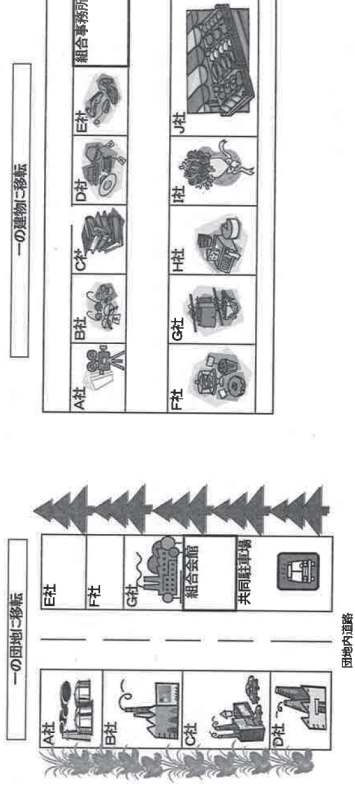
### 【共同化形態の例】ショッピングセンターの整備



(中小企業基盤整備機構「高度化事業制度利用ハンドブック」から)

また、⑨集団化事業とは、中小企業者が事業協同組合などを設立し、移転計画を作成し、適地に集団で移転し、すべての組合員が一の団地又は建物の内部に施設を整備するとともに、適切な共同事業を実施することによつて、経営基盤の強化を図る事業である。

## ＜イメージ図＞



(中小企業基盤整備機構「高度化事業制度利用ハンドブック」から)

### (2) 利息の有無及び内容

本規則第4条第1項において、平成28年度の貸付制度については年0.50%と定めているが一定の条件に該当する場合は無利子としている。

本規則第4条第1項 貸付金の利息は、年0.50パーセントとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、無利子とする。

実際の貸付けにおいては無利子となることが多い。

### (3) 連延損害金規定の有無及び内容

借主が償還期日までに貸付金を償還しない等の場合は、年10.75%の連延金を徴収することができると規定されている(本規則第20条第1項)。

昭和48年度からの本貸付制度開始当初は元利金完済後に連延金を測定していたものを、不動産価格の急落を契機とするいわゆるバブル崩壊以降貸付先の多くが経営悪化したことを受け、元利金償還後に例外なく連延金の測定をするという方針を変更し、現在は沖縄県中小企業高度化資金貸付金及び沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金に係る連延金の徴収に関する運用方針を策定し、その基準に基づく測定を行っている。

この点、県が定める標準マニュアルにおいては、平成25年度包括外部監査報告書の指摘も受け、少なくとも元本が完結となった時点で連延金の測定を行うべきとしている(標準マニュアル29頁)。本貸付金については「連延金を徴収することができる」との規定になっているが、この規定により担当者の裁量で連延金を測定するか否かを決められると理解できない。よつて、連延金については、少なくとも元本が完結となった後、速やかに測定を行うべきである。

意見 1

違約金については、少なくとも元金が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。

(4) 保証人の要否及び内容

知事が適当と認める者2人以上の連帯保証人が必要である（本規則第14条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法

貸付対象施設又はその他知事が適当と認める物件を担保として提供させる（本規則第14条）。担保価値の把握方法としては、貸付対象設備に損害保険を付し、保険金請求権に質権設定を行う（本規則第16条）。

(6) 償還方法

据置期間は3年以内、償還期間は20年以内の年賦償還である（本規則第4条第2項）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

償還猶予を直接規定したものではないが、本規則第13条第3項により契約の変更請求を認めているため、災害等の特別の事情ある場合は償還猶予を認めることができる。と解する。

本規則第13条

- 1 貸付金の貸付けは、知事と貸付金の交付を受ける者（以下「借主」という。）との間で、金銭消費貸借契約を締結して行うものとする。
- 2 前項の契約は、公証人が作成する公正証書をもって行うものとし、これに要する一切の費用は借主の負担とする。
- 3 知事又は借主は、災害若しくは経済事情の著しい変動又は特別の事情により、第1項の規定により締結した契約の内容を変更する必要があると認めたとときは、その変更を相手方に求めることができる。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

償還免除を直接規定したものではないが、上記本規則第13条第3項により契約の変更請求を認めているため、災害等の特別の事情ある場合は償還免除を認めることができる。と解する。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

借主が貸付金を目的外使用したとき、貸付金の償還又は当該償還に係る利息の支払を怠ったとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、借主が貸付対象者でなくなったとき、この規則又は契約に違反したとき及び知事が期限内に償還させる必要がある

ると認めたととき、貸付金の全部又は一部を償還させることができる（本規則第19条第1項）。

また、虚偽の申請又は不正の手段により貸付けの決定を受けたとき、被産その他貸付けに支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、貸付対象施設の全部又は一部の設置を中止し、又は取りやめたとき、貸付対象施設の設置に必要な経費の全部又は一部を支払う必要があるなくなったとき又は貸付けの決定の内容又はこれに付された条件に違反したときも同様に、貸付金の全部又は一部を償還させることができる（本規則第19条1項、第11条1項）。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

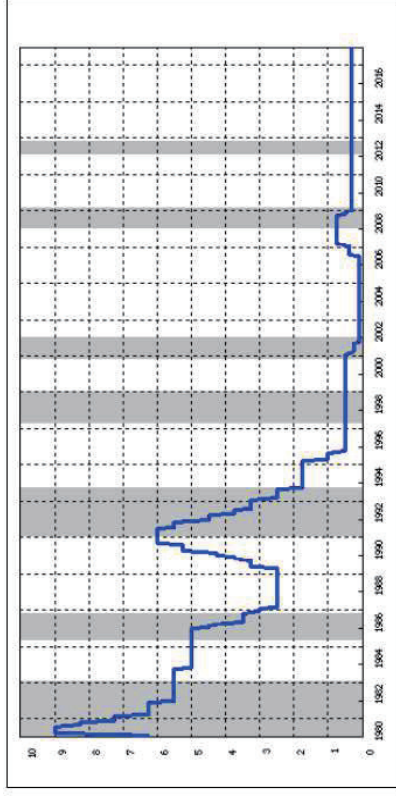
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 予算額(円)           | 2,429,000     | 0             | 4,114,000     | 0             | 0             |
| 申請件数(件)          | 1             | 0             | 1             | 0             | 0             |
| 貸付実績             |               |               |               |               |               |
| 貸付金額(円)          | 2,429,000     | 0             | 4,114,000     | 0             | 0             |
| 貸付件数(件)          | 1             | 0             | 1             | 0             | 0             |
| 回収済全金額(当座庫分) A   | 574,178,000   | 384,025,327   | 332,506,000   | 331,938,313   | 234,048,000   |
| 回収済全金額(当座庫分) B   | 275,372,730   | 231,281,271   | 264,593,000   | 264,012,000   | 234,048,000   |
| 回収済(当座庫分) B/A    | 47.96         | 72.25         | 79.57         | 79.54         | 100.00        |
| 回収済(当座庫分) C      | 6,940,184,332 | 7,107,857,373 | 6,522,045,119 | 3,345,842,383 | 3,289,167,260 |
| 回収済(当座庫分) D      | 131,142,293   | 135,082,016   | 798,156,756   | 124,801,416   | 133,385,330   |
| 回収率(当座庫分) D/C    | 1.89          | 1.87          | 12.05         | 3.72          | 4.06          |
| 総貸付件数(件)         | 9,599,792,908 | 8,797,883,119 | 5,221,210,576 | 4,352,597,260 | 4,465,183,990 |
| 総貸付金額(円)         | 38            | 34            | 30            | 28            | 23            |
| 不納付件数(件)         | 0             | 455,450,000   | 0             | 0             | 0             |
| 不納付金額(円)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 償還放棄(円)          | 0             | 2,545,972,000 | 0             | 0             | 0             |
| 償還放棄(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

(2) 予算額

予算額は、平成24年度は242万9000円、平成26年度は411万4000円、平成25・27・28年度は貸付がなかったため、予算措置されていない。

(3) 貸付実績及び貸付件数

貸付実績及び貸付件数は、平成24年度は242万9000円（1件）、平成26年度は411万4000円（1件）、平成25・27・28年度は貸付実績無となっており、低調である。本貸付金の貸付が低調な理由としては、金融機関の貸出利率が長期間かなり低い水準にある、基本的に無利子、有利子の場合平成28年度0.5%という利率の魅力が薄れていることが考えられる。基準割引率及び基準貸付利率（日本銀行が民間金融機関に資金を貸し出すときの基準金利）を見てみると、1980年（昭和55年）は約9%であったが、1996年（平成8年）には1%を割り込み、その後1%未満の状態が続いている。



(日本銀行 時系列データ検索サイトから)

それでも原則的に無利子であるので、民間金融機関からの借入より魅力的なはずであるが、既述のとおり、本貸付金の貸付に際しては、金融機関からの借入に比べて書類作成や手続きに時間を要する点が、利用が低調である要因と思われる。

ただ今後については、借入申込の前段階である相談があり、貸付が見込まれるとのことである。

(4) 当年度分の回収すべき金額、回収済み金額及び回収率

当年度分回収率を見ると、平成 28 年度は 100%であるものの、平成 24 年度 47.96%、平成 25 年度 73.25%、平成 26 年度 79.57%、平成 27 年度 79.54%となっている。通常当年度分の回収率は高率であることからすると、当年度分回収率が高いとは言えない。

| 当年度分回収率等        | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 回収すべき金額(当年度分) A | 574,173,000 | 384,025,327 | 332,508,000 | 331,838,313 | 234,048,000 |
| 回収済み金額(当年度分) B  | 275,372,720 | 281,291,771 | 284,532,000 | 284,012,000 | 234,048,000 |
| 回収率(当年度分) B/A   | 47.96       | 73.25       | 79.57       | 79.54       | 100.00      |

(5) 過年度分の回収すべき金額、回収済み金額及び回収率

当年度分回収率が高いとは言えない点から推測できるように、過年度分回収率はさらに低い。平成 24 年度 1.89%、平成 25 年度 1.87%、平成 26 年度 12.05%、平成 27 年度 3.72%、平成 28 年度 4.06%と、ここ 5 年度を見るとほぼ回収率が一桁に留まっている。

| 過年度分回収率等        | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 回収すべき金額(過年度分) A | 6,940,194,552 | 7,107,857,579 | 6,822,046,119 | 3,345,842,383 | 3,239,187,200 |
| 回収済み金額(過年度分) B  | 131,142,253   | 133,082,016   | 798,158,756   | 124,801,418   | 133,385,330   |
| 回収率(過年度分) B/A   | 1.89          | 1.87          | 12.05         | 3.72          | 4.06          |

(6) 不納欠損額及び件数

本貸付金については、平成 25 年度に 4 億 5545 万円 (2 件) の不納欠損処理がされている。

これは、時効期間を経過し、貸付先が時効の援用を行った債権について不納欠損処理を行ったものである。

(7) 債権放棄額及び件数

本貸付金については、平成 26 年度に 25 億 4597 万 2000 円 (4 件) の債権放棄がされている。これは、貸付先の特別清算の配当手続と、その連帯保証人との調停を経て行われたものである。

(8) 免除額及び件数 無

4 債権管理マニュアルに従った債権管理

本貸付金については、「債権管理マニュアル (中小企業設備近代化資金貸付金 中小企業高度化資金貸付金)」 (以下「債権管理マニュアル」という。) が従前のマニュアルを改訂する方法で作成され、平成 29 年 3 月 8 日に施行されている。その概要は次のとおりである。

(1) 債権の種類

債権管理マニュアルにおいては、債権を正常債優先、条件変更先、延滞先及び破綻先の 4 種類に分類した上で、それぞれ対応策を定めている。

(2) 回収不能債権の整理

債権を分類した上で、回収不能債権については、徴収停止、履行延期の特約、権利の放棄、不納欠損処理という整理を行う。

(3) 財産調査

督促後の催告を集中的に行い、当初の納入期限から 1 年を経過してもなお履行されない場合には財産調査に着手しなければならない。財産調査は、特別な事情がない限り、当初の納入期限から 1 年 9 か月以内に完了できるように努める。

(4) その他

その他、債権管理マニュアルにおいては、貸付先及び連帯保証人等への対応、債務者等死亡時の対応、生活弱者への対応等を定めている。

5 サービサーに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要

平成 28 年度当初現在、県がサービサーに対して債権回収業務を委託しているのは、6

貸付先に対する7件の貸付金で、受託債権額は8億7175万9988円である。貸付年月日を見ると、昭和年代に貸し付けたものが4件、平成10年以前に貸し付けたものが3件と、いずれも貸付から20年以上又は20年近く経過している。債権管理マニュアルにおいて延滞先に分類した貸付先のうち、回収処理を進めていく先及び破綻先に分類した貸付先を委託先として選定している。

## (2) 契約の締結

県は、毎年4月1日付で、サービサーと委託契約書を締結している（以下「本委託契約書」という。）。委託業務の名称は、「平成28年度中小企業高度化資金貸付金債権管理業務」であり、委託業務の内容は「委託業務仕様書」としておりとされている。かかる委託業務の内容については後述する。

## (3) 委託期間

委託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間である。

## (4) 委託料

委託料は、委託対象債権の元金償還金の未収金のうち収納があった金額の30%及び消費税である。なお、貸付割合に応じた委託料を一部機構が負担している。

## (5) 費用の負担

事務処理に要する費用は、サービサーが負担する。ただし、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、訴訟等の法的手続に要する費用は県が負担する。

## (6) 回収実績

平成24年度から平成28年度のサービサー各年度における収納率は0.06%から1.16%と高くはないが、完全成功報酬制であり、かつ法的手続を行う場合以外の費用はサービサーが負担することからすると、費用対効果の面で悪くはないと言える。

## 6 未収債権について取るべき方策

### (1) 未収債権の概要

平成28年度末時点で償還期限どおりに償還がなされていない未収債権は、貸付先数13、同じ貸付先に複数回貸付をしている場合があるので、貸付債権数17本である。

13貸付先に対する貸付のうち、昭和年代に貸し付けているのが7、平成元年以降平成9年度までの間に貸し付けているのが6である。

13貸付先に対する貸付のうち、元金が残っているものが11、元金を完済し違約金ののみ残っているものが2である。

### (2) サービサー委託分貸付金の検討

13貸付先に対する貸付のうち、平成28年度には6貸付先に対する貸付（貸付債権数7本）をサービサーに委託している。うち1貸付先は平成29年度に完済したため、5貸付先について検討する。

### ア 事案1

事案1は、元本残高約6000万円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先からの回収は困難のため、現在保証人が分割で償還している。保証人のうち1名については、サービサー経由でまとまった金額の償還を受け、サービサーから今後請求を行わない旨の文書を発行している。今後の対応方針としては、担保提供者との間で支払総額を定めて償還を受けた後の担保解除、相続人との任意交渉継続を予定している。

今後の対応としては予定されているとおりでいいと思われるが、元本残高が約6000万円あるのに対して、現在保証人から回収している金額が月数万円に留まり、このままだと元本の回収に約90年かかる計算となる。1年度程度担保提供者との交渉を続けても妥結に至らない場合は、県とサービサーにおいて今後の対応方針の協議をし、速やかに担保権実行するなどの対策を取るべきである。

### イ 事案2

事案2は、元本残高約2億数千円であるところ、貸付先である組合は経営を続けているものの、収入から必要経費を差し引いた利益が少額しか残らず厳しい状況である。

今後の対応方針としては、貸付先と連帯保証人との間で話し合いを促すとしている。

今後の対応方針としては予定されているとおりでいいと思われるが、元本残高が約2億数千円あるのに対して、現在貸付先から回収している金額が月数万円に留まり、このままだと元本の回収に数百年かかる計算となる。1年度程度貸付先と連帯保証人との話し合いを促して妥結に至らない場合は、県とサービサーにおいて今後の対応方針の協議をし、速やかに連帯保証人に対して直接請求し、連帯保証人は資産を有していることなどで訴訟提起をして強制執行を行うなどの対策を取るべきである。

### ウ 事案3

事案3は、元本残高約3000万円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先が毎月少額の分割で償還をしている。保証人に対して請求しているものの任意に償還をしている者はいない。今後の対応方針としては、保証人の相続人に対する請求等を予定している。

元本残高が約3000万円であるところ、現在貸付先から回収している金額が少額に留まり、このままだと元本の回収に数百年かかる計算となる。貸付先が分割弁済をしている



間に保証人の相続人に対する請求等を終わらせておき、将来の不納欠損処理手続きが速やかにできるよう環境を調べておくべきである。

#### エ 事案 4

事案 4 は、元本残高 2 億数千円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先、保証人のいずれも分割弁済を行っていない。また貸付先等が所有する不動産には差押等されており回収困難である。今後の対応方針としては、不納欠損処理予定であり、方針どおり進めるべきである。

#### オ 事案 5

事案 5 は、元本約 1800 万円であるところ、貸付先は死亡しており、連帯保証人は法的破産手続きを取って免責許可決定を得ており、いずれも分割弁済を行っていない。今後の方針としては、貸付先の相続人が所有している担保物件に対する競売手続により数百万円の回収可能性があるとのことで、方針どおり進めるべきである。

#### (3) 県が管理している貸付金の検討

県が管理している貸付金である貸付先数 7（貸付債権本数 10 本）は、元本残高は約 1 千数百万円から約 11 億円、1 貸付先を除きいずれも貸付先が営業を継続しており、年数百万円から数千円の償還が変更した償還計画に従ってなされている。さらに内容を見ると、変更した償還計画どおりに償還がなされればおおそ 10 年度内には元金を完済する見込みである貸付先数が 3、複数ある貸付金債権のうち 1 部については数年度内に元金を完済する見込みである貸付先数が 1、所有する建物を売却して償還予定の貸付先数が 1 となっており、いずれも現在の方針どおり回収を続けるべきである。

## 7 指摘、意見及びコメント

### (1) 指摘 無

### (2) 意見

違約金については、少なくとも元金が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。

### (3) コメント

#### ア 本貸付金の貸付実績について

貸付実績及び貸付件数は、平成 24 年度は 242 万 9000 円（1 件）、平成 26 年度は 411 万 4000 円 1 件、平成 25・27・28 年度は貸付実績無となっており、低調である。本貸付金の貸付実績が低調な要因としては、主に金融機関の貸出利率が長期間かなり低い水準

にあり、基本的に無利子、有利子の場合平成 28 年度 0.5% という利率の魅力が薄れていることが考えられる。

しかし、民間金融機関の貸出利率は今後上昇する可能性もあるところ、多額の支出が必要となる事業の高度化のために県が貸付を行う意義は大きく、貸出実績が近年低調であっても長い目で見守るべき制度と考える。

#### イ 未取債権について

本貸付金の平成 28 年末の貸付残高のうち、償還期限どおりに償還がなされていない未取債権 31 億 5578 万 1930 円（15 件）であり、その回収率を見ると、平成 24 年度 1.89%、平成 25 年度 1.87%、平成 26 年度 12.05%、平成 27 年度 3.72%、平成 28 年度 4.06% と、ここ 5 年度を見るとほぼ回収率が一桁に留まっている。

県が管理する 7 貸付先のうち、6 貸付先に対する貸付は変更した償還計画どおりに償還を受けることで元金の完済が可能である等、いずれも現在の方針どおり回収を続けるべきである。

よって、回収が困難と思われるのは、貸付先が営業を停止している、事実上倒産している、死亡した等の状況下で定期的な償還がされていない、又はごく少額の償還しかされておらず 7 貸付先に対する貸付である。いずれも元金全額の回収は困難と思われるため、回収の努力と並行して、不納欠損処理も見据えるべきである。

以上

第7 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                                    |                                                                                        |            |           |           |           |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 貸付金名                               | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金                                                                        |            |           |           |           |
| 担当部署名(部及び課)                        | 庶工労働部労働政策課                                                                             |            |           |           |           |
| 貸付開始年度                             | 昭和47年度                                                                                 |            |           |           |           |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                    | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則                                                                       |            |           |           |           |
| マニュアル、手引き等                         | 無                                                                                      |            |           |           |           |
| 貸付金の目的                             | 労働者に対し住宅の新築等に必要なる資金を貸し付けることにより労働者の住宅の取得を容易にし、もって労働者の福祉の増進に資すること                        |            |           |           |           |
| 貸付対象                               | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則                                                                       |            |           |           |           |
| 財源(県、国、その他のいずれか)                   | 県及び沖縄県労働金庫                                                                             |            |           |           |           |
| 貸付の方法(県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか) | 沖縄県労働金庫を通じて貸付                                                                          |            |           |           |           |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法  | 毎月「労働者住宅建設資金貸付状況報告書」により回収状況等を把握                                                        |            |           |           |           |
| 当該貸付が専ら年度貸付であるか否か                  | 否                                                                                      |            |           |           |           |
| 過去の当該事業等の指配管理の有無及び内容               | 無                                                                                      |            |           |           |           |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数               | 1名(元利償還金受入のみ)                                                                          |            |           |           |           |
| 広報の有無及び内容                          | 無                                                                                      |            |           |           |           |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                  | 無                                                                                      |            |           |           |           |
| 貸付の条件                              | 労働者であつて、①自ら居住するための住宅を新築、増築、改築又は購入しようとする者 ②住宅事情の困難度合いが高い者、③他に資金の調達が困難でこの資金の借入が必要と認められる者 |            |           |           |           |
| 利息の有無                              | 有                                                                                      |            |           |           |           |
| 利率の利率(年)                           | 2.10%(平成16年度)                                                                          |            |           |           |           |
| 遅延損害金規定の有無                         | 無                                                                                      |            |           |           |           |
| 遅延損害金の利率                           | -                                                                                      |            |           |           |           |
| 保証人の要否                             | 否                                                                                      |            |           |           |           |
| 物的担保の要否                            | 否                                                                                      |            |           |           |           |
| 担保価値の把握方法                          | -                                                                                      |            |           |           |           |
| 償還方法(ex1年居座半年償還)                   | 割賦均等割                                                                                  |            |           |           |           |
| 償還免除規定の有無                          | 無                                                                                      |            |           |           |           |
| 期限の利益喪失規定の有無                       | 無                                                                                      |            |           |           |           |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                   | 平成24年度                                                                                 | 平成25年度     | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    |
| 申請件数(件)                            | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 貸付実績                               | 貸付金額(円)                                                                                |            |           |           |           |
| 回収すべき金額(当年度分)A                     | 4,386,900                                                                              | 3,078,200  | 2,422,100 | 2,317,000 | 2,262,700 |
| 回収済み金額(当年度分)B                      | 4,386,900                                                                              | 3,078,200  | 2,422,100 | 2,317,000 | 2,262,700 |
| 回収済み金額(前年度分)C                      | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 回収済み金額(前年度分)D                      | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 回収率(B+D)/(A+C)                     | 100                                                                                    | 100        | 100       | 100       | 100       |
| 総貸付残高(円)                           | 14,100,000                                                                             | 11,950,000 | 8,650,000 | 6,350,000 | 4,100,000 |
| 総貸付件数(件)                           | 7                                                                                      | 6          | 5         | 4         | 3         |
| 不納欠損額(円)                           | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 不納欠損件数(件)                          | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(円)                            | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(件)                            | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 免除額(円)                             | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 免除件数(件)                            | 0                                                                                      | 0          | 0         | 0         | 0         |

(2) 本貸付金の概要

沖縄県労働者住宅建設資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、労働者に対し住宅の新築等に必要なる資金を貸し付けることにより労働者の住宅の取得を容易にし、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とした貸付金である。沖縄県が本土復帰した昭和47年度に貸付事業を開始し、平成16年度に貸付事業を終了している。県が沖縄県労働金庫(以下「労働金庫」という。)に対して貸付を行い、労働金庫が労働者に対して貸付を行う。

すでに貸付事業を終了しており、またこれまで労働金庫から償還期限に償還がされなかったことがないため、現在は労働金庫からの元利償還金受入れのみを行っている。平成28年度末の貸付残高は410万円(3件)である。

(3) 根拠規定

本貸付金は昭和47年度から開始した貸付金であり、根拠規定は昭和48年7月26日に制定された沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則(以下「本規則」という。)である。

(4) 目的

本貸付金は、労働者に対し、住宅の新築等に必要なる資金を貸し付けることにより労働者の住宅の取得を容易にし、もって労働者の福祉の増進に資することを目的としている(本規則第1条)。

(5) 貸付対象

貸付対象者は本規則第1条において労働者(沖縄県労働金庫の個人会員及び会員を構成する者(法人又は団体を除く。))と定められている。

ここでその会員であることが貸付の条件とされている労働金庫とは、労働金庫法に基づいて全国に設立されている非営利の協同組織であり、営利を目的としてその事業を行ってはならない、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない、その事業の運営については、政治的に中立でなければならぬ等と定められている(労働金庫法第5条)。

(6) 財源

本貸付金については、県及び沖縄県労働金庫の資金を財源としている。具体的には、貸付事業が開始した昭和47年度から昭和62年度までは100%県の資金から貸し付けていたが、昭和63年度からは労働金庫との協調を開始し、県と労働金庫が1:1の割合で資金を拠出している。

(7) 貸付の方法

県が資金を労働金庫に貸し付け、労働金庫が同額以上の自己資金を加えて、借入申込者に対して貸付けを行う。

(8) 貸付業務の流れ

貸付業務の流れについては、県が毎年度予算の範囲内で県資金を労働金庫に貸し付け、労働金庫は、資金の借入申込を受けたときは、前項の貸付金に同額以上の自己資金を加えて、当該

借入申込者に対し貸付けを行っている（本規則第2条）。

(9) 債権管理方法

労働金庫は、毎月労働者住宅建設資金貸付状況報告書を提出しなければならぬ（本規則第7条）。この報告書は、貸付先（会員名、氏名）、貸出金額、貸付年月日、償還期限年月日、建物の表示と、今期実績として実行件数及び貸出額が一覧となっているシンプルなものであるが、これまで労働金庫からの償還が期限までこなされなかったことが一度もないことからすると、十分な内容と思われる。

なお、県は、必要があると認めるときは、労働金庫及び借受人について調査し、又は報告を求めることができる（本規則第9条）。

- (10) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否
- (11) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無
- (12) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

平成16年度をもって貸付事業を終了しているため、新たな予算計上や貸付はない。商工労働部労働政策課の職員1名が、労働金庫からの元利償還金受入業務に従事している。

- (13) 広報の有無及び内容 無
- (14) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

労働者であって、①自ら居住するための住宅を新築、増築、改築又は購入しようとする者、②住宅事情の困難度合いが高い者（老朽、立退要求、過密居住、世帯分離、世帯分離、非住家のいづれかに該当するもの）、③他に資金の調達が困難でこの資金の借り入れが必要と認められる者である（本規則第3条）。

(2) 利息の有無及び内容

利息については、沖縄長期開発金融公庫が定める個人住宅資金の貸付金の利率を勘案して知事が別に定める利率とすると定められている（本規則第5条）。

本貸付金について、貸付事業を開始した当初から現在までの、貸付期間、年利率、限度額等を見ると次のとおりである。貸付期間は延長され、年利率は引き下げられ、限度額は引き上げられ、貸付対象者は広げられており、本貸付金の利用促進のために条件を緩和してきたことがわかる。

なお、下記年利率は、県が労働金庫に貸し付ける際の利率であり、労働金庫が労働者に対して貸し付ける際の利率は、平成16年度の場合2.10%であった。

| 貸付年度   | 貸付期間 | 年利率   | 限度額  | 備考        |
|--------|------|-------|------|-----------|
| 昭和47年度 | 10年  | 5.00% | 50万円 | 公庫借入者のみ対象 |

|         |     |       |       |                  |
|---------|-----|-------|-------|------------------|
| 昭和48年度～ | 10年 | 5.00% | 100万円 | 公庫借入者以外も対象に      |
| 昭和63年度～ | 15年 | 5.00% | 300万円 | 労金との協調融資になる      |
| 平成7年度   | 15年 | 3.80% | 300万円 | H7.4.1以降の貸付から適用  |
| 平成7年度～  | 15年 | 3.20% | 300万円 | H7.6.1以降の貸付から適用  |
| 平成12年度～ | 15年 | 2.50% | 300万円 | H12.4.1以降の貸付から適用 |
| 平成13年度～ | 15年 | 2.10% | 300万円 | H13.4.1以降の貸付から適用 |
| 平成14年度～ | 15年 | 2.10% | 300万円 | H14.4.1以降の貸付から適用 |
| 平成16年度  | 15年 | 2.10% | 300万円 | H16.4.1以降の貸付から適用 |

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

借付均等割の方法で償還されている。貸付の最終年度である平成16年度に県と労働金庫との間で締結された契約書を見ると、労働金庫に対する貸付金935万円のうち、初年度に95万円を、次年度以降に60万円を返済し、貸付から15年度で完済することとなっている。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 償還免除規定の有無及び内容 無

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等    | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    |
|---------------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額(円)              | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 申請件数(件)             | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 貸付実績                |            |            |           |           |           |
| 貸付金額(円)             | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 貸付件数(件)             | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 回収すべき金額(当年度分) A     | 4,386,900  | 3,078,200  | 2,422,100 | 2,317,000 | 2,262,700 |
| 回収済み金額(当年度分) B      | 4,386,900  | 3,078,200  | 2,422,100 | 2,317,000 | 2,262,700 |
| 回収すべき金額(過年度分) C     | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 回収済み金額(過年度分) D      | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 回収済み金額(B+D) / (A+C) | 100        | 100        | 100       | 100       | 100       |
| 総貸付残高(円)            | 14,100,000 | 11,050,000 | 8,650,000 | 6,350,000 | 4,100,000 |
| 総貸付件数(件)            | 7          | 6          | 5         | 4         | 3         |
| 未納欠損額(円)            | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 未納欠損件数(件)           | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(円)             | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(件)             | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 免除額(円)              | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 免除件数(件)             | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         |

(2) 予算額

平成16年度をもって貸付事業を終了しているため、予算計上はされていません。

### (3) 貸付実績

平成16年度をもって貸付事業を終了しており、新たな貸付は行っていない。

### (4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成24年度から平成28年度の回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は100%である。

### (5) 回収すべき金額及び回収率（6過年度分）

これまで労働金庫からの償還は償還期限通りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。なお、労働者から労働金庫に対する支払いが滞ることはあるが、その場合は労働金庫が契約している保証機関から支払いを受けることにより、県に対する償還は期限通りに行うことができることである。

### (6) 総貸付残高及び総貸付件数

県と労働金庫との間の契約で定めた償還期限通りに償還が進んでおり、平成28年度末における総貸付残高は410万円（3件）のみであり、平成31年度に償還が終了する見込みである。

### (7) 不納付損額及び件数 無

### (8) 債権放棄額及び件数 無

### (9) 免除額及び件数 無

## 4 指摘、意見及びコメント

### (1) 指摘 無

### (2) 意見 無

### (3) コメント

本貸付金については、沖縄県の本土復帰から、市中金融機関の貸付利率が高金利の時代にあつては需要があつたものと思われ、基準割引率及び基準貸付利率（日本銀行が民間金融機関に資金を貸し出すときの基準金利）を見てみると、1980年（昭和55年）は約9%であったが、1996年（平成8年）には1%を割り込み、その後1%未満の状態が続いている。現在まで続く低金利の時代にあつては、貸付利率が2.0%で限度額が300万円という本貸付金の魅力は薄れており、本貸付金は役割を終えて平成16年度をもって貸付事業を終了したと言える。

これまで労働金庫から償還期限通りに償還がなされており、平成28年度末の総貸付残高は410万円（3件）と僅少のため、残債権の償還を受けることで、全ての業務が終了するものと思われる。

以上

## 第7章 保健医療部の貸付金

### 第1 沖縄県医師修学資金等貸付金

### 第2 沖縄県看護師等修学資金貸付金

第1 沖縄県医師修学資金等貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                                    |                         |             |             |             |             |             |        |           |
|------------------------------------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|-----------|
| 貸付金名                               | 沖縄県医師修学資金等貸付金           | 平成28年度      | 平成27年度      | 平成26年度      | 平成25年度      | 平成24年度      | 平成23年度 | 平成22年度    |
| 担当部署名(部及び課)                        | 保健医療部保健医療総務課            | 43          | 55          | 68          | 84          | 84          | 75     | 84        |
| 貸付開始年度                             | 平成19年度                  | 43          | 55          | 68          | 84          | 84          | 75     | 84        |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                    | 沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例   | 0           | 2,740,000   | 10,230,000  | 3,510,000   | 0           | 0      | 0         |
| スキーム(貸付手引き等)                       | 沖縄県医師修学資金等貸付規則          | 0           | 2,740,000   | 10,230,000  | 3,510,000   | 0           | 0      | 0         |
| 貸付対象                               | 無                       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 貸付の目的                              | 無                       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 担保(県、国、その他のいずれか)                   | 国及び県                    | 184,140,000 | 241,580,000 | 304,800,000 | 381,540,000 | 464,270,000 | 426    | 426       |
| 貸付の方法                              | 県が直接貸与を行う。              | 165         | 218         | 276         | 348         | 0           | 0      | 0         |
| 前項において金融機関や他の団体等に委託して貸与するか         | 無                       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸与する場合の担保管理方法  | 無                       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 前項において金融機関や他の団体等に委託して貸与する場合の担保管理方法 | 無                       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 過去の内部監査等の担保事項の有無及び内容               | 否                       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 過去の内部監査等の担保事項の有無及び内容               | 無                       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数(人)            | 1人                      | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 広域の有無及び内容                          | 入学者の募集要項に記載             | 7,200,000   | 0           | 1,070,000   | 0           | 0           | 0      | 8,480,000 |
| 債権管理業務に関する個別担保の有無                  | 無                       | 4           | 0           | 1           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 貸付の条件                              | 琉球大学医学部地域学生であること等       |             |             |             |             |             |        |           |
| 利息の有無                              | 無                       |             |             |             |             |             |        |           |
| 利息の利率(年)                           | 無                       |             |             |             |             |             |        |           |
| 繰上返済規定の有無                          | 有                       |             |             |             |             |             |        |           |
| 繰上返済金の利率(年)                        | 14.5%                   |             |             |             |             |             |        |           |
| 保証人の要否                             | 要                       |             |             |             |             |             |        |           |
| 物的担保の有無                            | 否                       |             |             |             |             |             |        |           |
| 担保価値の把握方法                          | 貸与を受けた期間の1/2に相当する期間内に償還 |             |             |             |             |             |        |           |
| 償還方法(Co1年償還半年償還)                   | 有                       |             |             |             |             |             |        |           |
| 償還免除規定の有無                          | 有                       |             |             |             |             |             |        |           |
| 期限の利益享受規定の有無                       | 無                       |             |             |             |             |             |        |           |
| 本貸付金の貸付変動及び回収状況等                   |                         | 64,730,000  | 79,240,000  | 94,560,000  | 102,050,000 | 104,660,000 |        |           |
| 申請件数(件)                            |                         | 43          | 55          | 68          | 84          | 84          | 75     | 84        |
| 貸付実績                               |                         | 47,040,000  | 60,180,000  | 74,520,000  | 80,250,000  | 91,210,000  |        |           |
| 回収すべき金額(当年度分) A                    |                         | 0           | 2,740,000   | 10,230,000  | 3,510,000   | 0           | 0      | 0         |
| 回収済み金額(当年度分) B                     |                         | 0           | 2,740,000   | 10,230,000  | 3,510,000   | 0           | 0      | 0         |
| 回収すべき金額(前年度分) C                    |                         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 回収済み金額(前年度分) D                     |                         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 回収率 $(B+D) / (A+C)$                |                         | 184,140,000 | 241,580,000 | 304,800,000 | 381,540,000 | 464,270,000 |        |           |
| 繰上返済件数(件)                          |                         | 165         | 218         | 276         | 348         | 0           | 0      | 0         |
| 不納欠損額(円)                           |                         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 不納欠損件数(件)                          |                         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 債権放棄(円)                            |                         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 債権放棄件数(件)                          |                         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0      | 0         |
| 免除額(円)                             |                         | 7,200,000   | 0           | 1,070,000   | 0           | 0           | 0      | 8,480,000 |
| 免除件数(件)                            |                         | 4           | 0           | 1           | 0           | 0           | 0      | 0         |

(2) 本貸付金の概要

沖縄県医師修学資金等貸付金(以下「本貸付金」という。)は、いわゆる奨学金である。離島や沖縄本島北部地域等、医師確保対策が必要な地域の医師不足を解消するため、同地域での勤務を希望している医学部生に対して奨学金として貸付を行っている。

貸与型の奨学金である以上、本来は貸付を受けた奨学金は県に償還されるべきであるが、本貸付金は無事に被貸与者が医師免許を取得し、かつ指定医療機関で一定期間勤務した場合に、貸付金の償還を免除するという仕組みになっている。したがって、通常の

貸付金と異なり、本貸付金は、償還ではなく免除により貸付金が消滅することが制度上予定されている。

なお、本貸付金は、貸付の「件数」と貸付を受けた者の「人数」が必ずしも一致しない。これは、一度貸与が開始された学生については、基本的には翌年度分以降についても貸与が継続され、過年度分の貸与金については原則として在学中や研修期間中は償還が猶予されるため、1人の学生が医学部を卒業するまでの数年度分の貸付を受けることになるためである。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は平成19年4月1日に施行された「沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例」(以下「本条例」という。)及び同年6月15日に施行された「沖縄県医師修学資金等貸付規則」(以下「本規則」という。)である。なお、免除については本規則のみ条例で定めてその余を規則で定めている理由については、免除については議会で条例を定めておく必要があるため、この点のみが条例化されたものである。

(4) 目的

本条例第1条及び本規則第1条によれば、本貸付金の目的は、県内の医師が不足する地域の医療機関における医師の確保及び質の向上という点にある。

複数市町村に跨る県内の医師不足地域において医療に従事する医師を確保することは、県が主体的に実施すべき事業であることから、本貸付金が制度化されている。

(5) 貸付対象

本貸付金の対象は医学生及び研修医である(本規則第3条)。医学生については、沖縄県内には琉球大学にしか医学部がないことから、事実上琉球大学医学部の学生のみが対象となっている。

(6) 財源

本貸付金については、厚生労働省の地域医療介護総合確保基金の活用により、国の2分の2、沖縄県が3分の1を拠出している。

(7) 貸付の方法

県が被貸与者に対して直接貸与を行っている。

(8) 貸付業務の流れ

貸与希望学生からの申請を受けて、財務規則に則って審査をした上、貸付を実施する。本貸付金は平成19年度から開始された制度であるところ、県内には琉球大学にしか医学部がないこともあり、平成21年度からは同大学が申請書等の取りまとめ業務を行っている。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

県の担当者は1名のみである。もともと、前述のとおり、申請書の取りまとめ業務は琉球大学が行っているほか、琉球大学医学部附属病院に地域医療センターを設置し、同センターの所属医師とも連携を取り合う（学生の面談をしてもらう等）等して役割分担している。

(12) 広報の有無及び内容

医学部入学希望者の募集要項に記載がなされている。記載の内容については、琉球大学と事前に相談して決定している。

なお、これに加えて、琉球大学が、県内の一部の高校をまわって説明会を行うという活動を独自に行っている。離島や本島北部等は特に医師確保対策が必要な地域であることから、重点的に説明会を行っている。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件（本規則第3条等）

県出身の医学部生や県内大学の医学部生等であって、将来指定医療機関の医師として勤務する意思を有していることが条件とされている。

(2) 利息の有無及び内容 無（本規則第4条第2項）

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金の遅延損害金は年14.5パーセントである（本規則第14条第4項）。

(4) 保証人の要否

本貸付金については、連帯保証人2名が必要である（本規則第7条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

償還期間は原則として貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に償還することとされている（本規則第12条）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

被貸与者が引き続き琉球大学に在学しているときや、やむを得ない理由がある場合には、償還を猶予することができるとされている（本規則第13条）。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

指定医療機関で一定期間勤務すれば、償還の免除が認められている（本条例第2条）。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

## 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額（円）           | 79,210,000  | 94,560,000  | 102,050,000 | 104,660,000 | 81          |
| 申請件数（件）          | 47,040,000  | 60,180,000  | 74,520,000  | 80,250,000  | 91,210,000  |
| 貸付実績             |             |             |             |             |             |
| 貸付金額（円）          | 55          | 55          | 68          | 75          | 81          |
| 貸付件数（件）          | 47,040,000  | 60,180,000  | 74,520,000  | 80,250,000  | 91,210,000  |
| 回収すべき金額（当年度分）A   | 0           | 2,740,000   | 10,230,000  | 3,510,000   | 0           |
| 回収済金額（当年度分）B     | 2,740,000   | 10,230,000  | 3,510,000   | 0           | 0           |
| 回収すべき金額（過年度分）C   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済金額（過年度分）D     | 100         | 100         | 100         | 100         | 0           |
| 回収済率（D）／（A＋C）    | 184,140,000 | 241,560,000 | 304,800,000 | 381,540,000 | 464,270,000 |
| 返済済件数（件）         | 165         | 218         | 270         | 315         | 426         |
| 未返済件数（件）         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 未返済金額（円）         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 未返済率（件）          | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 未返済率（円）          | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 借付残高（円）          | 7,200,000   | 0           | 1,070,000   | 0           | 8,480,000   |
| 免除件数（件）          | 4           | 0           | 0           | 0           | 0           |

(2) 予算額

本貸付金は平成19年に創設された制度である。本貸付金の予算額は年々増加しており、平成24年度には6473万円であったが、平成28年度には1億466万円が計上されている。

(3) 貸付実績

貸付件数、貸付金額ともに年々増加しており、平成24年度は貸付件数43件、貸付金額4704万円であったが、平成28年度には貸付件数84件、貸付金額9121万円となっており、ほぼ倍増している。

(4) 免除額及び件数

平成24年度に4件、平成26年度に1件、平成28年度に6件、免除がなされている。免除件数が数件に止まる理由は、本貸付金の返還の当然免除が認められるためには、医学部を卒業（6年）した後、臨床研修（2年）、専門研修（3～5年）を経て、指定医療機関において相当期間勤務をすることが必要であることから、多くの貸付金についていまだ免除の要件を充足していないためである。

本貸付金の目的からすれば、そもそも免除で処理されることが想定されているのであり、今後は免除件数が増加していくことが予想される。

(5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

本貸付金については、当年度分については償還事由が生じた被貸与者がいなかったため、回収すべき貸付金は無かった。

(6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

平成25年度、平成26年度、平成27年度に償還事由が生じた被貸与者がいたが、回収率は100%であり、全て一括ですみやかに償還されている。

(7) 総貸付残高及び件数

平成28年3月31日時点の貸付残高は4億6427万円、件数は426件であり、金額、件

数ともに毎年増加している。

- (8) 不納欠損額及び件数 無
- (9) 債権放棄額及び件数 無

#### 4 指摘、意見及びコメント

##### (1) 指摘

##### ア 保証契約の書面性

保証契約は、書面でしなければその効力を生じないといわれる（民法第446条第2項）。この点に関して、本貸付金には連帯保証人2名が必要であるところ（本規則第7条）、本貸付金を申し込む際の書式である貸与申請書には「申請者と連帯してその返還の債務を履行します」との文言があるが、貸与が決定した後には被貸与者・連帯保証人及び県との間で交わす貸与契約書には保証に関する文言がない。また、連帯保証人と県との間で別途保証契約書も交わされていない。そうすると、本貸付金について、連帯保証契約の効力が生じているかについては、疑義が生じてしまう。

したがって、本貸付金の貸与契約書について、連帯保証に関する条項を追加する等、保証契約の書面性を充足するような書式にすみやかに修正するべきである。

##### 指摘1

本貸付金の貸与契約書を保証契約の書面性を充足する内容に修正するべきである。

##### イ 期限の利益喪失規定について

本貸付金には期限の利益喪失についての定めはなく、貸与契約書等の書式にも同条項についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が償還を怠るようになってくると、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期の分割弁済が予定されている債権（本貸付金は、これまでに償還事由が生じた事案は全て一括で返済されているが、制度上は分割が予定されている）において期限の利益喪失規定が存在しないというのは、債権管理の観点からは不合理である。

したがって、すみやかに期限の利益喪失規定について整備するべきである。

##### 指摘2

本貸付金の根拠となる本規則等に期限の利益についての規定を明記し、貸与契約書にも同規定を明記すべきである。

- (2) 意見 無

- (3) コメント 無

以上

## 第2 沖縄県看護師等修学資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

| 貸付金名                               | 沖縄県看護師等修学資金貸付金                                                                                                                                             |             |             |             |             |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 担当部署名（部及び課）                        | 沖縄県看護師等修学資金貸付課                                                                                                                                             |             |             |             |             |
| 担当部署年度                             | 平成27年度                                                                                                                                                     |             |             |             |             |
| 貸付開始年度                             | 平成24年度                                                                                                                                                     |             |             |             |             |
| 根拠規定（法律、条例、要綱等）                    | 沖縄県看護師等修学資金貸付条例                                                                                                                                            |             |             |             |             |
| マニュアル、手引き等                         | 沖縄県看護師等修学資金貸付実施規則                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 貸付金の目的                             | 県内の看護師等修学資金を借付する者（専ら修学のために）に、修学資金を貸与し、県内看護師等の修学を支援すること。                                                                                                    |             |             |             |             |
| 貸付対象                               | 看護師等を養成する大学、学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者                                                                     |             |             |             |             |
| 財源（県、国、その他のいずれか）                   | 県の一般財源及び地域医療費負担基金（平成24年度～平成27年度は地域医療費負担基金）                                                                                                                 |             |             |             |             |
| 貸付の方法（県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか） | 県が直接個人口座に振込                                                                                                                                                |             |             |             |             |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の債権管理方法    | 無                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 貸与者が単独で返済する責任を負うか                  | 否                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 過去3年度に返済滞り等の発生した事例の有無及び内容          | 平成26年度に返済滞り等の発生した事例はあり、未収金が多額であることから、適切な債権管理を行うとともに取返に努める必要がある等の意見が寄せられた。                                                                                  |             |             |             |             |
| 貸付業務及び債権管理業務に専任する職員数               | 1人                                                                                                                                                         |             |             |             |             |
| 公費の有無及び内容                          | 無                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 債権管理業務に関する個別団体の有無                  | 無                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 貸付の条件                              | ①看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者<br>②年齢制限、看護職員も、修学資金の貸付に優先して、看護職員以外の者に貸付すること。<br>③未婚制限（同一世帯の合計）の合計が500万円未満の者 |             |             |             |             |
| 利息の有無（年）                           | 無                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 遅延損害金規定の有無                         | 無                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 連帯保証金の利率（年）                        | 無                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 保証人の要否                             | 要                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 物的担保の要否                            | 要                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 担保態様の把握方法                          | 否                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 償還方法（おし年振戻半年度償還）                   | 養成施設修学については貸与を受けた期間に相当する期間内に、修士課程修学については10年以内の期間内に、月賦又は年賦の返済方式により返済                                                                                        |             |             |             |             |
| 償還元金除却の有無                          | 有                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 償還元金除却率                            | 有                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 期限の利益喪失規定の有無                       | 無                                                                                                                                                          |             |             |             |             |
| 本書の貸付業務及び回収状況等                     | 平成24年度                                                                                                                                                     | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
| 予算額（千円）                            | 192,384,000                                                                                                                                                | 131,425,000 | 144,807,000 | 144,807,000 | 131,425,000 |
| 実績額（千円）                            | 152,373,400                                                                                                                                                | 131,283,400 | 144,063,800 | 131,147,000 | 134,385,000 |
| 貸付実績                               |                                                                                                                                                            |             |             |             |             |
| 返済済額（千円）                           | 152,373,400                                                                                                                                                | 131,283,400 | 144,063,800 | 131,147,000 | 134,385,000 |
| 返済済率（％）                            | 79.25                                                                                                                                                      | 79.25       | 79.25       | 79.25       | 79.25       |
| 回収済べき金額（当年度分）A                     | 9,888,000                                                                                                                                                  | 6,175,000   | 3,217,083   | 8,307,250   | 7,103,166   |
| 回収済べき金額（前年度分）B                     | 8,497,200                                                                                                                                                  | 5,050,200   | 3,428,083   | 8,084,250   | 7,043,166   |
| 回収済べき金額（前年度分）C                     | 9,377,732                                                                                                                                                  | 10,044,732  | 10,717,732  | 10,471,732  | 10,233,732  |
| 回収済べき金額（前年度分）D                     | 523,800                                                                                                                                                    | 451,800     | 535,000     | 481,000     | 290,000     |
| 回収率（B+D）/（A+C）                     | 47.86                                                                                                                                                      | 33.92       | 27.46       | 45.50       | 42.30       |
| 総貸付率（年）                            | 3.279                                                                                                                                                      | 3.279       | 3.279       | 3.279       | 3.279       |
| 未納欠損額（千円）                          | 0                                                                                                                                                          | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 未納欠損率（年）                           | 0                                                                                                                                                          | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄額（千円）                          | 0                                                                                                                                                          | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄率（年）                           | 0                                                                                                                                                          | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 総返済額（千円）                           | 6,169,890                                                                                                                                                  | 2,709,534   | 3,386,733   | 2,938,816   | 2,938,816   |
| 総返済率（年）                            | 3.212                                                                                                                                                      | 2.047       | 2.333       | 2.270       | 2.236       |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県看護師等修学資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、いわゆる貸与型奨学金である。県内の看護師等の確保が困難な施設において看護師等の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、県内の看護職員の確保及び質の向上

を図っている。

沖縄県医師修学資金等貸付金と同じく、貸与型の奨学金である以上、本来は貸付を受けた奨学金は県に償還されるべきであるが、本貸付金も被貸与者が免除対象施設で一定期間勤務した場合に、貸付金の償還を免除するという仕組みになっている。したがって、通常の貸付金と異なり、本貸付金は、償還ではなく免除により貸付金が消滅することが制度上予定されている。

なお、本貸付金は、貸付の「件数」と貸付を受けた者の「人数」が必ずしも一致しない点についても、沖縄県医師修学資金等貸付金と同様である。すなわち、一度貸与が開始された学生については、基本的には翌年度以降についても貸与が継続され、過年度の貸与金については原則として在学中は償還が猶予されるため、1人の学生が卒業するまでの数年度分の貸付を受けることになるためである。

### (3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は、昭和47年5月27日に施行された「沖縄県看護師等修学資金貸与条例」（以下「本条例」という。）及び同年10月12日に施行された「沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則」（以下「本規則」という。）である。

### (4) 目的

本条例第1条によれば、本貸付金の目的は、看護職員を養成する学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより県内の看護職員の確保及び質の向上を図るという点にある。県内で養成した看護職員の県外流出を防ぐ為、県内医療機関等へ就業させる施策を実施している。併せて、看護職を目指す学生が経済的な理由で退学することがないよう、修学資金を貸与し、県内看護職を安定的に養成していくため、本貸付金が制度化されている。

### (5) 貸付対象

本貸付金の対象は、看護職員を養成する大学・専門学校等に在学する者及び大学院の修士課程で看護に関する専門知識を習得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者である。

### (6) 財源

本貸付金については、医療介護総合確保促進法第6条に基づき基金の一部に活用しており、国が3分の2、沖縄県が3分の1を拠出している。

### (7) 貸付の方法

県から直接貸与決定者の個人口座に振り込む方法により貸与を行っている。

### (8) 貸付業務の流れ

貸与希望者からの申請を受け、審査の上、貸付を実施する。毎年4月中に各養成校において希望者の申請書を取りまとめ、養成校単位で保健医療総務課に申請をする（本規則第2条）。審査の結果、修学資金を貸与することが適当であると認めるときは修学資金の貸与を決定し、各養成校の長を経由して当該申請者に貸与の決定を通知している（本規則第3条）。

貸与決定後、第一種奨学金については、3回（7月中旬、10月上旬、翌年1月上旬）に分けて振り込みを実施する。第二種修学資金については、決定の翌月に年額一括で振り込みを実施する（「平成29年度沖縄県看護師等修学資金の貸与について」（以下「本募集要項」という。）第2項）。

(9) 単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項

平成25年度の包括外部監査において、①回収不能債権について不納欠損処理を進める必要性、②未収金の発生を予防するため適宜滞納者への調査、③未収金の時効管理、④遅延損害金の扱いについての方針決定、⑤債権管理マニュアルの督促に関する規定の改定、⑥未収金回収に向けた適切な人員配置という点について意見が付けられている。

これらの意見をふまえて、償還困難な貸付金の処理方針の具体的検討や債権管理マニュアルの改訂等、①②③⑤の点については業務改善に向けた努力が認められた。④及び⑥については「4 指摘・意見及びコメント」で述べる。

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(12) 広報の有無及び内容

県内養成校への通知及び県のホームページに掲載する方法で広報を実施している。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

貸付の条件は下記のとおりである（本募集要項第1項）。

①看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者  
②卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設（免除対象施設）において一定期間、看護職員として業務に従事しようとする者

③世帯所得（同一世帯の合計）の合計が500万円未満の者

④県外での就業が条件となっている奨学金等を受給していない者

貸与を受けた学生及びその保証人は、前年の4月1日から3月31日までの期間において



て貸与を受けた貸付金にかかる借入証書を知事に提出しなければならぬとされている。また、貸与が取り消された場合には、直ちに貸与を受けた貸付金にかかる借入証書を知事に提出しなければならぬとされている（本規則第6条）

- (2) 利息の有無及び内容 無（本条例第5条）
- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無
- (4) 保証人の要否

本貸付金については、連帯保証人2名が必要である（本条例第6条）。

- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否
- (6) 償還方法

本貸付金の償還方法については、養成施設修学生については貸与を受けた期間に相当する期間内に、修士課程修学生については10年以内の期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により返還することとされている（本条例第8条）。

- (7) 償還猶予規定の有無及び内容

在学中の当然猶予の規定（本条例第9条）のほか、裁量による猶予についても認められている（本条例第9条の2）。

本条例第9条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続している期間修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第7条第1項の規定による貸与の取消し後も引き続き養成施設又は修士課程に在学しているとき。
- (2) 養成施設を卒業後、更に他種の養成施設において修学しているとき。
- (3) 修士課程修了後、更に看護に関する専門知識の修得のため博士課程（以下「博士課程」という。）において修学しているとき。

本条例第9条の2

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 次条第1項第1号又は第2号の看護業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

- (8) 償還免除規定の有無及び内容

免除対象施設で一定期間勤務した場合の当然免除の規定（本条例第10条）のほか、裁量による免除についても定められている（本条例第11条）。

- (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付の利用状況及び回収状況等

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付金額及び回収状況等      | 平成24年度      | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|-----------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 予算額(円)                | 152,384,000 | 131,428,000   | 144,800,000   | 131,348,000   | 134,424,000   |
| 申請件数(件)               | 498         | 534           | 495           | 471           | 357           |
| 貸付実績                  |             |               |               |               |               |
| 貸付金額(円)               | 152,373,400 | 131,283,400   | 144,069,800   | 131,147,000   | 134,395,000   |
| 貸付件数(件)               | 340         | 264           | 264           | 243           | 269           |
| 回収すべき金額(当年度分) A       | 9,886,000   | 6,175,000     | 3,717,083     | 8,307,250     | 7,105,166     |
| 回収済み金額(当年度分) B        | 8,697,200   | 5,060,200     | 3,428,083     | 8,094,250     | 7,045,166     |
| 回収すべき金額(前年度分) C       | 9,377,733   | 10,094,732    | 10,717,732    | 10,471,732    | 10,235,732    |
| 回収済み金額(前年度分) D        | 527,800     | 471,800       | 536,000       | 481,000       | 290,000       |
| 回収率(前年度分) E           | 5.63%       | 4.64%         | 4.94%         | 5.63%         | 2.83%         |
| 総返済額(円) (A+B) / (C+D) | 997,974,699 | 1,120,171,535 | 1,259,104,250 | 1,352,067,269 | 1,479,427,000 |
| 総返済件数(件)              | 3,033       | 3,279         | 3,543         | 3,700         | 3,967         |
| 未納欠損額(円)              | 0           | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 未納欠損件数(件)             | 0           | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)               | 0           | 0             | 0             | 0             | 54,000        |
| 債権放棄(件)               | 0           | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 貸付額(円)                | 6,169,800   | 2,700,534     | 0             | 29,386,733    | 0             |
| 免除件数(件)               | 17          | 8             | 0             | 0             | 86            |

(2) 予算額

本貸付金の予算額は漸減しており、平成24年度には1億5238万4000円であったが、平成28年度には1億3442万3000円となっている。

(3) 貸付実績

貸付件数、貸付金額は、平成24年度は貸付件数340件、貸付金額1億5237万3400円であったが、平成28年度には貸付件数269件、貸付金額1億3439万5000円となっており、予算と同じく漸減傾向である。各年度の予算額と貸付金額を比較すると、毎年ほぼ予算金額を使い切って貸付を実施している点が特徴的である。

なお、各年度の申請人数及び貸付人数は以下のとおりである。貸与申請者のほとんどは収入要件を充足する者であるが、予算の都合で貸付を受けることができなかった者が多数生じている。

|      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申請人数 | 498人   | 534人   | 495人   | 471人   | 357人   |
| 貸付人数 | 340人   | 264人   | 264人   | 243人   | 269人   |
| 貸与率  | 68.27% | 49.43% | 53.33% | 51.5%  | 75.35% |

(4) 免除額及び件数

平成24年度に17件（合計616万800円）、平成25年度に8件（合計270万534円）、平成27年度に86件（合計2938万6733円）免除がなされている。

(5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

調査した平成24年度から平成28年度分については、当年度分の回収率は約82%から約99%である。特に平成26年度以降は毎年90%を超えており、高い回収率が認められ

#### 指摘 1

償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。

#### イ 保証契約の書面性

保証契約は、書面でなければその効力を生じないとされる（民法第 446 条第 2 項）。

この点に関して、本貸付金には連帯保証人 2 名が必要であるところ（本条例第 6 条）、本貸付金を申し込む際の書式である貸与申請書には「上記の者が修学資金の貸与を受けるときは、修学資金について本人と連帯して債務を負担します」との文言があるが、貸与が実施された後の翌年 4 月に被貸与者・連帯保証人が連署して県に提出する借用証書には、保証に関する文言がない。また、連帯保証人と県との間で別途保証契約書も交わされていない。そうすると、本貸付金において連帯保証契約の効力が生じているかについては、疑義が生じてしまう。

したがって、本貸付金の借用証書について、連帯保証に関する条項を追加する等、保証契約の書面性を充足するような書式に速やかに修正するべきである。

#### 指摘 2

本貸付金の借用証書を保証契約の書面性を充足する内容に修正するべきである。

#### (2) 意見

##### ア 遅延損害金の請求について

本貸付金の回収に関して、償還が期限から遅れた者については、遅れた日数にしたがって法定利息での遅延損害金が発生している（なお、前述のとおり本貸付金には遅延損害金に関する定めはない）。ところが、遅延損害金の請求については、平成 25 年度の包括外部監査においても意見が付されていたにもかかわらず、本貸付金の回収業務としては元金のみの回収にとどまる慣行が継続されており、被貸与者に遅延損害金が請求されていないかった。

この点については、修学奨励金としての性質上、遅延損害金まで請求する必要はないとの考えもたしかにあり得るところである。しかし、遅延損害金を請求しないという運用は、償還期限に遅れることなく償還した者と、償還期限に遅れて償還した者との間で、不公平が生じてしまう。償還をする被貸与者の心理としても、所定の期日のとおりに貸付金を償還できなくても何らペナルティが無いということになれば、本貸付金の償還を後回しにしようという危険がある。

したがって、償還が遅れた被貸与者に対しては遅延損害金を請求するべきであり、少

る。

免除ではなく償還によって貸付金の処理がなされる場合の主な事由は、指定機関以外での就労（県外含む）や、出産や体調不良等の事情により離職・転職してしまふこと等である。

#### (6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

過年度分の回収率については、約 3 % から約 6 % の回収率に止まっており、ほぼ回収ができていない状況である。当年度分の回収率との対比は以下のとおりであり、過年度分の貸付金の回収が本貸付金の課題となっている。

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 当年度 | 87.95%   | 81.78%   | 92.22%   | 97.07%   | 99.15%   |
| 過年度 | 5.58%    | 4.49%    | 4.99%    | 4.59%    | 2.83%    |

#### (7) 総貸付残高及び件数

平成 28 年 3 月 31 日時点の貸付残高は 14 億 7942 万 7103 円、件数は 3967 件である。

#### (8) 不納欠損額及び件数

平成 28 年度に 1 件不納決算処理をしており、不納欠損額は 2932 円である。

#### (9) 債権放棄額及び件数

平成 28 年度に 1 件債権放棄されており、放棄額は 5 万 4000 円である。

#### 4 指摘、意見及びコメント

##### (1) 指摘

##### ア 猶予の運用について

本規則によれば、償還猶予の手続については、被貸与者が修学資金返還猶予申請書を猶予の理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならぬ（本規則第 11 条）とされている。

ところが、本貸付金の在学中の償還猶予に関して、猶予の申請書の提出は行われていなかった。たしかに、専門学校等の養成施設に在学中の猶予について定めた本条例第 9 条の規定からすれば、在学中は当然に償還が猶予されている。しかし、本規則第 11 条は、在学中の当然猶予の場合であっても、手続上は被貸与者からの猶予申請書の提出を要求しているのだから、かかる規定を無視した運用は、規則に反した違法な運用と言わざるを得ない。

したがって、償還猶予の運用を本規則をふまえた手続に改善するか、本規則の規定を本条例の規定に合わせるか等、早急に検討して何等かの是正をする必要がある。

なくとも元金完済後に遅延損害金の調定はすべきである。

意見 1

遅延損害金が発生している債権について、少なくとも元金完済後に調定すべきである。

イ 期限の利益喪失規定について

本条例には期限の利益喪失についての定めはなく、借入証書等の書式にも期限の利益喪失規定についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が弁済を怠るようになって、果としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期の分割弁済が予定されている債権において期限の利益喪失規定が存在しないというのは、債権管理の観点からは不合理である。

したがって、すみやかに期限の利益喪失規定について整備すべきである。

意見 2

本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借入証書にも同規定を明記すべきである。

(3) コメント

ア 平成 25 年度包括外部監査後の対応状況について

本貸付金については、前述（100参照）のとおり、平成 25 年度包括外部監査において①～⑥の意見が付されている。

しかし、④遅延損害金の扱いについては、前述（4(2)）の意見のとおり、本貸付金の回収業務としては元金のみ回収にとどまる慣行が継続されており、いまだ改善が進んでいなかった。また、⑥未収金回収に向けた適切な人員配置という点についても、本貸付金の担当者は 1 人という状況であり、未収金回収に向けた人員配置がなされているとは言えない状況であった。

指摘や意見が付された事項について何ら改善がなされないのであれば、包括外部監査制度の意義が没却されてしまう。したがって、今回の監査における指摘・意見も含めて、指摘・意見が付された事項については速やかに改善に向けた努力がなされるべきである。

イ 不納欠損処理の手続について

本貸付金のヒアリングにおいて、時効期間が経過した調定未了の貸付金について、不納欠損での処理を進めることが、手続上困難になっている貸付金があることが判明した。不納欠損処理が困難になってしまっている原因は、本貸付金の調定の運用として、調定をするためには被貸与者に返還明細書を提出させることになっている点にある。すなわち、財務規則上、不納欠損金として整理することができている債権は「調定した」歳入（財務規則第 52 条）と規定されているところ、被貸与者が行方不明となってしまっているケ

ースでは返還明細書の作成は不可能である。また、被貸与者と連絡が取れるケースであっても、返還明細書には「下記の明細のとおり返還します」という文言が記載されているため、被貸与者に返還明細書を提出させることは、被貸与者に債務を承認させることになってしまう。そのため、担当としては被貸与者との間で調定をすることができず、不納欠損処理をすることができないという状況を強いられる結果となっている。

もっとも、時効期間が満了しており、回収の見込みがない貸付金であるにもかかわらず、運用や書式の不都合のために不納欠損処理ができないという事態が続けば、財務状態の健全化の点から問題であるし、担当者には必要な債権管理事務を強いることになる。そこで、早急に不納欠損処理ができるよう、財政課とも協議の上で調定の運用について改善を検討するべきである。

以上

第8章 土木建設部の貸付金  
 第1 沖縄県住宅供給公社貸付金  
 第2 都市モノレール整備資金貸付金  
 都市モノレール建設事業資金貸付金  
 都市モノレール事業資金貸付金

第1 沖縄県住宅供給公社貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| 貸付金名                 | 沖縄県住宅供給公社貸付金                     |
| 担当部署名(部及び課)          | 土木建設部住宅課                         |
| 貸付開始年度               | 昭和47年度                           |
| 根拠規定(法律, 条例, 要綱等)    | 沖縄県住宅供給公社貸付共同住宅建設資金の貸付に<br>関する要綱 |
| マニュアル, 手引き等          | 無                                |
| 貸付金の目的               | 賃貸住宅建設資金                         |
| 貸付対象                 | 沖縄県住宅供給公社                        |
| 財源                   | 県                                |
| 貸付の方法                | 県が沖縄県住宅供給公社に直接貸し付ける。             |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か     | 否                                |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無     | 無                                |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 | 1名                               |
| 広報の有無及び内容            | 無                                |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無    | 無                                |

債務弁済抵当権設定契約の締結。

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 貸付の条件         |                   |
| 利息の有無         | 無                 |
| 利息の利率(年)<br>% |                   |
| 遅延損害金規定の有無    | 有                 |
| 遅延損害金の利率(年)   | 10.95%            |
| 保証人の要否        | 否                 |
| 物的担保の要否       | 要                 |
| 担保価値の把握方法     | 抵当権設定             |
| 償還方法          | 50年据置、以後5年間年賦均等償還 |
| 償還猶予規定の有無     | 無                 |
| 償還免除規定の有無     | 無                 |
| 期限の利益喪失規定の有無  | 有                 |

|                   |             |             |             |             |             |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等  | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
| 予算額(円)            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 申請件数(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 貸付実績              |             |             |             |             |             |
| 貸付金額(円)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 貸付件数(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(当年度分) A   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(当年度分) B    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(過年度分) C   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(過年度分) D    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B+D) / (A+C) | -           | -           | -           | -           | -           |
| 総貸付残高(円)          | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 |
| 総貸付件数(件)          | 5           | 5           | 5           | 5           | 5           |
| 不納欠損額(円)          | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数(件)         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(円)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

(2) 本貸付金の概要

賃貸共同住宅の建設に伴う資金の貸付金（以下「本貸付金」という。）は、沖縄県住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）において賃貸共同住宅を建設する目的のため、県が住宅供給公社に貸し付けた貸付金をいう。

本貸付金は、昭和47年度から昭和51年度にかけて契約が締結されたもので、以下の賃貸共同住宅の建設費等に充てられたものである。

| 年度     | 団地名   | 戸数   | 貸付額                        |
|--------|-------|------|----------------------------|
| 昭和47年度 | 豊見城団地 | 504戸 | 100,000,000円               |
| 昭和48年度 | 豊見城団地 | 72戸  | 32,926,000円                |
| 〃      | 美里団地  | 152戸 | 69,513,000円                |
| 〃      | 嶺井団地  | 104戸 | 47,561,000円                |
| 昭和49年度 | 赤道団地  | 56戸  | 85,320,000円                |
| 〃      | 愛知団地  | 80戸  | 179,660,000円               |
| 〃      |       |      | 150,000,000円 <sup>1)</sup> |
| 昭和51年度 | 豊見城団地 | 56戸  | 50,000,000円                |
|        |       | 合計   | 714,980,000円               |

本貸付金には、50年間の据置期間が設けられているため、早いものでも平成36年度以降の償還となる。そのため、昭和51年度の貸付以降、現在まで特段の業務が行われていないところに本貸付金の特殊性がある。

なお、住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅に関連する建設・分譲業務、賃貸・管理業務等により居住環境の良好な住宅・宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和41年に設立された公社である。

(3) 根拠規定

本貸付金には、貸付を行った年度に対応して要綱が存在する(昭和47年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和48年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和49年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和51年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱)。

各年度の要綱を受けて、県と住宅供給公社との間で金銭消費契約を締結し、貸付を行っている。

<sup>1)</sup> 住宅供給公社が民間金融機関から借入れたが、命旨の借越えのための貸付け

(4) 目的

本貸付は、住宅供給公社の賃貸共同住宅建設事業に要する費用の一部について県が公社に対して貸し付けることにより、住宅建設の助成促進を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

(5) 貸付対象

貸付対象は住宅供給公社である。

(6) 財源

本貸付金の財源は県の資金である。

(7) 貸付の方法

県が住宅供給公社に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付に際しては、県と住宅供給公社との間で金銭消費貸借契約書を締結した上で貸し付けを行っている。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か

否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容

無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名。本貸付金は、昭和51年度に行われた貸付を最後に、新たな貸付は行われていない。また、償還が開始するのが平成36年度以降であるため、現時点における業務は資料管理程度である。

(12) 広報の有無及び内容

無

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無

無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

住宅供給公社は、地方住宅供給公社法の規定に基づき、県の承認を受けた事業計画及び資金計画に従い策定した「賃貸共同住宅建設計画書」を県に提出し、県がこれを承認したのち、すみやかに県と公社との間で「賃貸共同住宅の建設に伴う資金の貸付けに関する契約書」を締結する（要綱第5、第6）。

(2) 利息の有無及び内容

無利子（要綱第9）

(3) 貸付けを受けるために必要な手続き

県は、住宅供給公社から住宅建設資金借入申請書を提出させ、内容審査のうえ、請書及び請求書を徴し、次により交付する（要綱第8）。

建築費に対する貸付金は、住宅建設に関する実施計画に基づく工事の進捗に応じ、次の表に定めるところにより分割交付する。

| 回数  | 交付時期        | 交付額                    |
|-----|-------------|------------------------|
| 第1回 | 建築工事に着手したとき | 貸付決定額に85パーセントを乗じて得た額以内 |
| 第2回 | 建築工事が竣工したとき | 清算額から既交付済額を控除して得た額     |

- (4) 遅延損害金規定の有無及び内容  
借主が貸付金の償還を怠ったときは、年10.95%の延滞利子を貸主に支払わなければならない(契約書第10条)。
- (5) 保証人の要否 否
- (6) 物的担保の要否  
本貸付金に係る建物及び土地について、住宅供給公社は債務額の担保として県のために償還完了に至るまで、抵当権を設定しなければならない(要綱第10)。
- (7) 償還方法  
据置期間は50年、償還期間は5年とされている。

| 要綱第9条 |                       |
|-------|-----------------------|
| 償還期間  | 建物完成後50年間を据置期間とし以後5年間 |
| 償還方法  | 元金均等年賦                |

- (8) 償還猶予規定の有無及び内容 無
- (9) 償還免除規定の有無及び内容 無
- (10) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 有

### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

#### (1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等  |         | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額(円)            |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 申請件数(件)           |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 貸付実績              | 貸付金額(円) | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                   | 貸付件数(件) | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(当年度分) A   |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(当年度分) B    |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(過年度分) C   |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(過年度分) D    |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B+D) / (A+C) |         | -           | -           | -           | -           | -           |
| 総貸付残高(円)          |         | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 |
| 総貸付件数(件)          |         | 5           | 5           | 5           | 5           | 5           |
| 不納欠損額(円)          |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数(件)         |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(円)           |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(件)           |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)            |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)           |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

#### (2) 予算額

昭和51年度以降新たな貸付は行われておらず、現在予算計上されていない。

#### (3) 貸付実績

昭和47年度から昭和51年度にかけて5件、7億1498万円の貸付けが行われた。

#### (4) 回収すべき金額及び回収率(当年度分)

本件貸付金は、最も早く到来する償還期が平成36年度であるため、未だ回収すべき貸付金が存在しない。よって、当年度における回収の実績はない。

#### (5) 回収すべき金額及び回収率(過年度分)

前述のとおり、未回収金は存在しない。

#### (6) 総貸付残高および貸付件数

本貸付金は、昭和47年度から昭和51年度にかけて5件の貸付けが行われ、その貸付残高は7億1498万円である。

#### (7) 不能欠損額及び件数 無

#### (8) 債権放棄額及び件数 無

#### (9) 免除額及び件数 無

### 4 指摘及び意見

#### (1) 指摘 無

#### (2) 意見 無

(3) コメント

ア 住宅供給公社の財務状況

住宅供給公社の財務状況は、バブル経済崩壊後の景気低迷などの影響を受け、平成12年度には金融機関からの借入金約130億円存在し、平成13年度には約7億円の債務超過となるなど、良好とはいえない状況にあった。

もともと、その後の経営改善の結果、約7億円の債務超過は平成17年度に解消し、約130億円の金融機関からの借入金も平成24年度に完済している。平成27年度においては、利益剰余金も約24億円になるなど、財務状況は好転しており、平成36年度以降に到来する本貸付金の償還についても大きな懸念は存しないものと考ええる。

なお、現在の住宅供給公社の中心的な業務は県営住宅の管理業務であるところ、同業務は指定管理者制度による受託事業であり、指定管理者として指定されなかった場合には本貸付金の償還についても障害になる可能性があると考ええる。

イ その他

本件貸付金は、昭和51年度に貸付が行われて以降、特段の業務が存在しない。そのため、本件貸付金の管理を担当する職員についても、特段の業務を行うことのないまま異動することが繰り返されており、本件貸付金について見識を深めにくい状況にある。

平成36年度からは回収業務が発生する予定であるため、回収業務を見据えた職員の配置、研鑽機会の確保が必要であると考ええる。

第2 都市モノレール整備資金貸付金

都市モノレール建設事業資金貸付金

都市モノレール事業資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                      |                                   |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
|----------------------|-----------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 貸付金名                 | 都市モノレール整備資金貸付金                    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 担当部署名(部及び課)          | 土木建設部都市計画・モノレール課                  |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 貸付開始年度               | 平成10年度、平成18年度                     |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)      | 沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例             |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| マニュアル、手引き等           | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 貸付金の目的               | 沖縄都市モノレール株式会社経営安定化及びモノレール事業の促進等   |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 貸付対象                 | 沖縄都市モノレール株式会社                     |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 財源(県、国、その他のいずれか)     | 県からの直接貸付                          |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 貸付の方法                | 県からの直接貸付                          |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 当該貸付が専年度貸付であるか否か     | 専年度貸付でない                          |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無     | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 | 1名                                |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 広報の有無及び内容            | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無    | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 貸付の条件                | -                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 利息の有無                | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 利息の利率(年)             | %                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 遅延損害金規定の有無           | 有                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 遅延損害金の利率             | 3.4%~8.25%                        |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 保証人の有無               | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 物的担保の有無              | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 担保価値の把握方法            | -                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 償還方法(ex1年一括半年賦償還)    | 10年一括元金均等半年賦償還(但し、平成39年度からの償還に延期) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 償還猶予規定の有無            | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 償還免除規定の有無            | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 期限の利益喪失規定の有無         | 無                                 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等     | 平成24年度                            | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        | 平成29年度        | 平成30年度        | 平成31年度        | 平成32年度        | 平成33年度        |
| 予算額(円)               | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 申請件数(件)              | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 貸付実績                 | 貸付金額(円)                           |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
|                      | 貸付件数(件)                           |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 回収すべき金額(当年度分) A      | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額(当年度分) B       | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収すべき金額(過年度分) C      | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額(過年度分) D       | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率 (B+D) / (A+C)    | -                                 | -             | -             | -             | -             | -             | -             | -             | -             | -             |
| 総貸付残高(円)             | 2,310,000,000                     | 2,310,000,000 | 2,310,000,000 | 2,310,000,000 | 2,310,000,000 | 2,310,000,000 | 2,310,000,000 | 2,310,000,000 | 2,310,000,000 | 2,310,000,000 |
| 総貸付件数(件)             | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損額(円)             | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損件数(件)            | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)              | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(件)              | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)               | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)              | 0                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

|                      |                                                 |
|----------------------|-------------------------------------------------|
| 貸付金名                 | 都市モノレール建設事業資金貸付金                                |
| 担当部署名(部及び課)          | 土木建築部 都市計画・モノレール課                               |
| 貸付開始年度               | 平成12年度, 13年度, 14年度, 15年度                        |
| 根拠規定(法律, 条例, 要綱等)    | インフラ外建設事業の支援及びバス事業への影響に対する措置に関する協定書(平成9年12月19日) |
| マニュアル, 手引き等          | 無                                               |
| 貸付金の目的               | 沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化及びモノレール事業の促進寄与               |
| 貸付対象                 | 沖縄都市モノレール株式会社                                   |
| 財源(県, 国, その他のいづれか)   | 県                                               |
| 貸付の方法                | 県からの直接貸付                                        |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か     | 否                                               |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無     | 無                                               |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 | 1名                                              |
| 広報の有無及び内容            | 無                                               |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無    | 無                                               |

|                      |                                   |
|----------------------|-----------------------------------|
| 貸付金名                 | 都市モノレール事業資金貸付金                    |
| 担当部署名(部及び課)          | 土木建築部都市計画・モノレール課                  |
| 貸付開始年度               | 平成20年度, 21年度, 22年度, 22年度, 23年度    |
| 根拠規定(法律, 条例, 要綱等)    | 沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例             |
| マニュアル, 手引き等          | 無                                 |
| 貸付金の目的               | 沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化及びモノレール事業の促進寄与 |
| 貸付対象                 | 沖縄都市モノレール株式会社                     |
| 財源(県, 国, その他のいづれか)   | 県                                 |
| 貸付の方法                | 県からの直接貸付                          |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か     | 無                                 |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無     | 無                                 |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 | 1名                                |
| 広報の有無及び内容            | 無                                 |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無    | 無                                 |

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 貸付の条件             |                 |
| 利息の有無             | 有               |
| 利息の利率(年)          | 貸付原資の利率と同率      |
| 遅延損害金規定の有無        | 有               |
| 遅延損害金の利率          | 8.25%           |
| 保証人の要否            | 否               |
| 物的担保の要否           | 否               |
| 担保価値の把握方法         | -               |
| 償還方法(ex1年据置半年賦償還) | 2年据え置き元金均等半年賦償還 |
| 償還猶予規定の有無         | 無               |
| 償還免除規定の有無         | 無               |
| 期限の利益喪失規定の有無      | 無               |

|                   |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| 貸付の条件             |                                  |
| 利息の有無             | 無                                |
| 利息の利率(年)          | %                                |
| 遅延損害金規定の有無        | 有                                |
| 遅延損害金の利率          | 3.1%~3.7%                        |
| 保証人の要否            | 否                                |
| 物的担保の要否           | 否                                |
| 担保価値の把握方法         | -                                |
| 償還方法(ex1年据置半年賦償還) | 10年据置元金均等半年賦償還(但し,平成9年度からの償還に延期) |
| 償還猶予規定の有無         | 無                                |
| 償還免除規定の有無         | 無                                |
| 期限の利益喪失規定の有無      | 無                                |

|                  |               |               |               |               |               |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
| 予算額(円)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 申請件数(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 貸付実績             |               |               |               |               |               |
| 貸付金額(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 貸付件数(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収すべき金額(当年度分) A  | 160,000,000   | 160,000,000   | 160,000,000   | 160,000,000   | 160,000,000   |
| 回収済み金額(当年度分) B   | 160,000,000   | 160,000,000   | 160,000,000   | 160,000,000   | 160,000,000   |
| 回収済み金額(過年度分) C   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額(過年度分) D   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率 (B+D)/(A+C)  | 100           | 100           | 100           | 100           | 100           |
| 総貸付残高(円)         | 5,463,000,000 | 5,463,000,000 | 5,433,000,000 | 5,083,000,000 | 4,823,000,000 |
| 総貸付件数(件)         | 4             | 4             | 4             | 4             | 4             |
| 不納欠損額(円)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損件数(件)        | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

|                  |               |               |               |               |               |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
| 予算額(円)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 申請件数(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 貸付実績             |               |               |               |               |               |
| 貸付金額(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 貸付件数(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収すべき金額(当年度分) A  | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額(当年度分) B   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額(過年度分) C   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額(過年度分) D   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率 (B+D)/(A+C)  | -             | -             | -             | -             | -             |
| 総貸付残高(円)         | 1,399,934,500 | 1,399,934,500 | 1,399,934,500 | 1,399,934,500 | 1,399,934,500 |
| 総貸付件数(件)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損額(円)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損件数(件)        | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |



(2) 本貸付金の概要

沖縄都市モノレール株式会社（以下「本会社」という。）は、県内において都市モノレール事業を営んでいる。県は、本会社に対し、本会社の経営を支援する等の目的から、平成10年度から平成23年度にかけて、以下の貸し付け（以下「本貸付金」という。）を行ってきた。

| 番号 | 年度     | 貸付額             | H29.3.31 残額    |
|----|--------|-----------------|----------------|
| 1  | 平成10年度 | 1,000,000,000円  | 997,500,000円   |
| 2  | 平成12年度 | 500,000,000円    | 298,500,000円   |
| 3  | 平成13年度 | 1,750,000,000円  | 1,102,800,000円 |
| 4  | 平成14年度 | 3,500,000,000円  | 2,306,200,000円 |
| 5  | 平成15年度 | 1,759,000,000円  | 1,215,500,000円 |
| 6  | 平成18年度 | 1,312,500,000円  | 1,312,500,000円 |
| 7  | 平成20年度 | 600,000,000円    | 600,000,000円   |
| 8  | 平成21年度 | 106,239,000円    | 106,239,000円   |
| 9  | 〃      | 38,250,000円     | 38,250,000円    |
| 10 | 平成22年度 | 17,980,500円     | 17,980,500円    |
| 11 | 〃      | 358,981,000円    | 358,981,000円   |
| 12 | 平成23年度 | 278,484,000円    | 278,484,000円   |
|    | 計      | 11,221,434,500円 | 8,632,934,500円 |

本貸付金は、「都市モノレール整備資金貸付金」（番号1、6）「都市モノレール建設事業資金貸付金」（番号2、3、4、5）「都市モノレール事業資金貸付金」（番号7、8、9、10、11、12）と3つの名称があるものの、貸付対象者や貸付の目的は同じである他、平成23年度及び27年度金融支援の際も、それぞれの貸付金を区別することなく取り扱われているため、まとめて記載する。

(3) 根拠規定

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けについては沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金（以下「本基金」という。）から、本会社に対して貸し付けられている。本基金を設置するため、昭和61年に沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例が施行されている。

本貸付金のうち、番号2、3、4、5は、県が金融機関から借入れを行い、その金員を県が本会社に貸し付けるもので、転貸債（地方債の一種）と呼ばれるものである。

(4) 目的

本貸付金は、本会社の経営安定化及びモノレール事業の促進に寄与することを目的としており、本会社は、本貸付金によって、車両基地の用地取得、車両・駅舎・変電所などの設備の整備、運転資金の不足などの用途に充ててきた。

(5) 貸付対象

貸付対象は本会社である。

(6) 財源

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12は本基金からの貸付けであり、本基金は、県有地の売払代金を積み立てている。よって、番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けの財源は県である。

本貸付金のうち、番号2、3、4、5は、県が金融機関から借入れを行い、その金員を県が本会社に貸し付けているため、財源は県である。

(7) 貸付の方法

県が本会社に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付に際しては、県と本会社とで貸付契約を締結した上で貸し付けを行っている。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(12) 広報の有無及び内容 無

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

貸付契約毎に貸付の必要性を判断し、貸付を行っている。

(2) 利息の有無及び内容

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12は無利子である。

本貸付金のうち、番号2、3、4、5は有利子である。利率については、県が金融機関から貸付原資として借入れ入れた金額の借入利率と同率である。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金の番号1から12の全てに違約金条項が定められている。その内容は年3.1%から年8.25%の違約金が定められている。

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否 否

(6) 償還方法

| 番号 | 年度     | 据置期間   | 償還期間 |
|----|--------|--------|------|
| 1  | 平成10年度 | 25年6ヶ月 | 50年  |
| 2  | 平成12年度 | 2年6ヶ月  | 36年  |
| 3  | 平成13年度 | 2年6ヶ月  | 36年  |
| 4  | 平成14年度 | 2年6ヶ月  | 36年  |
| 5  | 平成15年度 | 2年6ヶ月  | 36年  |
| 6  | 平成18年度 | 20年    | 42年  |
| 7  | 平成20年度 | 18年    | 40年  |
| 8  | 平成21年度 | 17年    | 39年  |
| 9  | 〃      | 〃      | 〃    |
| 10 | 平成22年度 | 16年    | 38年  |
| 11 | 〃      | 〃      | 〃    |
| 12 | 平成23年度 | 15年    | 37年  |

(7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 償還免除規定の有無及び内容 無

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

果は、本会社が貸付契約の条項に違反したとき、本会社が強制執行、仮差押、仮処分、競売若しくは和議の申立てを受け又は本会社に対し破産の申立てがあったとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたときには、本貸付金の全部または一部を償還期限前に償還させることができる。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 予算額

平成23年度以降は新たな貸付がないため、現在は予算を確保していない。

(2) 貸付実績及び回収実績

| 番号 | 年度     | 貸付額            | H29.3.31までの償還額 |
|----|--------|----------------|----------------|
| 1  | 平成10年度 | 1,000,000,000円 | 2,500,000円     |
| 2  | 平成12年度 | 500,000,000円   | 201,500,000円   |
| 3  | 平成13年度 | 1,750,000,000円 | 647,200,000円   |
| 4  | 平成14年度 | 3,500,000,000円 | 1,193,800,000円 |
| 5  | 平成15年度 | 1,759,000,000円 | 543,500,000円   |

|    |        |                 |                |
|----|--------|-----------------|----------------|
| 6  | 平成18年度 | 1,312,500,000円  | 0円             |
| 7  | 平成20年度 | 600,000,000円    | 0円             |
| 8  | 平成21年度 | 106,239,000円    | 0円             |
| 9  | 〃      | 38,250,000円     | 0円             |
| 10 | 平成22年度 | 17,980,500円     | 0円             |
| 11 | 〃      | 358,981,000円    | 0円             |
| 12 | 平成23年度 | 278,484,000円    | 0円             |
|    |        | 11,221,434,500円 | 2,588,500,000円 |

以上のとおり平成10年度から平成23年度にかけて、10件、112億2143万4500円の貸付けが行われた。

また、番号1、2、3、4、5の貸付けについて、25億8850万円の償還が行われた。

これまでの償還の大部分が番号2、3、4、5の貸付けについて行われており、これは、番号2、3、4、5の貸付けが有利子であるため、これらの償還を優先して行っていることが原因である。

償還が行われた時期及び額は以下のとおりである。

| 年度     | 償還額            |
|--------|----------------|
| 平成15年度 | 18,000,000円    |
| 平成16年度 | 80,400,000円    |
| 平成17年度 | 206,400,000円   |
| 平成18年度 | 269,800,000円   |
| 平成19年度 | 269,200,000円   |
| 平成20年度 | 269,200,000円   |
| 平成21年度 | 270,200,000円   |
| 平成22年度 | 270,200,000円   |
| 平成23年度 | 135,100,000円   |
| 平成24年度 | 160,000,000円   |
| 平成25年度 | 160,000,000円   |
| 平成26年度 | 160,000,000円   |
| 平成27年度 | 160,000,000円   |
| 平成28年度 | 160,000,000円   |
|        | 2,588,500,000円 |

(3) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

これまでの回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は100%である。なお、平成23年度と27年度に償還方法の変更が行っており、その点に関しては4(3)でコメントする。

(4) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

未回収金は存在しない。

(5) 総貸付残高および総貸付件数

平成29年3月31日時点の貸付残高は、86億3293万4500円である。

貸付件数は、契約書毎に1件と数えたと12件である。

(6) 不能欠損額及び件数 無

(7) 債権放棄額及び件数 無

(8) 免除額及び件数 無

4 指摘及び意見

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金については平成23年度及び27年度に金融支援（償還方法の変更）が行われており、この点についてコメントする。

ア 金融支援の内容

(7) 平成23年度金融支援

県は、本会社に対し、平成23年度（モノレール事業が開業して9年目）に一度目の金融支援（償還方法の変更）を行っている。

その内容は、番号2、3、4、5の貸付けについては、年間2億6920万円を償還すべきところ、平成27年度までの償還額を年間1億6000万円に、平成28年度以降の償還額も年間2億2365万2000円に圧縮する一方、償還期間を5年間延長するというものであった。平成23年度当時、番号1の貸付けについては、年間100万円の償還が始まっており、既に2年半分の250万円を償還していたが、その後の償還を平成38年度まで据え置き、平成39年度以降22年で償還するというものであった。番号6、7、8、9、10、11、12の貸付けについては、それぞれ平成30年頃から、20年間で償還すべきところ、いずれも平成38年度まで据え置き、平成39年度から平成60年度までの22年間で償還するというものであった。

以上のとおり、平成23年度の金融支援によって、平成27年度までは借入金の償還が年

間約1億円軽減されることとなった。

(4) 平成27年度金融支援

県は、本会社に対し、平成27年度に二度目の金融支援を行っている。

その内容は、番号2、3、4、5の貸付けについて、平成28年度以降は年間2億2365万2000円を償還すべきであったところ、平成30年度までは年間1億6000万円に圧縮する一方で、平成31年度以降は年間2億3171万円に増額するものであった。番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けについての変更はない。

イ 考察

平成23年度金融支援は、平成27年度までの借入金償還額を当初予定の年間2億6920万円から年間1億6000万円に減額するものであり、平成27年度金融支援は、1億6000万円への減額を3年間延長する内容であった。

この点、本会社の乗客数想定（平成18年度中・長期経営計画）は、平成24年度以降に42,000人/日を見込んでいたところ、

平成26年度 41,249人/日

平成27年度 44,144人/日

平成28年度 47,462人/日

と想定を上回っており、平成27年度、28年度にかけて業績が悪化したとは言い難い状況にあるが、平成27年度に二度目の金融支援が行われたのは、浦添延長事業における支出を盛り込んでいなかったことや、修繕費支出の増加が挙げられる。

平成23年度金融支援の結果、番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けの償還が平成39年度から開始するため、平成39年度から年間3億3727万2000円（県と市への償還額）償還額の増加が予定されており、平成39年度から償還額が急激に増加するため、平成27年度金融支援と同様、再び金融支援せざるを得ない状況にならないかが懸念される。

第9章 教育委員会の貸付金  
 第1 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金  
 第2 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金  
 沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金

第1 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金

1 概要

(1) 一覧表

|                               |                                    |             |             |             |             |  |  |  |  |
|-------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|--|--|--|
| 貸付金名                          | 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金                   |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 担当部署名(部及び課)                   | 教育委員会教育支援課                         |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 貸付開始年度                        | 昭和57年度                             |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)               | 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付要綱                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| マニキュアル、手引き等                   | 公益財団法人沖縄県・国際交流人材育成財団の貸付事業(大学生等奨学金) |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 貸付金の目的                        | 公益財団法人沖縄県・国際交流人材育成財団の貸付事業(大学生等奨学金) |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 貸付対象                          | 公益財団法人沖縄県・国際交流人材育成財団               |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 貸付対象国、その他のいすれか)               | 県                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 貸付の方法                         | 県が公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に直接貸与        |             |             |             |             |  |  |  |  |
| (県が直接貸与のか、金融機関や他の団体等を通じて貸与のか) | 県が公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に直接貸与        |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 印項において金融機関や他の団体等を通じて          | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 貸付場合の県の債権管理方法                 | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 当該貸付が東年度貸付であるか否か              | 否                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容          | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数1人        | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 広報の有無及び内容                     | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無             | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 貸付の条件                         | 財団からの借入の申請に対して知事が貸付を適当と認めたととき      |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 利息の有無(年)                      | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 返済期日(年)                       | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 連帯保証金の利率(年)                   | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 保証人の要否                        | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 物的担保の有無                       | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 担保価値の把握方法                     | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 償還方法(元金据置半年賦償還)               | 10年後一括返済                           |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 償還終了時点の有無                     | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 償還免除規定の有無                     | 有                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 期限の利益喪失規定の有無                  | 無                                  |             |             |             |             |  |  |  |  |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等              |                                    | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |  |  |  |  |
| 予算額(円)                        | 44,618,000                         | 44,618,000  | 20,000,000  | 20,000,000  | 20,000,000  |  |  |  |  |
| 申請件数(件)                       | 1                                  | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |
| 貸付金額(円)                       | 44,618,000                         | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |
| 貸付件数(件)                       | 0                                  | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |
| 回収すべき金額(当年度分)A                | 68,698,000                         | 85,500,000  | 86,131,000  | 86,131,000  | 86,131,000  |  |  |  |  |
| 回収済金額(当年度分)B                  | 68,698,000                         | 85,500,000  | 86,131,000  | 86,131,000  | 86,131,000  |  |  |  |  |
| 回収済率(当年度分)C                   | 100.00                             | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      |  |  |  |  |
| 回収済率(累計)D                     | 100.00                             | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      |  |  |  |  |
| 回収済率(累計)E(A+B)/A+C            | 790,577,000                        | 705,077,000 | 618,946,000 | 532,815,000 | 458,926,000 |  |  |  |  |
| 総貸付件数(件)                      | 1                                  | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |
| 不納欠損件数(件)                     | 0                                  | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |
| 償還済率(件)                       | 0                                  | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |
| 償還済率(円)                       | 0                                  | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |
| 免除率(円)                        | 0                                  | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |
| 免除件数(件)                       | 0                                  | 0           | 0           | 0           | 0           |  |  |  |  |

(2) 本貸付金の概要

沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金(以下「本貸付金」という。)は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下「本財団」という。)の貸付事業を円滑にするために、本財団の奨学金事業の貸付原資の貸付を行うものである。本財団は、沖縄県の教育・文化の振興及び産業発展に寄与するための国際性豊かな人材の育成と国際交流・交流の拠点形成を図ることを目的に、県内在住の成績優秀な学生への奨学金貸付事業等を行っている団体である。

貸付原資貸付という方式で奨学金貸付事業を行っている理由については、本貸付金事業が開始された当時、すでに本財団の前身となる団体による奨学金事業が行われていたことから、円滑か

つすみやかに奨学金事業を実施するため、当該財団への貸付原資貸付の方式を採用したものと  
料される。

なお、平成25年度以降は、本貸付金は予算計上されているが、貸付実績がない。これは、こ  
数年の本財団の収支状況（貸与予定額や奨学金回収額など）を踏まえ、貸付の必要性がなかつ  
たためである。

### (3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は、昭和57年5月1日に施行された沖縄県人材育成成資金貸付原資貸付要  
綱（以下「本要綱」という。）である。

### (4) 目的

本要綱第1条によれば、本貸付は、本財団の貸付事業を円滑にするために貸付原資の貸付を行  
うとされている。本財団は、多くの高校生・大学生等に奨学金を貸与しているところ、優秀な人  
材が経済的な理由で学業を断念することがないよう、同財団に貸付原資を貸付けることにより、  
奨学金貸与事業の維持を図っている。

### (5) 貸付対象

貸付対象者は本財団である。本財団は、昭和28年3月に発足した財団法人沖縄県人材育成財  
団（発足当初は「特殊法人琉球育英会」と、昭和56年3月に発足した財団法人沖縄県国際交  
流財団が、平成12年4月に統合され、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団という現在の名  
称に改称したものである（平成25年4月から公益財団法人に移行）。

### (6) 財源

本貸付金については、県が全額拠出している。

### (7) 貸付の方法

県が本財団に対して奨学金等の貸付原資を貸付ける。貸付を受けた本財団が、同貸付を原資と  
して、貸付金を必要とする学生に対して奨学金として貸付を実施する。

### (8) 貸付業務の流れ

本要綱に基づき、本財団より借入申請があった場合に、予算の範囲内で貸付額を決定し、本財  
団との契約を締結する。契約締結後、本財団に貸付金を支出する。

### (9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

### (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

### (11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

### (12) 広報の有無及び内容

広報活動については、本貸付金は本財団を対象とした貸付金であることから、貸付金そのもの  
についての広報活動は行っていない。

なお、学生への奨学金の広報活動については、本財団がホームページ等で広報を行っている。

県としては、県ホームページに本財団のリンク先を表示しているほか、「ちゅら島沖縄」（県の  
広報誌、ゆいレール各駅や県内の一部コンビニエンスストア等に設置して無料配布している。）  
への掲載、ラジオの県の広報番組等で情報提供をする等の広報活動を行っている。

### (13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

本貸付については、本財団が知事に対して借入を申請し（本要綱第4条）、申請を受けた知事  
が貸付を適当と認めたとき、予算の範囲内で貸付を決定して財団と契約を締結するものとされ  
ている（本要綱第5条）。

### (2) 利息の有無及び内容 無（本要綱第3条第1項）

### (3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無

### (4) 保証人の要否 否

### (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

### (6) 償還方法

本貸付金の償還期間は原則として10年以内とされているが、特に必要があるときは15年まで  
延長が可能である（本要綱第3条第2項）。他方で、必要があると認められる場合には償還期限  
前に償還をさせることもできる（同第3項）。

### (7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

### (8) 償還免除規定の有無及び内容

本財団が公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規定及び公益財団法人沖縄県  
国際交流・人材育成財団留学期間規定に基づいて学生に対して貸与額を免除した場合には、本財  
団は、県との関係で当該免除相当額について返還を免除される規定となっている（本要綱第3条  
第4項）。

免除がなされる場面としては、貸付を受けた学生が死亡や重病により返還が困難となった場合  
等が予定されている。

### (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

## 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

### (1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等  | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額(円)            | 44,618,000  | 44,618,000  | 20,000,000  | 20,000,000  | 20,000,000  |
| 申請件数(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 貸付実績              |             |             |             |             |             |
| 貸付金額(円)           | 44,618,000  | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 貸付件数(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(当年度分) A   | 68,698,000  | 85,131,000  | 85,131,000  | 85,131,000  | 75,889,000  |
| 回収済み金額(当年度分) B    | 68,698,000  | 85,500,000  | 85,131,000  | 85,131,000  | 75,889,000  |
| 回収すべき金額(過年度分) C   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(過年度分) D    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B+D) / (A+C) | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      |
| 総貸付残高(円)          | 790,577,000 | 705,077,000 | 618,946,000 | 532,815,000 | 456,926,000 |
| 総貸付件数(件)          | 10          | 9           | 8           | 7           | 6           |
| 不納欠損額(円)          | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数(件)         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(円)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)            | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

(2) 予算額

平成24年度、平成25年度は4468万8000円が予算計上されているが、平成26年度以降は毎年2000万円しか予算計上されていない。

後述のとおり、平成25年度以降は貸付実績が無いものの、本財団の貸付基準を満たす貸与希望者に対して可能な限り貸与を実施することができようとするため、本財団の予算を上回るほどの貸与希望がなされた場合等、財団が本貸付金を必要とする場合に備えて、毎年予算が計上されている。

(3) 貸付実績

本貸付金は、平成25年度以降、貸付がなされていない。その理由は平成25年度、平成26年度については本財団から学生への貸与実績が本財団の予算内であったことから、本財団が貸付の申請を見送ったためである。また、平成27年度、平成28年度については、貸与実績は本財団の当初の予算を上回っていたが、本財団に多額の繰越資産があったことから、本財団が本貸付金の申請を見送ったためである。

(4) 回収すべき金額及び回収率(当年度分)

貸付後、10年後に一括償還という運用がなされている。回収すべき貸付金については、毎年回収すべき金額の全額が償還されているため、回収率は100%である。

なお、本財団から県に対して、毎年奨学金の回収状況等に関する報告書が提出されており、同報告書により県は本財団の財務状況や奨学金の回収状況を把握している。基本財産の利息等の運用、寄付金、奨学金の回収等の収入により、本財団の財務状況については特に問題は見当たらな

(5) 回収すべき金額及び回収率(過年度分)

前述のとおり、本貸付金は毎年回収すべき金額の全額が償還されているため、回収率は100%である。したがって、過年度分について回収すべき貸付金は無い。

(6) 総貸付残高および件数

平成25年度以降、貸付が実施されていないため、総貸付残高、総貸付件数ともに年々減少し

ている。

- (7) 不納欠損額及び件数 無
- (8) 債権放棄額及び件数 無
- (9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント

調査の結果、本貸付金に関しては特に指摘・意見すべき事項は見当たらなかった。

なお、本貸付金は、本財団の財務状況を踏まえ、平成25年度以降は貸付実績がない状況である。数年にわたって貸付実績がない以上、予算として計上する必要がないとも思われるが、本貸付金は、本財団の予算を上回る件数の貸付金の応募があった場合の予備的資金としての役割を果たしており、予算計上しておくことに意義はある。もともと、国による給付型奨学金の創設や各種団体による奨学金の拡充等、近年では学生に対する経済的支援の在り方にも変化が見られる。本貸付金についても、その役割や意義についてはいずれは再検討が必要になるものと思料される。

以上

第2 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金・沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金

1 概要

(1) 一覧表

| 貸付金名                              | 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金                                                    | 沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金                                                    |           |           |           |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 担当部署名(部及び課)                       | 教育委員会教育支援課                                                             | 教育委員会教育支援課                                                             |           |           |           |
| 貸付開始年度                            | 昭和49年                                                                  | 昭和49年                                                                  |           |           |           |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                   | 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例、同施行規則<br>沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付事業募集要項 | 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例、同施行規則<br>沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付事業募集要項 |           |           |           |
| マニユアル、手引き等                        | 申込書等の記入例                                                               | 申込書等の記入例                                                               |           |           |           |
| 貸付の目的                             | 勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するため                                      | 勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するため                                      |           |           |           |
| 貸付対象                              | 県内高等学校の通信制課程に在学している者                                                   | 県内高等学校の通信制課程に在学している者                                                   |           |           |           |
| 財源(県、国、その他のいすれか)                  | 県                                                                      | 県                                                                      |           |           |           |
| 貸付の方法                             | 県が直接貸与                                                                 | 県が直接貸与                                                                 |           |           |           |
| (県が直接貸与すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)    | -                                                                      | -                                                                      |           |           |           |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法 | 有                                                                      | 有                                                                      |           |           |           |
| 当該貸付が年度貸付であるか否か                   | 否                                                                      | 否                                                                      |           |           |           |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容              | 無                                                                      | 無                                                                      |           |           |           |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数              | 1人                                                                     | 1人                                                                     |           |           |           |
| 広範の内容及び内容                         | 募集中は教育委員会HPに掲載                                                         | 募集中は教育委員会HPに掲載                                                         |           |           |           |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                 | 無                                                                      | 無                                                                      |           |           |           |
| 貸付の条件                             | 県内高等学校の定時制課程に在学している者で経済的に著しく修学が困難な者であつて、経常的収入を得る職業に就いている者              | 県内高等学校の定時制課程に在学している者で経済的に著しく修学が困難な者であつて、経常的収入を得る職業に就いている者              |           |           |           |
| 利息の有無                             | 無                                                                      | 無                                                                      |           |           |           |
| 利息の利率(年)                          | -                                                                      | -                                                                      |           |           |           |
| 遅延損害金の規定の有無                       | 有                                                                      | 有                                                                      |           |           |           |
| 遅延損害金の利率(年)                       | 10.95%                                                                 | 10.95%                                                                 |           |           |           |
| 保証人の要否                            | 否                                                                      | 否                                                                      |           |           |           |
| 物的担保の有無                           | 否                                                                      | 否                                                                      |           |           |           |
| 担保価値の把握方法                         | -                                                                      | -                                                                      |           |           |           |
| 償還方法(ex1年据置半年賦償還)                 | 6ヶ月据置月賦又は半年賦                                                           | 6ヶ月据置月賦又は半年賦                                                           |           |           |           |
| 償還猶予規定の有無                         | 有                                                                      | 有                                                                      |           |           |           |
| 償還免除規定の有無                         | 有                                                                      | 有                                                                      |           |           |           |
| 期限の利益喪失規定の有無                      | 無                                                                      | 無                                                                      |           |           |           |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等                   | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                     | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                     |           |           |           |
| 予算額(円)                            | 2,184,000                                                              | 1,680,000                                                              | 1,680,000 | 1,680,000 | 1,680,000 |
| 申請件数(件)                           | 14                                                                     | 7                                                                      | 9         | 8         | 7         |
| 貸付実績                              | 1,708,000                                                              | 1,008,000                                                              | 756,000   | 1,134,000 | 896,000   |
| 返済済み金額(当年度分)A                     | 0                                                                      | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         |
| 回収済み金額(当年度分)B                     | 0                                                                      | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         |
| 回収済み金額(前年度分)C                     | 126,000                                                                | 126,000                                                                | 126,000   | 126,000   | 126,000   |
| 回収済み金額(前年度分)D                     | 0                                                                      | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         |
| 回収済み金額(前年度分)E                     | 0                                                                      | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         |
| 返済済み金額(前年度分)F                     | 3,066,000                                                              | 3,122,000                                                              | 2,142,000 | 2,772,000 | 2,786,000 |
| 総貸付件数(件)                          | 13                                                                     | 13                                                                     | 11        | 13        | 10        |
| 未納欠損額(円)                          | 0                                                                      | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         |
| 未納欠損率(%)                          | 0                                                                      | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(円)                           | 0                                                                      | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄率(%)                          | 0                                                                      | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         |
| 免除額(円)                            | 1,806,000                                                              | 952,000                                                                | 1,736,000 | 504,000   | 882,000   |
| 免除率(%)                            | 12                                                                     | 4                                                                      | 7         | 2         | 2         |

| 貸付金名                              | 沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金                                                    |           |           |           |           |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 担当部署名(部及び課)                       | 教育委員会教育支援課                                                             |           |           |           |           |
| 貸付開始年度                            | 昭和51年                                                                  |           |           |           |           |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                   | 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例、同施行規則<br>沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付事業募集要項 |           |           |           |           |
| マニユアル、手引き等                        | 申込書等の記入例                                                               |           |           |           |           |
| 貸付の目的                             | 勤労青少年の高等学校通信制課程及び通信制課程への修学を促進するため                                      |           |           |           |           |
| 貸付対象                              | 県内高等学校の通信制課程に在学している者                                                   |           |           |           |           |
| 財源(県、国、その他のいすれか)                  | 県                                                                      |           |           |           |           |
| 貸付の方法                             | 県が直接貸与                                                                 |           |           |           |           |
| (県が直接貸与すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)    | -                                                                      |           |           |           |           |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法 | 有                                                                      |           |           |           |           |
| 当該貸付が年度貸付であるか否か                   | 否                                                                      |           |           |           |           |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容              | 無                                                                      |           |           |           |           |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数              | 1人                                                                     |           |           |           |           |
| 広範の内容及び内容                         | 募集中は教育委員会HPに掲載                                                         |           |           |           |           |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                 | 無                                                                      |           |           |           |           |
| 貸付の条件                             | 県内高等学校の通信制課程に在学している者で経済的に著しく修学が困難な者であつて、経常的収入を得る職業に就いている者              |           |           |           |           |
| 利息の有無                             | 無                                                                      |           |           |           |           |
| 利息の利率(年)                          | -                                                                      |           |           |           |           |
| 遅延損害金の規定の有無                       | 有                                                                      |           |           |           |           |
| 遅延損害金の利率(年)                       | 10.95%                                                                 |           |           |           |           |
| 保証人の要否                            | 要                                                                      |           |           |           |           |
| 物的担保の有無                           | 否                                                                      |           |           |           |           |
| 担保価値の把握方法                         | -                                                                      |           |           |           |           |
| 償還方法(ex1年据置半年賦償還)                 | 6ヶ月据置月賦又は半年賦                                                           |           |           |           |           |
| 償還猶予規定の有無                         | 有                                                                      |           |           |           |           |
| 償還免除規定の有無                         | 有                                                                      |           |           |           |           |
| 期限の利益喪失規定の有無                      | 無                                                                      |           |           |           |           |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                  | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                     |           |           |           |           |
| 予算額(円)                            | 840,000                                                                | 2,450,000 | 1,711,000 | 3,528,000 | 3,528,000 |
| 申請件数(件)                           | 13                                                                     | 13        | 23        | 20        | 16        |
| 貸付実績                              | 1,106,000                                                              | 2,450,000 | 3,094,000 | 2,408,000 | 2,450,000 |
| 返済済み金額(当年度分)A                     | 0                                                                      | 0         | 21        | 13        | 13        |
| 回収済み金額(当年度分)B                     | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 回収済み金額(前年度分)C                     | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 回収済み金額(前年度分)D                     | 0                                                                      | 0         | 0         | 168,000   | 168,000   |
| 返済済み金額(前年度分)E                     | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 総貸付件数(件)                          | 10                                                                     | 13        | 15        | 23        | 22        |
| 未納欠損額(円)                          | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 未納欠損率(%)                          | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(円)                           | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄率(%)                          | 0                                                                      | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 免除額(円)                            | 966,000                                                                | 1,498,000 | 336,000   | 3,122,000 | 1,806,000 |
| 免除率(%)                            | 7                                                                      | 6         | 1         | 11        | 7         |

(2) 本貸付金の概要

沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金及び沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金(以下、両者を併せて「本貸付金」という。)は、貸付金としてそれぞれ別個の貸付金であるが、両者は根拠規定やその目的等を同一とする貸付金であることから、併せて監査の対象とした。本貸付金は、定時制高校及び通信制高校に通う学生に対するいわゆるゆる貸与型奨学金である。貸与型の奨学金である以上、本来は貸付を受けた奨学金は県に返還されるべきであるが、本貸付金は無事に被貸与者が学校を卒業することができれば貸付金の返還を免除するという仕組みになっている。したがって、通常の貸付金と異なり、本貸付金は、弁済ではなく免除により貸付金が処理されることで制度上予定されている。

また、本貸付金は、貸付の「件数」と貸付を受けた者の「人数」が必ずしも一致しない。これは、一度貸与が開始された学生については、基本的には翌年度分以降についても貸与が継続され、過年度分の貸与金については原則として卒業まで返還が猶予されるため、1人の学生が卒業するまで数年度分の貸付を受けることになるためである。

### (3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は、昭和50年に施行された（なお、適用は昭和49年に遡及して適用されている）、沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「本条例」という。）及び同施行規則（以下「本規則」という。）である。

### (4) 目的

本条例第1条によれば、「この条例は、勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するために貸与する修学奨励金に関し必要な事項を定めるものとする」とされており、本貸付の目的は、勤労青少年の高等学校定時制課程・通信制課程への修学を促進するという点にある。勤労青少年が、経済的な原因で修学を断念することがないように、本貸付金によって経済的に援助して修学を奨励している。

### (5) 貸付対象

県内高等学校の定時制課程もしくは通信制課程に在学する者又は広域の通信制課程に在学する県内に住居を有する者で、経済的理由により著しく修学が困難であって、経済的収入を得る職業に就いている者が対象とされている（本条例第2条）。

### (6) 財源

本貸付金については、県が全額拠出している。

### (7) 貸付の方法

県が直接各学生に貸与するが、学生への振込手続については各学校を通じて行っている。

### (8) 貸付業務の流れ

①教育支援課より各高校へ貸与希望者調査、②学校が貸与希望者の申請書を取りまとめ教育支援課へ提出、③選考委員会で貸与者決定、④学校へ予算を令達、⑤学校において貸付金の振り込みを行う（本規則第3条、同第4条第1項）。

なお、「修学奨励金借用証書」（第6号様式）及び「修学奨励金返還明細書」（第7号様式）については、本条例第6条により貸与を打ち切られた場合に使用する書式であり、奨学金を支給する時点ではこれらの文書の作成は予定されていない。したがって、貸与を開始する時点では、貸与希望者からの申請書と貸与の承認を決定する通知書は作成されるが、契約書や借用証書等の作成は特に行われぬという制度になっている（本規則第8条）。

### (9) 当該貸付が単年度貸付か否か、否

### (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

### (1) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

### (2) 広報の有無及び内容

募集時期が近くなると、県教育委員会のホームページに本貸付金の情報を掲載している。募集が終了すると、掲載も終了している。県内の各中学校への広報活動等は行っていない。

### (3) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

県内高等学校の定時制課程もしくは通信制課程に在学している者又は広域の通信制課程に在学する県内に住所を有する者で、経済的に著しく修学が困難な者であって、経済的収入を得る職業に就いていることが条件となっている。

貸付の可否の収入基準については、当該年度に貸与希望者に配布する「沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業奨励学生募集要項」（以下、平成29年度の同募集要項を「本募集要項」という。）に当該年度の収入基準が掲載されており、この基準を満たしている者については、可能な限り貸付を実施するように運用がなされている。

### (2) 利息の有無及び内容

本条例や本規則には定めがないものの、募集要項において本貸付金の利率は無利子とされている。

### (3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金については、借主が償還期日までに貸付金を償還しない場合には、「延滞利息」として年10.95パーセントを支払わなければならない旨の定めがある（本条例第9条）。

### (4) 保証人の要否

本貸付金については、本条例に保証人が2名必要である旨の定めがある。また、貸与希望者が未成年者である場合には、保証人のうち1人はその法定代理人でなければならぬとされている（本条例第5条）。

### (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

### (6) 償還方法

本貸付金の償還は、貸与の終了から6か月間据え置きした後、月賦または半年賦の均等払い方式とされている（本条例第7条）。

### (7) 償還猶予規定の有無及び内容

本貸付金については、原則として在学中は償還を当然に猶予され（本条例第8条第1項）、被貸与者が卒業することができれば、償還を免除されるという仕組みになっている。また、進学ややむを得ない事由があると認められる場合にも、償還を猶予することができる（同条第2項）。



猶予の手続きについては、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に猶予申請書を提出し（本規則第9条第1項）、教育委員会は同申請を審査の上、その可否を決定したときは猶予承認（不承認）通知書を学校長を経て本人または連帯保証人に通知するとされている（本規則第9条第2項）。もともと、在学中の償還猶予に関しては、猶予申請書の提出や猶予決定書の通知は行われていない（この点については「4 指摘、意見及びコメント」で詳述する）。各被貸与者の猶予事由の有無については、学校からの報告を受けて確認している。

本条例第8条

1 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後又は貸与の期間満了後引き続き定時制課程又は通信制課程に在学するときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予する。

2 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後において次の各号のいずれかに該当するときは、願い出によって修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 高等学校（定時制課程及び通信制課程を除く。）、高等専門学校又は大学に在学すること。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- 3 前項第2号による修学奨励金の返還債務の履行の猶予の期間は、1年以内とする。ただし、教育委員会が正当な理由があると認めるときは、更に1年以内の期間を延長することができる。
- 4 修学奨励金の返還債務の履行の猶予の期間は、前3項の期間を通算して5年を越えることができない。

本規則第9条

- 1 条例第8条第1項又は第2項の規定による修学奨励金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、修学奨励金返還債務履行猶予申請書（第8号様式）を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、その可否を決定したときは、修学奨励金返還債務履行猶予承認・不承認通知書（第9号様式）により、学校長を経て本人又は連帯保証人に通知する。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

前述のとおり、本貸付金については、原則として在学中は償還を猶予され、被貸与者が卒業することができれば償還を免除されるという仕組みになっている。過去に本貸付金を利用した者は、2名（定時制1名、通信制1名）を除いて全員が償還を免除されている。

免除の手続きについては、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に免除申請書を提出し（本規

則第10条第1項）、教育委員会は同申請を審査の上、その可否を決定したときは免除承認（不承認）通知書を学校長を経て本人または連帯保証人に通知するとされている（本規則第10条第2項）。猶予の手続きと異なり、免除については、被貸与者の卒業時に免除申請書が学校長を通じて提出されており、免除承認通知書による通知も行われていた。各被貸与者の免除事由の有無については、被貸与者の卒業時に、免除申請書の提出と合わせて学校からの報告を受けて確認している。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

【沖縄県高等学校定時制課程修学奨励金貸付金】

|                  | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |           |           |           |           |           |
| 予算額(円)           | 2,184,000 | 1,680,000 | 994,000   | 1,680,000 | 1,680,000 |
| 申請件数(件)          | 14        | 7         | 9         | 8         | 7         |
| 貸付実績             |           |           |           |           |           |
| 貸付金額(円)          | 1,708,000 | 1,008,000 | 756,000   | 1,134,000 | 896,000   |
| 貸付件数(件)          | 11        | 6         | 5         | 8         | 6         |
| 回収すべき金額(当年度分) A  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 回収済金額(当年度分) B    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 回収済金額(過年度分) C    | 126,000   | 126,000   | 126,000   | 126,000   | 126,000   |
| 回収率 (B+D)/(A+C)  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 総貸付残高(円)         | 3,066,000 | 3,122,000 | 2,142,000 | 2,772,000 | 2,786,000 |
| 総貸付件数(件)         | 13        | 13        | 11        | 15        | 10        |
| 不納付組数(件)         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 不納付組件数(件)        | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(円)          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(件)          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 免除額(円)           | 1,806,000 | 962,000   | 1,736,000 | 504,000   | 882,000   |
| 免除件数(件)          | 12        | 4         | 7         | 2         | 5         |

【沖縄県高等学校通信制課程修学奨励金貸付金】

|                  | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |           |           |           |           |           |
| 予算額(円)           | 840,000   | 2,450,000 | 3,206,000 | 3,528,000 | 3,528,000 |
| 申請件数(件)          | 13        | 17        | 25        | 20        | 16        |
| 貸付実績             |           |           |           |           |           |
| 貸付金額(円)          | 1,106,000 | 2,450,000 | 3,094,000 | 2,408,000 | 2,450,000 |
| 貸付件数(件)          | 8         | 15        | 21        | 15        | 15        |
| 回収すべき金額(当年度分) A  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 回収済金額(当年度分) B    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 回収済金額(過年度分) C    | 0         | 0         | 0         | 168,000   | 168,000   |
| 回収率 (B+D)/(A+C)  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 総貸付残高(円)         | 1,988,000 | 2,910,000 | 5,698,000 | 4,984,000 | 5,628,000 |
| 総貸付件数(件)         | 10        | 15        | 22        | 22        | 22        |
| 不納付組数(円)         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 不納付組件数(件)        | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(円)          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 債権放棄(件)          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 免除額(円)           | 966,000   | 1,498,000 | 336,000   | 3,122,000 | 1,806,000 |
| 免除件数(件)          | 7         | 6         | 1         | 11        | 7         |

(2) 予算額

予算については、前年度の貸付実績をふまえて予算計上をしている。

定時制課程の貸付金については、平成25年度からは、平成26年度をのぞいて毎年168万円が計上されている。

通信制課程の貸付金については、平成25年度から前年と比較して予算が大幅に増加しており(平

成 24 年度：84 万円→平成 25 年度：245 万円）、その後も少しずつ増加して平成 27 年度及び平成 28 年度には 352 万 8000 円が計上されている。

#### (3) 貸付実績

定時制課程の貸付金の貸付件数については、平成 24 年度から平成 28 年度は 5～11 件である。貸付金額については、予算額の約 50～約 75%の金額で貸付が実施されている。

通信制課程の貸付金の貸付件数については、平成 24 年度から平成 28 年度は 10～21 件である。貸付金額については、予算額の約 68%～100%の金額で貸付が実施されている。なお、平成 24 年度には貸付金額が予算額を超えてしまっているが、正規の手続きを経た上で定時制課程修学奨励貸付金の予算を融通して貸付を実施した。

なお、各貸付金の管理については、学校からの報告を受けて各被貸与者の学生名簿が作成されており、氏名・住所・学校名、貸与を受けた各年度や残債務額、免除を受けた年度等を担当者が把握できるようになっている。

#### (4) 免除額及び免除件数

前述のとおり、本貸付金は被貸与者の卒業による免除が予定されているところ、ほぼ全ての貸付金が免除により処理されている。平成 28 年度は、定時制課程は 88 万 2000 円（5 件）、通信制課程は 180 万 6000 円（7 件）の貸付金が免除されている。

#### (5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

当年度分の貸付金については全て免除で処理されたため、回収すべき債権は発生していない。

#### (6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

本貸付金は、修学奨励金という性質上、在学中は広く償還が猶予され、無事に卒業することができれば償還が免除されるという仕組みとなっている。そのため、前述のとおり、過去の貸付は定時制 1 件、通信制 1 件を除いて全て免除で終了している。

定時制課程の貸付金については、1 件分の貸付金が長期間回収未了となっている。同貸付金についてはいまだに被貸与者と連絡すら取れない状況であり、回収率は 0%である。

通信制課程の貸付金については、平成 27 年度から 1 件分の貸付金が回収未了となっている。

同貸付金については、来年度に調定を行い、償還を開始する予定とのことである。

上記事案の回収状況については、以下のとおり問題が生じていた。

ア 定時制課程の貸付金については、被貸与者と首言不通の状態になってしまっており、借付証書すら作成されていないため、回収は事実上不可能な状況になってしまっている。これは、本規則上、本貸付金の借付証書及び返還明細書については、貸付金を返還しなければならぬ事由が生じた後に、学校長を経て提出することとされている点が影響している。

#### 本規則第 8 条

奨学生が、条例第 6 条第 1 項に規定する事由が生じたことにより修学奨励金を返還しなけれ

ばならない場合は、その事由が生じた日から起算して 15 日以内に、条例第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する連帯保証人と連署のうえ、修学奨励金借付証書（第 6 号様式）及び修学奨励金返還明細書（第 7 号様式）を学校長を経て教育委員会に提出しなければならぬ。

本規則第 8 条の趣旨は、本貸付金の目的が勤労青少年の修学を促進する点にあることや、制度上も猶予・免除制度が充実している基本的事実が在学中は被貸与者からの償還が予定されていないこと等にかんがみ、借付証書・返還明細書の作成時期を償還の必要性が生じた時点として、書類提出の手続きも学校側に負担させることにより、事務手続きの負担軽減を図った点にあると史料される。

しかし、これでは償還に必要な手続きについて、学校任せともいえる仕組みになってしまっている。学校が手続きを怠ってしまうえば回収困難な事態が生じてしまう危険があり、上記の事案はまさにこの点が顕在化した事案である。貸与決定ないし実行の段階ですみややかに償還を約する文書を作成しておくことで、かかる危険は容易に回避することは可能であった。また、一般的にも、借付証書等の貸付金に関する契約書は貸付前か遅くとも貸付を実行した時に作成するものであり、本貸付金の手続きは一般的な手続きと乖離している。

イ 通信制課程の貸付金については、学校の不祥事問題で平成 27 年から単位が取得できなくなってしまう、被貸与者がそのまま転校の手続きもせず修学することも辞めてしまったという事案である（なお、同校は平成 29 年 3 月に正式に廃校した）。当初は被貸与者と首言不通となってしまう、借付証書も作成できない状況であったが、平成 29 年に被貸与者と連絡が取れたため、今後借付証書を作成して、具体的に回収に入る予定となっている。

当該事案についても、貸与決定ないし実行の段階で償還を約する文書を作成しておけば、すみやかに回収のための措置をとることができたのであり、前述の定時制課程修学奨励貸付金と同様の問題がある。

#### (7) 総貸付残高および件数

定時制課程については、平成 28 年 3 月 31 日時点の貸付残高は 278 万 6000 円、件数は 10 件であり、通信制課程については、貸付残高は 562 万 8000 円、件数は 22 件である。

#### (8) 不納欠損額及び件数 無

#### (9) 債務放棄額及び件数 無

#### 4 指摘、意見及びコメント

##### (1) 指摘

##### ア 猶予の運用について

本規則によれば、償還の猶予については、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に猶予申請書を提出し（本規則第 9 条第 1 項）、教育委員会は同申請を審査した上で猶予承認（不承認）通知

書を学校長を経て本人または連帯保証人に通知するとされている（本規則第9条第2項）。

ところが、在学中の償還猶予に関しては、猶予申請書の提出や猶予決定書の通知は行われていなかった。しかし、在学中の猶予について定めた本条例第8条第1項の規定からすれば、在学中は当然に償還を猶予する趣旨であると解釈できる。しかし、本規則第9条第1項は、在学中の当然猶予の場合であっても、手続上は被貸与者からの猶予申請書の提出と、教育委員会の承認（承認）の通知を要求しているのだから、かかる規定を無視した運用は、規則に反した違法な運用と言わざるを得ない。猶予の運用を本規則のとおりにあらためるか、本規則の規定を本条例の規定に合わせるか等、早急に検討して、何等かの是正をする必要がある。

#### 指摘1

償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続きに改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。

#### イ 期限の利益喪失規定について

本条例には期限の利益喪失についての定めはなく、借用証書等の書式にも期限の利益喪失規定についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が償還を怠るようになっても、果として期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまふ。一般知にも、本貸付金のような長期の分割弁済が予定されている債権において期限の利益喪失規定が存在しないというのは、債権管理の観点からは不合理である。

したがって、すみやかに期限の利益喪失規定について整備するべきである。

#### 指摘2

本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。

#### (2) 意見

#### ア 借用証書の作成時期について

上記(3(6))で述べたとおり、被貸与者の退学等により貸付金の免除がなされず償還が必要になった場合について、過去2件の事案ではいずれもすみやかに回収に取り掛かることができず、うち1件については事実上回収が不可能な状況となってしまうている。その原因は、借用証書や返還明細書については、償還すべき事由が生じた後15日以内に作成する制度となっていることから（本規則第8条）、退学等の事由が発覚した時点では、被貸与者の音信不通等により借用証書や返還明細書が作成困難に陥りやすいという点にある。

しかし、かかる不都合は、修学奨励金の貸与を決定した後、すみやかに償還を約する文書を提出させる制度にすることで、容易に回避することができる。また、一般的にも、貸付金に関する契約書は貸付前が遅くとも貸付の実行時には作成するものであって、返還が必要な時期になってから契約書を作成するなどということは不合理である。被貸与者から借用証書等を作成・提出さ

せることにより、提出書類は増えることになるが、給付型ではなく貸与型の奨学金である以上、これが過大な負担であるとは言いえない。

以上より、貸与の決定ないし貸付の実施後、すみやかに借用証書等の書類を作成する制度への改善を検討すべきである。

#### 意見1

借用証書、返還明細書の作成時期について、貸与の決定ないし貸付の実施後すみやかに作成する制度への改善を検討すべきである。

以上

#### 第4部 監査結果のまとめ

1 本件監査の結果は後記の監査結果一覧表のとおりである。内訳は、貸付金全般についての「意見」が5個、個別の貸付金についての「指摘」が15個、「意見」が21個である。

#### 2 監査結果一覧表—全般的意見

本件監査における全般的な「意見」は次のとおりである。

|     |                                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見1 | 貸付金の回収においては早期の対応がポイントとなることから、各貸付金の管理・回収においては、滞納初期段階に注力して効率的な回収を図るべきである。                   |
| 意見2 | 過年度分の回収率だけでなく当年度分の回収率も悪い貸付金については、回収率の向上のための対策を重点的に検討し実施すべきである。                            |
| 意見3 | 回収の努力を尽くした上で、回収の見込みがない長期滞納債権については、研修会等によりその手法を共有するなどして、債権放棄、免除、不納欠損処理等による最終処理を一層促進すべきである。 |
| 意見4 | 遅延損害金・違約金については、標準マニュアルに規定するとおり、少なくとも元本が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。                            |
| 意見5 | サービサーに委託する場合、回収可能性等を十分に検討し、最終処理すべき貸付金以外の貸付金のみをサービサーへの委託の対象とすべきである。                        |

#### 3 監査結果一覧表—個別貸付金について

本件監査における各貸付金についての「指摘」及び「意見」は次のとおりである

| 所管部 | 貸付金の名称       | 指摘・意見 | 内容 |
|-----|--------------|-------|----|
| 総務部 | 沖縄県土地開発基金貸付金 | なし    | なし |
| 企画部 | 地域総合整備基金貸付金  | なし    | なし |

|    |                               |     |                                                                      |
|----|-------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------|
| 3  | 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金             | なし  | なし                                                                   |
| 4  | 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金        | なし  | なし                                                                   |
| 5  | 公共関係事業資金貸付金                   | なし  | なし                                                                   |
| 6  |                               | 指摘1 | 借用書に一時償還請求についての記載を加えるべきである。                                          |
| 7  | 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金 | 指摘2 | 違約金免除手続において、免除申請なく、免除決定がなされている本細則に反する運用については、本細則の見直しも含めて是正を検討すべきである。 |
| 8  |                               | 意見1 | 滞納者に対する財産調査の結果に基づいて、回収可能性のある滞納者に対しては、訴訟等を検討すべきである。                   |
|    | 子ども生活福祉部                      | 指摘1 | 償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に是正すべきである。                                     |
| 9  | 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金              | 意見1 | 一律に延滞利子の調定を行わないという現在の運用は是正すべきである。                                    |
|    |                               | 意見2 | 償還期間について、本条例の趣旨に反するよ<br>うな運用は是正すべきである。                               |
| 10 | 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金             | なし  | なし                                                                   |
| 11 |                               | 指摘1 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目標として、現在の少額の分割返済を見直すべき        |

|                      |      |                                                                                         |
|----------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 沖縄県農業改良資金貸付金         | である。 |                                                                                         |
|                      | 指摘 2 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。                     |
|                      | 意見 1 | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、連約金を調定されることを検討されたい。                                         |
|                      | 意見 2 | 元金完済後の連約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                      | 意見 3 | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。                 |
|                      | 指摘 1 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び連約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。                       |
|                      | 指摘 2 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。                     |
|                      | 意見 1 | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、連約金を調定されることを検討されたい。                                         |
|                      | 意見 2 | 元金完済後の連約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
| 12<br>沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金 | である。 |                                                                                         |
|                      | 指摘 1 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び連約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。                       |
|                      | 指摘 2 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。                     |
|                      | 意見 1 | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、連約金を調定されることを検討されたい。                                         |
|                      | 意見 2 | 元金完済後の連約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                      | 意見 3 | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。                 |
|                      | 指摘 1 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び連約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。                       |
|                      | 指摘 2 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。                     |
|                      | 意見 1 | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、連約金を調定されることを検討されたい。                                         |

|                         |                              |                                                                                         |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 13<br>沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。  |                                                                                         |
|                         | 意見 3                         | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。                 |
|                         | 指摘 1                         | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び連約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。                       |
|                         | 指摘 2                         | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。                     |
|                         | 意見 1                         | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、連約金を調定されることを検討されたい。                                         |
|                         | 意見 2                         | 元金完済後の連約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                         | 意見 3                         | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。                 |
|                         | 意見 1                         | 単年度貸付は、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。                                                    |
|                         | 意見 2                         | 金融機関との間で、協調融資に関する覚書等を作成されることを検討されたい。                                                    |
| 14                      | 中央卸売市場<br>青果物販売促進<br>対策事業貸付金 |                                                                                         |

|    |                                 |     |                                                                                                                                         |    |
|----|---------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 15 | 沖縄県就農支援資金貸付金                    | なし  | なし                                                                                                                                      | なし |
| 16 | 沖縄県単融資制度資金貸付金                   | なし  | なし                                                                                                                                      | なし |
| 17 | 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金               | 意見1 | 主債務者の相続人が定期的に弁済を行って<br>いるものの、残元金に比して弁済額が少額で<br>あり、元金完済までに約20年かかる事案につ<br>いては、主債務者の相続人からの回収と並行<br>して、連帯保証人に対して請求すべきである。                   |    |
|    |                                 | 意見2 | 主債務者である法人が事実上倒産しており、<br>かつ連帯保証人が死亡しており相続人調査が<br>必要な事案については速やかに行い、相続人<br>が所在不明となっている事案については所在<br>不明であることの資料を揃えて債権放棄又は<br>不納欠損処理を行うべきである。 |    |
| 18 | 沖縄県小規模<br>企業者等設備<br>貸与資金貸付<br>金 | 意見3 | 自然人が借り入れ、その後法人成した事案に<br>ついては、通常の自然人に対する債権と同様、<br>連帯保証人等への請求を行うべきである。                                                                    |    |
|    |                                 | なし  | なし                                                                                                                                      | なし |
| 19 | 沖縄県中小企<br>業機械類貸与<br>資金貸付金       | なし  | なし                                                                                                                                      | なし |
| 20 | 沖縄県中小企<br>業高度化資金<br>貸付金         | 意見1 | 連約金については、少なくとも元金が完結と<br>なった後、速やかに調定を行うべきである。                                                                                            |    |
| 21 | 沖縄県労働者<br>住宅建設資金<br>貸付金         | なし  | なし                                                                                                                                      | なし |

|    |                          |     |                                                                     |    |
|----|--------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------|----|
| 22 | 沖縄県医師修<br>学資金等貸付<br>金    | 指摘1 | 本貸付金の貸与契約書を保証契約の書面性を<br>充足する内容に修正すべきである。                            |    |
|    |                          | 指摘2 | 本貸付金の根拠となる本規則等に期限の利<br>益についての規定を明記し、貸与契約書にも<br>同規定を明記すべきである。        |    |
| 23 | 沖縄県看護師<br>等修学資金貸<br>付金   | 指摘1 | 償還猶予の運用について、本規則をふまえた<br>手続に改善するか、本規則を見直して本条例<br>の規定に合わせるかして、是正されたい。 |    |
|    |                          | 指摘2 | 本貸付金の借用証書を保証契約の書面性を<br>充足する内容に修正すべきである。                             |    |
| 24 | 沖縄県住宅供<br>給公社貸付金         | 意見1 | 遅延損害金が発生している債権について、少<br>なくとも元金完済後に調定すべきである。                         |    |
|    |                          | 意見2 | 本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利<br>益喪失についての規定を明記し、借用証書に<br>も同規定を明記すべきである。       |    |
| 24 | 沖縄県住宅供<br>給公社貸付金         | なし  | なし                                                                  | なし |
| 25 | 都市モノレール<br>整備資金貸<br>付金   | なし  | なし                                                                  | なし |
| 26 | 都市モノレール<br>建設事業資<br>金貸付金 | なし  | なし                                                                  | なし |
| 27 | 都市モノレール<br>事業資金貸<br>付金   | なし  | なし                                                                  | なし |
| 28 | 沖縄県人材育<br>成資金貸付原<br>資貸付金 | なし  | なし                                                                  | なし |
| 29 | 沖縄県高等学                   | 指摘1 | 償還猶予の運用について、本規則をふまえた                                                |    |

|    |                                                           |      |                                                             |
|----|-----------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------|
| 30 | 校定時制課程<br>修学奨励貸付<br>金・<br>沖縄県高等学<br>校通信制課程<br>修学奨励貸付<br>金 |      | 手続に改善するか、本規則を見直しして本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。                    |
|    |                                                           | 指摘 2 | 本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。       |
|    |                                                           | 意見 1 | 借用証書、返還明細書の作成時期について、貸与の決定ないし貸付の実施後すみやかに作成する制度への改善を検討すべきである。 |

|                                                       |                                                  |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <p>発行所<br/>沖縄県総務部<br/>総務私学課<br/>電話番号 098-866-2074</p> | <p>印刷所 株式会社 国際印刷<br/>〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p> |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|